

# 常任理事会会議次第

とき 令和6年7月25日(木) 午後1時30分～

ところ 長建ビル 3階 会議室

## 1. 開会

## 2. 会長挨拶

## 3. 議事

### [審議事項]

(1) 地域を支える建設業検討会議(全体会議)について(当日配布) …… 資料No.1

(2) 見坂茂範氏の推薦について …… 資料No.2

### [報告事項]

(3) 関東地方整備局との懇談会について …… 資料No.3

(4) 北陸地方整備局長からの感謝状について …… 資料No.4

(5) 甲信越三県連絡協議会について …… 資料No.5

(6) 青年部会全体会議について …… 資料No.6

(7) 建設政策委員会について …… 資料No.7

(8) 信州で暮らす働くフェアについて …… 資料No.8

(9) 信州ゼロエネ住宅普及促進協議会について …… 資料No.9

(10) 地域を支える建設業検討会議(分科会)について

・ 施工・品質確保分科会について …… 資料No.10-1

・ 維持管理・危機管理分科会について(当日配布) …… 資料No.10-2

・ 技術力の確保・向上分科会について(当日配布) …… 資料No.10-3

(11) 総務委員会について(当日配布) …… 資料No.11

(12) 会員異動について …… 資料No.12

(13) 行事予定について(当日配布) …… 資料No.13

(14) その他

・ 「足立敏之君と語る会」について …… 資料No.14

・ 「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」について …… 資料No.15

## 4. 閉会

## 「地域を支える建設業」検討会議 第52回全体会議 (R6.8.8)

(一社) 長野県建設業協会

## ○ 要望事項等

1 災害に強い安全・安心な県づくりと地域経済の活性化、社会資本整備を推進するための公共投資について ~~依頼~~ 希望

我が国人口の減少という大転換期が始まり、若者、生産年齢人口が減少する中、本年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」など、近年は大規模自然災害が頻発しており、これら自然災害から国民の安全・安心を守るためにも地域建設業の役割は、ますます大きなものとなっております。

このような状況下、長野県の令和6年度公共事業当初予算につきましては、令和5年度の補正予算を合せ、前年度より約6%増額されたとお聞きしており、改めて御礼を申し上げます。

しかしながら、世界的な物価高騰や円安等の影響による建設資機材等の価格高騰・品薄等により、地域建設業を取り巻く状況は大変厳しく、地域建設業が将来に亘りその使命を果たしていくためには、安定的・持続的な事業量の確保が必要不可欠です。地域の安全・安心を担う地域建設業が、その社会的使命を果たし、公共工事の品質を確保していくためにも、下記について要望をいたします。

- ① 地域におけるインフラの維持・管理を適切に行い、県民の安全・安心の確保を図るため、また、建設企業が中長期的な建設投資を見通せるよう、公共事業予算の安定的・持続的な確保を要望します。また、県内の道路舗装や河川における護岸の修繕、河床掘削など必要な維持補修が十分と言える状況ではないと思われるので、県単独公共事業予算の確保について要望いたします。
- ② 国土強靱化対策を強力かつ計画的に推進するため「5か年加速化対策」の終了を待つことなく、昨年法定化された「国土強靱化実施中期計画」が令和6年度の早期に策定されると共に、災害対策の必要性・緊急性、また、建設資材の価格高騰等を踏まえ、「5か年加速化対策」を大きく上回る事業量が確保されるよう国への働きかけを要望します。

## 2 県内建設企業の人材確保について 依田

長野県内の建設企業は、技術者の高齢化が他産業より顕著に進行していることに加え、新規就労者確保も厳しい状況にあり、近い将来、技術者不足により、社会資本整備や既存インフラの維持管理、災害対応、除雪など、県民の生活を支えるための各種事業が円滑かつ迅速に実施できなくなることが懸念されます。

また、こうした状況は全国的にも同様であり、県内企業技術者が県外企業から引き抜きにあうといった事象も散見され、今後、こうした人材確保競争はさらに激化していくことが想定されます。

このような中、長野県建設部では、様々な就労促進に関する取り組みを進めて頂いており、当協会としては、こうした取り組みを大いに歓迎するところであり、県と連携して建設企業の人材確保を推進するため、下記について要望します。

- ① 県内建設企業の技術者確保と長野県の少子化・人口減少対策に資する移住の促進に繋がる施策の推進をお願いいたします。
- ② 災害に強い安全・安心の長野県づくりに貢献したい、長野県の発展に貢献したいという夢や情熱を持った学生の学びの場を確保し、建設業の担い手を確保・育成するためにも、長野県教育委員会・建設部様との「高校再編計画等に係る意見交換会」を継続的に開催していただきますようお願いいたします。
- ③ 建設技術学園の復活、建設大学校の設立についてもご検討いただきますようお願いいたします。

## 3 高騰する資材価格の速やかな設計価格への反映について 矢野

- ① 世界経済の影響による、油脂、燃料、骨材、鋼材など建設資材価格の値上がりの影響が多方面に大きな影響を及ぼしています。

発注工事の積算に使う資材単価は、長野県におかれましても体制を強化し対応いただいておりますが、実勢価格との乖離や変動スピードに予定価格の改定が追いつかないなどの状況も見受けられます。引き続き、適切な反映がされるようお取り組みをお願いいたします。

- ② 契約後の資材価格高騰などに対しては、スライド条項の運用や設計変更での適切な対応を図って頂いていることに御礼申し上げます。

しかしながら、スライド条項には1～1.5%の受注者負担割合があります。こ

の負担割合については、経営上最小限度必要な利益まで損なわれることが無いように配慮して定められた率とされております。

受注者の適正な利益が圧迫されているため、適正な利益が得られるよう、国において実態調査に基づく受注者負担割合の見直しについての検討が行われるようお願いいたします。

#### 4 働き方改革への取り組みについて

令和6年4月から時間外労働の上限規制が建設業にも適用されました。働き方改革対策につきましては、当協会でも様々な取組を進めてまいりましたが、県をはじめ公共事業等の発注者のご理解と連携・協力が必須であります。つきましては、下記について要望をいたします。

- ① 県におかれましては、休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定、予算の繰越手続、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、用地取得や関係機関協議の調った後での精度の高い設計に基づく発注等をお願いいたします。
- ② 週休二日制工事につきましては、その拡充・普及促進を図るとともに、休日が増えても労働者の減収とならないよう、設計労務単価の見直しや補正係数の引上げ等を行うようお願いいたします。  
また、完全週休2日の実施など、地域の建設企業にとっては、課題の多い取組へのインセンティブについては、その運用について一定のご配慮をお願いしたい。
- ③ 市町村における週休2日制につきましては、適正な工期の設定や補正係数の計上の下で、その普及が進むよう県から市町村に対し積極的に働きかけていただきますようお願いいたします。
- ④ 時間外労働が特に多い現場技術者の労働時間を削減するため、工事書類の更なる簡素化及び公共発注機関間における書式の標準化・統一化を進めるとともに、設計変更に係る業務の受発注者間の役割分担の適正化を図るようお願いいたします。
- ⑤ 技術者等技能者以外の賃上げに必要な現場管理費及び一般管理費の引上げにつきましても国への働きかけのご検討をお願いいたします。

## 5 災害情報システムの活用について 深茂

長野県建設部では、令和2年10月から「長野県災害情報共有システム」の運用を開始し、当協会においても、令和4年6月から「災害情報共有システム」の運用を開始し、県下各地で発生する災害等の情報を収集し、県と情報共有を図っております。

令和6年2月16日開催の第44回維持管理・危機管理分科会において、県から、令和5年度は6月の豪雨による災害時や、12月の白馬村の土石流災害時で当システムを活用した旨の説明がありました。

また、令和6年6月21日に県が開催した第3回能登半島地震復興支援県民本部会議において、当システムを活用した県建設部との連携強化について、県が策定する「地震防災対策強化アクションプラン（仮称）」へ盛り込むよう要請したところです。

当システムの活用や訓練には建設事務所および協会各支部により温度差があると思われまことから、災害時の応急対応や資材の確保、会員各社のBCPの確認など、情報共有システムを活用した訓練や活用の推進に連携して取り組めるよう要望をいたします。

さらに、平常時の小規模補修工事や除雪業務等への当システムの活用について、引き続き協議をお願いいたします。

## 6 低入札価格調査制度の運用について 北條

長野県では、平成15年から「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」を適用しており、低入札価格調査制度は、ダンピング対策として、品質の確保や適正な利潤の確保などに一定の役割を果たしてまいりました。

しかしながら、長野県が適用する変動制の調査基準価格の下では、国の低入札価格調査基準を上回る応札額に対しても調査対象となる場合があり、その調査には、受発注者とも大変な労力を要しておりますので、調査対象の運用の見直しを要望いたします。

7 猛暑 長坂

8 県草 本吉 北條

見坂茂範

けんきがかしげのりが考える主な政策

建設業を元気に！

そして日本を元気に！

**① 防災・減災、国土強靱化**

災害が多発する日本には、国土の強靱化が不可欠です。

このため、昨年改正された「国土強靱化基本法」に基づく「国土強靱化実施  
中期計画」を策定し、「計画的かつ継続的な国土強靱化対策」が必要です。

**② 経済成長につながるインフラ整備（景気的好循環）**

公共事業による積極的な投資を行うことにより、民間投資も喚起します。

インフラが整備されることにより、企業立地が進み、観光客が増加し、企業活動も盛ん  
になります。そして、法人税収が増えれば、地方公共団体も財政が良くなります。

適切な価格転嫁により、デフレ経済からの脱却を促し、GDPの増加に

つなげることが重要です。このような景気的好循環につなげるためには、

安定的な公共事業予算の確保」が不可欠です。

**③ 持続可能な建設業へ**

「防災・減災、国土強靱化」「経済成長につながるインフラ整備」のために  
建設業が果たす役割は極めて大きい。

そのためには、「持続可能な建設業」であることが重要です。

1. 賃金アップ（設計労務単価、技術者単価の更なる引き上げ）
2. 生産性の向上
3. 働き方改革（週休2日、時間外労働の削減）

などを推進してまいります。



建設業を元気に！  
日本を元気に！

# けんざか しげ のり 見坂茂範

## プロフィール

本籍 兵庫県多可郡多可町  
昭和43年7月18日生  
県立西脇高校 昭和62年3月卒業  
京都大学工学部土木工学科 平成3年3月卒業  
京都大学大学院工学研究科土木工学専攻 平成5年3月修了

平成5年4月1日	建設省に採用（関東地建企画部企画課）
6年4月1日	北陸地整黒部工事事務所
16年4月1日	道路局高速国道課長補佐
19年4月1日	近畿地整京都国道事務所長
21年8月1日	道路局企画課企画専門官
23年7月1日	関東地整企画部企画調査官
26年7月8日	大臣官房技術調査課技術企画官
29年7月7日	道路局企画課評価室長
30年7月31日	福岡県土整備部長
令和3年4月1日	関東地整企画部長
4年6月28日	大臣官房技術調査課長
5年7月4日	近畿地方整備局長
6年5月17日	国土交通省退職

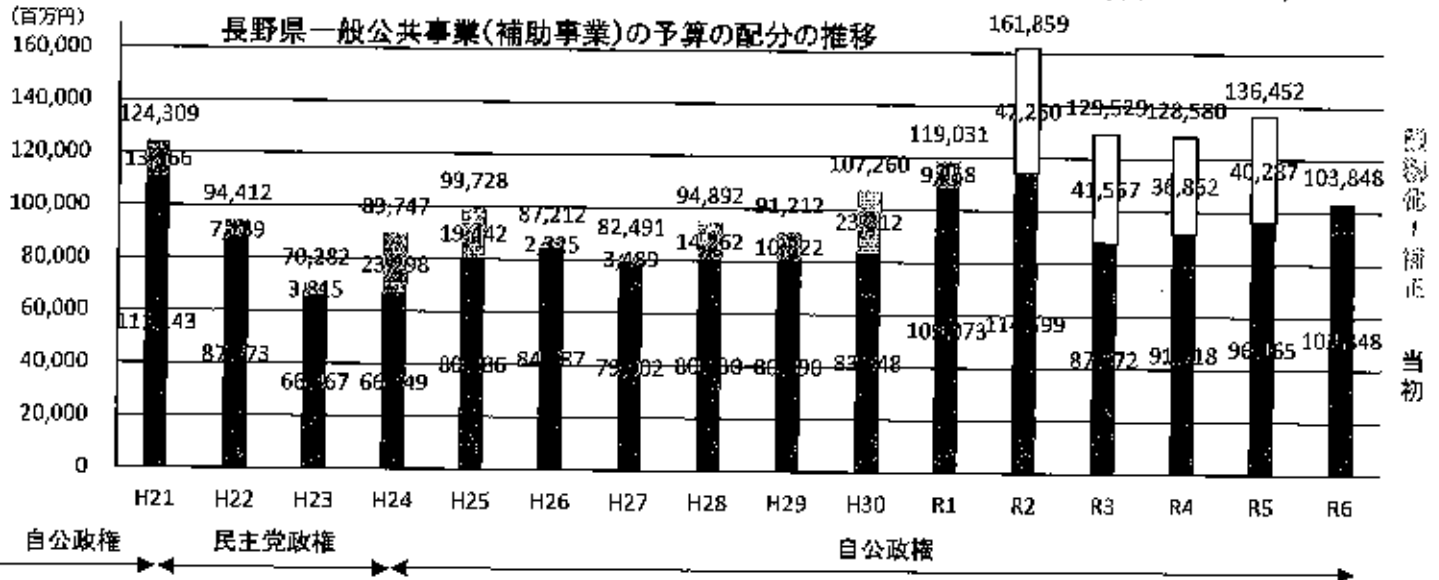


[事業量の確保・成長の推進]

長野県 工事編

自由民主党国土強靱化推進本部本部長代行  
参議院議員(全国比例区) 佐藤のぶあき

1. 国土強靱化がようやく定着、令和3年度から7年度まで5か年加速化対策(P83~98)



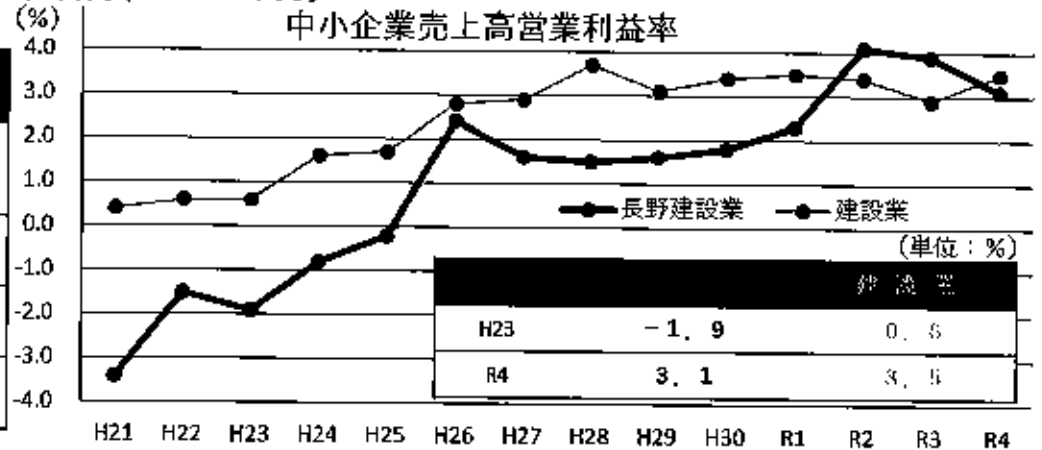
[質の改善・新3Kに向けて分配の充実]

2. 公共工事の低入札調査基準を平成19年以降8回上げた(P35~39,151~169)

3. 積算価格の推移  
(P172~174)  
H24一億円の場合

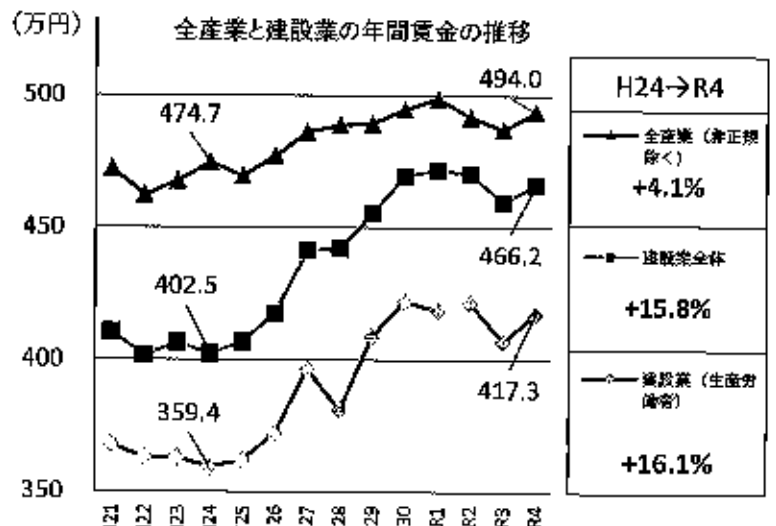
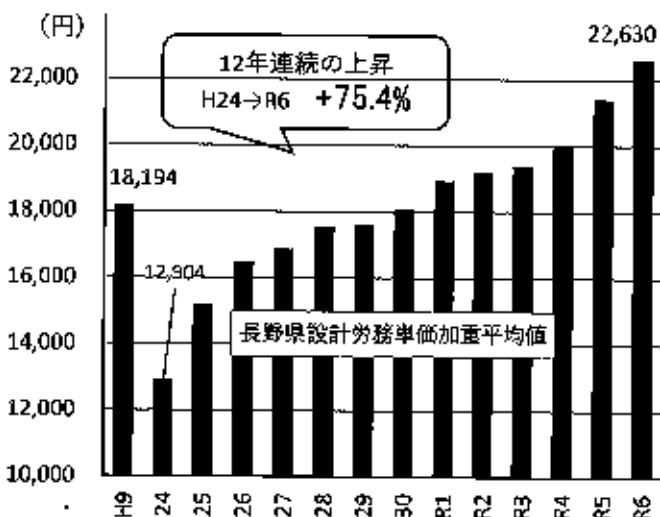
年度	価格(億円)	低入基準(%)
H9	1.06	79.3
H24	1.00	85.3
R5	1.35	91.1

4. 建設産業は赤字続きだったが24年度(自公政権で補正)以降若干改善(P171~180)



5. 設計労務単価を上げた(P126~150)

6. 従業者賃金も上昇(P181~186)





---

令和四年度決算 締めくくり総括質疑 (抄)

---

参議院決算委員長  
佐藤 信秋

令和6年6月10日参議院決算委員会での岸田総理に対する質問3問、概要ご報告します。

**第1問** GDPと国税の増えた要因と国土強靱化

○内閣総理大臣の回答

国土強靱化に対する投資、これが経済成長の一翼を担っているという点については御指摘のとおり。また、大規模自然災害における社会機能の維持、あるいは迅速な経済活動の復旧に資する、我が国の経済成長の一翼を担っているという意義もあると認識。

引き続き、災害に屈しない国土づくり、強力に進めるとともに、投資の拡大を更なる経済成長につなげていきたい。

**第2問** 電力立地地域の振興 (佐藤の質問、主張)

立地地域周辺への立地交付金等の規模、額が少な過ぎ。交付金の使い道も、ほかのインフラ補助金の地方負担等にも充当できるとか、根本的に地方の自主性を強めてもっと使いやすくして効果の発現を考えるべき。

電力の立地地域は元気、活力あるとして、子育てしやすく移住者も増える、夢のある地域にするべき。

**第3問** コストカット経済からの脱却 (佐藤の質問、主張)

例えば公共工事では、平均の落札率は大体92.3%ぐらいで、人件費や会社経費を必ず昨年の実績より七、八%カットしなきゃいけないと、こういう問題、コストカット型経済そのものの成り行き。

世界中で、この積算価格を予定価格として、それ以下の価格でなければ落札できないようにし続けているのは、先進国では残念ながら日本だけ、これを直して世界の標準に近づけなくては、コストカット型経済というのがなかなか止まらない。

## 令和6年度 関東地方整備局との懇談会について

開催日：令和6年7月3日（水）

出席者：関東地方整備局：岩崎局長、渡邊企画部長、市川建政部長、  
武藤技術管理調整官、大坂所長、藤平所長、小田川所長、  
鈴木建設専門官、春名技官  
長野県建設業協会：木下会長、依田副会長、福原副会長、長坂副会長、  
深澤副会長、大月特任理事、小林専務理事、岩下

## 関東地整からの情報提供

- R5 2次補正及び R6 当初予算の執行状況について
  - ・補正・当初とも、前年から伸びている。
  - ・国土強靱化基本法改正で、国土強靱化中期計画の策定が法定化された。
- 2024 年問題に向けた関東地整の取組
  - ・週休2日工事の発注方針が、「原則月単位の週休2日を実施」となった。
  - ・工事関係書類の統一化。
  - ・時間外労働規制適用に対応するための現場管理費の見直し。
- 法改正の動向について
  - ・労働者の処遇改善。
  - ・資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止。
  - ・働き方改革と生産性向上。
- 建設発生土の搬出先の明確化
  - ・建設発生土最終搬出先の確認を義務化。

## 長野県建設業協会の取組について

- 長野県選出国會議員、長野県知事への要望について
- 長野県議会入札制度研究会との意見交換会について
- 中学校「職場体験学習・防災学習」について
- 女性部会の活動について

## 意見交換

- ・関東地整から 2024 問題について、課題等あれば労働局や国交省に相談してほしい。

# 令和6年度 (一社)長野県建設業協会との懇談会

日時：令和6年7月3日(水) 13:30～14:30

場所：長野県建設業協会 3階 会議室

## 議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

- ・ 関東地方整備局
- ・ 長野県建設業協会

3. 意見交換

4. 閉 会

# (一社) 長野県建設業協会との懇談会 出席者名簿

令和6年7月3日(水) 13:30~14:30

長野県建設業協会 3階 会議室

関東地方整備局		一般社団法人 長野県建設業協会	
局長	岩崎 福久	会長(木下建工(株) 代表取締役)	木下 修
企画部長	渡邊 良一	副会長((株)木下組 代表取締役)	依田 幸光
建政部長	市川 智秀	副会長((株)サンタキザワ 代表取締役)	福原 初
技術調整管理官	武藤 健治	副会長((株)三六組 代表取締役)	長坂 亘治
利根川水系砂防事務所長	大坂 剛	副会長((株)フカサワイール 代表取締役)	深澤 信治
富士川砂防事務所長	藤平 大	特任理事	大月 昭二
長野国道事務所長	小田川 豊	専務理事	小林 敏昭
		常務理事	岩下 康之

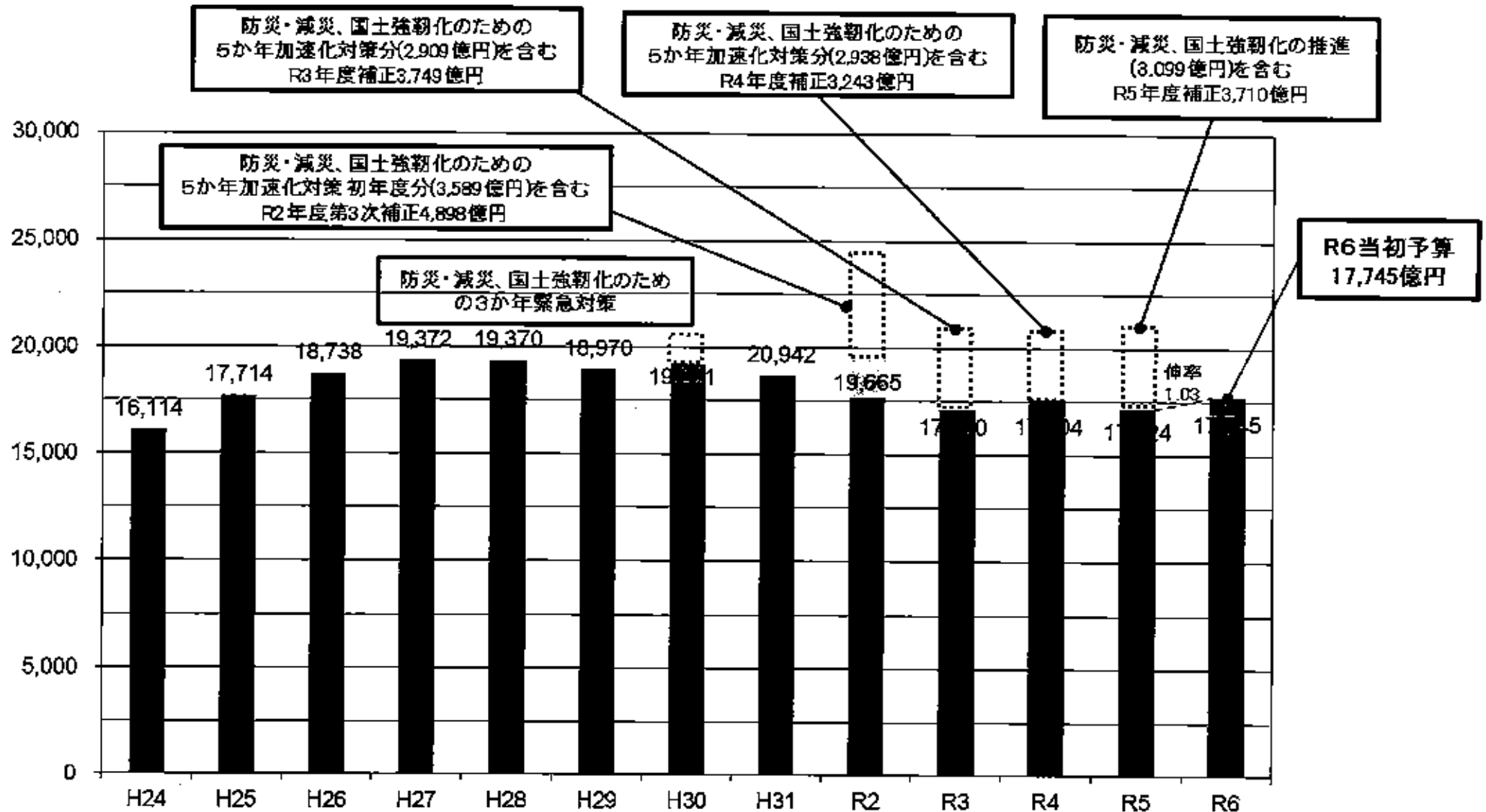
(敬称略)

各都県建設業協会との懇談会  
～関東地方整備局からの情報提供～

- ① R5 第2次補正予算及び R6 当初予算の執行状況について  
…P1
- ② 建設業における2024年問題に向けた関東地方整備局の取り組み  
…P6
- ③ 法改正の動向について  
…P20
- ④ 建設発生土の搬出先の明確化等  
…P28

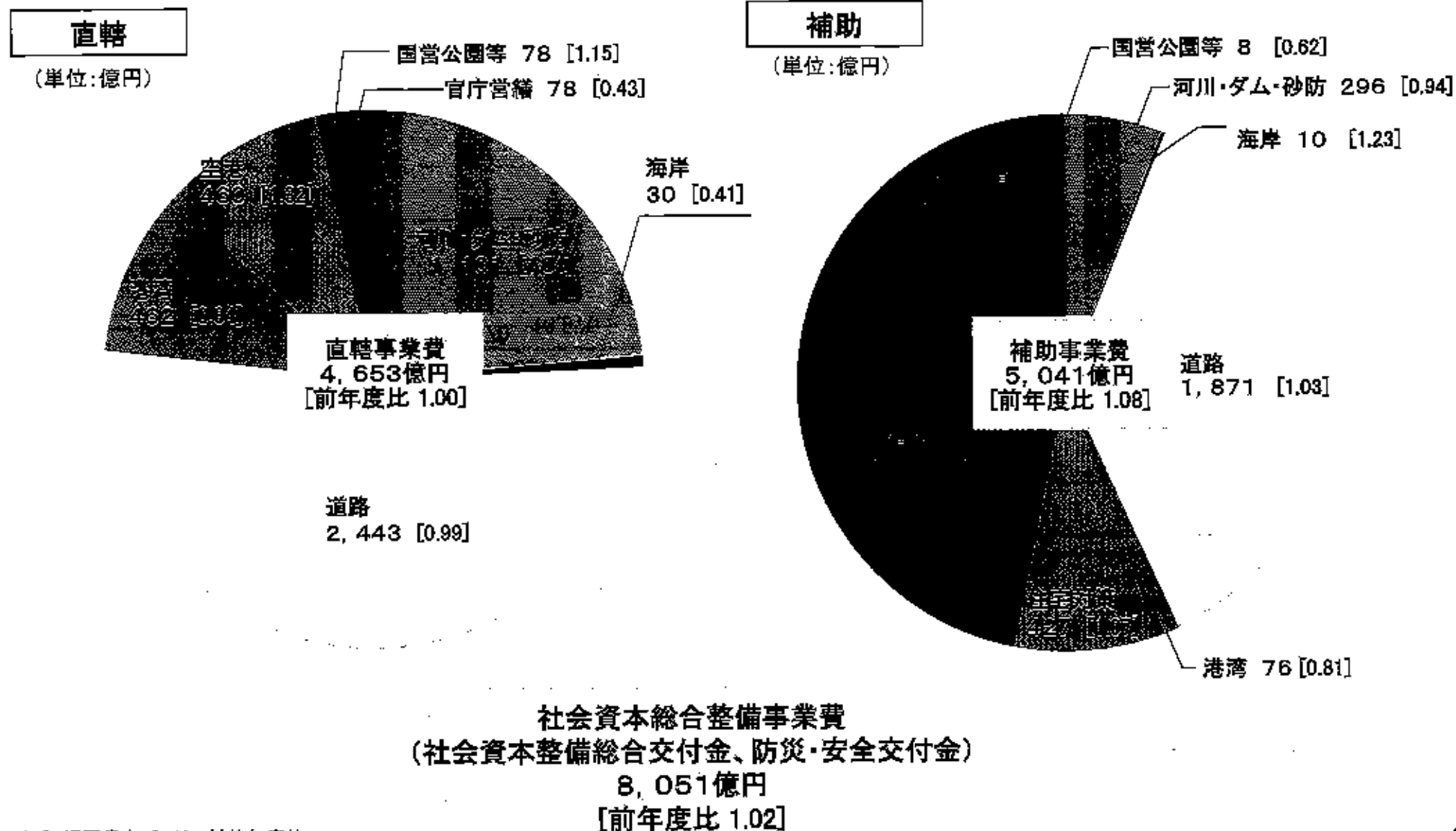
# 関東地方整備局の予算推移

- 令和5年度補正予算は、防災・減災、国土強靱化の推進(3,099億円)を含め、3,710億円。
- 令和6年度当初予算は、1兆7,745億円(対前年度比1.03)。



# 関東地方整備局の令和6年度予算

○令和6年度の当初予算は1兆7,745億円(前年度比1.03)。



※ [括弧書き] は、対前年度比

※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

# 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法改正

**内閣官房**  
Cabinet Secretariat

Google 検索

内閣官房について 会見・発表 政策・制度 情報提供

ホームページ > 各課本部・会議等の活動範囲 > 国土強靭化 > 関係法令

---

## 関係法令

---

**強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法**  
(平成25年12月11日法律第95号)

・概要 (PDF/187KB) ②

・法律本文 (PDF/1,136KB) ⑤

(参考)

改正法 (令和5年法律第59号) 令和5年6月16日公布・施行

・要綱 (PDF/108KB) ②

・法律案・理由 (PDF/104KB) ②

・新旧対照表 (PDF/130KB) ②

・概要 (PDF/253KB) ②

## 強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靭化基本法改正 (□=改正部分)

**基本理念**

**基本方針**

- 人命の尊厳が最大限に図られること。
- 国家及び社会の重要な機能が致命的被害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の発展が持続可能なものとなるようにすること。
- 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 迅速な復旧復原に資すること。
- 重要等の評価に關し、被害と重要等の評価に關する基準を踏まえ、国土強靭化を推進するための施策を迅速に実施すること。
- 自然は、自然、生物及び人為的要素に組み合わされることにより行われることを基本としつつ、特に重大な又は緊急性の高い場合には、国が中核的役割を果たすこと。
- 財政資金の効率的な活用による地方の持続的な発展に促進して、その実現を図ること。

**施策の策定・実施の方針**

- 政府が社会資本の有効活用等により、費用の削減を図ること。
- 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- 民間の資金の積極的な活用を図ること。
- 大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- 施策の結果に基づく客観的評価の推進及びその成果の活用を図ること。

**国土強靭化基本計画の策定**

※ 国土強靭化に係る国の他の政策等の調整となるべきものとして、国土強靭化基本計画を定めること。

○ 策定手続

◆ 案の作成(推進本部)

◆ 閣議決定

○ 重要事項

**脆弱性評価の実施**

**国土強靭化地域計画の策定**

※ 国土強靭化に係る計画策定・実施に關し、他の関係政策との調整となるべきものとして、国土強靭化地域計画を定めることができる。  
【推進本部・国が実施する場合】

**国土強靭化実施中期計画の策定**

○ 政府において、以下の事項とする中期計画を定める。

- ① 計画期間
- ② 計画期間内に実施すべき施策の内容・目標
- ③ 施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、②のうちその進捗が特に必要となる施策の内容・事業実施

**国土強靭化推進本部の設置**

※ 国土強靭化に關する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靭化推進本部を設置。  
【本部長】内閣府大臣 【副本部長】内閣府長官、国土強靭化担当大臣、国土交通大臣 【本部長】他の閣僚大臣

※ 本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

**その他**

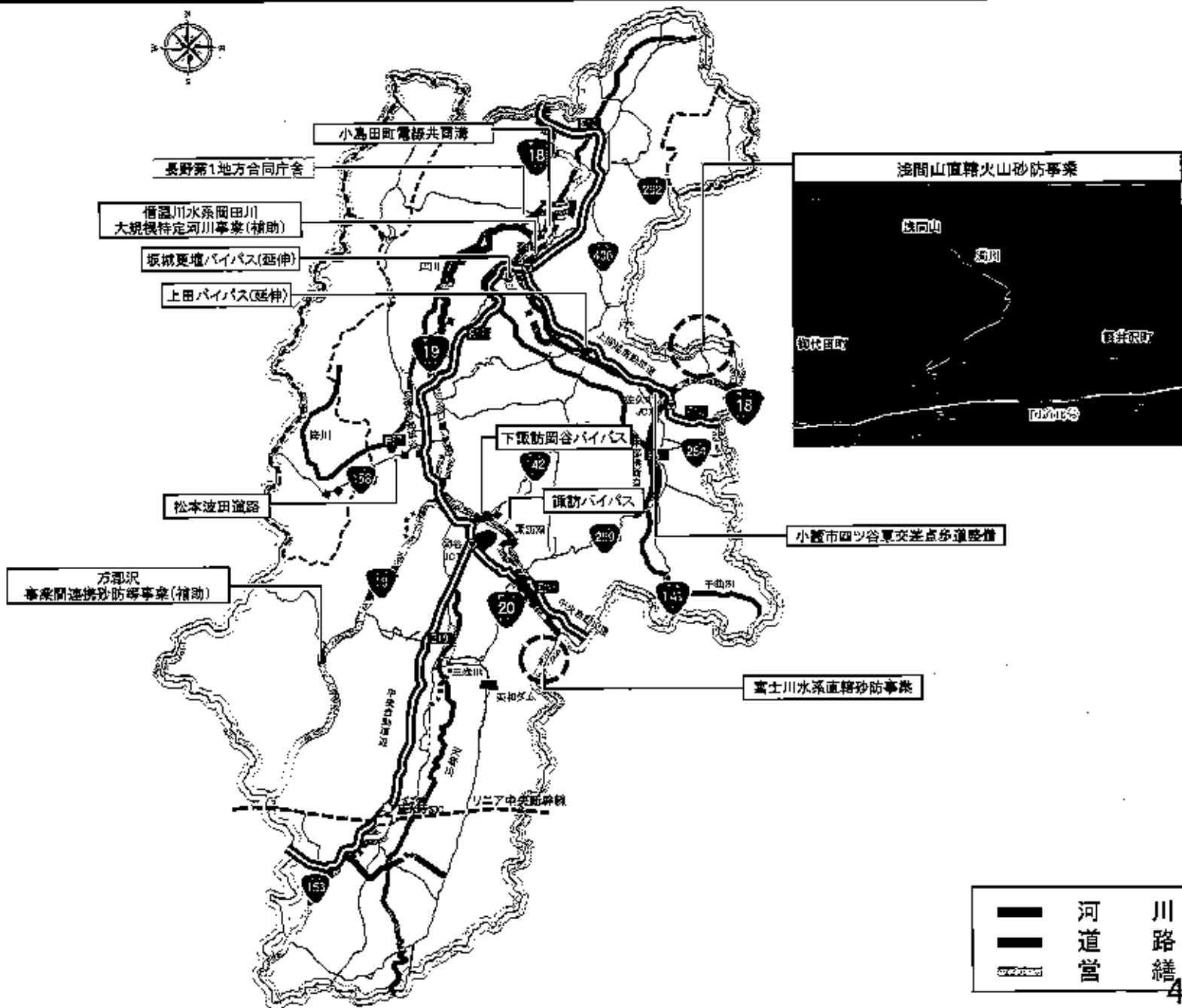
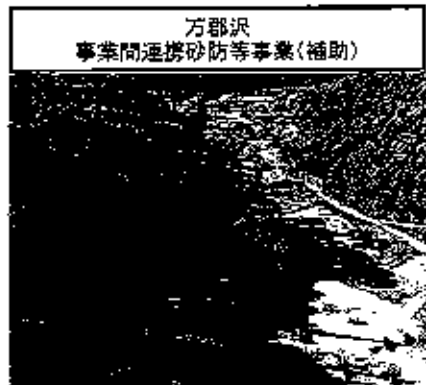
**改正部分**

- 国土強靭化推進本部の設置
- 国等の施策の実施状況の評価の在り方の検討・必要と認めるときはその結果に基づいて施策の措置

※ 令和5年6月14日成立、同月16日公布・施行。

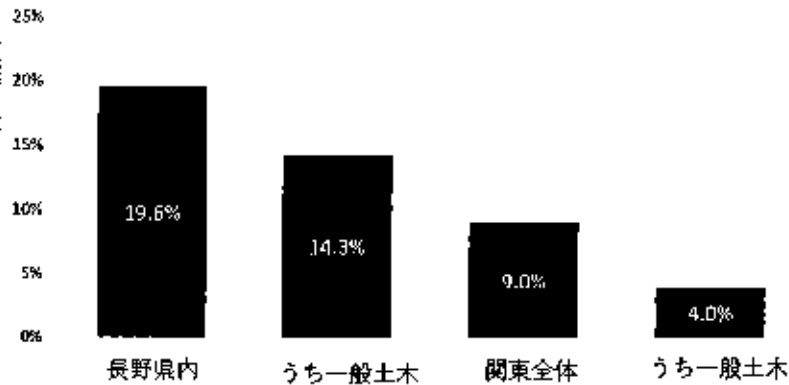


# 長野県内の主要事業

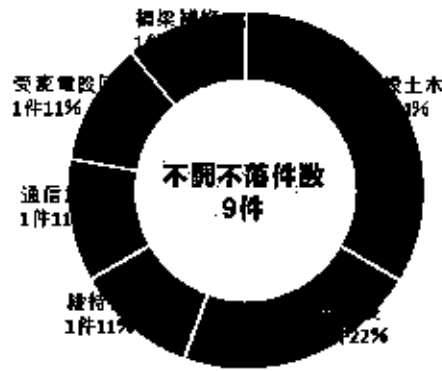


## R5年度関東地方整備局 長野県内の不調・不落発生状況

長野県内と関東地整の不調・不落率



不調と不落別の状況



工種別の状況



事務所別の状況

## R5補正予算及びR6. 4月期の長野県内の不調・不落の状況(速報値)

R6.6.3時点

	R5年度補正予算				R6当初予算	
	R5年度契約		R6. 4月		R6. 4月	
	計	うち一般土木	計	うち一般土木	計	うち一般土木
発注件数	1	1	0	0	7	1
契約件数	1	1	0	0	6	0
不調・不落件数、(率)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(14%)	1(100%)

## 【2024(令和6)年4月から適用される建設業の罰則付時間外労働の上限規制】

法定労働時間 ……1日8時間、1週間40時間  
 時間外労働の上限規制 ……月45時間かつ年間360時間

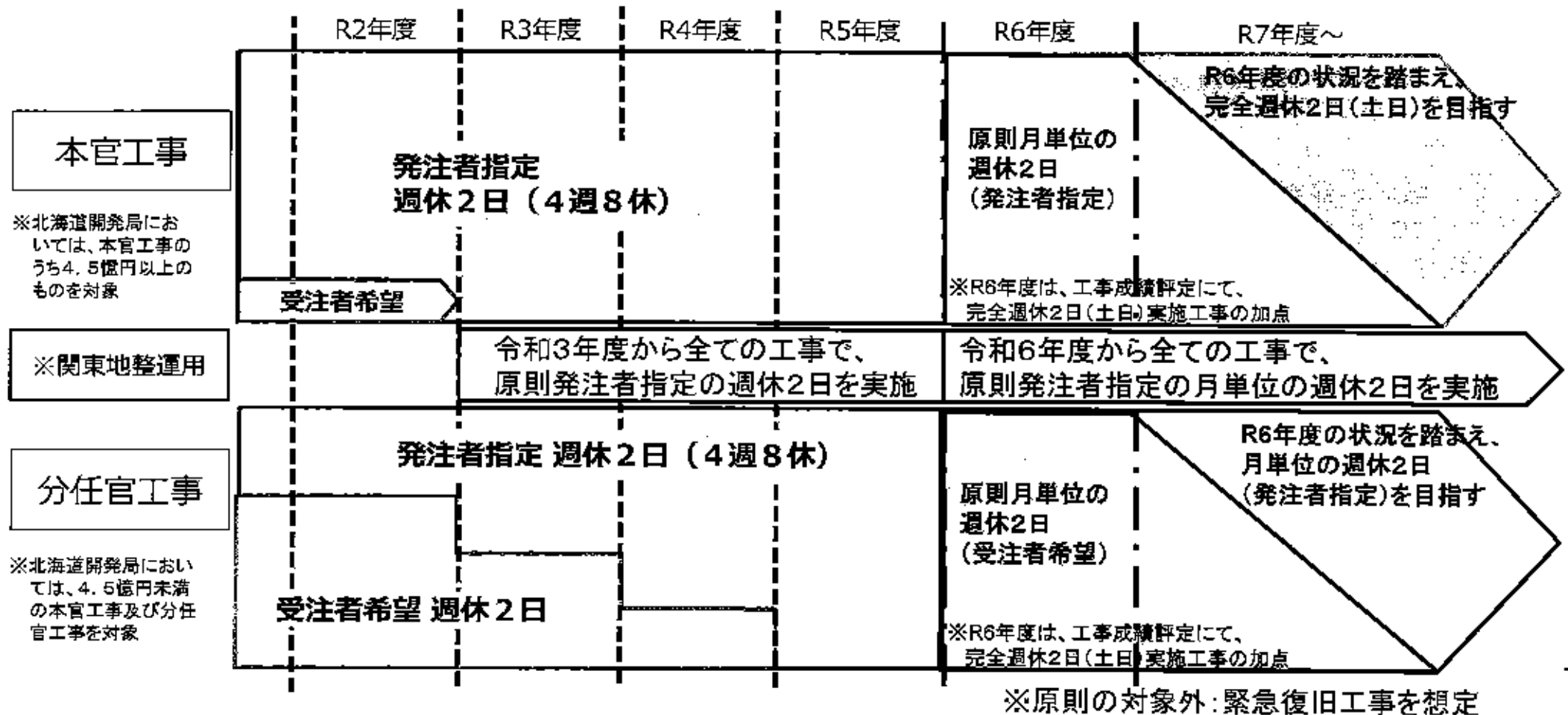
### 関東地方整備局における主な取り組み

	項目	内容
1	働き方改革の強力な推進	①週休2日制の実施(発注者指定による月単位の週休2日の実施)→7P ②書類作成業務のさらなる負担軽減 ・土木工事電子書類スリム化ガイドの更新→9P ・検査書類限定型工事の標準化→10P ・工事関係書類の統一化→11P ・現場管理費の見直し→12P ③工事現場環境の改善(ウィークリースタンス)→13P ④2024相談窓口の設置→14P ⑤移動時間を踏まえた積算の適正化→15P
2	現場での生産性向上の取組	⑥現場に関する生産性向上 ・インフラDX大賞の創設→18P ・3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き(案)の更新→16P ・小規模工事ICT施工活用の手引き(案)の更新→17P
3	多様な総合評価の取組	⑦インフラDX大賞の受賞企業を加点評価→18P ⑧ワークライフバランス関連認定企業の加点評価を適用拡大→19P

# 令和6年度の直轄土木工事の発注方針

- 他産業と遜色ない休日取得ができる現場の実現に取り組む
- R5年度までに工期全体（通期）の週休2日が標準化されたことから、R6年度より月単位の週休2日を推進  
※関東地整では、令和6年度から全ての工事において、原則発注者指定の月単位の週休2日を実施
- 休日の質の向上のさらなる推進のため、土日を休日とする週休2日の実施に努めることを土木工事共通仕様書に規定するとともに、実施した企業には工事成績評定で加点

## 月単位の週休2日工事の発注方針（イメージ案）



# 令和6年度以降の直轄土木工事の週休2日補正係数

- 月単位の週休2日を推進するため、月単位の週休2日の補正係数を新設するとともに、工期全体（通期）の週休2日についてもR6年度に限り、R5年度までの補正係数の一部を適用
- 月単位の週休2日の補正係数について、R7年度以降は実施状況を踏まえて検討することとし、完全週休2日（土日）の実現に向けた取組についても引き続き検討

## <現場閉所>

補正係数	工期全体(通期)の週休2日 <b>+</b>	月単位の週休2日	<b>=</b> 月単位の週休2日(合計)
R6	労務費:1.02 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03	労務費:1.02 機械経費(賃料):1.00 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.04 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.03 現場管理費:1.05
R7以降	—	実施状況等を踏まえた数値を検討	

## <交替制>

補正係数	工期全体(通期)の週休2日 <b>+</b>	月単位の週休2日	<b>=</b> 月単位の週休2日(合計)
R6	労務費:1.02 現場管理費:1.01	労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.04 現場管理費:1.03
R7以降	—	実施状況等を踏まえた数値を検討	

※柔軟な休日の観点から、工期の一部で現場閉所から交替制に途中変更する試行について、月単位の週休2日適用工事にも対象拡大

## 「土木工事電子書類スリム化ガイド(ver.3.0)」のポイント

### ■目的

・工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

### ■適用

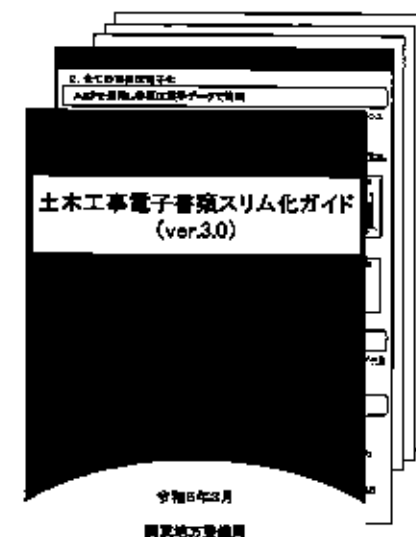
・令和6年4月1日以降の関東地方整備局発注工事(入札・契約手続運営委員会を開始する工事、入札手続き中及び契約済みの工事)  
(港湾空港関係、営繕関係を除く)

### ■バージョンアップのポイント

- ✓発注者側の誤った指摘事例と、本来の適切な対応を記載。
- ✓設計変更に係る協議資料や設計審査会資料として、多数の詳細図面や写真等による説明が行われている実態から、説明資料に替えて動画の活用や遠隔臨場を併せて実施し、説明資料を削減可能な旨を追記。
- ✓書類作成に係る土日・深夜勤務等の抑制のためウィークリースタンスを追記。
- ✓その他、アンケート調査結果により明らかとなった課題に対する対応及び改善要望のあった事項を反映。

### ■その他の主なバージョンアップ箇所

- ✓目的・適用・・・受注者が書類提出時に、スリム化ガイドで提出不要としている書類を抜いて再提出させられているなど負担が生じていることから、受注者の意思で提出された場合は受領を妨げない旨を追記。
- ✓施工体制台帳・・・添付が不要な書類の一部明確化。
- ✓工事検査・・・書類限定検査(検査に必要な書類は10種類のみ)の標準化。
- ✓週間工程表【新規】・・・様式の指定が必要な場合は作業の手戻りとならないよう事前に行う旨を追記。



# 書類限定検査の実施の標準化 令和6年2月21日通知

【目的】 工事の検査時（完成・中間・既済・完済）における、技術検査官による資料検査（電子検査を含む）において、監督職員と技術検査官の重複確認の廃止及び受発注者における説明用資料等の類削減による効率化を図るため、「検査書類限定型工事」として実施しているところであるが、これまでの実施の結果を踏まえ、より一層の検査の効率化を図るため、「書類限定検査の実施を標準」とすることとされた。

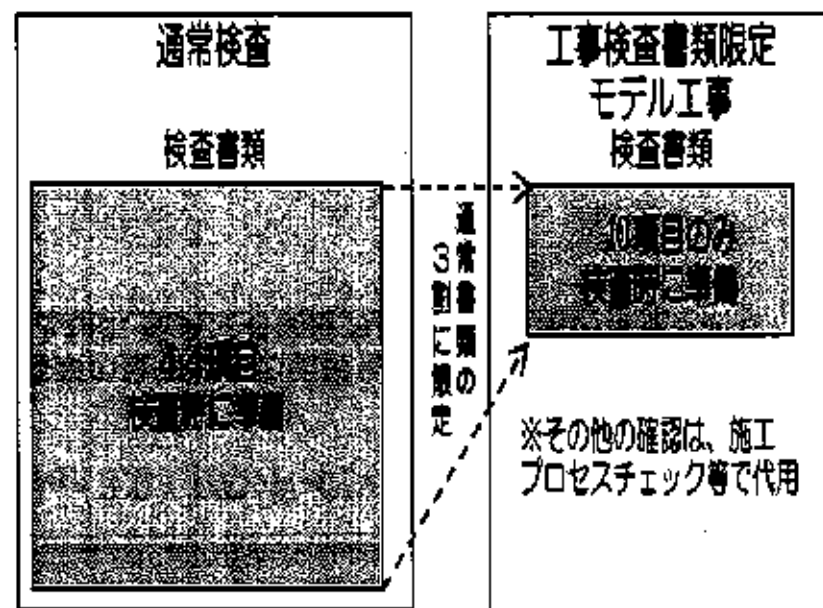
【対象】 各地方整備局等において実施する全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について実施できるものとする。なお、以下の工事については対象外とする。

- ・ 「低入札価格調査対象工事」又は、「監督体制強化工事」は対象外
- ・ 施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

【内容】 技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行う。

- ① 施工計画書
- ② 施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）
- ③ 工事打合せ簿（協議）
- ④ 工事打合せ簿（承諾）
- ⑤ 工事打合せ簿（提出）
- ⑥ 品質規格証明書
- ⑦ 出来形管理図表
- ⑧ 品質管理図表
- ⑨ 品質証明書
- ⑩ 工事写真

※上記書類は、検査用に作成するのではなく、適時、監督職員に提出した資料をとりまとめたものとする。  
 ※監督職員は「施工プロセス」のチェックリスト(案)（地方整備局工事成績評定実施要領の別紙-5①～④）を検査時に技術検査官へ提出し、チェック内容を説明するものとする。



- 関東地方整備局及び埼玉県との統一化の対象書類として26書類選定し、うち、24書類（92%）の統一化を実施。
- 埼玉県との調整結果を基に、今後、管内各都県及び政令市へ同様の取組の展開を図る。

国土交通省 関東地方整備局  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

Press Release

令和4年3月26日  
国土交通省関東地方整備局  
企画部

### 埼玉県との工事関係書類に関する記載内容の統一化について

～工事の円滑な施工を図るとともに、関係事業者間の業務効率化の更なる推進～

関東地方整備局では、土木工事における受発注者の更なる業務効率化を図るため、国・自治体間で工事関係書類の様式が異なる状態への対応として、関東地方整備局で運用している「工事関係書類の様式様式」をベースとした、国・自治体間の「記載内容の統一化」を行うべく、管内各都県及び政令市との調整を進めているところです。

今年度は、埼玉県をモデルケースとして具体的な調整を行い、その結果を取りまとめましたのでお知らせします。

**【工事関係書類の統一化のポイント】**  
関東地方整備局及び埼玉県との「記載内容の統一化」の対象書類として26書類選定し、うち、以下の考え方に基づき24書類（92%）の統一化を実施しました。

- ・受注者で記載が必要な内容を統一するものとし、様式番号、様式名、決裁欄の統一化までは行わない。
- ・埼玉県で様式を定めていないもの（任意様式）は、関係式でも提出可とし、統一化済みとみなす。

**【工事関係書類の様式ファイルの作成】**  
工事現場への入力作業の省力化のため、工事関係書類の様式ファイル（Excel形式）を作成しました。関東地方整備局及び埼玉県の標準様式の取扱い、比較が可能なおことに加え、工事名や発注日等の基本情報を入力することで関係様式へ自動で反映されます。

今後、埼玉県との調整結果を基に、地域の実情等により管内各都県及び政令市へ同様の取組の展開を図ります。

※「工事関係書類の様式様式」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。  
掲載場所：関東地区HP > 技術情報 > 標準・入札・契約・発注関係 > 共通仕様書

<発注者クラブ> 竹之記者クラブ 杉野川建設者会 埼玉建設者クラブ

<問い合わせ先>  
関東地方整備局 企画部  
電話：048-601-3151（代接） FAX：048-600-1375  
技術調査課 課長 佐藤 潤（さとう じゅん）（内線：3251）  
技術調査課 課長補佐 伊藤 仁（いとう ひとし）（内線：3252）

## 国・埼玉県で統一化が完了した様式

統一化の対象書類：26書類  
統一化の完了書類：24書類（92%）

様式-1	様式-2	様式-3	様式-4	様式-5	様式-6	様式-7	様式-8	様式-9	様式-10	様式-11	様式-12	様式-13	様式-14	様式-15	様式-16	様式-17	様式-18	様式-19	
現場代理人委託加算、統括費、現場代理人委託費追加書	設計代金内訳書	工事費、定率工事費表	建設業連合会共同建設の建設費取崩書	納金等（納付金、中間前払金、前払部分完済払金、部分払金、完成代金）、追加内訳書（部分払、国債部分払、指定部分払）	V工費表書（契約書VE時）	品質説明書	工事打合せ簿（指示、協議、承認、変更、通知）	材料調書	取捨廃止書	確認・立会記録書	工事事後処理書	工事見積り報告書	指定請求書	指定部分完成通知書	指定部分引渡書	工事出来内訳書	職員工事関係部分費請求書		
△	○	○	△	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	

様式-21	様式-22	様式-23	様式-24	様式-25	様式-26	様式-27	様式-28	様式-29	様式-30	様式-31	様式-32	様式-33	様式-34
仕様書	部分包用承諾書	工期延長届	立会品受領書	発注品検査書	建設機械使用記録簿	建設機械借用・返納書	品質検査結果報告書	完成確認書	引渡書	出来内訳書	品質管理関係	品質説明書	建設工務・社会性等に関する実施状況（説明資料）
-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○

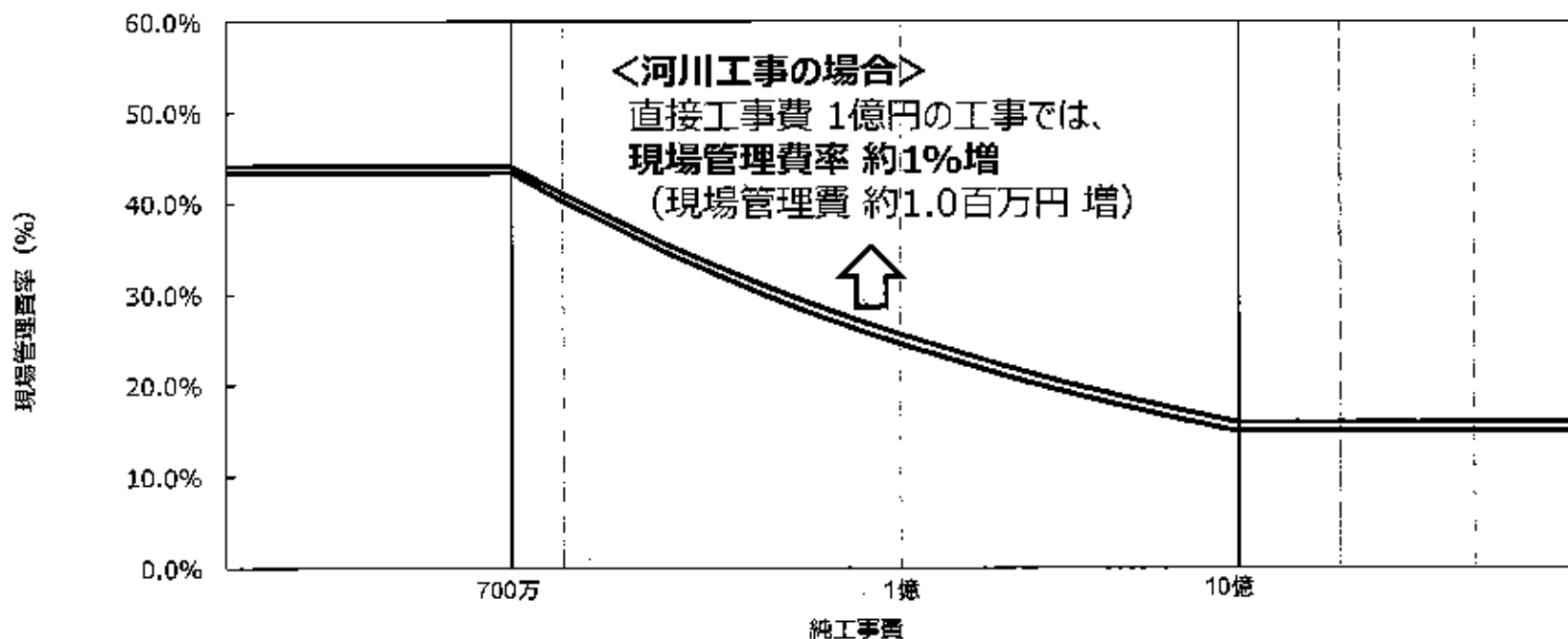
【凡例】  
○：統一化完了（92%）  
△：統一化に向け引き継ぎ調整  
-：県では作成業務無し

26書類



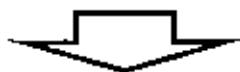
- 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

## 現場管理費率の改定イメージ



### 【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
43.43%	$1,276.7 \times Np^{-0.2145}$	14.98%



### 【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
44.05%	$1,118.2 \times Np^{-0.2052}$	15.91%

- **全ての工事及び業務を対象に現場環境の改善に向けた取組を定めた実施要領を策定**
- **標準項目として、「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「業務時間外の連絡に関すること」を設け、現場環境改善に努める**

(1) 目的  
 令和6年度より建設現場においても、**時間外労働規制が適用**されることを踏まえ、**全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施**し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

(2) 対象  
**全ての工事・業務を対象**（災害対応等緊急を要する場合は除く）

(3) 取組内容(例)  
 土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

① 依頼日・時間及び期限に関すること

・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。【各地方整備局の取組事例】

② 会議・打合せに関すること

・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない  
 （具体的な時間を設定）  
 ・打合せはWEB会議等を活用に努めること。

③ 業務時間外の連絡に関すること

・業務時間外の連絡を行わない。（ASP・メール含む。）  
 ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

・マンデー・ノーピリオド：月曜日を依頼の期限日としない  
 ・ウェンズデー・ホーム：水曜日は定時の帰宅を心掛ける  
 ・フライデー・ノーリクエスト：土・日曜に休暇が取れるように  
     金曜日には依頼しない  
 ・ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング：  
     昼休みや午後5時以降の打合せをしない  
 ・イブニング・ノーリクエスト：定時間際、定時後の依頼、  
     打合せをしない  
 ※フォローアップ：業務完了後、2週間以内に実施状況報告  
     を技術管理課へ報告

など

(4) 進め方  
 受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。  
 工事や業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施すること。

# 2024関連相談窓口の設置

○ 令和6年(2024年)4月から建設業における時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、関東地方整備局では、2024関連相談窓口を設置。

The screenshot shows the website of the Kanto Regional Development Bureau. The main navigation bar includes links for Home, About Us, Road, Sea and Air, Urban and Parks, Construction, etc. The breadcrumb trail is: Home > Technical Information > Moving Method > Limitation on Overtime Work in Construction (2024 Related). The page title is "技術情報 | 公共工事に関する共通仕様書や工事安全対策、新技術など様々な情報のご案内です。".

The "動き方改革" (Moving Method Reform) section contains the following links:

- 建設業における時間外労働の上限規制(2024関連)
  - 建設業の時間外労働規制まとめのサイト
  - 2024関連相談窓口(建設工事受注者はこちら) | 建設工事の建設現場等への相談窓口  
関東地方整備局発注工事(河海空港関係を除く)で請負契約中の受注者向けの相談窓口
  - 2024関連相談窓口(公共工事発注機関はこちら) | "地域インフラ"サポートチーム関係  
国、地方公共団体、特許法人の発注者向けの相談窓口
  - 2024関連相談窓口(上記以外はこちら) | 建設費フォローアップ相談ダイヤル(外部サイト)  
事業者向けの相談窓口

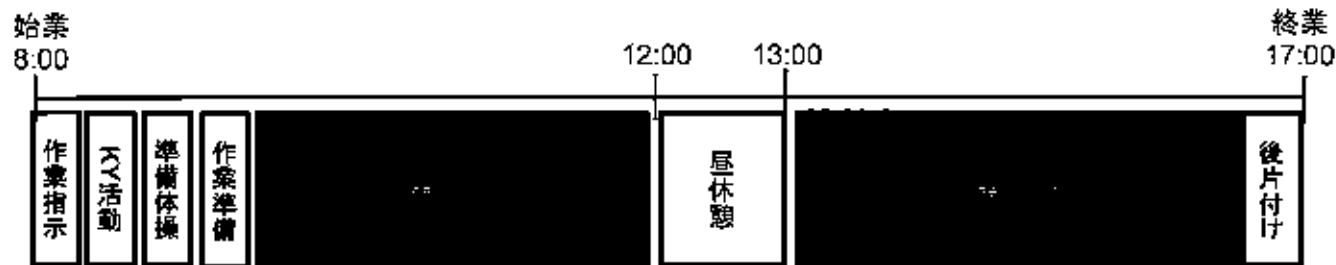
The right sidebar contains a list of links: "地域インフラ"サポートチーム関係, 建設現場の魅力発信, 生産性向上の取組, 働き方改革, 選抜2日チャレンジサイト, 招き・入札・契約・検査関係.

The footer contains: 国土交通省 関東地方整備局 所在地 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館. Links for privacy policy, accessibility, and copyright information (Copyright © Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau).

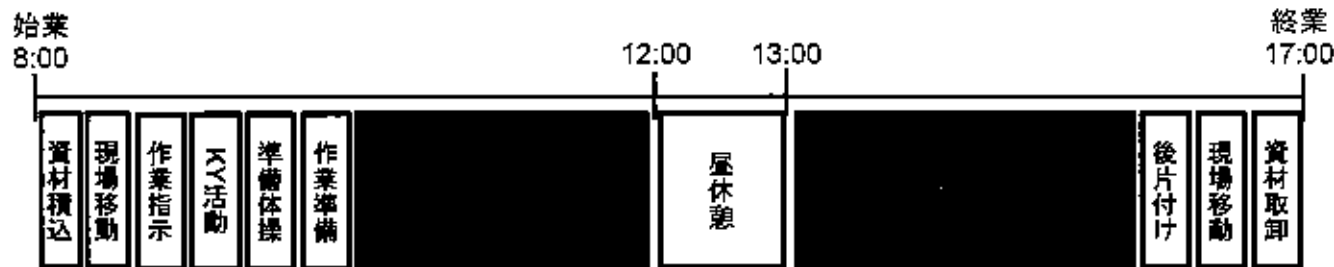
# 移動時間を踏まえた積算の適正化

- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を適切に反映
- R4年度から施工合理化調査の調査項目として実作業のほか、現場への移動時間等を詳細に把握するように調査表の見直しを行い、R5年度の27工種の分析に反映

## ■従前の調査



## ■R4以降の調査



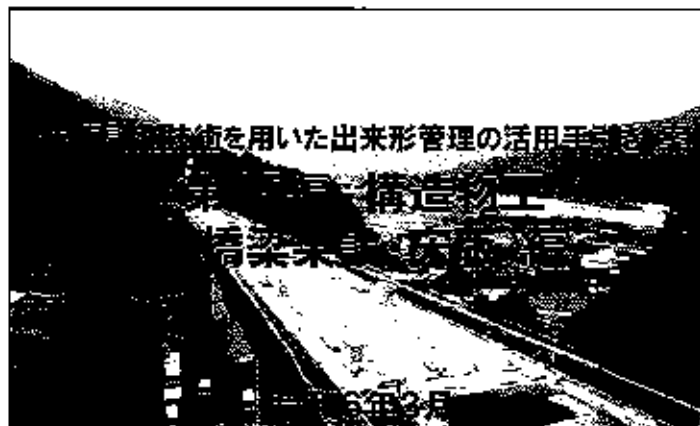
- 舗装版破碎工などの現道・維持関係等の11工種で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R6年度歩掛改正に反映

- ・舗装版破碎工
- ・舗装版切断工
- ・電線共同溝工(C・C・BOX)
- ・場所打擁壁工
- ・橋梁補強工(コンクリート巻立て)
- ・伐木除根工
- ・安定処理工(バックホウ混合)
- ・泥水運搬工
- ・現場取卸工
- ・踏掛版設置工
- ・グラウトホール工

- 手引き(案)の活用拡大のため、R4.12公表版で「3次元計測技術を用いた出来形管理の実施フロー(以下、実施フロー)」を作成した4工種(土工編、舗装工編、護岸工編、構造物工(橋脚・橋台)編)について、受注者及び監督職員並びに検査職員が理解しやすい資料に修正。また、上記4工種について説明動画を作成。
- 活用手引きに新規工種「構造物工(橋梁架設・床版)編」を追加。

※本省が公表している「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」のR5.3改定時に追加された工種。

- ・受注者と発注者(監督職員・検査職員)の実施項目を明確化するため、実施内容一覧表を新規ページ追加。
- ・作成した実施内容一覧表は、実施フローの各段階にも追加掲載。
- ・新規工種「構造物工(橋梁架設・床版)編」を追加。



## 2. 土工編: 3次元計測技術を用いた出来形管理の実施フロー(2)

○発注者(監督職員及び検査職員)と施工業者の実施内容一覧表

実施フロー	実施	実施者	実施内容	実施項目
①施工計画書作成	発注時	監督職員 検査職員	発注	①施工計画書を作成 ②監理業務の対応
	発注時	監督職員 検査職員	発注	3次元計測技術を用いた出来形管理に関する施工計画書の監理内容
②工事実施計画書の作成	発注時	監督職員 検査職員	発注	基本点の指示
	発注時	監督職員 検査職員	発注	工事基準点等の設置状況の確認
③工事実施(土工編)	発注時	監督職員 検査職員	発注	3次元計測技術を用いた出来形管理に関する工事実施計画書の監理内容
	発注時	監督職員 検査職員	発注	現場確認と現場検量結果の更新

反映

## 2. 土工編: 3次元計測技術を用いた出来形管理の実施フロー(3)

### ① 施工計画書作成

施工計画書に次の事項を記載。

- 1) 適用区域  
3次元計測範囲、出来形管理を行う範囲。
- 2) 出来形計画範囲、出来形管理基準及び網格値・出来形管理写真基準  
- 契約上必要な出来形計測実施する出来形管理箇所。  
- 該当する出来形管理基準及び網格値・出来形管理写真基準。
- 3) 使用機器・ソフトウェア  
3次元計測技術の計測性能、機器構成及び利用するソフトウェア。
- 4) 使用する3次元計測技術による計測に関わる事項  
- 上記の1)~3)以外に各3次元計測技術に別定定める事項。  
- 3次元計測技術によって内容が異なるため、各工種で定める各計測技術。

実施	実施者	実施内容	実施項目
発注時	監督職員 検査職員	発注	①施工計画書を作成 ②監理業務の対応
発注時	監督職員 検査職員	発注	3次元計測技術を用いた出来形管理に関する工事実施計画書の監理内容

出来形管理の範囲は、3次元計測機器で計測する場合、広範囲を計測可能なが、実施に当たっては発注者間で十分協議の上、実施するものとする。

### ② 工事基準点設置

- 出来形管理で利用する工事基準点を設置。
- 出来形管理で利用する工事基準点の設置は、「国土交通省 公共測量作業規程」に基づいて実施し、測量成果、設置状況と設置箇所を提出する。

工事基準点等を含む測点を計測する際は、計測機器の設置高さから目標可能な場合においても、計測機器が測点を認識できない場合があるため留意する。

実施	実施者	実施内容	実施項目
発注時	監督職員 検査職員	発注	基本点の指示
発注時	監督職員 検査職員	発注	工事基準点等の設置状況の確認
発注時	監督職員 検査職員	発注	3次元計測技術を用いた出来形管理に関する工事実施計画書の監理内容

反映

## 15. 構造物工(橋梁架設、床版)編

○出来形管理の工事イメージ

従来は、鉄線・鋼骨を往尺テープや3mアルミ定規等により計測して出来形管理を実施していた。  
⇒3次元計測技術を用いて高精度を計測することで省力化・省人化を図る。

### Before

往尺テープや3mアルミ定規等による出来形管理  
- 鉄線・鋼骨等の寸法を往尺テープや3m定規等で計測。  
- 人力による測量作業、労力増加。



### After

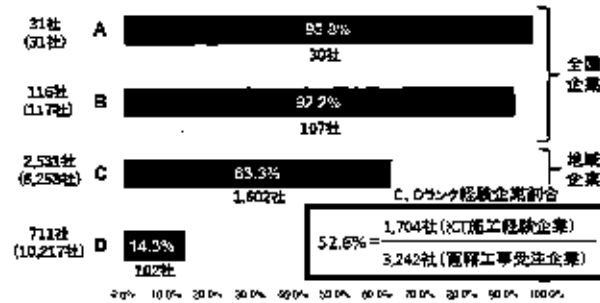
3次元計測技術を用いた出来形管理  
- 3次元計測機器を用いて計測。  
- 測量等で取得した測点を利用し、PC上で測量データを確認。



- ・3次元計測機器を用いた出来形管理による省力化・省人化
- ・計測人員の削減に伴う安全性の向上
- ・計測精度向上
- ・出来形管理確認ソフトウェア等による出来形管理資料作成の短縮
- ・出来形データ(3次元座標データ)の維持管理へのデータ連携が図れる

- 地域を地盤とする中小建設業へのICT施工普及拡大を目的に、小規模工事で活用できるICT施工技術等の活用方法をまとめた、「小規模工事ICT施工活用の手引き(案)」を策定。
- 本協議会の取組を通じて、中小建設業への普及拡大に向けた、全国で初めての実践的な手引きを策定。
- 令和6年度も引き続き小規模工事で活用できる新たなICTツールの調査や、実工事現場での導入効果検証による手引きの見直しを行っていきと共に、分かりやすい手引きの動画版を作成して普及拡大に努める。

・地域を地盤とするC,D等級業者には、いまだICTの活用がされていない現状がある。



普及拡大の取組

## ○活動内容

- ✓アクションプランとして普及促進の活動目標を設定
- ✓見学会やセミナー等による知見の取得
- ✓小規模工事におけるICT導入効果の検証を実施

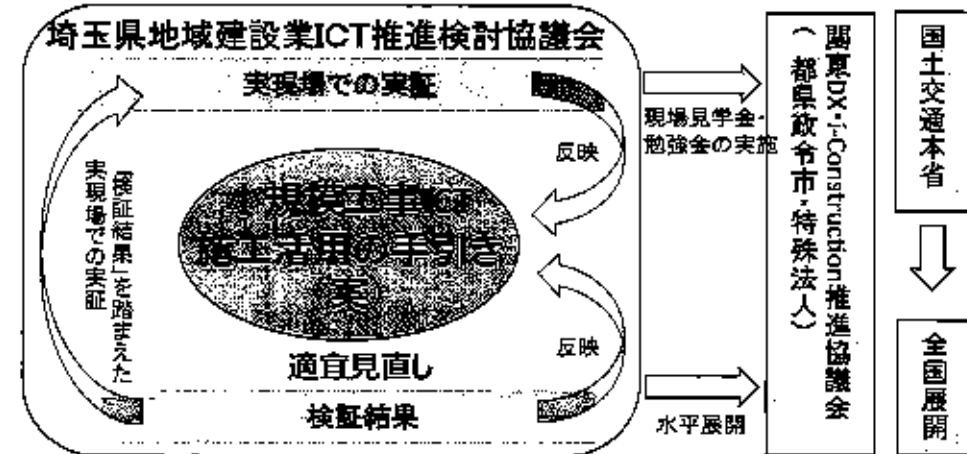
## ■ICT導入効果検証



小型施工機械へのICT導入、小規模な現場での3次元設計データ利活用を検証

- 中小建設業へのICT普及拡大に向けた、実践的な手引きをR3年度末に策定
- ・小規模工事ICT施工活用の手引き(案)  
施工業者の技術レベルに応じたICTの活用方法について記載
- 成果の共有  
・本手引きについては、令和4年3月31日関東地方整備局HPにて公表するとともに、都県政令市、建設業協会へ水平展開している。
- 小規模工事ICT施工活用の手引き(案)の見直し  
・実工事現場における小規模工事を対象としたICT導入の効果検証を引き続き実施(埼玉県地域建設業ICT推進検討協議会の活動の一環として実施)。

## ○見直しイメージ



## ●見直した手引きの共有

令和6年3月28日関東地方整備局HPにて公表。引き続き、都県政令市、建設業協会へ水平展開していく。

令和6年8月1日以降の公告案件より適用

《新規》

- 建設分野におけるDX促進のため、令和6年度より関東地整においてインフラDX大賞を創設予定。
- これと併せて、総合評価においてインフラDX大賞(本省表彰、関東地整表彰)受賞者を加点評価する。
- 配点は、本省表彰及び関東局長表彰は2点、事務所長表彰は1点とする。

評価項目		評価基準	評価点	
企業の技術力	インフラDX大賞	インフラDX大賞の有無について評価する  <評価対象とする表彰年度> ・国土交通本省の表彰(国土交通大臣表彰及び優秀賞)はR5年度に受けた表彰  ・関東地方整備局の表彰(局長表彰及び事務所長表彰)はR6年度に受けた表彰  ※上記への切替は令和6年8月1日	本省表彰(国土交通大臣表彰、優秀賞)、 関東局長表彰	2
			関東事務所長表彰	1
			表彰無し	0

## インフラDX大賞(国土交通本省)

・国土交通省は、インフラ分野において、データとデジタル技術を活用して建設生産プロセスの高度化、効率化、国民サービスの向上等の改革に繋がる優れた実績をベストプラクティスとして横展開するため、令和4年度にインフラDX大賞を創設

・表彰対象は、次に掲げるいずれかの取組のうち、インフラ分野において、データとデジタル技術を活用して、建設生産プロセスの高度化・効率化、国民サービスの向上、組織の働き方や文化・風土の改革等につながる優れた実績をあげた取組

①各発注機関から受注した工事・業務において前年度に完了した取組(元請け、下請けを問わない)

②その他、前年度に各団体が独自に実施した取組(「i-Construction 推進コンソーシアム会員の取組部門」に対する応募を対象)

・関東地整における総合評価落札方式においては上記①を加点対象とする

本省通知を踏まえ適用時期を設定 《見直し》

- 現在、一般土木B等級、建築B等級以上の工事においてワークライフバランス認定企業の加点評価を実施しているところ。
- 令和6年度中に工事種別や等級等にかかわらず全ての総合評価落札方式案件で評価対象とする。
- 評価基準に変更は無く、女性活躍推進法その他、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定を受けている企業を加点対象。
- 配点は1点とする
- 適用開始時期は、本省通知を踏まえ設定する。

評価基準	配点
次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。



現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制等に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりのために必要な実効性ある対策を具体化するため、実務に精通した関係者を交え、令和5年5月より議論を実施。

## 委員

### (学識者等)

井出 多加子(成蹊大学経済学部教授)  
 榎並 友理子(日本IBM株式会社執行役員公共事業統括部長)  
 惠羅 さとみ(法政大学社会学部准教授)  
 大森 文彦(弁護士・東洋大学法学部名誉教授)  
 小澤 一雅(東京大学大学院工学系研究科教授)【委員長】  
 蟹澤 宏剛(芝浦工業大学建築学部教授)  
 岸上 恵子(公認会計士)  
 楠 茂樹(上智大学法学部教授)  
 西野 佐弥香(京都大学大学院工学研究科准教授)  
 浜田 沙織(株式会社ワーク・ライフバランス取締役)  
 堀田 昌英(東京大学大学院工学系研究科教授)

### (受注者側)

青木 富三雄(一般社団法人住宅生産団体連合会環境部長兼建設安全部長)  
 荒木 雷太(一般社団法人岡山県建設業協会会長・一般社団法人全国建設業協会前副会長)  
 岩田 正吾(一般社団法人建設産業専門団体連合会会長)  
 小倉 範之(全国建設労働組合総連合書記次長)  
 東 佳樹(一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会長)

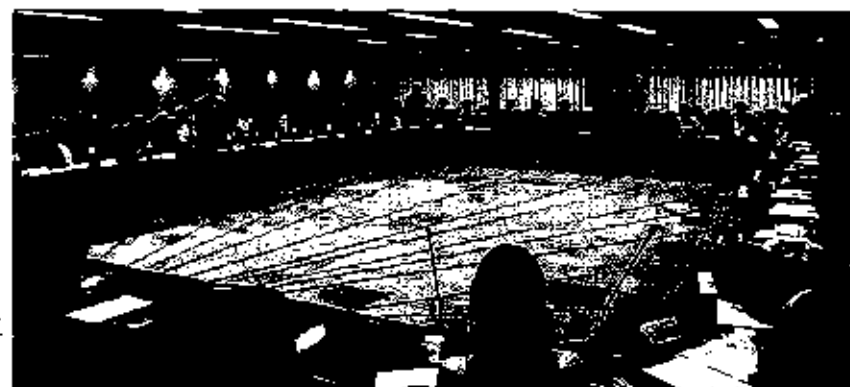
### (発注者側)

仲田 裕一(一般社団法人不動産協会企画委員長)  
 松島 進(東京都建設局企画担当部長)  
 丸山 優子(株式会社山下PMC代表取締役社長)  
 渡邊 美樹(独立行政法人都市再生機構本社住宅経営部次長)

※50音順・敬称略

## スケジュール

- 5月22日 第1回会議 基本問題小委員会における検討内容について
- 6月29日 第2回会議 請負契約の透明化による適切なリスク分担等について
- 7月27日 第3回会議 教育関係者からのヒアリング等
- 8月23日 第4回会議 これまでの議論の整理と対応の方向性について
  - ・ 請負契約の透明化による適切なリスク分担
  - ・ 適切な労務費や賃金行き渡りの確保・担保
  - ・ 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上
 中間とりまとめ(案)について
- 9月8日 第5回会議 中間とりまとめ(案)について
- 9月19日 中間とりまとめ



▲ 令和5年9月8日 第5回会議の様子

# 中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(概要)

～担い手確保の取組を加速し、持続可能な建設業を目指して～

令和5年9月19日策定

- ✓ 建設業が持続的に発展していくには、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
- ✓ 同時に、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりも欠かせない。
- ✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策を取りまとめ。

## 1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

### (1) 契約における非対称性の解消

- ① 受注者によるリスク情報提供の義務化
  - ・見積り時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化
- ② 請負契約に予備的経費等に関する事項を明記
- ③ オープンブック・コストプラス方式の標準請負契約約款の制定

### (2) 価格変動等への対応の契約上での明確化

- ① 請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
- ② 価格変動に伴う請負代金の変更条項を契約書上明確化
  - ・法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

### (3) 当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化

- ① 当事者間での誠実協議
  - ・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に契約の当事者間で誠実に協議を実施
- ② 民間事業者への勧告等
  - ・不当に低い請負代金での契約締結について、国土交通大臣等の勧告対象に、公共発注者だけでなく民間事業者も含める
  - ・不適切な契約是正のため許可行政庁の組織体制を整備

## 2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

### (1) 標準労務費の勧告

- ・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

### (2) 受注者における不当に低い請負代金の禁止

- ・労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、指導、勧告等の対象とする

### (3) 適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置

- ・建設業者に、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める
- ・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

### (1) 適正な工期の確保

- ① 受注者による著しく短い工期の禁止
- ② WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
  - ・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

### (2) 生産性の向上

- ① 建設工事現場を適切に管理するための指針の作成
  - ・ICTの活用等による現場管理のための指針を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
- ② 監理技術者等の専任制度等の合理化

※今後、重層下請構造の実態を踏まえた建設業許可の合理化、繁閑に応じた労働力の需給調整や多能工の評価のあり方、建設業の許可を要しない小規模工事の適切な管理についてもさらに検討。

赤字：法改正で対応する事項

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

## 背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 417万円/年 2,022時間/年  
 全産業 494万円/年 (▲15.6%) 1,954時間/年 (+3.5%)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典：厚生労働省「毎月労働統計調査」(令和4年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

## 法案の概要

### 1. 労働者の処遇改善

○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○標準労務費の勧告

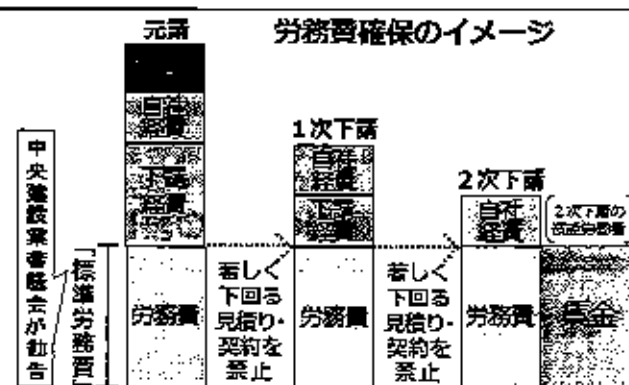
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



### 2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール

- ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
- ・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

- ・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務\*

\*公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

### 3. 働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

- ・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

○ICTを活用した生産性の向上

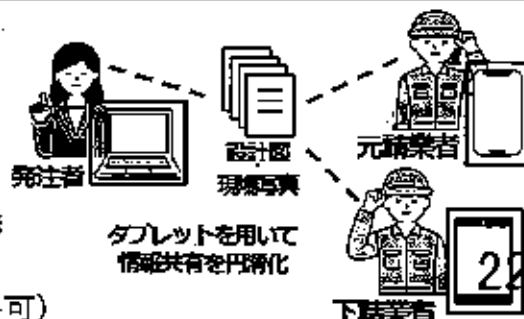
- ・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
- ・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)

➡特定建設業者\*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 \*多くの下請業者を使う建設業者

- ・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



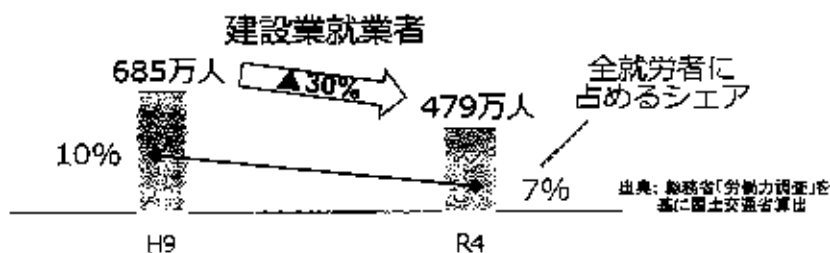
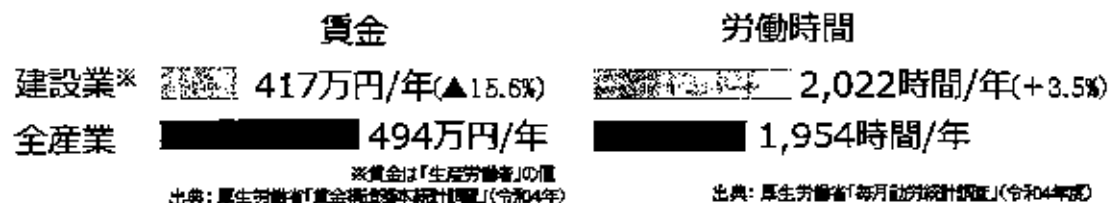
タブレットを用いて情報共有を円滑化

# 改正法 背景と方向性

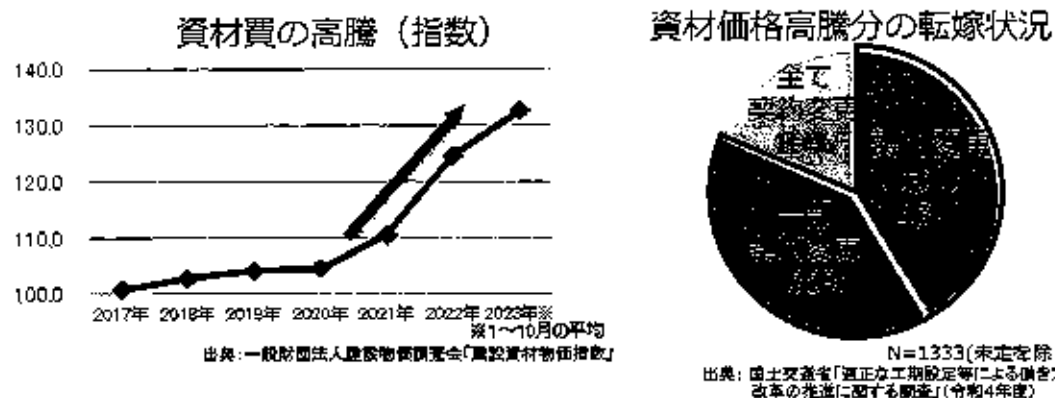
## 背景

○ 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

➡ 担い手の確保が困難



○ 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫



○ 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始

2024年  
4月から

## 方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に総合的に取り組む。

処遇改善

… 賃金の引上げ

労務費への  
しわ寄せ防止

… 資材高騰分の転嫁

働き方改革  
生産性向上

… 労働時間の適正化  
… 現場管理の効率化

就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】

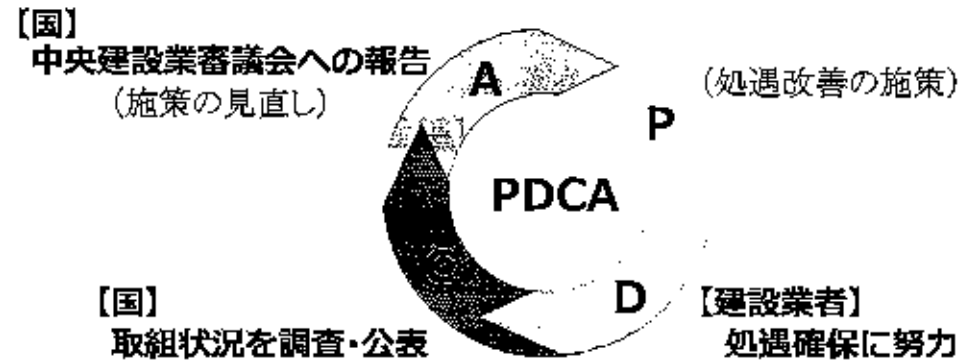
給与がよい  
休日がとれる  
希望がもてる  
+ カッコイイ

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

## (1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

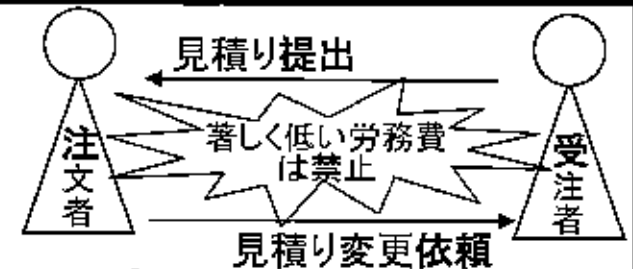
➡ 国は、建設業者の取組状況を調査・公表、中央建設業審議会に報告



## (2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 著しく低い労務費等※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を禁止 ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

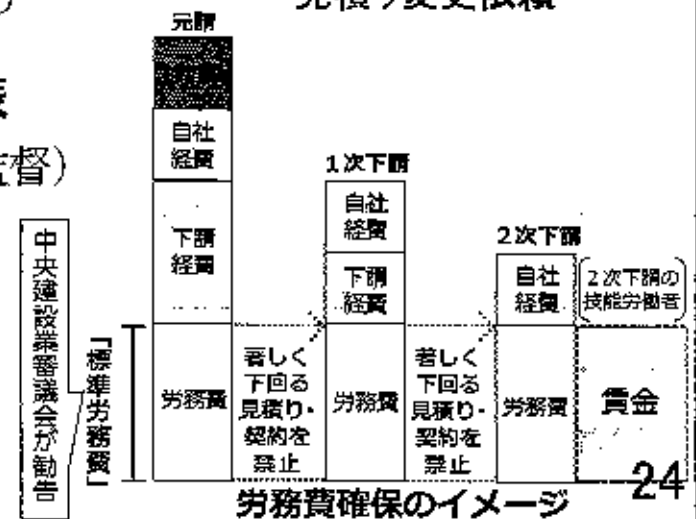
➡ 違反して契約した発注者には、国土交通大臣等が勧告・公表 (違反して契約した建設業者(注文者・受注者とも)には、現規定により、指導・監督)



## (3) 不当に低い請負代金の禁止

- 総価での原価割れ契約を受注者にも禁止

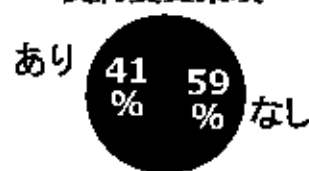
(現行) 注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。



## 契約前のルール

○ 資材高騰に伴う**請負代金等の「変更方法」**を  
**契約書の法定記載事項**として明確化

契約変更条項



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による  
発注方式改革の推進に関する調査」(令和4年度)

○ 受注者は、資材高騰の「**おそれ情報**」を  
注文者に**通知する義務**

**契約書**  
第〇条 請負代金の変更方法

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の変更を請求できる。
- ・ 変更額は、協議して定める。

注文者



「資材高騰のおそれあり」

受注者



資材高騰等が顕在化したとき

## 契約後のルール

○ 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議に応ずる努力義務\***

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務



注文者

「変更方法」に従って  
請負代金変更の協議

誠実な協議に努力



受注者

期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

## (1) 働き方改革

### ① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約  
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

#### ○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%	} 4割超
2位	休日出勤	24%	
3位	早出や残業	17%	

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

### ② 工期変更の協議円滑化

契約前 ○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

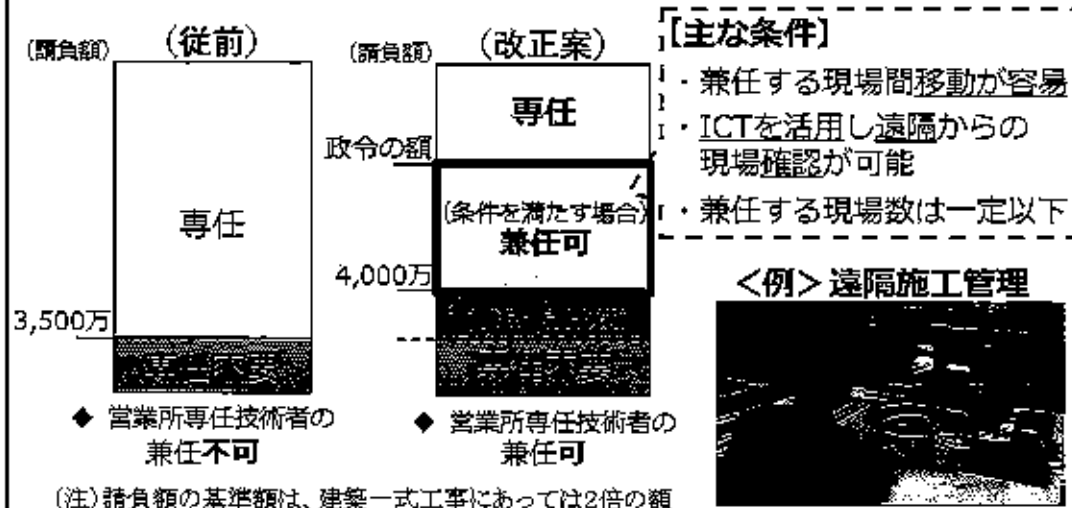
契約後 ○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

## (2) 生産性向上

### ① 現場技術者の専任義務の合理化

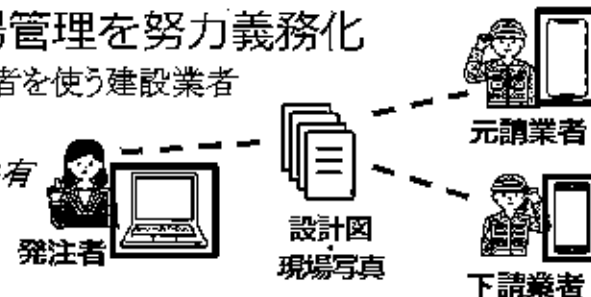


### ② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化  
※多くの下請け業者を使う建設業者

＜例＞ 元下間のデータ共有



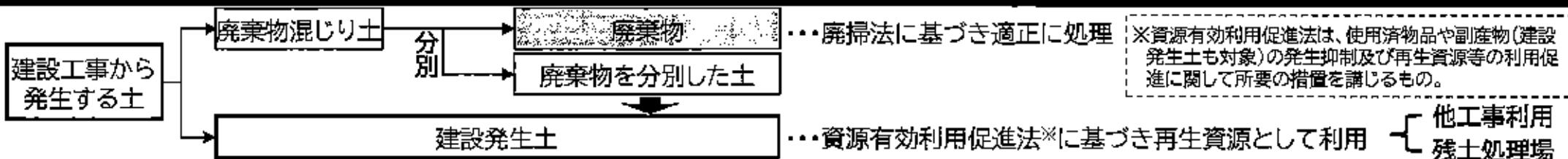
○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化 (ICT活用で確認できれば提出は不要に)

# 施行までのロードマップ（イメージ）

	2024年 ～5月	6月	9月	12月	2025年 4月		12月
全体関係		(仮)法律公布	3月施行	6月施行			1.5年施行
労働者の処遇改善			中運審WGにて「労務費の基準」作成				
ガイドライン・約款			大臣の調査権限	労務費基準勧告権限	処遇確保努力義務	ガイドライン等改正 <small>見直し規程、価格ダンピング違反のおそれ等義務</small>	見直し規制 価格ダンピング規制
政省令	省令整備 <small>大臣の調査権限の内容（調査目的の適正化・適法化等）の見直し等も検討予定</small>				政省令整備 <small>見直し規程における「労務費等」の範囲内容等</small>		
資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止			標準約款改正 <small>リスク情報通知規定及び契約上の価格・工賦ダンピングの禁止規定等</small>	変更条項記載の義務化	リスク通知と協議承諾		
ガイドライン			ガイドライン等改正 <small>リスク情報の通知方法の運用等を規定予定</small>				
省令			省令整備 <small>リスク事象がなにか、リスク情報の通知方法を規定予定</small>				
働き方改革と生産性向上			ICT指針作成 <small>ICT活用推進の適切・有効な実施のための指針</small>	技術者配置規制の合理化	ICT現場管理努力義務化		
ガイドライン・指針			ガイドライン改正 <small>監理技術者等の兼任に關した留意事項等を規定予定</small>				工期ダンピング規制
政省令			政省令整備 <small>監理技術者等の兼任要件（工事規模上限、ICT活用方法等）等を規定予定</small>				



# 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等



※資源有効利用促進法は、使用済物品や副産物(建設発生土も対象)の発生抑制及び再生資源等の利用促進に関して所要の措置を講じるもの。

## 指定利用等の徹底

- 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

## 【指定利用等の取組状況】

国	:99%
都道府県	:88%
政令市	:77%
市区町村(政令市除く)	:69%

※H30建設副産物実態調査結果(土量ベース)

## 建設発生土の計画制度の強化

【R4までの制度】 資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

### 【R5施行の概要】

- 計画書の作成対象工事の拡大(土砂1,000m<sup>3</sup> → 500m<sup>3</sup>)、保存期間の延長(1年 → 5年)、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化  
【省令改正:R5.1.1施行】
- ※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化  
【政令改正:R5.1.1施行】
- 搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認、工事現場の土壌汚染対策法の手続確認を義務化  
【省令改正:R5.5.26施行】
- スtockヤード運営事業者の登録制度の創設により、Stockヤードからの搬出先を明確化  
【告示:R5.5.26施行】

## 【再生資源利用促進計画書】 (イメージ)

計画書	
請負会社	●●株式会社
工事所在地	●●市●●町●●
建設発生土	●●●● m <sup>3</sup>
搬出先	●●●● 工事 ●●●● m <sup>3</sup> ●●●● 処分場 ●●●● m <sup>3</sup>
コンクリート	.....
アスファルト・コンクリート	.....
木材	.....

※ただし、以下の搬出先に搬出した場合は最終搬出先までの確認が不要となる

- ・ 国又は地方公共団体が管理する場所
- ・ 他の建設現場で利用する場合
- ・ 登録Stockヤード

### 【R6施行の概要】

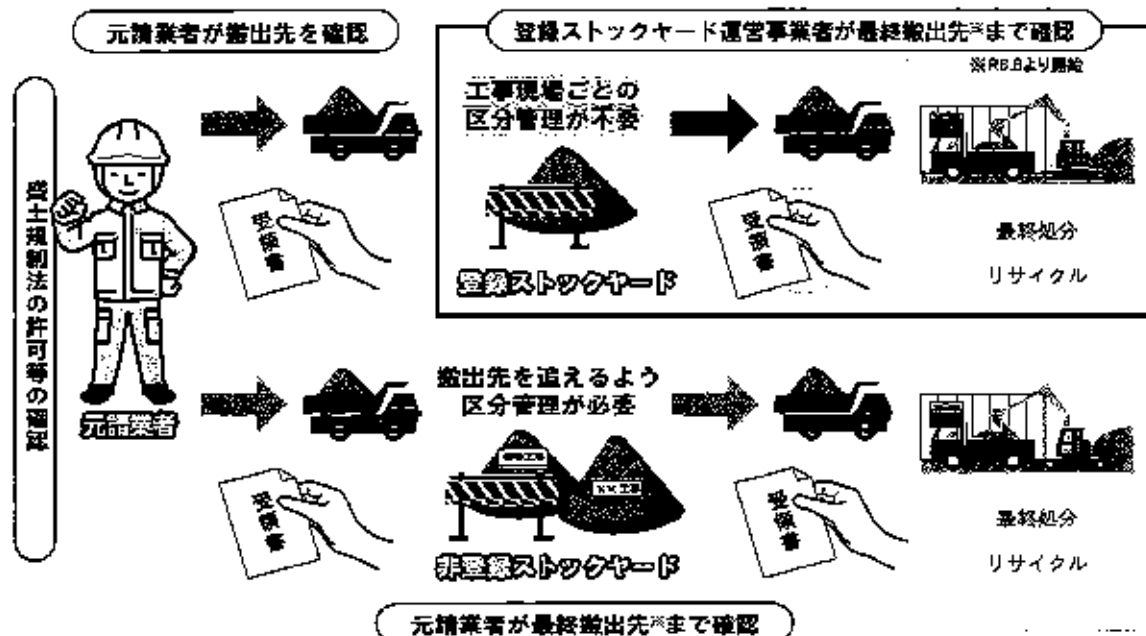
- 元請業者等による建設発生土の最終搬出先の確認※を義務化  
【省令改正・告示:R6.6.1施行(1年間の登録猶予期間後施行)】



## 盛土規制法等

- 厳格な盛土許可制
- 不法盛土の監視強化(許可地一覧の公表・現地掲示)
- 盛土許可違反の建設業者への処分

- 資源有効利用促進法省令改正による建設発生土の計画制度の強化と連携し、一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設した(R5.5.26施行)。
- 登録ストックヤードに搬出した場合、元請業者は建設発生土の最終搬出先確認が不要となる(R6.6.1施行)
- 5月16日時点での全国の登録数は、事業者数:517者 登録ストックヤード数:767箇所



## ●関東管内都県別の事業者登録状況 (R6.5.16時点)

茨城	栃木	群馬	神奈川	埼玉	千葉	東京	山梨	長野	計
8	3	1	17	33	8	28	1	7	106

## ●関東管内都県別のストックヤード登録状況 (R6.5.16時点)

茨城	栃木	群馬	神奈川	埼玉	千葉	東京	山梨	長野	計
30	2	1	25	67	14	29	1	9	178

## 今後の取組

- 元請業者に登録ストックヤードの活用や、取引のあるストックヤード事業者に対し登録制度の紹介を引き続き依頼
- 6月までに十分な数のストックヤードが登録されるよう、ストックヤード事業者への登録制度の周知を実施
- 建設発生土の有効利用・適正処分のため、登録ストックヤードによる業務が適切に実施されるよう、実効性確保に向けた取組を地整等と連携して推進していく

- 申請窓口 : 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設工事適正化係
- HPリンク : <https://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/index00000009.html>

## 令和6年度 関東地方整備局との意見交換会

### ○ (一社)長野県建設業協会の取組について

- |   |                                   |    |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 長野県選出国會議員、長野県知事への要望について . . . . . | 1  |
| 2 | 長野県議会入札制度研究会との意見交換会について . . . . . | 3  |
| 3 | 中学校「職場体験・防災学習」について . . . . .      | 5  |
| 4 | 女性部会の活動について . . . . .             | 10 |

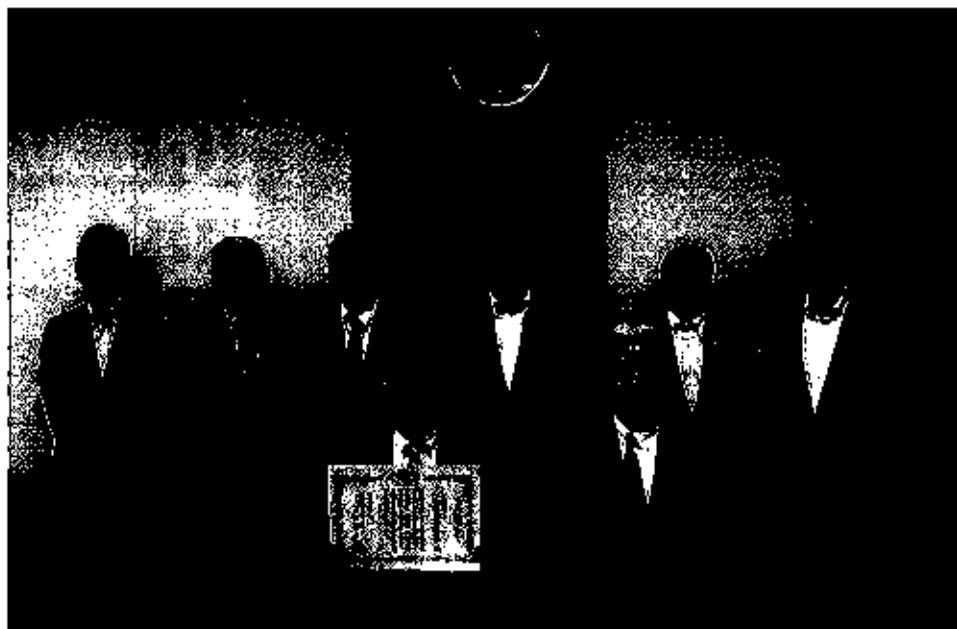
※ 1～4の資料については、常任理事会資料として提出済みのため、添付は省略します。

## 北陸地方整備局長からの感謝状について

北陸地方整備局からの要請に基づき、令和6年能登半島地震の復旧支援として、1月5日、1月10日の2回、ブルーシート等の応急資材を被災地に届けたことに対し、高松諭局長より感謝状をいただきました。

年月日： 令和6年7月3日(水)

場 所： 長建ビル 3階 役員室



## 県内情報リンク

### ★県建設業協会に感謝状

県建設業協会は3日、能登半島地震での復興支援活動を評価され、国土交通省北陸地方整備局（新潟市）から災害対応功労者感謝状を受け取った。協会は地方整備局の要請に応じ1月5日以降2度、ブルーシートなどの資材を提供した。

協会の木下修（しゅう）会長＝木下施工社長、写真左＝「現地では



労力や資材が不足している」と聞いている。（今後も）用意はあるので声をかけてほしい」。地方整備局の高松諭（きとし）局長は「発災直後から出向いていただいた。感謝申し上げます」と述べた。

## 高松北陸地整局長 県建協を電撃訪問

### 「直接感謝伝えたい」

能登半島地震の支援で

国土交通省北陸地方整備局の高松諭局長が3日、長野市の県建設業協会本部を訪れ、能登半島地震の支援に対する感謝状を木下修会長へ直接手渡した。



木下会長（左）へ感謝状を贈呈する高松局長

同局は先月21日に県建設業協会をきむ2023年度災害対応功労者への感謝状贈呈式を本局で挙行したが、協会は都合により会場への出席が叶わなかった。

高松局長は1日に就任したばかりで多忙を極める中、「感謝を直接伝えたい」と電撃訪問。「新年早々、電気も水道も止まり、電話も通じない大変な状況の中、お力添えをいただき、本当に感謝しています。発生から半年経ちますが、まだまだ問題は山積しています。今後ご協力をお願いいたします」と述べ、木下会長は「われわれは声をかけていただければ、いつでも応援する覚悟です」と快諾した。

# 県建協に北陸地整が感謝状

## 能登半島地震の復旧支援で



国土交通省北陸地方整備局の高松諭局長が7月3日、県建設業協会本部を訪れ、能登半島地震の復興支援活動に対する感謝状を木下修会長に手渡した。高松局長は「発災直後から出向いていただいた。感謝申し上げます」と述べた。

### 【新聞記事】

- 左上  
R6. 7. 4 付  
信濃毎日新聞
- 右上  
R6. 7. 5 付  
長野建設新聞
- 下  
R6. 7. 15 付  
新建新聞

県建設業協会が、発災直後の1月5日（日）ブルーシート計6216枚、カラーシート計608個、コン・パー計650本も飲料水もを能登半島地震被災地へ提供した。高松局長は「発災直後から出向いていただいた。感謝申し上げます」と述べた。

高松局長は「われわれとしても、声をかけていただければいつでも応援に行く覚悟です」と述べた。

高松局長は7月1日に着任したばかり。同日は、6月21日「災害対応功労者感謝状贈呈式」を行い、同協会も協賛功労者表彰、松本市内で同協会を開設していたため、リモートで同と松本市の会合を終り、福井（仁愛病院の医師）が感謝状の裏を伝えていた。

## 令和6年度 甲信越三県連絡協議会（長野県開催）について

開催日：令和6年7月4日（木）～5日（金）

出席者：山梨県	正副会長3名、事務局等2名	5名
新潟県	正副会長5名、事務局等2名	7名
長野県	正副会長5名、蔵谷顧問、事務局6名	12名
佐藤のぶあき	参議院議員、秘書	2名
	合計	26名

## ○ 7月4日（木）

連絡協議会 15:30～17:00

会場 ホテルブエナビスタ 1階「フローレス」

・各県提出議題について

新潟県：公共事業の予算確保、週休2日について、労働者の処遇改善  
工期等に影響を及ぼす事象の情報通知について山梨県：公共事業の予算確保、働き方改革について（河川湧水期施工や除雪等）  
生産性向上について（新技術等に関する歩掛の変更）  
高校新卒者の離職率改善について長野県：公共工事の予算確保、  
低入札価格調査及びスライド条項受注者負担について、  
建設企業の人材確保について

以上について意見交換を行った。



## ○ 7月5日（金）

県内視察 上高地

## 令和6年度（第38回）甲信越三県連絡協議会次第

I 開 会 15:30

II 当番県会長挨拶

III 自己紹介

IV 議 事

1 関東甲信越地方ブロック会議提出議題について

(1) 新 潟 県

(2) 山 梨 県

(3) 長 野 県

2 三県協会災害対策連絡協議会について

3 次期当番県について

R4 山 梨  
(甲府市)

R5 新 潟  
(新潟市)

R6 長 野  
(松本市)

4 その他

V 閉 会 17:00

令和6年度甲信越三県連絡協議会出席者名簿

令和6年7月4日(木)

宿泊：ホテルブエナビスタ

県名	役職名	氏名	会社名
新潟県	会長	福田勝之	㈱福田組
	副会長	藤田直也	㈱新潟藤田組
	副会長	大石保男	㈱大石組
	副会長	鈴木秀城	㈱笠原建設
	副会長	松山晴久	㈱松山組
	専務理事	川上克也	(一社)新潟県建設業協会
	事務局長	外丸英直	(一社)新潟県建設業協会
山梨県	会長	浅野正一	昭和建設㈱
	副会長	樫井義明	堀内土建㈱
	副会長	丹澤淳人	丹澤建設工業㈱
	専務理事	大久保勝徳	(一社)山梨県建設業協会
	常務理事	羽中田和文	(一社)山梨県建設業協会
	参事	飯野敏	(一社)山梨県建設業協会
長野県	会長	木下修	木下建工㈱
	副会長	依田幸光	㈱木下組
	副会長	福原初	㈱サンタキザワ
	副会長	長坂亘治	㈱三六組
	副会長	深澤信治	㈱フカサワイール
	特任理事	大月昭二	(一社)長野県建設業協会
	専務理事	小林敏昭	〃
	常務理事	岩下康之	〃
	総務部長	永原祐二	〃
	労働安全部長	宮尾賢治	〃



## 各 県 提 案 議 題

県 名	議 題
新 潟 県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域建設業が社会的使命を果たしていくために、事業量が中長期的に見通せる公共事業予算について</li> <li>2 完全週休二日の普及について</li> <li>3 建設業法改正に伴う労働者の処遇改善について</li> <li>4 建設業法改正に伴う工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等について</li> </ol>
山 梨 県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国土強靱化や社会資本整備に向けた中長期的な計画の策定と予算確保について</li> <li>2 建設産業の特性を踏まえた「働き方改革」について</li> <li>3 「生産性向上」に向けた取り組みについて</li> <li>4 新規学卒就職者の離職率の改善と技術者の賃金アップについて</li> </ol>
長 野 県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共事業予算の持続的・安定的な確保と大規模災害に備えた防災・減災、国土強靱化対策の推進について</li> <li>2 低入札価格調査基準及びスライド条項における受注者負担の見直しについて</li> <li>3 地方建設企業の人材確保について</li> </ol>

令和6年度(第38回)甲信越三県連絡協議会議題

(新潟県)

(項 目)

- 1 地域建設業が社会的使命を果たしていくために、事業量が中長期的に見通せる公共事業予算について

(要 旨)

地域建設業は、社会資本整備や維持管理のみならず、災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であるとともに、地域経済と雇用を下支えする地域の基幹産業です。

地域建設業が、持続的にその社会的使命を果たしていくためには、健全で安定した経営基盤の確立が不可欠です。

昨今、地域建設業を取り巻く環境は、公共建設投資の下げ止まりや設計労務単価の引上げなどにより全体として改善傾向にありましたが、資機材の価格高騰や賃金引上げにより経営環境が厳しい状況になっています。

また、本年1月1日に発生した能登半島地震では甚大な被害が発生し、当県においても液状化現象による家屋等被害が多く発生しております。近年我が国では、自然災害が激甚化・頻発化し、毎年のように国民の生命・財産に多くの被害が生じています。脆弱な国土においては、防災・減災のための社会資本整備と、災害発生時の災害復旧等の体制強化は、将来に亘り必要不可欠なものです。

地域建設業が継続して存続していくために、引き続き公共事業予算の確保とともに、事業量が中長期に見通せることが重要です。

改正国土強靱化基本法で法定化された「国土強靱化実施中期計画」について、現行の防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の期間終了を待つことなく早期の策定並びに、災害対策の必要性・緊急性及び建設資機材の価格高騰などを踏まえ、現行計画の事業量を大きく上回る予算確保のご検討をお願いします。

令和6年度(第38回)甲信越三県連絡協議会議題

(新潟県)

<p>(項目)</p> <p>2 完全週休二日の普及について</p>
<p>(要旨)</p> <p>○ 北陸地整の直轄工事では、平成6年度から原則すべての工事において発注者指定方式で土曜日・日曜日を休日とする完全週休二日工事に取り組んでいただいております。</p> <p>○ 当協会でも、完全週休二日制導入50%をSDGsの取組目標として設定し、先進会員の好事例の情報発信、会員への水平展開を図り、積極的に推進しているところです。</p> <p>○ その結果、令和5年度で、就業規則で完全週休二日を規定している会員が54%、そのうち土曜日・日曜日を休日とする完全週休二日制の会員が42%に増加してきております。</p> <p>○ 工事は、気象状況や想定外の現場状況に影響されます。例えば、海岸工事などは波が穏やかな時期に集中的に進捗させ確実に工事を竣工する、河川工事などは想定外の工事遅延でも出水期までに工事を竣工させる、後工事の着手時期厳守の関係から、受注者の責ではなく土曜日に作業が発生する場合があります。また、土日休日の工期確保から打切り竣工も想定されますが工事全体の効率化が低下します。</p> <p>○ 引き続き、完全週休二日の推進をお願いいたしますが、上記の場合など、受注者の責でなく、工事が遅延しても竣工時期を厳守する工事があることから以下について、ご検討をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・工事によっては、気象条件を配慮した工期設定、月単位の週休二日、工期内での週休二日など柔軟に休日を選択できる制度の検討</li><li>・週休二日の経費については、「工期内すべて実施した」、「そうではなかった」ではなく、実際の実施状況に応じた経費をみていただきたい。</li><li>・休日が増えても技能者の減収にならない賃金となるよう、①補正係数の引上げや②休日分を補う労務単価の増額措置</li></ul>

令和6年度(第38回)甲信越三県連絡協議会議題

(新潟県)

(項目)

3 建設業法改正に伴う労働者の処遇改善について

(要旨)

建設業法が改正され、「建設工事の労務費に関する基準の作成」と「適正な労務費等の確保と行き渡り」が、同法に位置づけられました。

今後は実効性を確保するために、行政においても指導監督体制を整えていただくことが重要になってまいります。

特に、中小の建設業者、専門工事業者に対する指導監督は都道府県の指導体制の充実が必要です。

以上を踏まえ、次の点について要望します。

- “労務費の基準”が市場動向と乖離しないよう留意いただきたいこと。
- 労務費は地域によって異なることから、当該地域の動向をきめ細かく反映させていただきたいこと。
- 大臣又は知事が「不当に低い請負代金、著しく短い工期」への該当を判断した上で、発注者に対し勧告できるとされているが、“不当に低い、著しく短い”の判断基準をあらかじめ明確に示していただきたいこと。
- 国交省及び厚労省並びに都道府県の連携による適確な指導体制の構築を図っていただきたいこと。

令和6年度(第38回)甲信越三県連絡協議会議題

(新潟県)

(項目)

4 建設業法改正に伴う工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等について

(要旨)

建設業法が改正され、「建設工事について、資材の供給の著しい減少、価格の高騰等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対してその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない」とされました。

該当する“事象”については、省令に拠ることとされていますが、規定ぶりが具体的な事象の制限列举となれば、注文者と請負者の協議の範囲が限定的なものとなり、また、抽象的なものであれば、両者の間で協議の対象とすべきか否かのメルクマールとなりえない事態も生じると考えられます。

省令制定に際しては、地方の実態も踏まえ、関係者と十分な意見交換を行っていただけますよう要望します。

## 建設業法の改正について

### 1 労働者の処遇改善

#### <現状と改正の方向性>

建設工事においては、材料費等を削減することが難しく、そのしわ寄せが労務費に向きやすい。

→ 官主導で標準的な労務費を設定し、適正な賃金の原資となる労務費を確保すること。労務費を専門工事業者の“技能者”まで行き渡らせること。

#### <法案の概要>

- ① 建設業者に対して労働者の処遇確保を努力義務化(25条の27②)するとともに、国は当該処遇確保に係る取組状況を調査・公表(40条の4)。
- ② 労務費等の確保と行き渡りのため、中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告することとし、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積り書の作成や変更依頼を禁止(20条①②⑥)(違反発注者には国土交通大臣等が勧告)。
- ③ 併せて、受注者における不当に低い請負代金による契約締結を禁止(19条の3)。

### 2 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等

#### <現状と改正の方向性>

総価一式の請負契約において、予備的経費(変動する可能性のある材料費等のバッファ)が代金の中に含まれているが、発注者はその詳細を把握することは困難。

また、発注者は契約前に契約予定金額に基づき投資判断を行うため、事後的な請負代金の変更を受け入れることは困難。

→ 発注者と受注者の請負契約における情報格差を解消し、当事者間のコミュニケーションを制度的に担保していくことが必要

#### <法案の概要>

- ① 資材高騰など、請負代金や工期に影響を及ぼす事象(リスク)がある場合、請負契約の締結までに受注者から注文者に通知するよう義務化する(20条の2①②)。また、資材価格変動時における請負代金等の「変更方法」を契約書の記載事項として明確化。
- ② 注文者に対し、当該リスク発生時は、誠実に協議に応ずることを努力義務化(20条の2④)。

### 3 働き方改革と生産性向上

#### <法案の概要>

- ① 長時間労働を抑制するため、受注者における著しく短い工期による契約締結を禁止。
- ② ICT活用等を要件に、現場技術者に係る専任規制や、公共工事における施工体制台帳提出義務を合理化。
- ③ ICT活用による現場管理の「指針」を国が作成し、特定建設業者や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化。

(項目) 1

国土強靱化や社会資本整備に向けた中長期的な計画の策定と予算確保について

(要 旨)

公共事業の継続的な取り組みは、頻発する自然災害への対応や日常生活における生活環境の向上において非常に重要であり、地域経済への波及効果も広範囲に及びます。

年初の能登半島地震を見ても、地域における建設業者の存続は非常に重要で地方の業者は公共事業に多くを依存し経営しているが実情であります。

一方、昨今の物価高や人手不足また働き方改革への対応等により、地域建設業者を取り巻く経営環境はより一層難しい環境にあります。

昨年5月、新型コロナの感染症法上の位置づけが2類から5類へ移行しましたが、長期にわたるコロナ禍の影響に加え、ロシアのウクライナ侵攻・イスラエル問題・円安が長期化しており、あらゆる制限や資機材の供給難や価格の変動、人手不足の問題等が完全に終息した状況には至っておりません。

公共工事に関しても、毎週土日を休みとする「完全週休2日」の施行や「働き方改革」、DXへの対応等、課題は山積しており建設業を取り巻く経営環境は急速に変化しつつありますが、若手人材の確保も先行きに希望の持てる業界でなければ、就職先として選択されません。就業環境は以前に比較すれば改善されておりますが、将来への希望や安心感が得られる業界となるためにも中長期的な公共事業の継続が必要であります。

地域のインフラは、地域の建設業者が中心に担っており、災害大国の我が国を守るには、安定した公共工事予算の確保と、「防災・減災、国土強靱化対策」の更なる継続が必要であります。

国土強靱化政策により、近年、国の公共事業予算は安定した水準で推移しておりますが、令和7年度までとされた「5か年加速化対策」後についても、昨年6月、「改正 国土強靱化基本法」が国会で成立し、この中で「実施中期計画」の策定を義務づけております。

そこで、「実施中期計画」について、「5か年加速化対策」を上回る総額予算の確保と整備スケジュールを示した計画の早期策定を要望いたします。

(項目) 2

建設産業の特性を踏まえた「働き方改革」について

(要 旨)

本年令和6年4月より改正労働基準法が施行となり、建設業においても残業時間の上限規制が適用されることとなりました。残業上限規制の適用除外について、「災害時における復旧及び復興の事業に限り残業上限規制の適用除外」との扱いですが、建設業の工期は自然条件と関係法令、施工条件に大きく左右されます。また、地方の建設業者は「地域の守り手」としての役割も担っており、維持工事等での対応で本災害を未然に防ぐ役割も担っております。

つきましては、下記について要望いたします。

1 河川工事

河川工事の施工時期については、原則として11月1日～5月31日となっています。しかし、実際は予算措置の関係上、発注工期が3月末日までとなっているものが多く、施工量・施工条件によっては大変厳しい工期設定となっています。

河川工事においてやむを得ず工期が3月末となっている工事に関しては残業上限規制の上限撤廃の実施を検討いただくとともに予算執行条件を見直し工期を5月末までとするなど、現実に沿った工期設定ができるよう要望いたします。

2 維持工事・除雪工事等

維持工事は、工事の性質上休日や時間に限らず、緊急出動・待機等により拘束時間は多くなり、時間外労働が増える傾向があります。また、維持工事等での対応で本災害を未然に防ぐ事もある事から、広く捉えれば災害復旧工事に該当すると考えます。よって、維持工事における緊急出動は残業上限の適用除外としていただきたいと思っております。

3 施工条件に制約が多く標準積算で定める日当り作業量確保が困難な工事

休日確保を優先して、工事が工期に完成できない事態を回避するため、現場条件により標準の日当り作業量確保が明らかに困難な場合は、残業上限規制の適用除外としていただきたい



(項目) 3

「生産性向上」に向けた取り組みについて

(要 旨) 2次製品や新技術の活用促進

(1)

公共工事の設計段階において工法の選定にあたっては、「経済性比較」が重要視されますが、「担い手不足」、「働き方改革」「生産性向上」などの課題に対応するには、二次製品や新技術の積極的な活用が不可欠であります。

一方、NETIS登録の新技術などを早期に現場で採用するにあたり、開発費用や営業費用が含まれた初期段階では既存技術との「経済比較」において劣勢となり採用が難しいケースも多くあるものと推察いたします。

現場における技能労働者の減少や「時間外労働の上限規制」など「働き方改革」が進む中、二次製品や新技術の積極的な活用を推進するため、公共事業における工法の選定にあたっては、現場作業における技能者の延べ人数など「現場における工数」についても、比較の対象とすることで現場業務の効率化に加え、メーカーにおける新技術開発へのモチベーション向上も期待できるため、工法選定において「現場における工数」を比較要素に加えることを提案いたします。

(2) 地方建設会社におけるICT活用への支援

地方建設会社においても、測量や施工などについて、ICT 活用工事とすることで高効率・高精度の施工を行い、生産性を向上させるための ICT 施工の推進は不可欠ですが、導入に伴う高額な設備費用や ICT 施工関連機器やソフトを取り扱う技術員の育成負担などを進める上で、受注者が適切なインセンティブを得られるようなご支援を要望いたします。

(項目) 4

新規学卒就職者の離職率の改善と技術者の賃金アップについて

(要 旨)

厚生労働省が令和5年10月20日に公表した「新規学卒就職者の離職状況(令和2年3月卒業者)」によると、建設業に新規就職した者の3年以内離職率は大学卒では全職種平均32.3%に対し30.1%であり平均を2.2%下回っているが、高校卒では全職種平均37%に対し42.4%になっており5.4%上回っており、大学卒と高校卒の離職率の差は12.3%と大きくなっています。

地方の建設会社に就職する新規学卒者は高校卒の割合が高いことから、せっかく採用にこぎつけ1～3年ほど教育しても4割以上が退職してしまう厳しい現実があります。

高校の建設過程を卒業し新卒採用した社員は通常、「現場技術者」として育成していくこととなるが、「現場技術者」として給与面など将来が見えないと定着が困難となります。

新規学卒者の確保そのものが難しい状況下、せっかく採用でき技術者としての育成課程での離職は深刻な問題であり、技術検定の受験資格が低年齢まで拡大する中、技術資格をとり現場を任されるまでの過程において、技術者の将来の給与水準が示される必要があります。

現在、技能者は設計労務単価が示されており、建設キャリアアップシステムなどの活用により、将来のおおむねの給与水準は推し量れつつありますが、現場を監理・監督する監理技術者や主任技術者の人件費は積算体系上、現場管理費の中に含まれるため、給与や社会保険料等がどの様に反映されているのか不明瞭な状況にあり、労務単価などのアップにより直接工事費がアップし、これにより更に現場管理費がアップしても技術者の給与アップにつながる実感が得られないのが実情であります。

このため、若手技術者の離職防止のため、技能者の設計労務単価の更なるアップと併せた、技術者の給与水準を示していただきたく要望いたします。

## 令和6年度（第38回）甲信越三県連絡協議会議題

（長野県）

### （項 目）

- 1 公共事業予算の持続的・安定的な確保と大規模災害に備えた防災・減災、国土強靱化対策の推進について

### （要 旨）

我が国人口の減少という大転換期が始まり、若者、生産年齢人口が減少する中、近年は大規模自然災害が頻発しており、これら自然災害から国民の安全・安心を守るためにも地域建設業の役割は、ますます大きなものとなっております。しかしながら、世界的な物価高騰や円安等の影響による建設資機材等の価格高騰・品薄等により、地域建設業を取り巻く状況は大変厳しく、地域建設業が将来に亘りその使命を果たしていくためには、安定的・持続的な事業量の確保が必要不可欠です。つきましては、公共事業予算について下記の要望をいたします。

- （1） 地域におけるインフラの維持・管理を適切に行い、国民の安全・安心の確保を図るため、また、建設企業が中長期的な建設投資を見通せるよう、令和7年度につきましても公共事業予算の安定的・持続的な確保と地方への重点配分を要望します。また、適切な工期の確保という観点から、予算につきましては出来る限り当初予算で計画的に措置頂きますよう要望いたします。
- （2） 国土強靱化対策を強力かつ計画的に推進するため「5か年加速化対策」の終了を待つことなく、昨年法定化された「国土強靱化実施中期計画」が令和6年度の早期に策定されると共に、災害対策の必要性・緊急性、また、建設資材の価格高騰等を踏まえ、「5か年加速化対策」を大きく上回る事業量が確保されるよう要望します。

令和6年度（第38回）甲信越三県連絡協議会議題

（長野県）

（項 目）

- 2 低入札価格調査基準及びスライド条項における受注者負担の見直しについて

（要 旨）

国土交通省に於かれましては、低入札価格調査基準について、契約内容に適合した履行がなされ、工事の品質確保ができる必要な費用等の実態を調査されて計算式や範囲の見直しを行っていただいております。令和4年度には、計算式における一般管理費等に乗ずる係数を0.55から0.68に引き上げていただいたことに感謝いたします。

しかしながら、近年は週休2日や時間外労働の上限規制への対応等により諸経費が増加しており、適正な利潤の確保が困難になっております。

そこで、下記の要望をいたします。

- (1) 国におかれましては、引き続き実態を調査されまして、低入札調査基準の計算式における共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に乗じる係数を引き上げていただき、予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲となっている低入札価格調査基準について、9.5/10程度に引き上げていただきますようお願いいたします。

また、契約後の資材価格高騰に対しましても、スライド条項の運用や設計変更での適切な対応を図っていただいていることに御礼申し上げます。

しかしながら、スライド条項には受注者負担があります。この負担割合については、経営上最小限度必要な利益まで損なわれることが無いように配慮して定められた率とされておりますが、受注者の適正な利益が圧迫されていることから、下記の要望をいたします

- (2) 国において実態調査に基づく受注者負担割合の見直しについての検討を行っていただき、1%～1.5%ある受注者負担の軽減をお願いします。

令和6年度（第38回）甲信越三県連絡協議会議題

（長野県）

（項 目）

3 地方建設企業の人材確保について

（要 旨）

本県の建設企業は、技術者の高齢化が他産業より顕著に進行していることに加え、新規就労者確保も厳しい状況にあり、近い将来、技術者不足により、社会資本整備や既存インフラの維持管理、災害対応、除雪など、県民の生活を支えるための各種事業が円滑かつ迅速に実施できなくなることが懸念されます。

当協会では、就労促進の取組として、県と連携して首都圏等で土木・建築を学ぶ大学生等を対象とした県内建設企業の合同説明会の開催を検討しております。また、長野県への移住を検討する方が建設業を就業先として頂けるよう「暮らす」と「働く」を一体として検討いただく為の取組も検討しているところです。

こうした地方の建設企業の技術者確保と地方への移住促進に繋がる方策を実現するための取組に対し国の支援をいただけるような制度の創設を要望します。

## 令和6年度青年部会第2回全体会議次第

日時：令和6年7月8日(月)

場所：長建ビル5F会議室

1. 開 会            進行 大月特任理事
  
2. 挨拶            北澤部会長
  
3. 会議事項
  - 1) 令和6年度小委員会及び委員について
  
  - 2) 令和6年度活動計画について  
(委員会毎に実施)
  
  - 3) その他  
(中学生講習会内容について)

令和6年度 青年部会

第2回全体会議 第1回小委員会 出席者名簿

支部名	役 職	氏 名	会議	小委員会役職	委員会
	青年部担当副会長	福 原 初	○		
青 年 部	南佐久	幹 事	○		第2小委員会
	佐 久	幹 事	○		第3小委員会
	上 小	部会長	○		第2小委員会
	諏 訪	幹 事	○		第2小委員会
	伊 那	幹 事	○		第3小委員会
	飯 田	幹 事	○		第1小委員会
	木 曾	幹 事	○		第3小委員会
	松 筑	副部会長	○	第3小委員会委員長	第3小委員会
	安曇野	幹 事	○		第1小委員会
	大 北	副部会長	○	第1小委員会委員長	第1小委員会
	更 埴	幹 事	○		第1小委員会
	須 坂	幹 事	○		第1小委員会
	中 高	幹 事	○		第2小委員会
	長 野	副部会長	○	第2小委員会委員長	第2小委員会
飯 山	幹 事	○		第3小委員会	
報 道	新建新聞社	酒 井 真 一	○		
事 務 局	特任理事	大 月 昭 二	○		
	常任理事	岩 下 康 之	○		
	経理次長	青 木 純 子	○		
	主 事	小 池 葉 子	○		
計			21		

## 令和6年度青年部会 第2回全体会議・第1回小委員会 活動報告

実施日時：令和6年7月8日15時開始

場 所：長建ビル5F会議室他

参加者：北澤部会長、原第1小委員会委員長、村松第2小委員会委員長、望月第3小委員会委員長

第1小委員会 上野幹事、村山幹事、田仲幹事、小林幹事

第2小委員会 菊池幹事、藤森幹事、湯本幹事

第3小委員会 伊坂幹事、丸山幹事、小野寺幹事、小松幹事

### ○全体会議

- ・各委員会のメンバー発表し、各委員会の活動計画を説明。
- ・青年部会全員の運営協力が必要な中学生への体験・防災学習について説明。
- ・その後各委員会に分かれ会議を行う。

### ○第1小委員会

- ・ゼロカーボンアンケートに関し、今後のスケジュールを決定する。
- ・協会の広報・情報発信について、HPの更新スケジュールを決定。
- ・「LIFE」更新版作成について打合せる。

### 第2小委員会

- ・建設フォトコンテストの実施について、テーマ・応募期間を確定する。
- ・長野県との意見交換会について、スケジュールを決定する。

### 第3小委員会

- ・中学生への「職場体験学習・防災学習」について、動画を視聴し内容を確認。
- ・9月2日（月）に青木村青木中学校で開催予定。当日は青年部会員へ出席を要請し、各支部で開催に向けた教育委員会等への働きかけをお願いしていく。



## ○小委員会活動のスケジュールについて

### 第1小委員会

#### ・ゼロカーボンアンケート

9月初旬 事前アンケート依頼

(全支部の青年部員へ、アンケートの他に新たな取組等の提案を要請)

10月初旬 各支部で取り纏めを行い、委員長へ提出

10月下旬 アンケート内容及び提言内容を検討

11月初旬 アンケート開始 (Googleフォーム)

12月初旬 アンケート〆切 (県への提言内容を検討)

1月末 意見交換会

#### ・協会HP「ヤングマン」の掲載企画

協会HP更新スケジュールを提示

R6.08東信 (南佐久支部)、R6.09南信 (諏訪支部)、R6.10中信 (木曾支部)

R6.11北信 (更埴支部)、R6.12東信 (佐久支部)、R7.01南信 (伊那支部)

R7.02中信 (松筑支部)、R7.03北信 (須坂支部)、R7.04東信 (上小支部)

R7.05南信 (飯田支部)、R7.06中信 (安曇野支部)、R7.07北信 (中高支部)

#### ・「LIFE」更新版作成について

R6年度末から作業を始める

### 第2小委員会

#### ・建設フォトコンテスト

応募期間 10月1日 ~ 12月31日

#### ・長野県との意見交換会

9月初旬 各支部に意見・要望の提出依頼

9月末 意見・要望提出〆切

10月末 意見・要望内容を精査取り纏め

12月末 内容を決定し長野県に提出

### 第3小委員会

#### ・中学生職場体験講習

各中学校での開催無向け、関係機関と調整し準備等を進める。

令和6年7月8日

## 青年部会第2回全体会議議事録

日 時 令和6年7月8日(月)15:00より

場 所 長建ビル5階会議室

### 1 大月特任理事から

青年部についての説明や各委員会の説明と青年部の重要性の話し

### 2, 各委員会に分れ活動計画等打合せ (15:30~16:30)

各委員会の説明

#### ① 第1委員会

ゼロカーボンアンケートの実施

- ・ 9月初旬に各支部青年部から内容等募集
- ・ 11月初旬に Google フォームでアンケート
- ・ 11月末には全協会員100%回答
- ・ 12月末までにアンケートまとめ
- ・ R7 1月には長野県に提出

情報発信 (青年部ホームページ更新)

- ・ 更新スケジュールに沿って実施
- ・ 更新内容 (若手技術者、施工状況 (動画等)、地域貢献災害対応、地域おススメ情報等)

LIFE の更新版発刊

- ・ 第5版
- ・ R8.1 発刊に向け準備

#### ② 第2委員会

第4回建設フォトコンテスト

- ・ テーマ (私の好きな建設) 内容 (自由) 地区 (長野県限定)

- ・応募期間（10月1日～12月31日まで）
- ・保育園や幼稚園にむけたフリーペーパーに公告を出す
- ・入賞等景品（前年度と同じ）グラブリ現金5万円などなど
- ・ポスター出来次第各支部に必要な枚数用意し張り出す
- ・高校生に向けて個人情報を出したくないことに関するいい案はあるか？

#### 長野県との意見交換会

- ・9月初旬から9月末までに各支部から意見要望等提出（内容は自由）
- ・10月末までに内容精査
- ・12月末までに内容決定し長野県に提出

#### ③ 第3委員会

##### 長野県各地域の中学校に職場体験学習など実施

- ・今年度9月2日青木村中学校で開催（時間等詳細はこれから）
  - 各支部から必ず1名は参加する（東北中南信各地区で実施できるように）
  - ・今後の理想としては各支部単位で実施できるようになることが理想
  - ・使用する映像等内容も更新していく
  - ・佐久穂町中学校からの実施依頼（大月特任理事南佐久支部菊池詳細説明を）
- 開催日時要望 10月11日 地域交流企画のうち1つの講座として
- 1年生～3年生対象
- 実施までの流れ（各地区中学校に実施へのお願いをし要望があれば各中学校から教育委員会を通じ技術管理室に連絡をしてもらう）

令和6年度 青年部会 第1回第1委員会 議事録

日時 : 2024年7月8日(月) 15時30分～16時30分

場所 : 長建ビル 5F 会議室

出席者 : 原委員長、上野幹事、田仲幹事、小林幹事、村山幹事

報道 : 酒井編集長

① 「2050年ゼロカーボン」推進アンケート調査実施

ゼロカーボンアンケートの過去の流れを説明。

原：1月末の意見交換会に合わせ、今後のスケジュールを決めます。

9月初旬：全支部青年部の皆さんへ事前アンケートを要請(各支部対応)

- ・現12項目のアンケート以外に新たな質問、取り組み等あれば出してもらう。
- ・2024年1月30日付のアンケート結果を添付する。

↓

10月初旬：事前アンケートを各支部でまとめ、原委員長へ提出。

↓

10月中に会議をしアンケート内容と、県への提言内容を検討する。

↓

11月初旬：アンケート開始。(Googleフォーム)

- ・各支部100%の提出になるまで要請を続ける。

↓

12月初旬：アンケート締め切り。

↓

- ・県への提言内容を検討する。

1月末：意見交換会

② 協会の広報・情報発信

1) 協会HP掲載「ヤングマン」青年部会HP掲載企画

原：・若手技術者インタビュー

- ・地域貢献、災害等
- ・地域のおすすめ情報
- ・施工状況(動画)

酒井：工事施工状況動画 ※360°カメラで撮ると臨場感のある動画が撮れる。

360度カメラは協会本部より貸出できます。

2) 協会HPの更新

- ・更新スケジュール表配布。(原委員長作成)
- ・毎月更新をお願いします。

大月：企画内容は青年部が主体になって決めて進めてほしい。

### ③ 「LIFE」更新版作成

- ・令和7年度末(2026年1月)発行になるので、作成スタートは令和6年度末(2025年2月)から始める。
- ・過去5作品(2017年1月・2017年11月・2019年3月・2021年1月)を見ながら掲載内容の確認と作成意図の説明。

酒井：写真の被写体は「人」より「作業風景や構造物」のほうがいい。  
同業者が見るものではなく、一般の方、特に学生にターゲットを向けて「ナニコレ!!」と思わせたい。  
2024年度版のデザインイメージは「エモい」です。  
まず手に取ってもらう。コンビニ・道の駅・飲食屋などの冊子置き場で「何の冊子?」と思ってもらう。

原：ゼロカーボン事前アンケートを9月頭に要請できるように進めていきます。

#### 次回会議日程

日時：未定

場所：未定

令和6年7月8日

## 青年部会第1回第2委員会会議事録

日 時 令和6年7月8日(月)15:30より

場 所 長建ビル5階会議室

### 1 第4回建設フォトコンテスト

- ・テーマ（私の好きな建設）内容（自由）地区（長野県限定）
- ・応募期間（10月1日～12月31日まで）
- ・保育園や幼稚園にむけたフリーペーパーに公告を出す
- ・入賞等景品（前年度と同じ）グッズ現金5万円などなど
- ・ポスター出来次第各支部に必要な枚数用意し張り出す
- ・高校生に向けて個人情報を出したくないことに関するいい案はあるか？

### 2. 長野県との意見交換会

- ・9月初旬から9月末までに各支部から意見要望等提出（内容は自由）
- ・10月末までに内容精査
- ・12月末までに内容決定し長野県に提出

参加者 北澤隆洋部会長 村松直敏副部会長 湯本誠一郎幹事 藤森勇希幹事 菊池康剛

### 青年部会 第3委員会 議事録

日時 令和6年7月8日(月) 午後3時30分～午後4時30分

場所 長建ビル 3階会議室

出席者 望月 昭治(松筑)、伊坂 淳一(佐久)、丸山 篤志(伊那)、  
小野寺 直人(木曾)、小松 正和(飯山) ※名簿順  
酒井 真一(新建新聞社)  
北澤 隆洋部会長 ※会議途中に参加  
(事務局:岩下常務理事)

議事 中学生職場体験講習について

〈職場体験学習で実際に使用する動画等の説明資料を確認しながら会議を進行〉

(酒井)ドローン、重機をただ体験するだけでは「面白かったね」で終わってしまう。  
認知を広げるでなく、認識を変えることが必要。

(酒井)職場体験学習での動画等の説明資料は、学校の先生方にも評判が良い。

(小松)クイズが無い短いバージョンがあっても良いかもしれない。

(伊坂)説明資料として使いやすい。

(丸山)マッスルスーツ等実物があるとよりいいのではないか。

(北澤)青木中学校の職場体験学習について、6月27日に打合せがあった。

スケジュールの中で青木村の方で15分間程時間が欲しいと言われている。

それに合わせたカリキュラムを組む必要がある。

懸念材料として、体育館が狭いので雨天時にドローンを屋内で飛ばすのが難しい。

(望月)青木中学校とは再度打合せがあるので、北澤部会長と一緒に何ってもう少し詰められ  
ればと考えています。

(小松)学校との日程調整等、実際は各支部でやってもらう部分が多いのではないか。

青年部の全体活動として捉えてもらった方が良いのではないか。

(望月)9月2日の青木中学校の職場体験学習には、青年部会全員が出席していただくように  
お願いするようにします。

(小松)講習カリキュラムをブラッシュアップしていくのが第3委員会の重要な活動になってい  
くと考えられる。

閉 会





## 青年部会 第2回全体会議 第1回 小委員会会議

実施日時：令和6年7月8日 15時開始

場 所：長建ビル5F会議室他

参加者：北澤部会長、原第1小委員長、村松第2小委員長、望月第3小委員長

第1委員会 上野幹事、村山幹事、田仲幹事、小林幹事

第2委員会 菊池幹事、藤森幹事、湯本幹事

第3委員会 伊坂幹事、丸山幹事、小野寺幹事、小松幹事

全体会議

- ・各委員会のメンバー発表し、各委員会の活動計画を説明。
- ・青年部会全員の運営協力が必要な中学生への体験・防災学習について説明。
- ・その後各委員会に分かれ会議を行う。

第1委員会

- ・ゼロカーボンアンケートに関し、今後のスケジュールを決定する。
- ・協会の広報・情報発信について、HPの更新スケジュールを決定。
- ・「LIFE」更新版作成について打合せる。

第2委員会

- ・建設フォトコンテストの実施について、テーマ・応募期間を決定する。
- ・長野県との意見交換会について、スケジュールを決定する。

第3委員会

- ・中学生への「職場体験学習・防災学習」について、動画を視聴し内容を確認。
- ・9月2日（月）に青木村青木中学校で開催予定。当日は青年部会員へ出席を要請し、各支部で開催に向けた教育委員会等への働きかけをお願いしていく。

## 令和6年度青年部会第2回全体会議次第

日時：令和6年7月8日（月）

場所：長建ビル5F会議室

1. 開 会            進行 大月特任理事

2. 換 拶            北澤部会長

3. 会議事項

1) 令和6年度小委員会及び委員について

2) 令和6年度活動計画について

（委員会毎に実施）

3) その他

（中学生講習会内容について）

## 青年部会 令和6年～7年度の活動計画

### 正副部会長会議

- 委員会活動内容の検討
- 建設部との意見交換で得た回答の周知検証について
- 長野県との意見交換会の開催について
- 女性部会との意見交換
- 他県青年部会との意見交換会実施（令和7年度実施予定）

### 第1委員会

- 「2050年ゼロカーボン」推進アンケート調査実施
- 協会の広報・情報発信
  - ・協会HP掲載「ヤングマン」青年部会HP掲載企画（各支部持ち回り掲載）
  - ・協会HPの更新
- ライフ更新版作成
  - ・令和7年度末に発行

### 第2委員会

- 第4回建設フォトコンテスト実施発表
- 長野県との意見交換会への提言内容検討及び取りまとめ

### 第3委員会

- 中学生職場体験講習・防災学習の実施
- 中学生職場体験講習カリキュラム新バージョン作成
- 商工会議所企画の中学生インターンシップ職場体験講習
- 第2委員会と合同で、長野県との意見交換会への提言内容検討及び取りまとめ

令和6年度第1回建設政策委員会 会議次第

日時：令和6年7月9日（火）

15時～17時

場所：長建ビル3階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議事内容

(1) 県からの伝達事項

○災害情報共有システム活用に係る説明とデモ

(技術管理室基準班： 小西副主任専門指導員、入戸主査、黒岩主任)

○維持管理・危機管理分科会（第45回）の議題

- ・ 総合評価落札方式の令和6年4月からの見直し事項について …資料1～4
- ・ 第三次・担い手3法の公布・施行について …資料5
- ・ ICT活用工事の生産性に関するアンケートについて …資料6
- ・ 長野県インフラデータプラットフォームの活用について …資料7

(2) 支部からの意見・要望

…資料8

(3) 意見交換

4 その他

5 閉 会

## 令和6年度 第1回建設政策委員会 出欠

日時:令和6年7月9日(火)15~17時

場所:長建ビル 3F会議室

		氏 名	委員会	懇親会	備考
担当副会長		深澤 信治	○	○	
東信	南佐久	笹崎 俊一	○	×	
	佐久	大井 康史	×	×	
	上小	甲田 宗忠	×	×	
南信	諏訪	柿澤 充	○	○	
	伊那	守屋 清志	○	○	
	飯田	竹村 政英	○	×	
中信	木曾	砂山 右近	○	○	
	松筑	大原 篤	○	○	
	安曇野	山本 由美子	○	○	
	大北	傳刀 宗久	○	×	
北信	更埴	若林 幸一	×	×	
	須坂	北條 將隆	○	○	
	中高	藏谷 伸太郎	×	×	
	長野	原山 大輔	○	×	
	飯山	江口 秀行	○	○	
事務局	常務理事	岩下 康之	○	○	
	労働安全部長	宮尾 賢治	○	○	
	技術部長	川住 淳一郎	×	×	
	主任	宮本 由美子	×	×	
計			14	10	

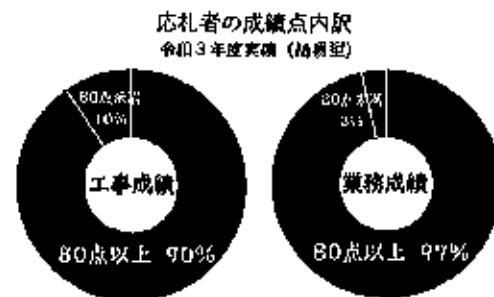
## 総合評価落札方式における工事及び業務成績評定点評価の見直しについて

総合評価落札方式においては、工事及び業務の品質確保を目的に、応札者の技術力を総合的に評価するため、過去の工事（業務）成績評定点を評価しているところです。

近年、企業の努力により成績評定点が上昇傾向にあり、品質の確保については一定の効果がみられる一方で、成績上位者である「成績評定点が 80 点以上の者」は「80 点を上限」として一律評価していることから、評価に差が付きにくく、競争性に課題が生じているため、見直します。

## 1 現状と課題

- 県発注工事（業務）の過去 2 年間の成績評定点を単純平均して評価  
(過去 2 年間の件数が 5 件未満の場合は過去 4 年)
  - 「成績評定点が 80 点以上の者」は「80 点を上限」として一律評価
- ↓
- 応札者の 9 割以上が上限の 80 点以上
  - 評価に差が付きにくく、競争性に課題



## 2 見直し内容

- 上限値を引き上げる。

評価項目	(現行)		(見直し後)
	上限		上限
工事成績	80点	⇒	86点
業務成績	80点		84点

## 3 実施時期

- 令和 6 年 4 月の公告案件から適用

## 建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（若手・女性技術者の配置（試行拡大））

若手入職者の減少と高齢者の離職により技術の継承ができなくなり、建設業者の施工能力や品質管理への影響が懸念されるなか、誰もが活躍できる建設業を目指し、従事人口の割合が低い若手・女性技術者の実績を積む機会の確保に向け、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直します。

### 1 見直し内容

- 1) 主任技術者への配置の加点対象について、若手技術者（40歳未満）に加え、女性技術者ならびに若手技術者（35歳未満）の現場代理人への配置を評価します。  
あわせて、工事成績等簡易Ⅱ型については、多様な働き方を選択できるよう、品質確保のため実施している専任配置に加え、有資格者の配置も評価します。

#### 工事成績等簡易型（年間30件程度で試行）

評価項目 (現行)	評価項目 (見直し後)	評価点 (変更後)
若手技術者（40歳未満）の主任技術者への配置	若手技術者（40歳未満）・ 女性技術者の主任技術者への配置	0.5
若手技術者（35歳未満）の現場代理人への配置 <small>※主任技術者と兼任する場合は評価しない</small>		
	若手技術者（35歳未満）・ 女性技術者の現場代理人への配置 <small>※主任技術者と兼任する場合は評価しない</small>	0.25

#### 工事成績等簡易Ⅱ型（舗装工事）

評価項目 (現行)	評価項目 (現行)	評価点 (変更後)
主任技術者の専任配置	主任技術者の専任配置 又は 1,2級舗装施工管理技士の配置	2.0
若手技術者（40歳未満）の主任技術者への配置	若手技術者（40歳未満）・ 女性技術者の主任技術者への配置	2.0
	若手技術者（35歳未満）・ 女性技術者の現場代理人への配置 <small>※主任技術者と兼任する場合は評価しない</small>	1.0

#### 地域貢献等簡易型

評価項目 (現行)	評価項目 (現行)	評価点 (変更後)
若手技術者（40歳未満）の主任技術者への配置	若手技術者（40歳未満）・ 女性技術者の主任技術者への配置	0.5
	若手技術者（35歳未満）・ 女性技術者の現場代理人への配置 <small>※主任技術者と兼任する場合は評価しない</small>	0.25

- 2) 主任技術者に実績の少ない若手技術者（40歳未満）を配置した場合に加え、女性技術者を配置した場合も、現場代理人の持つ資格、実績（工事成績、優良表彰）で評価する。  
※現場代理人として実績豊富な技術者を配置し主任技術者の指導に関わっていただくことで、実績の少ない若手・女性への技術伝承をはかるとともに、実績豊富な技術者にも継続して活躍の場を確保する。

### 2 実施時期

令和6年4月の公告案件から適用

## 評価方法の見直し（災害時の体制評価）

地元建設企業がその役割を担い続けることができるよう、地元企業の受注機会の拡大と技術力の維持・向上を図ることを目的に令和元年8月以降の公告案件から『総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）』を行っています。今般、建設業法ならびに建設業法施行規則の規定に基づく経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたことから、これに伴い経営事項審査を活用している評価方法を見直します。

### 1 現状と課題

- 総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）においては、災害復旧への備えのある者として、災害時の復旧に必要な建設機械の保有について、経営審査事項において1台以上保有していることが確認できる者に加点を実施。
- 令和5年1月1日の経営事項審査の改正に伴い、経営審査上の加点対象となる保有機械について、ダンプトラックの積載量の拡大（5t以上→すべて）ならびに、ハンドガイドローラーや高所作業車の追加等がなされたことから、地域の実情にあわせ「災害時の復旧に必要な建設機械の保有の評価」についての見直しの必要が生じている。

### 2 見直し内容

#### 【見直し】

災害時の復旧に必要な建設機械の保有の評価について、保有機械の種別や台数など、発注機関ごとに地域の災害時の対応や企業の実情を踏まえた選択ができるようにする。

#### （現行）

災害時体制（必須）：災害時の復旧に必要な建設機械の保有を評価する。（0.5点）  
 経営事項審査「建設機械の保有状況（W7）」の加点を得ている者  
 ※1台以上の所有があればW7は加点される



#### （見直し後）

災害時体制（必須）：災害時の復旧に必要な建設機械の保有を評価する。（0.5点）

#### （次の中から発注者が選択）

- 1) 経営事項審査の建設機械の保有状況（W7）の加点を得ている者
- 2) 経営事項審査の建設機械の保有状況（W7）において、発注者が定める点以上の加点を得ている者
- 3) 発注者が定める建設機械種別ならびにその台数（必要に応じオペレーターを追加）を確保している者

### 3 実施時期

令和6年4月の公告案件から適用



長野県優良技術者表彰制度の見直しについて

長野県優良技術者表彰は、県発注の建設工事及び委託業務においてその成績や取組が優れた技術者を表彰することにより、公共工事の品質向上と担い手の確保・育成を目的として平成 16 年度から実施しているところです。

企業の努力により成績評定点は上昇傾向にあるなど、品質向上については一定の効果がみられる一方で、地域インフラの整備、維持管理等を支えるとともに、災害時に安全・安心の確保を担う「地域の守り手」に対する評価がなされにくいため、近年、建設産業全体の重要課題となっている担い手の確保・育成に対し、より効果的となる制度に見直します。

1 現状

	建設工事（知事表彰）	委託業務（知事表彰）
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価委員会が成績評定点上位の建設工事の中から表彰対象技術者を選定・評価</li> <li>○ 審査委員会が評価委員会の総合評価結果に基づき審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業が 82 点以上の成績評定を受けた業務の技術者について申請</li> <li>○ 評価委員会が「品質向上における取組」等について、書類（1 次）・面接（2 次）で評価</li> <li>○ 審査委員会が評価結果に基づき審査</li> </ul>
表彰対象	一般部門	・主任（監理）技術者
	若手部門（40歳未満）	・主任（監理）技術者 ・現場代理人
表彰数	一般部門	・管理（主任）技術者
	若手部門（40歳未満）	・管理（主任）技術者 ・担当技術者
表彰数	73 名（R4）	23 名（R4）
ポイント	総合評価落札方式での加点 企業：最大 0.25 点（過去 3 年間）、技術者：最大 1.0 点（過去 5 年間）	

※ 1 表彰される技術者が所属する企業も表彰

2 見直し内容（案）

見直し事項	現行	見直し（案）
(1) 選定方法（建設工事）	成績評定点の上位から選定	<p>発注機関の推薦方式</p> <p>87 点以上の成績評定を受けた業務の技術者</p> <p>大規模・難工事（業務）のみ加点</p>
(2) 申請基準（業務）	82 点以上の成績評定を受けた業務の技術者	
(3) 総合評価落札方式での加点（共通）	基本的に加点（簡易なものを除く）	

※ 見直し後の表彰見込み数 建設工事：約 120 名、委託業務：約 40 名

3 実施（予定）時期

- （建設工事）令和 7 年度表彰より適用  
 新たな選定方法に係る総合評価落札方式での加点の扱いは令和 9 年度より適用
- （委託業務）令和 6 年度表彰より総合評価落札方式での加点も含めて適用

## 第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**資料5**  
**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、担い手3法を改正

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>●賃金支払いの実態の把握、必要な施策</li> <li>●能力に応じた処遇</li> <li>●多様な人材の雇用管理の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●標準労務費の確保と行き渡り</li> <li>●建設業者による処遇確保</li> </ul>
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スライド条項の適切な活用（変更契約）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資材高騰分等の転嫁円滑化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約書記載事項</li> <li>- 受注者の申出、誠実協議</li> </ul> </li> </ul>
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休日確保の促進</li> <li>●学校との連携・広報</li> <li>●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格</li> <li>●測量資格の柔軟化【測量法改正】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工期ダンピング防止の強化</li> <li>●工期変更の円滑化</li> </ul>
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ）</li> <li>●新技術の予定価格への反映・活用</li> <li>●技術開発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ICT指針、現場管理の効率化</li> <li>●現場技術者の配置合理化</li> </ul>	
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な入札条件等による発注</li> <li>●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）</li> </ul>	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇公共工事品質確保法等の改正                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ）</li> <li>・誘導的手法（理念、責務規定）</li> </ul> </li> <li>◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ）</li> <li>・規制的手法など</li> </ul> </li> </ul>
	公共発注 体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発注担当職員の育成</li> <li>●広域的な維持管理</li> <li>●国からの助言・勧告【入契法改正】</li> </ul>	

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要

令和6年6月12日成立  
令和6年6月19日公布・施行\*  
（公布後改正の7年4月施行期日を繰く。）

## 背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保	地域建設業等の維持	生産性向上
働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁	適切な入札条件での発注、災害対応力の強化	新技術の活用促進、技術開発推進

## 公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、公共工事から取組を加速化・牽引することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

## 改正の概要

### 1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保

適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、適用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施  
※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

### 4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

### 2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

### 3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ連携等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

## 測量業の担い手確保

測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定） ・測量業の登録に係る暴力団排除規定 等

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

## 背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業*	417万円/年	2,022時間/年
全産業	494万円/年 (▲18.6%)	1,954時間/年 (+3.5%)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

\*賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典：厚生労働省「概況労働力調査」(令和4年)

出典：国土交通省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

## 概要

### 1. 労働者の処遇改善

○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○標準労務費の勧告

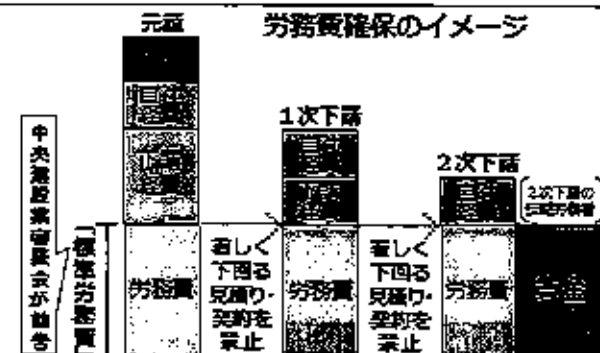
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○適正な労務費等の確保と行き過ぎ

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



### 2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務\*

\*公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

### 3. 働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

・工期ダンプ対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

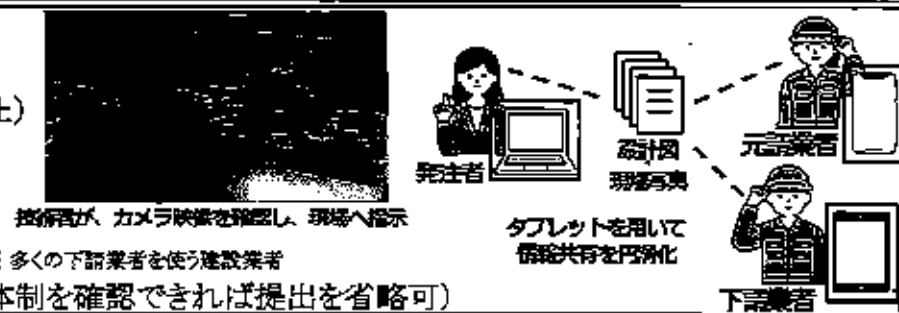
○ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)

・国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)

➡ 特定建設業者\*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 \*多くの下請業者を使う建設業者

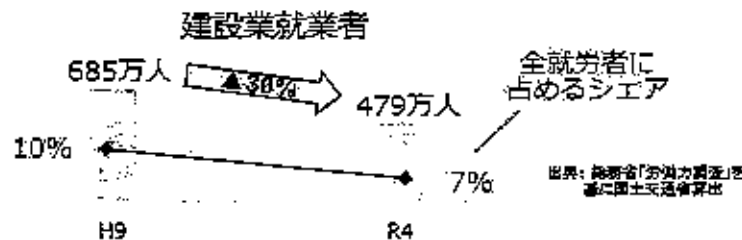
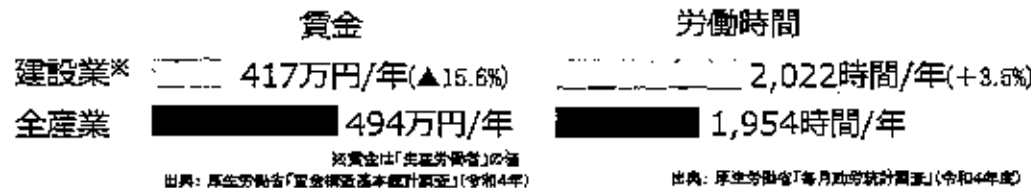
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



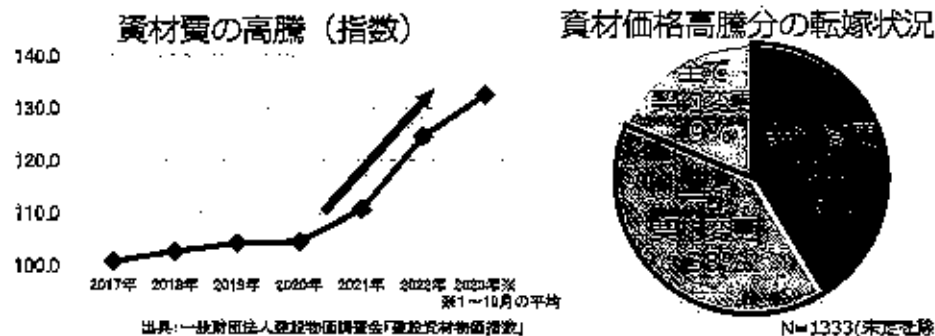
# 背景と方向性

## 背景

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い  
 ➡ 担い手の確保が困難



- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫



- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始

2024年  
4月から

## 方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に総合的に取り組む。

処遇改善

… 賃金の引上げ

労務費への  
しわ寄せ防止

… 資材高騰分の転嫁

働き方改革  
生産性向上

… 労働時間の適正化  
… 現場管理の効率化

就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】  
給与がよい  
休日がとれる  
希望がもてる  
+ カッコイイ

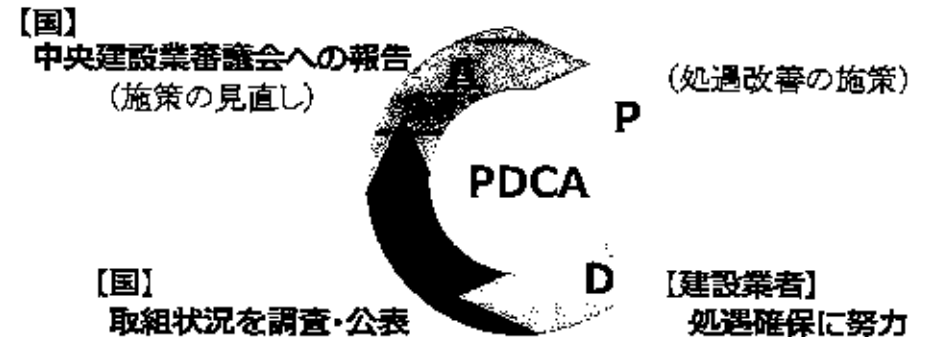
「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

# 1. 処遇改善

## (1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

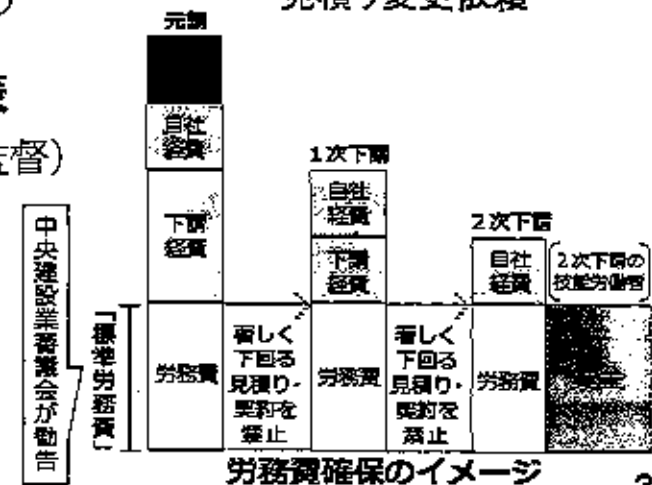
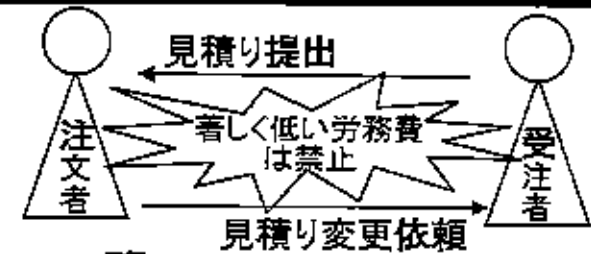
➡ 国は、建設業者の取組状況を調査・公表、中央建設業審議会に報告



## (2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 著しく低い労務費等\*による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を禁止 ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ 違反して契約した発注者には、国土交通大臣等が勧告・公表 (違反して契約した建設業者(注文者・受注者とも)には、現規定により、指導・監督)



## (3) 不当に低い請負代金の禁止

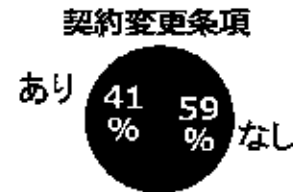
- 総価での原価割れ契約を受注者にも禁止

(現行) 注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

## 2. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

### 契約前のルール

- 資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項として明確化
- 受注者は、資材高騰の「おそれ情報」を注文者に通知する義務



(出典) 国土交通省「建設工事関係等による  
請負方式等の労務費に関する調査」(令和4年度)

契約書

第〇条 請負代金の変更方法

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の変更を請求できる。
- ・ 変更額は、協議して定める。



### 資材高騰等が顕在化したとき

### 契約後のルール

- 契約前の通知をした受注者は、注文者に請負代金等の変更を協議できる。
- ➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※
- ※ 公共発注者は、協議に応ずる義務



「変更方法」に従って  
請負代金変更の協議

誠実な協議に努力



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

### 3. 働き方改革と生産性向上

#### (1) 働き方改革

##### ① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約  
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

##### ○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

- |    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1位 | 作業員の増員 | 25% | } 4割超 |
| 2位 | 休日出勤   | 24% |       |
| 3位 | 早出や残業  | 17% |       |

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

##### ② 工期変更の協議円滑化

契約前 ○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」  
を注文者に通知する義務

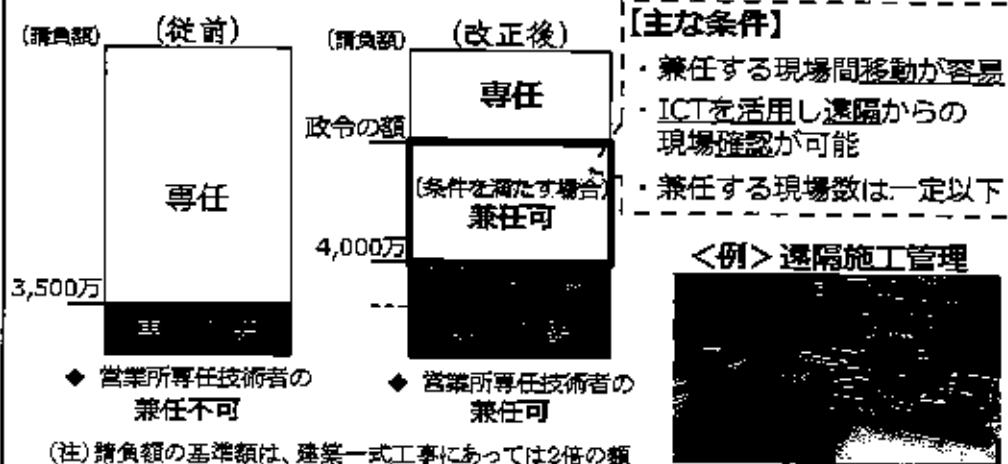
(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

契約後 ○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の  
変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※  
※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

#### (2) 生産性向上

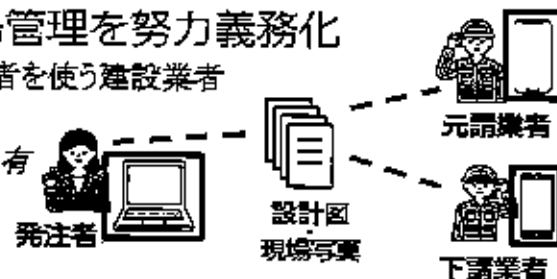
##### ① 現場技術者の専任義務の合理化



##### ② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成  
➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、  
効率的な現場管理を努力義務化  
※多くの下請け業者を使う建設業者

＜例＞ 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化  
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)



## ICT活用工事の生産性に関する アンケートについて

令和6年7月22日

建設部 建設政策課 技術管理室

1

### ICT活用工事の生産性に関するアンケートの概要

#### ■ 目的

ICT活用工事が目的とする「現場の生産性向上」の実効性の検証と改善に向けた取組を進めるための基礎情報を収集するため

#### ■ 対象

令和4年度にICT活用工事を実施した実績のある会員

対象工事数：265件

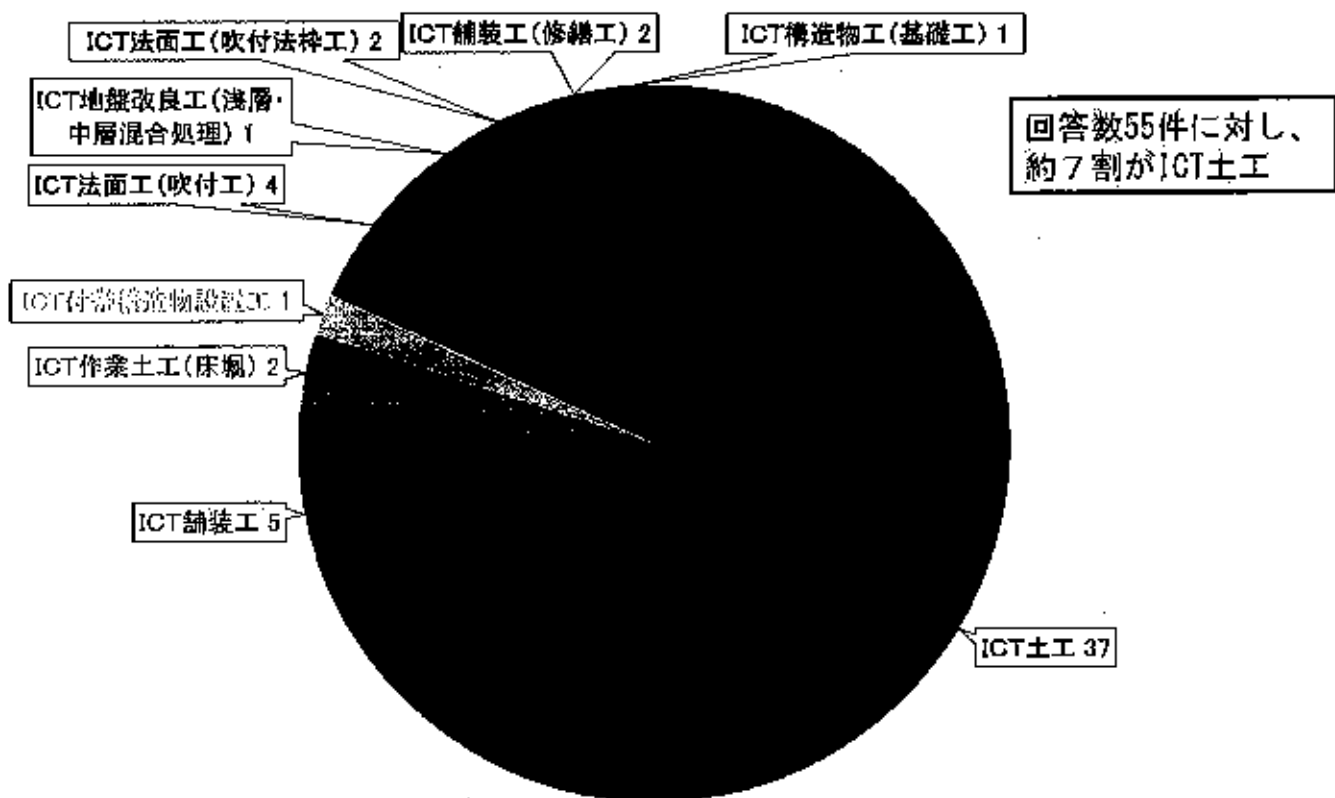
対象業者数：146者

回答数：55件（回答率 20.8%）

#### ■ 実施期間

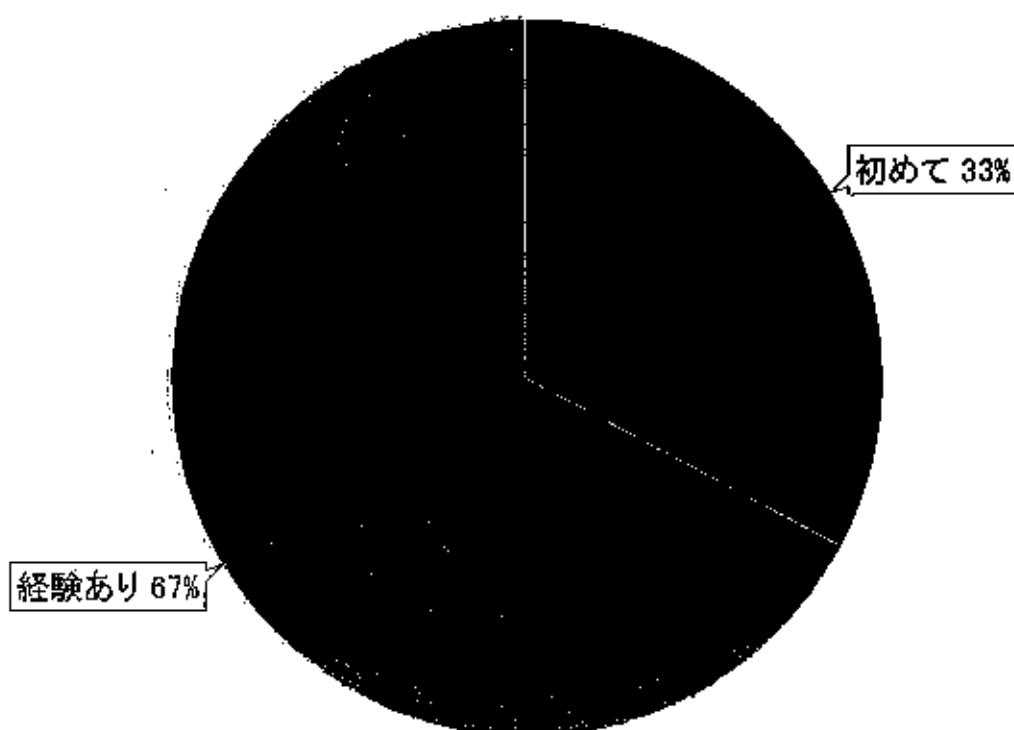
令和6年（2024年）2月29日～3月25日

## 令和4年度に実施したICT活用工事の実績

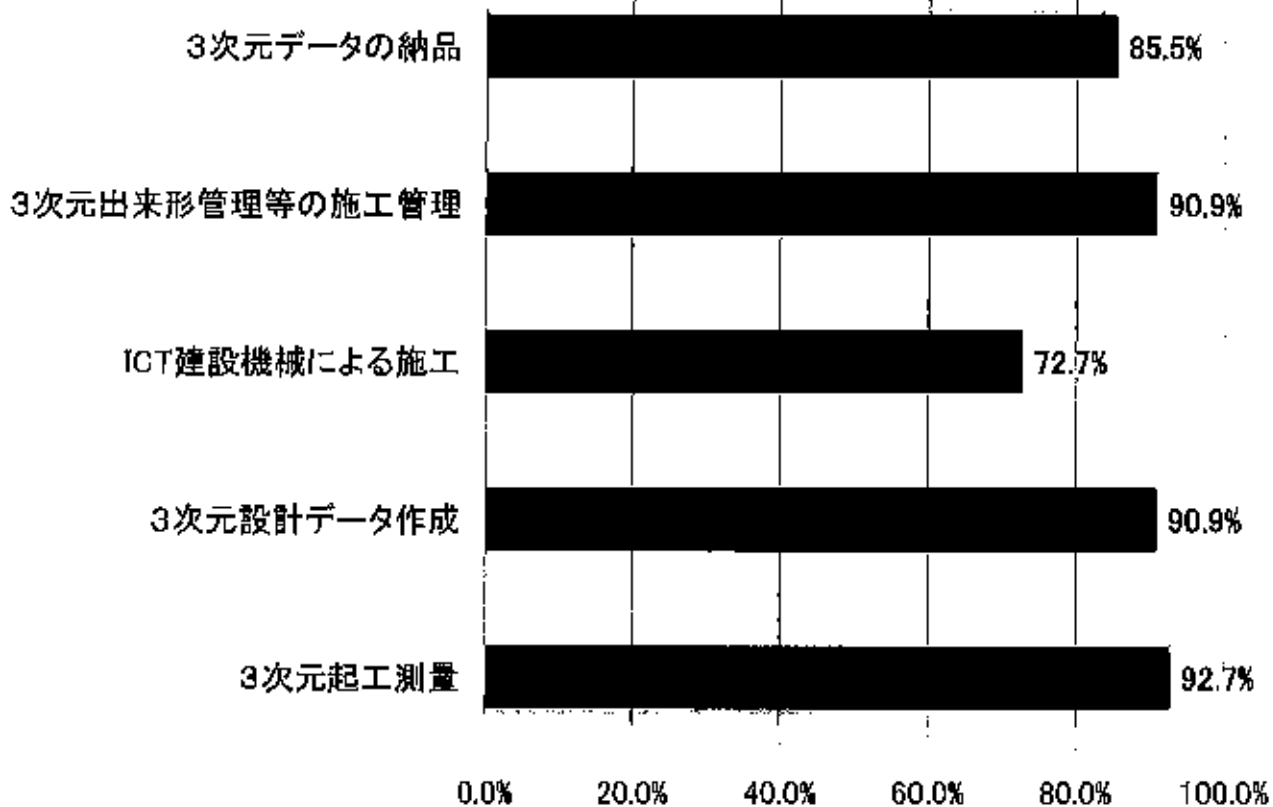


3

## 主任（監理）技術者のICT活用工事の経験

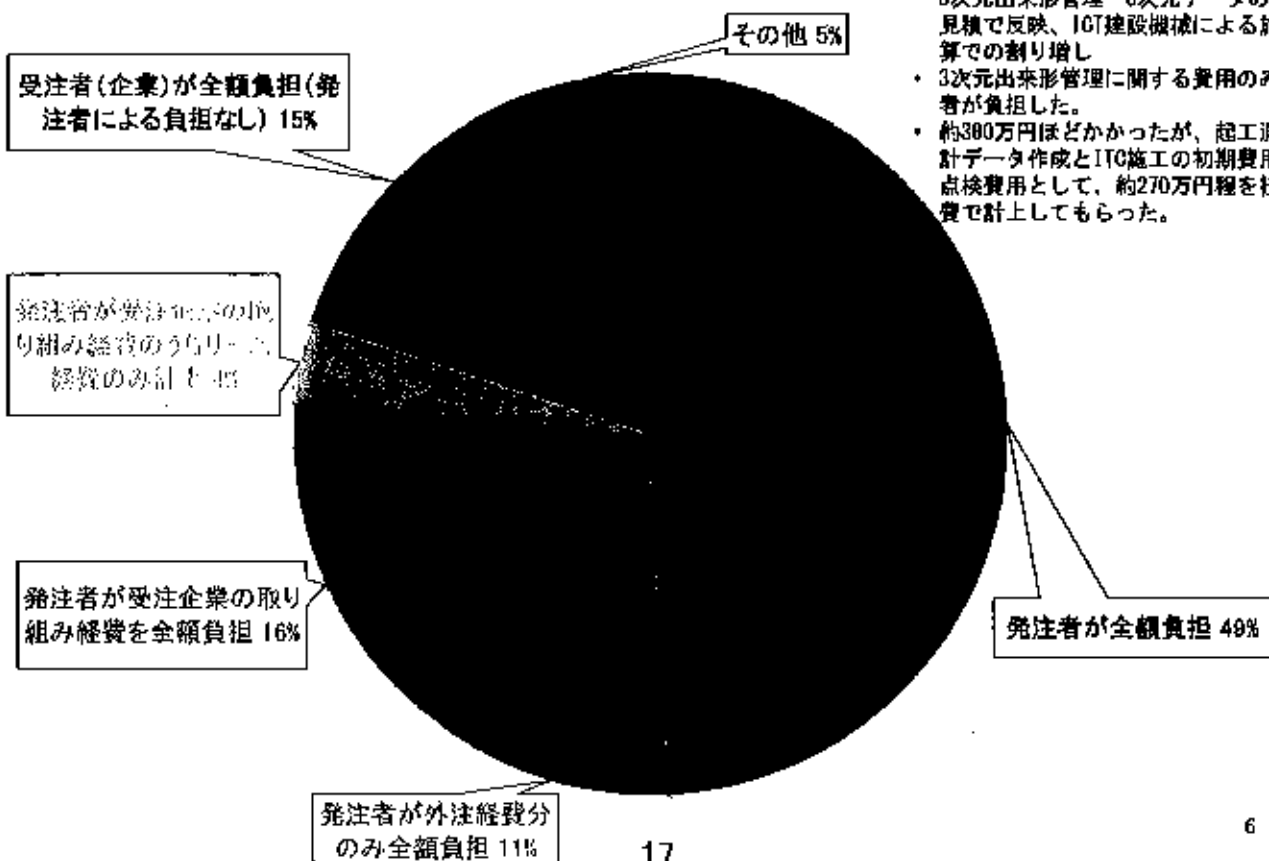


## ICT活用工事で実施したプロセス（複数回答）



5

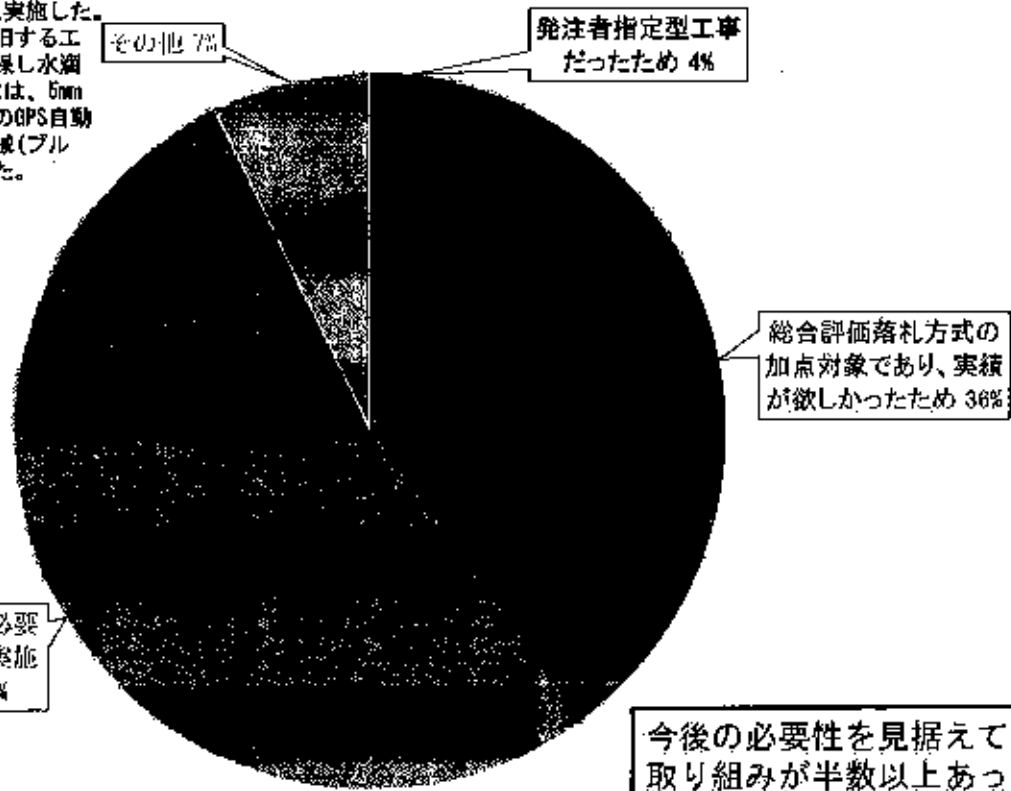
## ICT活用工事の費用負担状況



- ・ 起工測量費・3次元設計データ作成費用・3次元出来形管理・3次元データの納品は見積りで反映、ICT建設機械による施工は積算での割り増し
- ・ 3次元出来形管理に関する費用のみ、受注者が負担した。
- ・ 約300万円ほどかかったが、起工測量・設計データ作成とITC施工の初期費用、保守点検費用として、約270万円程を技術管理費で計上してもらった。

## ICT活用工事の実施理由

- ICT活用工事の対象で、ICT施工のほうが現場の効率化につながると考え実施した。
- 5,500㎡のグラウンドを災害復旧する工事で、排水勾配5パーミリを確保し水廻りのできないように施工するには、5mmの精度で施工できる3次元対応のGPS自動追尾型トランシット及びICT機械(ブルドーザ)による施工が必要だった。
- 生産性向上に繋がるため。
- 普段から活用している。



今後の必要性を見据えての取り組みが半数以上あった

7

## ICT活用工事による経費

算定できない(わからない) 3%

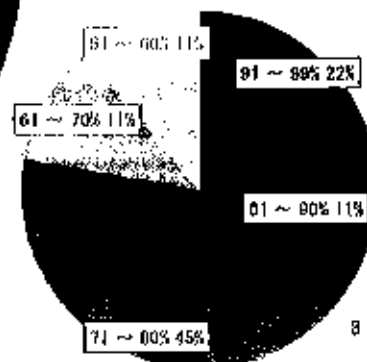
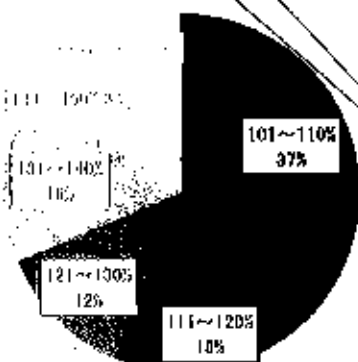
従来と変わらない 17%

ICT活用工事経験なしが高価となる傾向

工種はすべてICT土工  
ICT活用工事経験ありが安価となる傾向

高価となった 50%

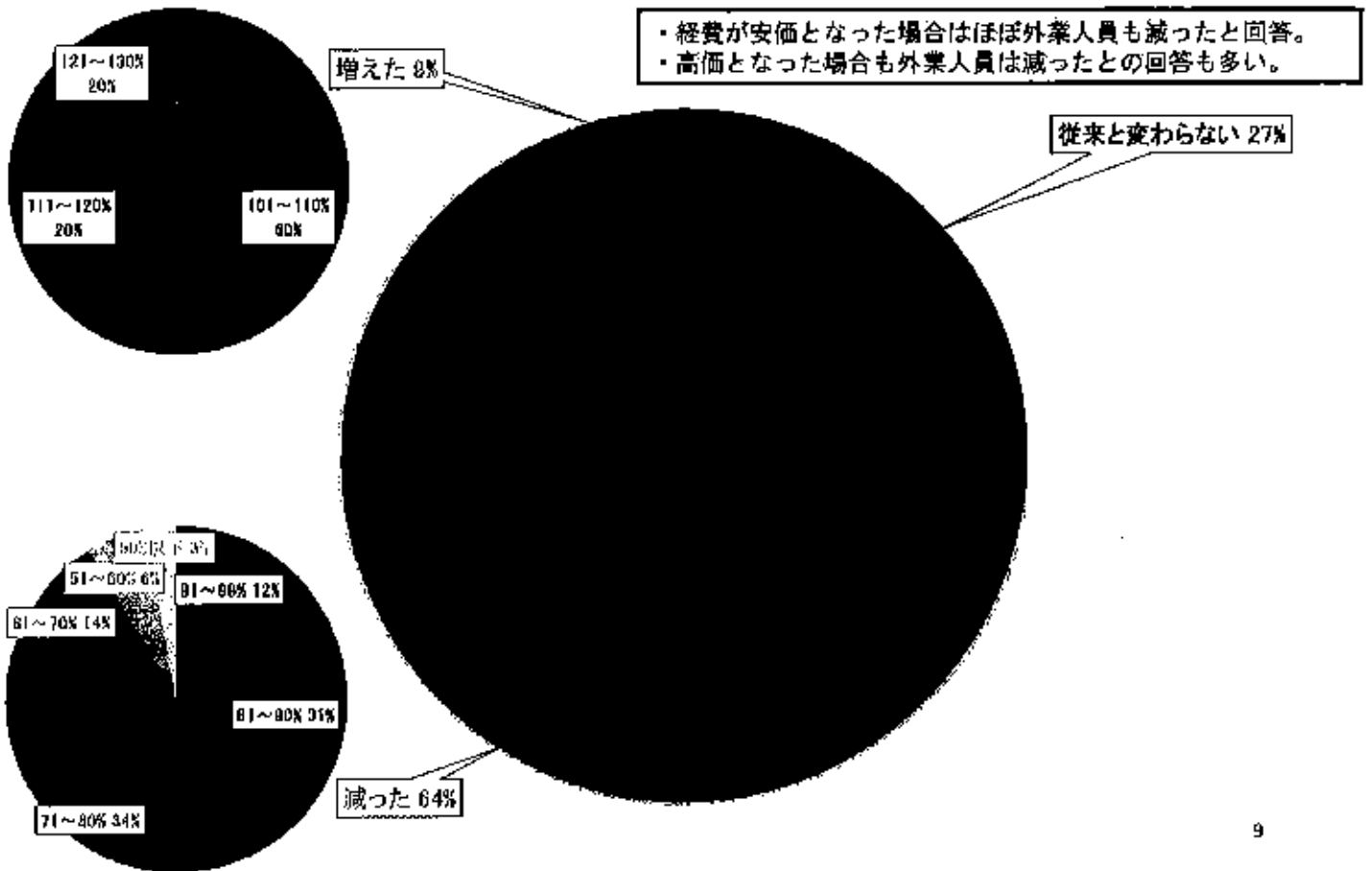
安価となった 16%



18

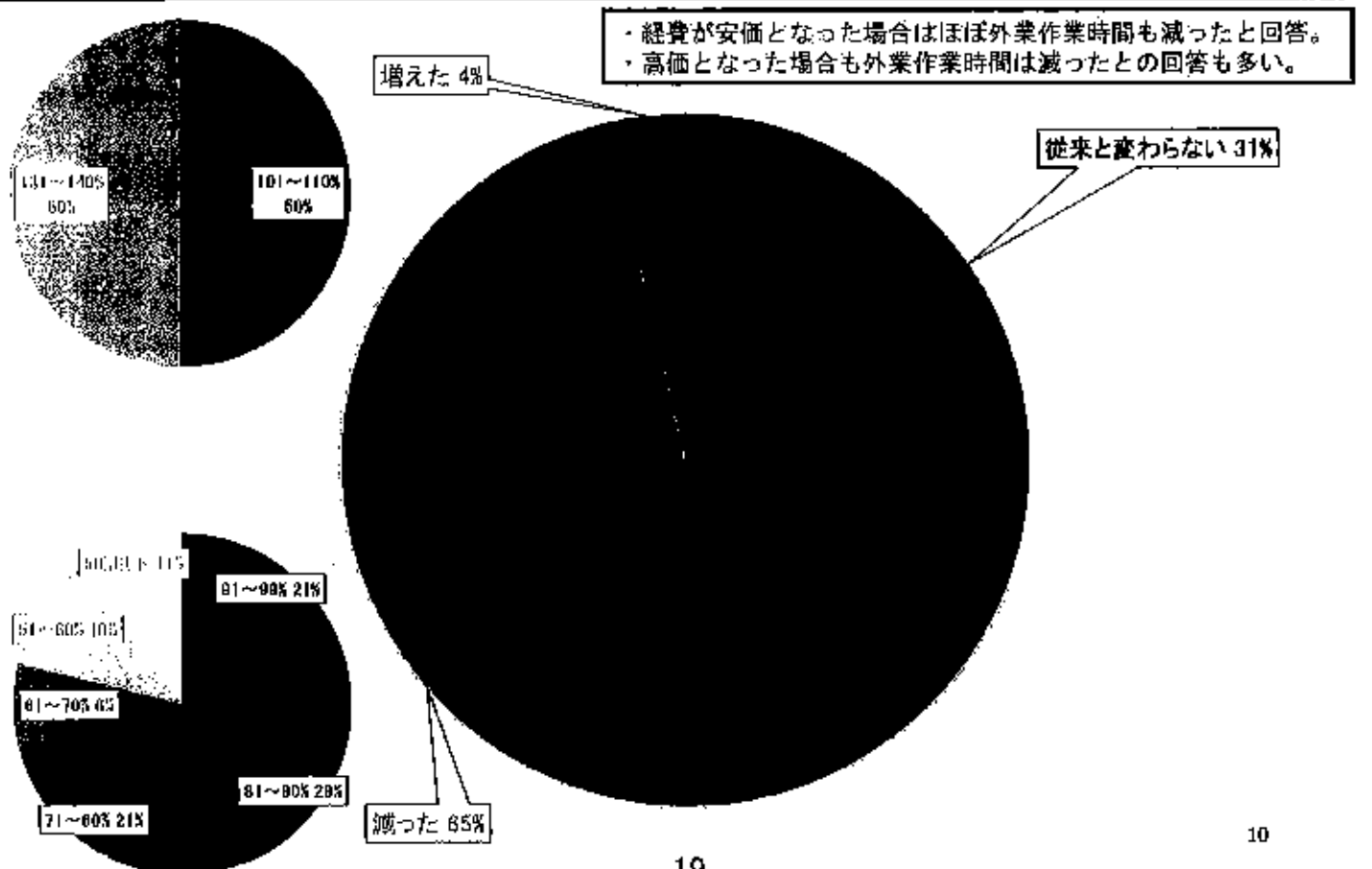
8

## ICT活用工事による外業での必要人員



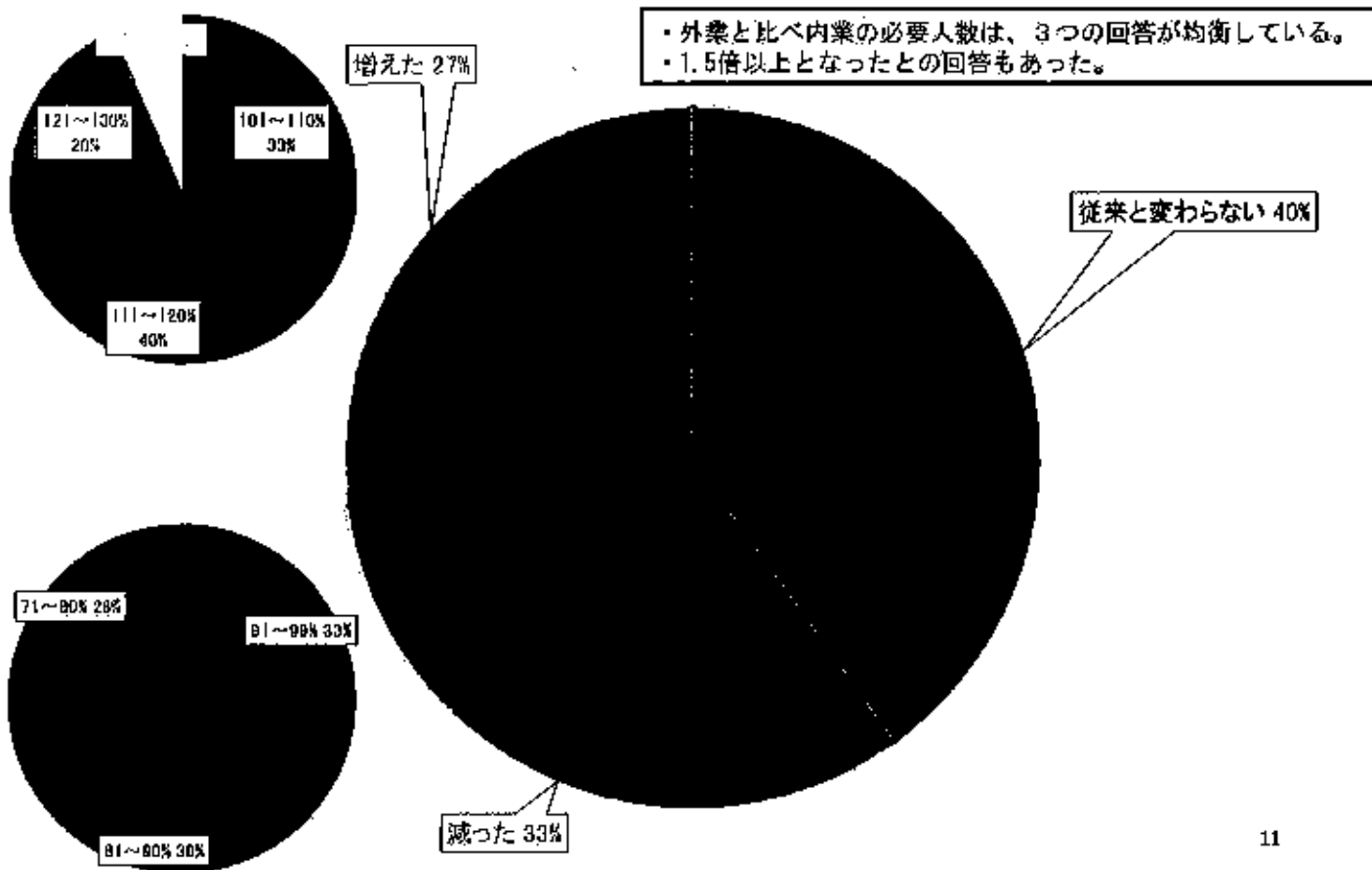
9

## ICT活用工事による外業での作業時間

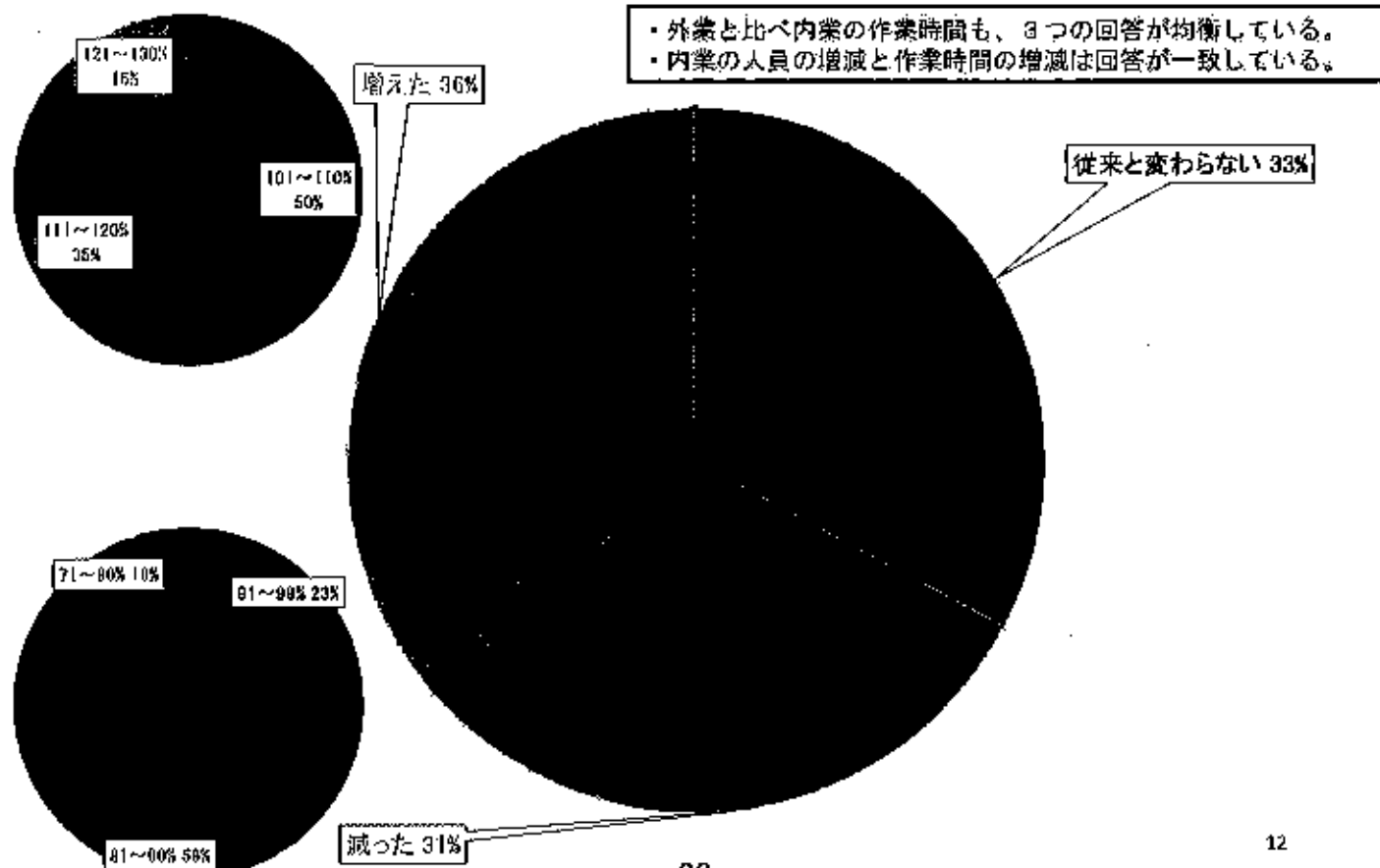


10

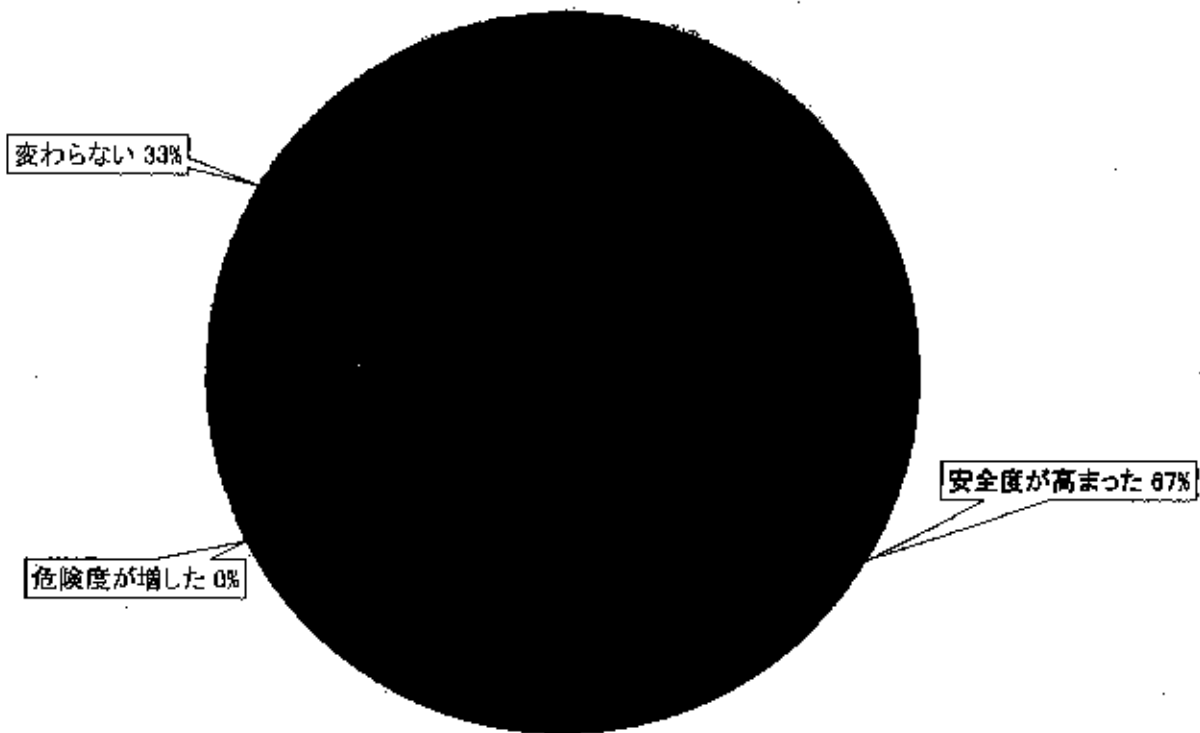
## ICT活用工事による内業での必要人員



## ICT活用工事による内業での作業時間



約7割が安全度が高まったと回答



13

## その他ご意見 まとめ

### ■ ICT活用工事の適用について①

- 現在、ICT活用工事とする場合は、
  - (1) 3次元起工測量
  - (2) 3次元設計データ作成
  - (3) ICT建設機械による施工
  - (4) 3次元出来形管理等の施工管理
  - (5) 3次元データの納品5項目をすべて行わなければならない。
- しかし部分的な活用でも、ICT活用工事としていただけるようになれば、活用機会も増え、現場でのメリットもある。
  - ICT活用工事に要する費用（5つのプロセス）については、計上方法が各工種の積算要領にプロセス毎に定められています。5つのプロセスのうち一部を実施する場合（一部実施）でも、協議により生産性向上に効果があると認められれば、ICT活用工事として認めています。また、一部実施の場合でも、実施したプロセスの費用計上を認めるとともに、ICT活用工事の実績としても認めています。
- ICT施工に関しても、経験が重要。それぞれの項目に対する方法の選択・組合せ方で、効果や精度に違いが出る。また、現場条件により向き不向きもある。社内や協力業者に経験者が増えるほど、的確な組合せを選択できるようになり、より生産性が向上すると思われる。そのため、ICT施工の部分適用や小規模工事への適用など、活用機会を増やして欲しい。

## その他ご意見 まとめ

### ■ ICT活用工事の適用について②

- ICT活用工事の実績について、実際にどのような場合が認められるのか、工種毎に具体的に教えてほしい。また、ICTの一部活用についての範囲も、具体的な施工プロセスを明示してほしい。
- 建設部の工事はもとより、農政部の工事でもICT活用を普及出来るようにしていただきたい。特に地元負担金が生じる事業の工事だと受発注者間での考えに食い違いが生じる恐れがあるため、事業費の中でもICT活用できるよう工面していただきたい。(受注：加点や施工性の主張。 発注：費用面での検討。)
- ICT建機での積極的な活用を推進するのであれば、3次元起工測量を除いて欲しい。3次元起工測量が外注で高価になる。それが無くても、ICT建機によるICT施工ができるし、TS出来形であれば、尚更3次元起工測量データは要らなくなる。
- 現行でも、3次元起工測量を行わない一部実施により、ICT活用工事として実施することは可能です。

15

## その他ご意見 まとめ

### ■ ICT活用工事の費用負担について①

- 内業の作業量が増えてしまうが、その分を賄う施工性、安全性の向上はあるが、ソフトウェア、ハードウェアの導入やリース代が、かなりの金額になってしまい、ICT施工に躊躇してしまう。ソフトウェア、ハードウェアの価格が下がるか、発注者よりICT費用としてしっかりみていただければ、幅広く浸透していくと思う。
- 土工における丁張工はなくなるため外業の作業時間は減るが、精度を保つには要所で土工形状確認するため外業要員は減らすことは難しい。3次元設計データ作成や3次元測量の点群編集など内業の作業時間は増える。これらを外注で行えば作業時間をだいぶ減らすことができるが、外注経費はかさみ高価となる。現場の技術者に3次元データの作成編集、3次元測量を託すには負担が大きすぎるため、社内で専門の部署を設けることもしくは育成できる環境が望まれる。
- 協議により一部実施として認められれば、3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用は、見積にて技術管理費に積み上げ計上できます。
- もっと発注工事において、指定でICT活用工事を発注することによって機械経費の削減を図ってもらいたい。
- 施工者希望型においても、協議により生産性向上が認められれば、ICT活用工事として実施することが可能であり、この場合、費用計上は認められません。また、発注者指定型、施工者希望型の費用計上方法に相違はありません。

16



## その他ご意見 まとめ

### ■ ICT活用工事の費用負担について②

- 今回取り組んだのは、河川の張ブロック積土工とL型擁壁の設置工に使用した。外注せずに自社でデータ作成から、設置据付まで、後に施工精度管理まで一貫として行いましたが・・・、慣れないせいか、従来のやり方とトータル的に時間は変わらなかった。いくつかこなして慣れてくれば、効果はあると思う。助かったのは、発注者が必要経費を見ていただくことで普及につながると思った。（これは大きい）
- ソフト類の操作等を学ぶ時間が多くなるため、自社の中で教育体制を充実させたい。また、現場地質・土質により大きく負担や手間が左右されることもあるため、費用の負担等は柔軟にお願いしたい。
- 施工内容及び規模によっては積極的にICT対象工事として頂きたいが、3次元測量とデータの作成及び対応するICT機械に係る費用はかなり高いのが現状。ICTを導入する現場では、見積による経費の計上をお願いしたい。
- 3次元起工測量と3次元設計データの作成に係る費用は、見積で計上することとなっています。

17

## その他ご意見 まとめ

### ■ ICT活用工事の費用負担について③

- 長野県の方針を考慮して建設ICT機器を購入し、社内で学習会を開催してようやく内製化出来たものの、令和5年の5月以降の県発注工事で建設ICTを採用したいとご相談差し上げても、工事金額内で建設ICT費用を考慮すると、工事の数量が減ってしまうという理由で快く費用を計上していただけなくなった。
- 3D測量やBIMなどの建設ICTを外注してその費用を全額請求する会社が増えすぎて、お金が足りないともお聞きした。長野県の新客観点数でも建設ICTの施工実績を問われるので、建設ICTの抑制は勘弁して欲しい。特に大変高額な建設ICT機器を購入して内製化している我々にとっても、せっかくお金をかけて切磋琢磨しても費用を見て頂けない状況が大変苦しい。

18

## その他ご意見 まとめ

### ■ 発注者の理解不足①

- 若手の技術者及び労働者が不足しつつある現在、今年の4月から開始する「2024年問題 働き方改革」の実施にあたり、人材不足・残業の削減・週休2日の完全実施に向けて、ICT活用が重要である。ICTに関わる費用について、もう少し低コストで出来れば、より多くの工事に適用が可能と考える。また、発注者(監督員)について、ICT工事への理解が必要ではないかと思う。
- 発注者側にICT活用工事についての理解が得られないケースが多々あり、特記仕様書に「ICT技術の活用が可能な建設工事である」と記載があるにもかかわらずICT活用の必要性の有無を問われることがある。
- 費用についても起工測量・3次元データ作成は見積もり、建機は単価変更、出来形管理及び納品は経費補正もしくは見積もりという仕組みを資料を作成して説明し、納得いただく必要のあるケースがある。
- 受注者としては「ICT技術の活用が可能な建設工事」と記載があり、生産性の向上および将来的な現場技術の発展を考え導入しているので発注者から必要性の有無を問われたり費用の計上が困難だと言われてしまうと活用の範囲が狭くなってしまふ。

19

## その他ご意見 まとめ

### ■ 発注者の理解不足②

- ICT活用工事を実施しているにもかかわらず、無駄な丁張りを設置している現場が目立ち、せっかく先進的な取り組みをして建設業への入職者を増やしたい活動なのに、非常に残念。若手技術者は新しいことに順応するので、この丁張りの無駄を十分把握した上で作業し、残業している。
- 年配の技術者は、自分の得意分野で若手に指導したい、との思いから二重管理をしているのかもしれない。自分達が手書き図面からCADに変えたように、丁張りからICTに変更する事を受け入れる必要がある。
- 発注者にも同じ様なことを感じる。ICTが良くわからないとの理由から、スケールで計って検査している。結局アナログに戻しての検査となる。各発注機関にICT検査部署をつくり、そこで確認する事が必要。過渡期なのである程度は仕方ないが、考え方を変えていかないと若手がかわいそう。
- ICT活用工事の費用について、担当者により対応が異なる場面があるので統一してもらいたい。
- ICTに係る費用については発注者で負担して欲しい。他現場だが、小規模土工でICTを行うと協議したら、担当者より費用対効果が少ないので加点にならないと回答された。

20

## その他ご意見 まとめ

### ■ ICT活用工事の省力化に向けた制度設計①

- ICT活用工事の信頼性が高まれば、検査記録や竣工検査用の丁張を廃止して欲しい。
  - 検査記録表は、「工事書類簡素化ガイドライン (R6.4)」により、作成不要としています。
- 現時点においては、今後の流れの中でICTが必須となる思いから多少割高になっても経験を積むために取り組んでいるのが実情であるが、実際に生産性向上、工期短縮や時間、人員の削減に繋がらなければ意味がない。県においてはICTが地域の中小企業にまで幅広く浸透するよう、引き続き費用の発注者負担を継続していただくほか、ICT活用工事の出来形管理基準・品質管理基準の制定作業など更なる効率化を進めていただくようお願いしたい。
- 土工 (1000m<sup>3</sup>未満) では、モバイル端末を用いた3次元計測技術による面管理が可能だが、土工 (1000m<sup>3</sup>以上) では不可能。場所によっては、部分的に掘削となる場合があり、部分的に1000m<sup>3</sup>未満の場合もモバイル端末を用いた3次元計測技術による面管理も可能としていただきたい。
  - 現行でも、地上写真測量 (モバイル端末) による面管理は可能です。(3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 第2編 土工編 2-132)

21

## その他ご意見 まとめ

### ■ ICT活用工事の省力化に向けた制度設計②

- 事前確認書類や完成時確認書類が多く、ICT活用で得た省力化部分を食っている。民間工事ではICT施工やBIM活用が一気に進んでいる。ICTを根付かせるには書類に労力を使わせないことが重要と思う。ICT施工を行う際の、確認書類提出の削減をお願いしたい。(シンプルな施工計画書と成果品の提出のみとしていただきたい。)
- 例えば、
  - ・ ICT施工計画書 (使用機器の点検表)
  - ・ ICT施工計画書 (使用機器のカタログ類の添付)
  - ・ ・ ・ 従来管理で測量機の校正証明等の提出や提示は必要なく、確認不要ではないか
  - ・ 精度確認試験結果報告書
  - ・ キャリブレーション、ICT建機の精度確認等
  - ・ 三次元設計データチェックシート、図面へのチェック
- 官庁や団体からのアンケート類が非常に多く、内容についても検証が困難なものがある。(本アンケートでも、経費の削減割合等を選択するようになっているが、比較は困難)

22

## その他ご意見 まとめ

### ■ 発注図書（図面）のBIM/CIM化について

- 発注者より3次元設計データの提供があれば、より取り組みやすいと思う。測量機器や建設機械・データ処理ソフトが安価になることが普及につながると思う。
- まず発注図書（図面）のBIM/CIM化が大前提。R5より国交省が義務付けている業務委託の必須条件を県発注工事においても順次義務付けて欲しい。図面が3次元デジタル化されているかいないかで受注者の仕事量には雲泥の差がある。
- 国交省以外でも落札後、3次元データを発注者から確実に受領できるように進めてほしい。2次元データを3次元にする業務が時間的にもかかる項目であり、これが落札後受領できれば、設計照査、3次元起工測量結果との連動により設計数量の確認、施工計画への反映と利用の範囲が広がると共に、更なる効率化が期待できると考える。

23

## その他ご意見 まとめ

### ■ その他（IGT建機について等）

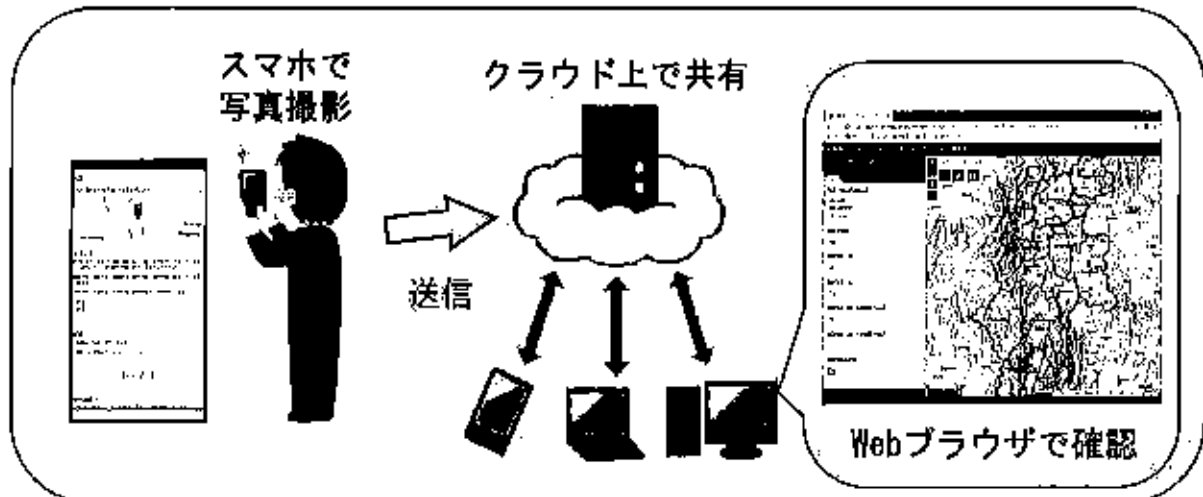
- IGT路盤工を実施し、マシンコントロールで敷き均しを実施した。自社で購入したバックホウ0.15級日立製を使用した。これからも実施回数を増やし内製化していきたい。
- 法面施工に伴う逆巻掘削でMG重機を使用した。稼働率で積算されリース料の3割程度のIGT建機使用率となり、損料が賄えない。
- IGT搭載の重機のリースが現状では高価な部分があるため、実際に施工する量が多くなると金額面で合わない部分が出てくると思う。IGTの活用を反映させていくためにも今一度設計を見直して頂きたい。
- IGTを委託したが、IGTの経験としては何度も繰り返すことで今後のためにもなっていくので実施してよかった。
- 長野県と建設業協会でも共同で行われる技術者セミナーでもIGT活用を普及できるような事例紹介等を織り込んだ発表があればよいと思う。

24

## 長野県インフラプラットフォームの新機能について

長野県建設部技術管理室

## 1 長野県インフラプラットフォームの概要（イメージ）



## 2 建設業協会との協力について

- ・令和4年6月から（一社）長野県建設業協会と共同利用によるデータ連携を開始。
- ・大規模地震発生時における道路パトロール（訓練）で利用

## 3 現状の課題

- ・年に数回の使用だけでは、いざという時に操作できるか不安
- ・災害報告以外にも使えるのではないか

## 4 運用方針

- ・訓練以外の使い方も含め、柔軟に運用
- ・訓練や平時の維持管理利用などについて、現地機関ごとに協会支部と調整

例) 小規模補修工事の写真提出での活用

○受注者のメリット

現場の進捗状況を即時報告できる／写真の整理、印刷する手間が省ける

○発注者のメリット

現場の進捗状況を即時把握できる／補修履歴が地図上で蓄積できる

## 5 留意事項

- ・投稿にあたってはスマートフォン若しくはタブレットに専用アプリのインストールが必要です。
- ・投稿にライセンスは不要ですが、閲覧及び編集にはライセンスが必要です。

県への意見・要望等《入札制度》

支部名	意見・要望
南佐久支部	<p>(1) 工事発注について                      今年度の佐久建設事務所の発注予定工事では、総合評価では34件、受注希望では5件と、圧倒的に総合評価での発注が多く見られます。受注希望型の発注件数を増やしていただきたい。(希望として総合評価70%、受注希望30%)</p> <p>(2) 総合評価落札方式(地域貢献簡易型)について</p> <p>① 工事規模(予定金額)により、入札参加者のランク分けをしていただきたい。                      (ほとんどの発注物件がA・B・Cの参加資格である。できれば工事規模により、A物件・BC物件を分けて発注方法を検討していただきたい)</p> <p>② 価格以外の評価項目(若手主任技術者配置の加点、手持ち工事の減点)の適用について、契約時点から落札候補になった時点としていただきたい。(コリンズの登録のない市町村の業者が監理技術者重複している)</p> <p>③ 地域貢献を重視する観点から、地域要件の範囲を広げないでいただきたい。</p> <p>④ 舗装簡易Ⅱ型の評価項目(自社施工)の見直しをご検討いただきたい。(まとめて発注してほしい 昨年80% 簡易Ⅱ型18%受注希望であった)</p> <p>(3) 総合評価落札方式について</p> <p>① 工事实績                      ・価格以外の評価項目の内、工事实績を求める場合の件数の根拠を教えてください                      ・工事实績を過大に求めることにより、地元業者の受注機会が失われやすいので、改善していただきたい。</p> <p>週休2日制の実績について、長野県内発注以外の工事における実績を認めて頂きたい。</p>

資料 8

上小支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価の技術者要件について、若手技術者で現場代理人は次回から実績がつくが、主任技術者補として、本工事から実績がつくようにしてほしい。</li> <li>・地域要件について、本社所在地ではない近隣の工事をした場合や、同一路線の工事の実績がある場合は、加点できるようにしてほしい。</li> </ul>
諏訪支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の規模(社員数や技術者数)により受注件数・受注金額の必要量は様々です。</li> <li>・平等、公平性、平準化に対して満足な制度内容ではないと思います。</li> <li>・継続するのであれば会社規模の補正や建築・土木の実績を分けるなど制度内容改善の検討を望みます。</li> </ul>
木曾支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価方式における、地域点の加算</li> <li>・実績要件の見直し(特定の地域においては、対象工事が少なく実績要件が厳しい)</li> </ul>
松筑支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 入札システムの不具合の修正とその対処法を明確にしていきたい。</li> <li>② ICTのできない工種工事に加点項目になっている</li> <li>③ ICTの機会をリースした時の金額が多額で設計単価では対応できない。</li> </ul> <p>ICT経験の技術者の加点が2年縛りは短い。</p>
更埴支部	<p><b>【配置技術者について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若手又は女性の主任技術者(代理人)加点の廃止を求める</li> </ul> <p>どの会社も若手人材は欲しいですが、とても困難です。入札するにあたり若手(女性)人材がいるだけで加点は不平等だと思います。若手の加点は工事成績に反映するようにすればいいと思います。また、昨今 M&amp;A が進む中、大企業がグループ傘下企業から(他県から長野県へ)若手の集中派遣は明らかで、早々に対応していただき</p>

	<p>たいと思います。</p> <p>国に準じすぎず、長野県の現況を踏まえた上での、入札制度の変更を要望します。</p> <p><b>【優良技術者について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札時の加点の廃止を求める</li> </ul> <p>技術者の意識向上はわかりますが、表彰のみでいいかと思ひます。表彰受賞者はヘッドハンティングの対象となり、優秀な技術者が県外へ流出してしまいます。また、技術者や会社の負担は大きいです。今は入札の加点があるので仕方なくお金をかけて実施していることもありますので、表彰は素晴らしいですが、入札時の加点は廃止していただきたい。</p> <p>国の表彰が県で適応するのも不自然です。県なら県の表彰のみを対象とすべきです。</p> <p><b>【総合評価の加点について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価方式の地域点の加点増加を検討願いたい。</li> <li>・小規模JV・除雪JVの評価点の加点増加・案件拡充を検討願いたい。</li> </ul> <p><b>【災害工事の総合評価方式発注について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価の災害工事における実績ですが、近隣に災害工事が少なく実績のない業者はいつまでたっても評価点が低く、新規受注が難しい状態です。そういった業者に対しても受注できるよう配慮していただきたい。</li> </ul>
須坂支部	<p>○総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点):工事成績点の対象となる期間について、特殊専門分野工種【とび・土工(橋梁工・橋梁補修工・法面工)・舗装工】における基準の期間が、過去2か年/4か年と定められているため、成績点の保持が困難になっている現状です。</p> <p>※専門分野工種の発注は、一般土木工事より少ない為、ただでさえ受注が難しいと思われます。</p> <p>尚、会社規模の大小もありますが、昨今の建設産業の問題点である担い手(就労者)・技術者不足等を踏まえて</p>



	<p>頂き、基準算定期間の(廻り延長)を要望いたします。</p> <p>総合評価方式の入札において新規の工程に参加しようとしても工事成績点がない為参入が難しいため、初回のみ他工種の工事成績点を反映させてはいただけないか。</p> <p>又、同種工事においても期間を過ぎると工事成績点が0点となってしまうたり、発注機関によっては同種の工事が発注されない場合もありますので、改善をして欲しい。</p>
中高支部	<p>○制度変更過多に感じている。5年間位は変更しない方が良いのではないと思う。</p> <p>制度変更過多は、受注が不安定になり、経営方針が定めづらい。</p> <p>【総合評価落札方式について】</p> <p>1. 専門性の高い工事施工体制をもっと活用して頂きたい。</p> <p>直営で施工する者、アスファルトフィニッシャーを自社で保有する者等。</p> <p>2. 技術者要件で、週休2日工事やICT活用工事の実績ですが現在2年以内となっているのですが、過去4年間で82点ある者のように過去4年若しくは5年にならないでしょうか？</p> <p>又、ICTと週休2日の実績を長野県発注工事対象のみ対象としているが、国発注工事も対象として頂きたい。</p> <p>3. 総合評価の項目を見直してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域要件重視する</li> <li>・国家資格(土木1級、2級など)優先に ・CPDSのユニット数ではなく所持で加点してほしい。</li> </ul> <p>4. 低入調査について、受注者側の意見を基に見直ししてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書類の提出期日が短い。書類の削減を更に進めてほしい。</li> <li>・低入対象現場の専任補助技術者の配置はなくしてほしい。もしくは工事成績評定点を主任(監理)技術者だけでなく補助技術者の実績対象にしてほしい。</li> </ul>

長野支部	<p>1.総合評価における技術者要件について</p> <p>配置予定技術者の施工実績において、主任技術者・監理技術者だけでなく、コリンズ登録している工事に従事した現場代理人・担当技術者についても同等に評価していただきたい。</p> <p>2.電子契約システムの運用について</p> <p>県では、電子契約締結を「落札決定翌日から土日含む7日以内」としているが、国では「土日除く7日以内」と定められており、週休2日制の推進も踏まえてシステムの見直しを検討する必要があるのではないか。</p>
------	--

県への意見・要望等 《災害情報共有システム》

支部名	意見・要望
南佐久支部	<p>Survey123 について</p> <p>アプリ立ち上げ後、サインしないで続行したあと、以下の画面が表示されるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震道路パトロール Ver2.0</li> <li>・建設業協会災害時緊急調査(初動対応)</li> <li>・建設業協会災害時緊急調査(初動対応) Ver2.0</li> <li>・訓練-練習用</li> <li>・訓練-練習用 Ver2.0</li> </ul> <p>実際の災害の際にはどれを使用し、訓練ではこれを使用するなど分かりづらいので表示を分かり易くして欲しい。 また、削除していい項目があれば教えて欲しいです。</p>
上小支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い方が分からない人間が多いので、簡易的に使えるようにしてほしい。</li> <li>・LINE やメールでやりとりしているケースも多く、そのような汎用ソフトを利用した運用方法としてはどうか。たとえば、LINE、メールで事務局へ送り、ライセンスをもった者がシステムに落とし込むなど。</li> </ul>
諏訪支部	<p>地域差なのかシステムについては浸透していない(システム運用方法自体知らない)状況です。</p> <p>以前は JV 維持工事関係者で年 1 回訓練を行い、現場状況をアップしたり閲覧した記憶はありますが、現在のシステムが十分活用されていない事は非常に残念です。</p> <p>浸透しないのには何らかの問題(活用しにくい、周知されない等)が有ると思いますので、早急に対応し災害時だけでなく普段からも有効活用できる様に御指導下さい。</p>

木曾支部	<p>Survey123</p> <p>・各支部では登録内容を確認できるが、現場(登録者)では見られないようです。全ての登録者が見られるようにしなければ活用は難しいと思う。</p>
松筑支部	<p>① テンプレートに小破修繕項目を追加してもらいたい。</p> <p>② 県の担当者も小破修繕工事のときに「サーベイ123で送って」と言ってもらえればもっと身近で使えるのでは。</p> <p>③ 送った後どのように反映しているか等が気になる……</p>
安曇野支部	<p>・災害がおこりやすい場所は電波の届かない場所が多いため、携帯がつながるよう環境整備をしてほしい。</p>
更埴支部	<p>・システムの運用状況がよくわかりません。</p>
須坂支部	<p>・良好に思える。</p> <p>・訓練で、山間地での写真(情報)を送信しても届かなかったケースがある。</p> <p>※各種災害に備え、システムの操作方法を老若男女が簡略に操作できるようになると、もっと使います。</p>
中高支部	<p>1. 閲覧用のPW等が支部に一つしか与えられていませんが、会員各社に与えて頂ければと思います。 複数班で動いた時に他の場所の状況が分らず連携しづらい。グループラインで各エリアを確認している。</p> <p>2. 全県ではエリアが広すぎて見づらい。ラインの様にグループ(支部)単位で使える機能もあれば良いと思う。</p> <p>3. 現状災害時はグループラインを活用している。(位置情報、写真、メッセージが遅れる) ラインとシステムが連携出来ると使いやすい。</p> <p>4. 以前のシステムよりは使い易くなったと思う。</p>

県への意見・要望等《除雪業務》

支部名	意見・要望
南佐久支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要望ですが、特に問題になったわけではありませんが、昨年は融雪剤が県外業者からの納入でありました。価格競争の観点もあろうかと思いますが、緊急時の即時対応として地元の業者の方が圧倒的に対応が早く、地産地消という事もふくめ、地域業者からの納入を希望したい。</li> </ul>
上小支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械管理費を増額してほしい。除雪の少ない年では、経費倒れになります。</li> </ul>
諏訪支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温暖化の影響で除雪出動の回数が非常に少なくなってきています。しかし気象予報に合わせ待機は減る事が無く、最終的には大きな赤字となってしまいます。待機料の大幅増額をお願いします。</li> </ul>
木曾支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模補修(JV)と完全に一緒にするのは難しい。(現行のとおり)</li> <li>・働き方改革が進むため、除雪業務に支障が出る場合がある。除雪請負事業者の工期面での優遇が必用。</li> <li>・木曾地域は、油脂類の短歌が長野県で一番高く、積算単価と乖離している。地域価格に合わせた単価設定をお願いします。</li> <li>・特定の機械(ドーザー0.7級)では、排ガス規制が1次までしか単価が設定されていません。このため、新車を導入しても単価が安いままで。見直しをお願いします。</li> </ul>
松筑支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与の機械の保険の金額の見直しを願いたい。</li> </ul>

更埴支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・凍結防止剤散布について、複数業者による入札参加がある工区を除雪 JV に組み込むのはJV内での調整が困難な状況となる懸念が拭えません。</li> <li>・比較的除雪出動回数の少ない地区ですが、今後、機械の維持管理の負担増、オペレーター不足が予想されます。除雪業務の地位向上をめざして広報の活性化、管理費、労務費の上昇をお願いしたい。</li> </ul>
須坂支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度、除雪ステーションで塩カルを運搬した委託業者が除雪車を破損させたと思われた例が発生した。そのため事故防止・事故状況の確認の為に除雪車にドライブレコーダーの設置をお願いしたい。</li> <li>・交通量の多い路線についての補正割増を要望いたします。 ※管寒(山間)地域と市街(DID)地域での、交通量の差(除雪作業の難易度)は、歴然にあるので、補正率(DID地域)について要望いたします。</li> <li>・降雪量(スケールアップ)はいらないと思う。</li> <li>・借用される端末での、各段階での写真ですが、フラッシュを光らせても暗いとの理由で却下になる場合がある。</li> </ul>
中高支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.貸与機械について、貸与機械がとて古く(20 数年たっている)いつ壊れてもおかしくない機械は予備もないため、除雪及び散布ができなく恐れがある為常に更新して頂きたい。</li> <li>2.稼働費の支払いについて、稼働費が『県の予算が終わってしまった』と言われ数千万円の支払いが2から3ヶ月後の支払という例がありました。契約書の通り請求書発行日から30日以内の支払いをお願いします。</li> <li>3.道路情報の道路気象情報(ライブカメラ)増設をお願いしたい。除雪作業の参考にしたい。</li> <li>4.単価について、昼間の経費率が「1」の世話役が夜間になると保率が「1」以下になる。入札金額が93%でないで受注できないので、さらに低くなる。世話役が行くだけで赤字になる。計算式等の見直しをしてほしい。</li> <li>5.各月の精算時において、稼働時間の切り捨てを10分単位ではなく5分単位にできないか。複数台で連携をとり作業しているので、工区境での待ち時間や吹雪での待機時間、シャープペン交換などの整備時間がカットされてしまっている。実際は運転手・助手が拘束されているため、「作業中」のはず。その時間を切られ、さらに月合計も10分以下は切り捨てられてしまい赤字になる。</li> </ol>

県への意見・要望等《その他》

支部名	意見・要望
諏訪支部	<p>・路線の維持管理や除雪を行っている業者は、緊急出動や深夜施工など会社を上げてお金だけではない協力・苦勞をしています。同じ路線での工事についてはアドバンテージを持たせるなど検討頂きたい。 (長期に亘り道路状況や施工履歴、関係する地元住民とも関係が深く、スムーズで適切な工事が期待される)</p>
松筑支部	<p>・舗装工事・とび土の工事成績点数をもう少し考えてもらいたい。 ・100点満点でない工事の工事成績点のつけ方を考えてもらいたい。 ・1件の86点と5件の86平均点の違いがあっても良いのでは。</p>
安曇野支部	<p>・管理測点 10 点以下の現場については再考をお願いしたい。 ・スリット堰堤のスリットについては鋼橋門扉等工事原価ではなく材料費計上として頂きたい。 また、特殊材料を変更可能な材料に検討して頂きたい。</p>
更埴支部	<p><b>【ICT施工について】</b> 県ではICT施工を強く推奨していますが、担当レベルだと費用対効果及び個々による考えの違い、費用の見方の違いなど多く見られますので、しっかりとした見解を示し、出先機関及び担当レベルに通達していただきたい。その上で、工事成績の加点や費用の増額などお願いしたい。</p> <p><b>【発注の平準化】</b> 発注時期、発注場所等の平準化をお願いしたい。</p>

須坂支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模維持補修工事の予算が近年減少傾向にあるように思えます。出先機関の担当者もなかなか希望通りの予算の確保ができていないとも聞いております。県で指定された観光用道路には予算がつきやすいとお聞きしておりますが、実際いかがなのでしょう？小破・浴道美化・交通安全維持・側溝整備の予算内での流用は難しいのでしょうか？</li> <li>・小規模維持補修工事及び除雪業務の発注について、道路の維持工事(浴道美化)等の工事量が大変少ないような気がします。地元の住民よりの要望が大変多く寄せられています。</li> <li>・過去に植樹等した樹木が成長し、管理が地元住民だけではできない状況です。予算の確保を要望します。</li> </ul>
中高支部	<p>1.長野県電子入札システムスタートページの、入札情報システムを24時間閲覧できないでしょうか？</p>



## 「信州で暮らす働くフェア」について

日時 令和6年7月13日(土) 11:00~17:00

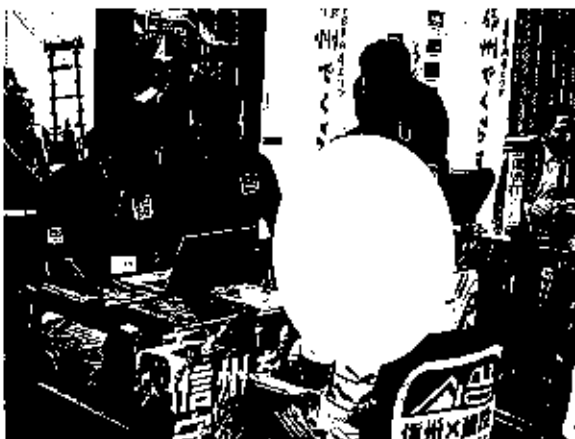
会場 東京交通会館(東京都千代田区有楽町)

参加者 青木総務委員長、北澤青年部会長、小林専務、岩下常務  
青木次長、小池主事、酒井編集長(新建築新聞)

フェアの概要 別添「出展マニュアル」のとおり

### 協会ブース来場者の状況

- ・10組以上の方が来訪、うち8組の方からは、氏名、連絡先等の情報を提供していただいた。
- ・来訪者の年代は30代~50代、男性1名又はご夫婦での来訪
- ・長野県に移住した場合の職業の選択肢として、建設関連産業に興味を持たれた方が来訪された。(移住希望時期が半年以内の方が複数名有)
- ・プラント建設の現場技術者、住宅内装工事を自営されている方も来訪された。



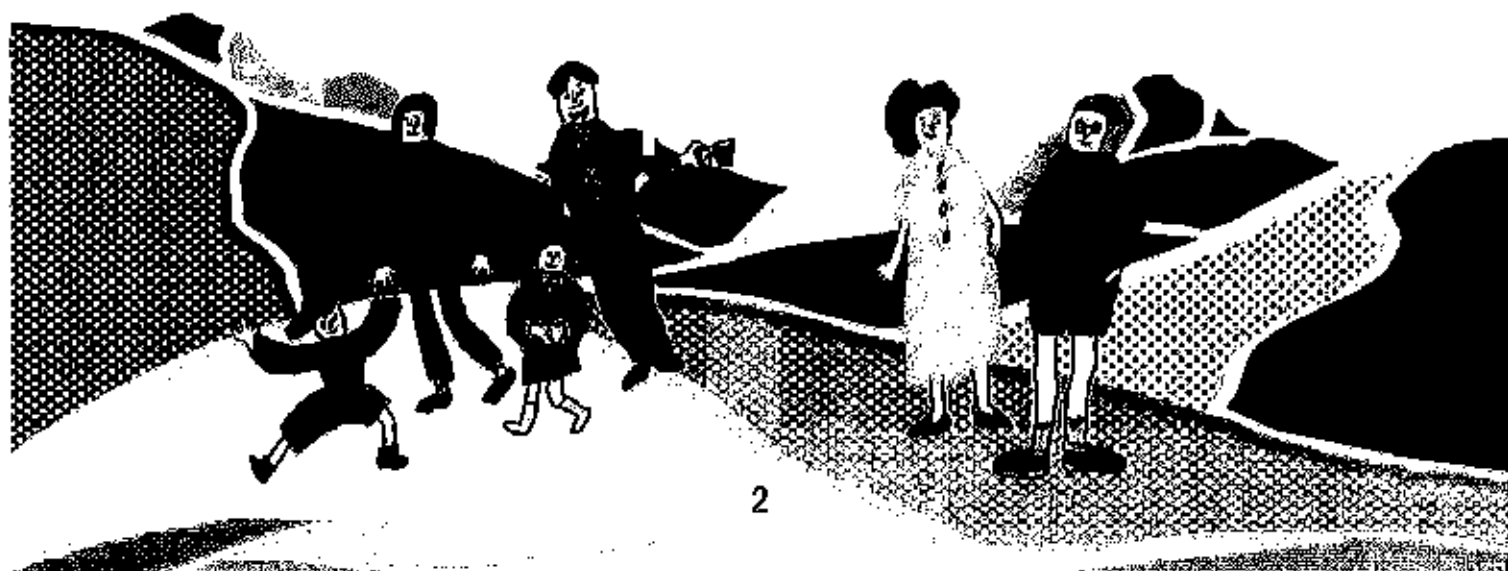


＝市町村・県関連団体向け・出展マニュアル＝

日時：R6.7/13(sat) 11:00-17:00 (最終入場16:00)

会場：東京交通会館12階 ダイヤモンドホール+カトリアサロンA

主催：長野県、田舎暮らし「楽国信州」推進協議会  
共催：認定NPO法人ふるさと回帰支援センター



# ◎目次

1. 実施概要
2. 当日のスケジュール
3. 会場レイアウト
4. 会場レイアウト（ブース番号）
5. ブースの仕様・装飾
6. ブース装飾例
7. 当日の持参品
8. 荷物の送付・返送について①
9. 荷物の送付・返送について②
10. QRコードの入場管理について
11. 当日の対応について
12. 片付け
13. その他（連絡・注意事項）
14. お問い合わせ・当日緊急連絡先

## 1. 実施概要

- 趣旨：長野県への移住を検討している首都圏の方々に対して、県内の様々な魅力を暮らしと仕事のセットで発信することで、移住者やつながり人口拡大を図る。
- 日時：令和6年7月13日（土）11:00～17:00
- 会場：東京交通会館12階 ダイヤモンドホール+カトレアサロンA（東京都千代田区有楽町2-10-1）



特設サイトQR

### 【電車でお越しの方】

- ※JR山手線・京浜東北線「有楽町駅」京橋口 徒歩1分
  - 東京メトロ有楽町線「有楽町駅」D8出口 徒歩1分
  - 東京メトロ丸の内線・銀座線「銀座駅」C9出口 徒歩3分
- ※会場のWEBサイトはこちら

### 【車でお越しの方】

- ※当日直接車両で搬入する場合、東京交通会館B2F・B3Fの駐車場が利用可能です。
- ※料金の補助等はありません。
- （駐車料金：30分毎350円、利用可能時間7時～24時）

### 【東京交通会館の設備】

- ・自販機：12F・2F
- ・たばこ：B1F
- ・ベンチ：3F 屋上庭園（コリーヌ）

## = イベントコンテンツ =

- 個別相談ブース  
（市町村45、関係団体25、企業30）
- 資料コーナー
- キッズコーナー
- プレゼントコーナー  
3ブース以上相談された方に、長野県の特産品をプレゼント。  
→QRコード入場管理の受付券を利用するので、出展者のみなさんにしていただくことは特にありません。

- イベントコーナー
- ・出展企業PR  
（前半11:30～11:45/後半13:00-13:15）
- ・暮らしセミナー（12:00-12:40）
- ・教育子育てセミナー（13:30-14:10）
- ・企業セミナー（14:30-15:10）

### <来場特典>

来場のみなさまに、アルクマコットンバッグをプレゼント。事前登録された方には、アルクマボールペンもプレゼント。



## 2. 当日のスケジュール

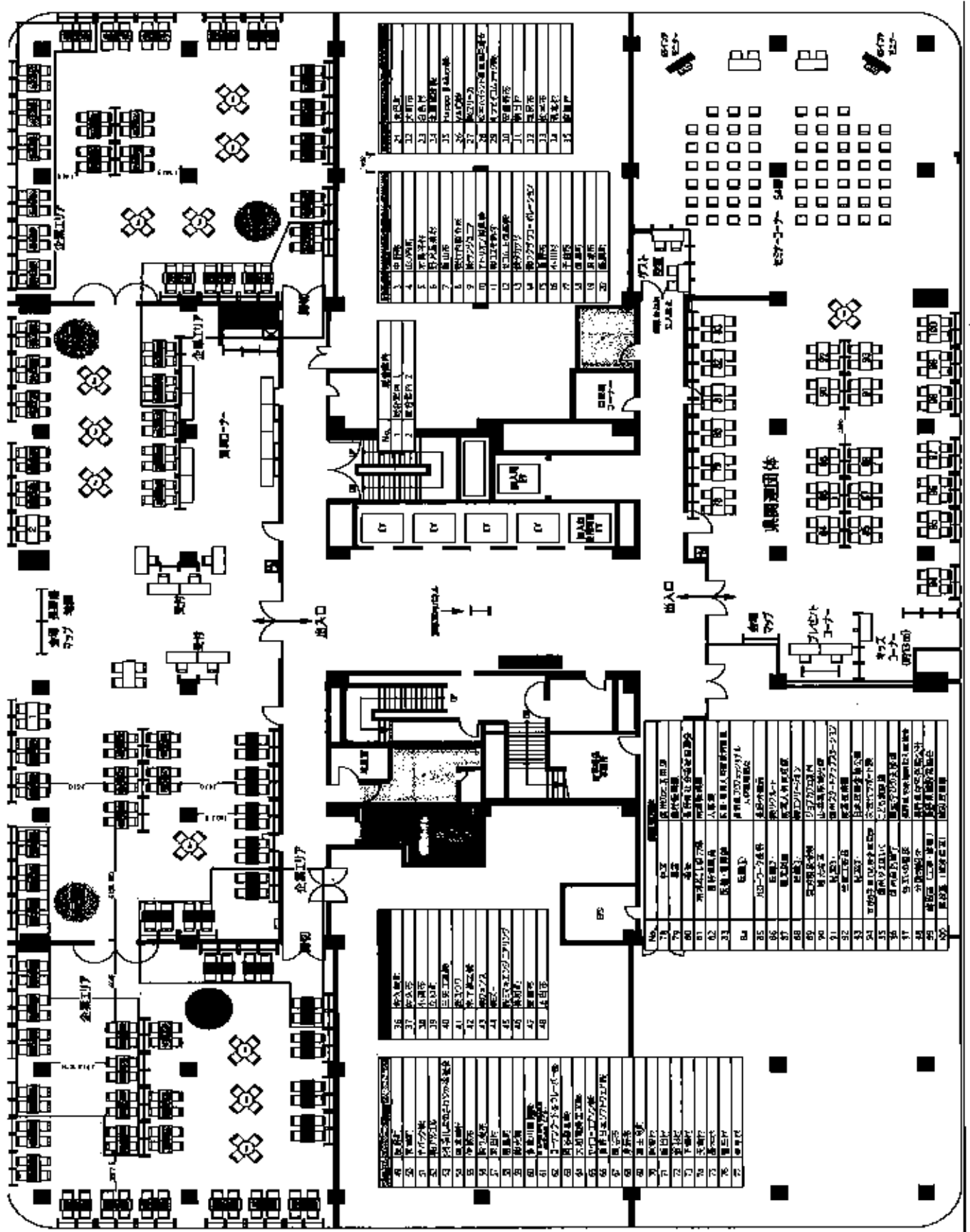
時間	内容	備考	
8:30	協議会事務局集合 会場設営		
10:00	会場準備開始	10:00前であっても会場にはお入りいただけます。 ※ブースの設置・荷物の振り分けが完了している状態になっておりますので、各自ブース装飾等のご準備をお願いします。	
10:30	出欠確認	10:30以降、スタッフが出欠状況の確認を行いますので各ブースへ入場していただきます。	
10:40	出展者向けオリエンテーション	トークセッションエリアにて、注意事項等を確認します。各ブースより1名ご出席ください。(10分程度) ※会場全体に放送しますのでお忙しい場合はブースでお聞きください。	
11:00	イベント開始	開場前に多くのお客様の来場が見込まれるため、開場時間を早める場合があります。	
11:30-11:45	企業PR (前半)	11:00-17:00 相談は随時	
12:00-12:40	暮らしセミナー		ゲスト：ふーとっくさん
13:00-13:15	企業PR (後半)		
13:30-14:10	教育子育てセミナー		ゲスト：大須田さん、相馬さん、倉持さん
14:30-15:10	企業セミナー		ゲスト：(株)はたらクリエイト 金さん
17:00	イベント終了	撤収開始。片付けが終わった方からお帰りいただけます。フェア終了時刻17時までは片付けを行わないでください。 ゴミ袋は、会場出入口付近に用意します。 (分別にご協力ください：燃えるゴミ/ペットボトル/缶・瓶/段ボール) ※チラシ・パンフレット類はお持ち帰りください。	
18:00	完全撤収	※後日、出展者アンケートをお送りしますので、ご協力お願いいたします。	

※休憩は、各自自由なタイミングで会場外にてお取りください(お飲み物は問題ありません)。

※面接ではありませんので、出展者のみなさまもラフな格好でお越しください。

# 3. 会場レイアウト

※当日までに、多少変更になる可能性がございます。ご了承ください。  
 ※細かいので、別途単体データ送ります。



※おむつ替えの場所について  
 交通会館2階に設置されているベビーベッド（エレベーターで2階に降りてお手洗いの手前）をご案内ください。

# 4. 会場レイアウト (ブース番号)

総合案内	
1	総合案内 1
2	総合案内 2

北信	
3	中野市
4	山ノ内町
5	木島平村
6	野沢温泉村
7	飯山市
8	榑竹内製作所
9	榑サンジュニア
10	アトリオン製菓榑
11	榑コスモ熱学
12	セコム上信越榑
13	榑タカサワ
14	榑フクザワコーポレーション
15	長野市
16	小川村
17	千曲市
18	信濃町
19	須坂市
20	飯綱町

東信	
21	池田町
22	大町市
23	白馬村
24	北陽建設榑
25	Happo Billiken榑
26	VAIO榑
27	榑ユリーカ
28	松本ハイランド農業協同組合
29	キッセイコムテック榑
30	安曇野市
31	朝日村
32	塩尻市
33	松本市
34	筑北村
35	麻績村

南信	
36	佐久穂町
37	佐久市
38	小諸市
39	立科町
40	三矢工業榑
41	榑ユウワ
42	木下建工榑
43	榑フォンス
44	榑ズー
45	榑ミマキエンジニアリング
46	長和町
47	東御市
48	上田市

南信	
49	辰野町
50	箕輪町
51	ナバック榑
52	榑アルゴル
53	(社福)しなのさわやか福祉会
54	南箕輪村
55	伊那市
56	駒ヶ根市
57	宮田村
58	飯島町
59	榑天龍
60	多摩川精機榑
61	根羽村高齢者福祉施設 ねばねの里「なごみ」
62	コーケンフード& フレーバー榑
63	岡谷酸素榑
64	大和電機工業榑
65	セイコーエプソン榑
66	長野日本ソフトウェア榑
67	岡谷市
68	茅野市
69	富士見町
70	阿智村
71	飯田市
72	根羽村
73	下條村
74	天龍村
75	番木村
76	豊丘村
77	泰阜村

県関連団体		
78	林業	信州の木活用課
79	農業	農村振興課
80	福祉	長野県社会福祉協議会
81	地域おこし 協力隊	地域振興課
82	長野県職員	人事課
83	医師・看護師	医師・看護人材確保対策課
84	転職①	長野県プロフェッショナル 人材戦略拠点
85	ハローワーク長野	長野労働局
86	転職②	榑リクルート
87	職業訓練	産業人材育成課
88	転職③	榑エンリジョン
89	就労相談全般	ジョブカフェ信州
90	観光産業	山岳高原観光課
91	起業①	信州スタートアップステーション
92	伝統工芸品	産業技術課
93	起業②	日本政策金融公庫
94	ながの子育て 応援企業同盟	次世代サポート課
95	信州やまほいく	こども家庭課
96	信州自然留学	県民の学び支援課
97	住まいの相談	長野県宅地建物取引業協会
98	分譲地紹介	長野県住宅供給公社
99	建設業 (工事・建築)	長野県建設業協会
100	建設業 (建設産業)	建設政策課



信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会(第7回)一次第

日 時：令和6年7月18日(木) 10:30~12:00

場 所：県庁議会増築棟 401号会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

R6年度協議会体制及びスケジュールについて

【資料1】

R6年度信州健康ゼロエネ住宅助成金について

【資料2】

4 意見交換

既存住宅の省エネ改修の普及促進に向けて

5 連絡事項

- ・長野県建築文化賞について
- ・住宅の耐震化について
- ・住生活月間について

6 閉 会

配布資料一覧

次第	
信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会（第7回）出席者名簿	
信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会（第7回）配席図	
R6年度協議会体制及びスケジュールについて	資料1-1
信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会規約	資料1-2
信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会内規・持ち回り表	資料1-3
R6年度信州健康ゼロエネ住宅助成金について	資料2
長野県建築文化賞について	参考資料1
住宅の耐震化について	参考資料2
R05住生活月間チラシ	参考資料3
信州健康ゼロエネ住宅助成金 新築タイプ リーフレット	
信州健康ゼロエネ住宅助成金 リフォームタイプ リーフレット	



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT GOALS

【長野県は「SDGs未来都市」です】

2050 ZERO  
CARBON  
NAGANO

2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

## 令和6年度協議会体制及びスケジュール



しあわせ信州

## ■ 令和6年度協議会体制及びスケジュール

### ■ 協議会体制

#### 信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会規約

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

2 会長は、会員の互選により選任する。

3 副会長は、会長が指名し、会委の同意を得て選任する。

#### 信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会内規・持ち回り表

1 会長・副会長について

(1) 会長・副会長に関する基本事項

ア)任期 原則2年間とする

イ)会長 設計関係団体及び施工関係団体交互に選任する

ウ)副会長 副会長のうち1団体は次期会長を選任し、  
もう1団体は市町村を充てる

年度	会長	副会長	
R4~5	長野県建築住宅課	建築士会	建設業協会
R6~7	建築士会【設】	建設業協会	長野市
R8~9	建設業協会【施】	建築士事務所協会	松本市
R10~11	建築士事務所協会【設】	建設労働組合連合会	上田市

■ 会長

(公社) 長野県建築士会

西村 文彦

経過

- ・ 令和6年6月4日付け6建住第1049号にて照会
- ・ 令和6年6月21日 会長の選任案について全会一致で承認

■ 副会長

選任案

(一社) 長野県建設業協会

長坂 亘治

長野市建設部住宅課

三浦 敦

■ 事務局

長野県建設部建築住宅課

## ■ 令和6年度協議会体制及びスケジュール

### ■ 部会長

#### 信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会規約

(部会)

第8条 協議会は、第3条の事業を実施するにあたり、専門的かつ具体的に協議・検討するために、部会を設置することができる。

2 部会長は、会員の中から会長が指名し、部会員は、部会長が指名する。

### 選任案

#### 普及促進部会

(公社) 長野県建築士会 川島 宏一郎

#### 県産木材活用推進部会

(一社) 長野県建築士事務所協会 田村 正治

#### 指針住宅研究部会

(公社) 日本建築家協会関東甲信越支部長野地域会 下崎 明久

## ■ 令和6年度協議会体制及●スケジュール

### ■ スケジュール（予定）

時期	内容
令和6年7月18日	信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会（第7回）
令和6年8月以降	各部会
令和6年10月～11月	信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会（第8回）
令和6年12月以降	各部会
令和7年2月～3月	信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会（第9回）

- ・協議会の日程は、事務局で日程調整を行います。
- ・各部会は、各部会担当者（建築住宅課担当者）が日程調整を行います。

## 信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会規約

## (名称)

第1条 この会は、信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、「信州健康ゼロエネ住宅指針」に則った信州らしい住まいづくりの推進や県民への普及啓発活動を通じて、県民の意識の向上や支援を行うとともに、高性能住宅に関する技術普及や技術力向上に取り組むことにより、住宅分野における2050ゼロカーボン実現に寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を実施する。

- (1) 信州健康ゼロエネ住宅に関する県民への普及啓発活動
- (2) 高性能住宅に関する技術普及及び技術方向上に関する研修会の開催等
- (3) 木造住宅の高性能化に関する工法、建材、設備機器などの情報提供、供給等
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

## (会員)

第4条 協議会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 前項以外の団体の入会は、協議会の会議（以下「会議」という。）において承認するものとする。なお、市町村及び県の組織の入会については、この限りではない。

## (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 会長は、会員の互選により選任する。

3 副会長は、会長が指名し、会員の同意を得て選任する。

## (アドバイザー等)

第6条 協議会に次のアドバイザー等を置く。

- (1) アドバイザー
- (2) オブザーバー

2 前項のアドバイザー等は、あらかじめ会員の意見を聞いて会長が指名する。

## (会議)

第7条 会議は、会員により構成する。

2 会議は、会長が招集する。

3 会長は、会議を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 会事は、必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 協議会は、第3条の事業を実施するにあたり、専門的かつ具体的に協議・検討するために、部会を設置することができる。

2 部会長は、会員の中から会長が指名し、部会員は、部会長が指名する。

3 部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、長野県建設部建築住宅課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会議に諮り定める。

附則

この規約は、令和4年5月31日から施行する。

この規約は、令和6年6月1日から施行する。

(別表)

関係団体	独立行政法人住宅金融支援機構 信州の快適な住まいを考える会 信州木材認証製品センター 一般社団法人信州木造住宅協会 一般社団法人新木造住宅技術研究協議会長野支部 一般社団法人長野県建設業協会 長野県建設労働組合連合会 公益社団法人長野県建築士会 一般社団法人長野県建築士事務所協会 長野県工務店協会 長野県住宅供給公社 長野県木材協同組合連合会 長野県優良住宅協会 公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部長野地域会
市町村	長野市 松本市 上田市 飯山市
長野県	環境部ゼロカーボン推進室 林務部県産材利用推進室 建設部建築住宅課

## 協議会内規

## 信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会 会長・副会長の選任について

## 1 会長・副会長について

## (1) 会長・副会長に関する基本事項

- ア) 任期 原則2年間とする
- イ) 会長 設計関係団体及び施工関係団体\*\*交互に選任する
- ウ) 副会長 副会長のうち1団体は次期会長を選任し、  
もう1団体は市町村を充てる

## (2) 副会長選任 (R4年度からR6年度(第1回協議会まで))

副会長	備考
公益社団法人長野県建築士会	設計関係団体
一般社団法人長野県建設業協会	施工関係団体

## (3) 副会長選任 (R6年度(第1回協議会)以降)

付表「会長・副会長等持ち回り」のとおり

※ 団体の会員の属性により次のとおり定める

## 《設計関係団体》(五十音順)

(公社)長野県建築士会、(一社)長野県建築士事務所協会、  
(公社)日本建築家協会関東甲信越支部長野地域会、

## 《施工関係団体》(五十音順)

信州の快適な住まいを考える会、(一社)信州木造住宅協会、  
(一社)新木造住宅技術研究協議会長野支部、(一社)長野県建設業協会、  
長野県建設労働組合連合会、長野県工務店協会、長野県優良住宅協会



(付表)

信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会 会長・副会長等持ち回り表

(1) 会長・副会長

次に定めるとおり選任するものとする。

年度	会長	副会長		備考
R4～5 (2022-23)	長野県建築住宅課	建築士会	建設業協会	
R6～7 (2024-25)	建築士会【設】	建設業協会	長野市	省エネルギー 適合義務 施行
R8～9 (2026-27)	建設業協会【施】	建築士事務所協会	松本市	
R10～11 (2028-29)	建築士事務所協会【設】	建設労働組合連合会	上田市	

※ 表中の【設】は「設計関係団体」、【施】は「施工関係団体」を示す。

※ R12年度以降については、普及状況や社会情勢等を踏まえR11までに協議する。

(2) 事務局

当面の間は長野県建設部建築住宅課に置く。



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

# 令和6年度信州健康ゼロエネ住宅助成金について



しあわせ信州

# 令和6年度 信州健康ゼロエネ住宅助成金の変更点【新築タイプ】

## 信州健康ゼロエネ住宅 賢くつかおう助成金

令和6年度は、令和5年度に引き続き、**最大200万円**の助成金を交付する予定です。  
令和6年度は、令和5年度に引き続き、**最大200万円**の助成金を交付する予定です。



### 助成対象者

以下の①～④のいずれかに該当する県内に主たる事務所を置く事業者

- ① 住宅を新築する事業者で、全戸が健康とエネルギー両方を確保する事業等（住宅分を有する工事業）
- ② 住宅を新築する事業者と工事業協賛的及び住宅協賛的と認定される事業者（分譲住宅等における共同事業者）
- ③ 住宅を新築する事業者で、住宅協賛的と認定される事業者（分譲住宅等における共同事業者）

### 助成対象住宅

県内に新築する基本項目のすべてに適合する住宅

### 助成金額

区分別の基本額に、選択項目に応じた金額を加算  
ただし、令和6年度より基本額が引き上げられる場合あり（詳細は後述のとおり）

区分	基本額	選択項目の最大加算額	助成上限額
単体新築*	50万円 (40万円)	60万円 (60万円)	110万円 (100万円)
複体新築** (複層)	120万円 (110万円)	60万円 (60万円)	180万円 (170万円)
先租後建**	140万円 (130万円)	-	200万円 (190万円)

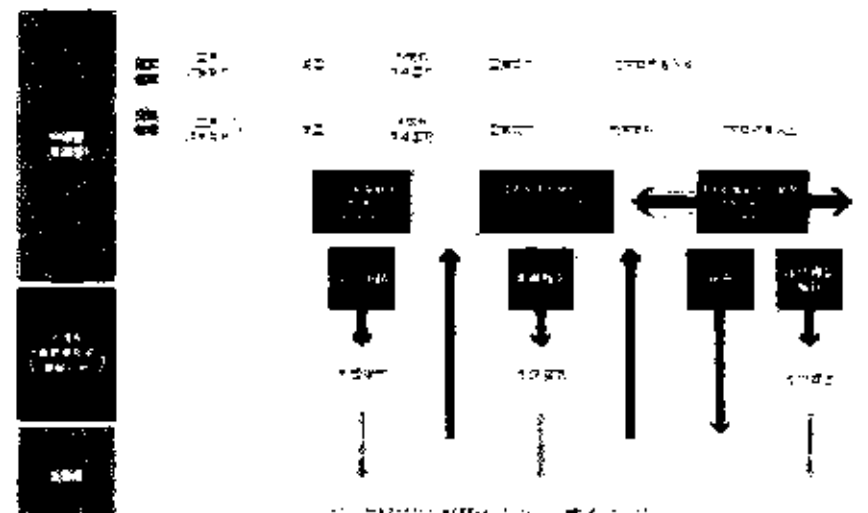
### 助成要件

要件	内容
1	「健康とエネルギー」両方を確保する事業等（住宅分を有する工事業）
2	住宅を新築する事業者
3	住宅を新築する事業者と工事業協賛的及び住宅協賛的と認定される事業者
4	住宅を新築する事業者で、住宅協賛的と認定される事業者
5	住宅を新築する事業者と工事業協賛的及び住宅協賛的と認定される事業者
6	住宅を新築する事業者で、住宅協賛的と認定される事業者
7	住宅を新築する事業者と工事業協賛的及び住宅協賛的と認定される事業者
8	住宅を新築する事業者で、住宅協賛的と認定される事業者
9	住宅を新築する事業者と工事業協賛的及び住宅協賛的と認定される事業者
10	住宅を新築する事業者で、住宅協賛的と認定される事業者
11	住宅を新築する事業者と工事業協賛的及び住宅協賛的と認定される事業者
12	住宅を新築する事業者で、住宅協賛的と認定される事業者
13	住宅を新築する事業者と工事業協賛的及び住宅協賛的と認定される事業者
14	住宅を新築する事業者で、住宅協賛的と認定される事業者
15	住宅を新築する事業者と工事業協賛的及び住宅協賛的と認定される事業者
16	住宅を新築する事業者で、住宅協賛的と認定される事業者
17	住宅を新築する事業者と工事業協賛的及び住宅協賛的と認定される事業者
18	住宅を新築する事業者で、住宅協賛的と認定される事業者
19	住宅を新築する事業者と工事業協賛的及び住宅協賛的と認定される事業者
20	住宅を新築する事業者で、住宅協賛的と認定される事業者
21	住宅を新築する事業者と工事業協賛的及び住宅協賛的と認定される事業者
22	住宅を新築する事業者で、住宅協賛的と認定される事業者
23	住宅を新築する事業者と工事業協賛的及び住宅協賛的と認定される事業者
24	住宅を新築する事業者で、住宅協賛的と認定される事業者
25	住宅を新築する事業者と工事業協賛的及び住宅協賛的と認定される事業者
26	住宅を新築する事業者で、住宅協賛的と認定される事業者
27	住宅を新築する事業者と工事業協賛的及び住宅協賛的と認定される事業者
28	住宅を新築する事業者で、住宅協賛的と認定される事業者
29	住宅を新築する事業者と工事業協賛的及び住宅協賛的と認定される事業者
30	住宅を新築する事業者で、住宅協賛的と認定される事業者

## 信州健康ゼロエネ住宅 新築

信州健康ゼロエネ住宅

### 申請手続の流れ



令和6年度は、令和5年度に引き続き、**最大200万円**の助成金を交付する予定です。  
令和6年度は、令和5年度に引き続き、**最大200万円**の助成金を交付する予定です。

### 重要ポイント

申請書の提出は、令和6年度は、令和5年度に引き続き、**最大200万円**の助成金を交付する予定です。  
申請書の提出は、令和6年度は、令和5年度に引き続き、**最大200万円**の助成金を交付する予定です。

### お問い合わせ

#### お問い合わせ先

令和6年度は、令和5年度に引き続き、**最大200万円**の助成金を交付する予定です。  
令和6年度は、令和5年度に引き続き、**最大200万円**の助成金を交付する予定です。

#### 長野県住宅供給公社事務局 企画課

〒180-0835 長野市大字町 2-1-10004号  
TEL 026-227-4322 FAX 026-227-4320  
E-mail: info@nagano-cgpc.jp

信州健康ゼロエネ住宅助成金の  
申請書ダウンロード



#### 長野県環境政策推進課

〒252-0292 長野市大字町 2-1-10004号  
TEL 026-227-4322 FAX 026-227-4320  
E-mail: info@nagano-cgpc.jp



# 令和6年度 信州健康ゼロエネ住宅助成金の変更点【新築タイプ】

## 募集期間

第1期 2024.4.15 > 2025.2.14 - 令和6年度中に完成するものが対象 -

第2期 2024.11.1 > 2025.3.14 - 令和7年度中に完成するものが対象 -

## 助成要件

### 助成要件

#### 第1項目

1. 一戸建ての木造住宅<sup>※1</sup>（又は店舗等の床面積が1/2未満の混構造住宅）

2. 住宅部分の床面積が75～250㎡

3. 県内に主たる事務所を置く等が該当

4. 一般向けの住宅見学会を開催<sup>※2</sup>

5. 住宅部分専任営業、作業員又は売主基準に該当

6. 建設木材が5㎡又は在来材として30㎡以上使用

前記条件（以下の（ア）～（ウ）のいずれかを満たすもの）

（ア）建築基準法施行令第48条に定める数量の1/25超

7. （イ）その建築費等の総額等に関する条件第3条第1項に該当

（住宅性能表示基準の住宅等級（構造等級）等級2以上の取得

（ウ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条に基づく認定の取得

8. 災害危険区域<sup>※3</sup>及び土砂災害特別警戒区域<sup>※4</sup>の区域外

再生可能エネルギー設備等を設置<sup>※5</sup>（以下の（ニ）又は（ホ）のいずれかを満たすもの）

9. （ニ）太陽光発電システム（システム容量30kW以上）

（ホ）木質ペレットストーブ又は薪ストーブ

### 令和5年度

対象：木造

対象外：木造との混構造（地下室付、一部S/RC）

### 令和6年度

対象：木造住宅

木造との混構造（地下室付、一部S/RC）

※非木造部分の床面積の合計が延べ面積の1/2未満のみ

対象外：上記以外

# 令和6年度 信州健康ゼロエネ住宅助成金の変更点【新築タイプ】

## 助成要件

### 助成項目

①-⑧のいずれかの要件に該当する場合は、  
右欄に掲げる金額を加算(加算額の上限は60万円又は40万円)

	要件	加算額
①	県産木材を0.17~0.16㎡/㎡使用	10万円
	県産木材を0.16㎡/㎡以上使用	20万円
②	伝統技能(左官仕上げ壁・国産瓦葺き・県内産者農作の活用(木製建具及び巨のいずれか2つ以上))	10万円
③	太陽熱利用給湯システムの設置(集熱面積4㎡以上)	10万円
④	蓄電池の設置(蓄電容量4kwh以上)	10万円
⑤	V2H充放電システムの設置(充電3kw以上、放電3kw以上)	10万円
⑥	地中熱ヒートポンプシステムの設置(クローズドループ又はオープンループ)	10万円
⑦	県が定めるゼロエネルギー達成率	20万円
⑧	長期優良住宅認定の取得	10万円

### 令和5年度

- ・再生可能エネルギー設備等を導入 : 10万円  
(以下の①又は②を満たすもの)
- ①太陽熱利用給湯システム(集熱面積4㎡以上)
- ②蓄電池(蓄電容量4KWh以上)

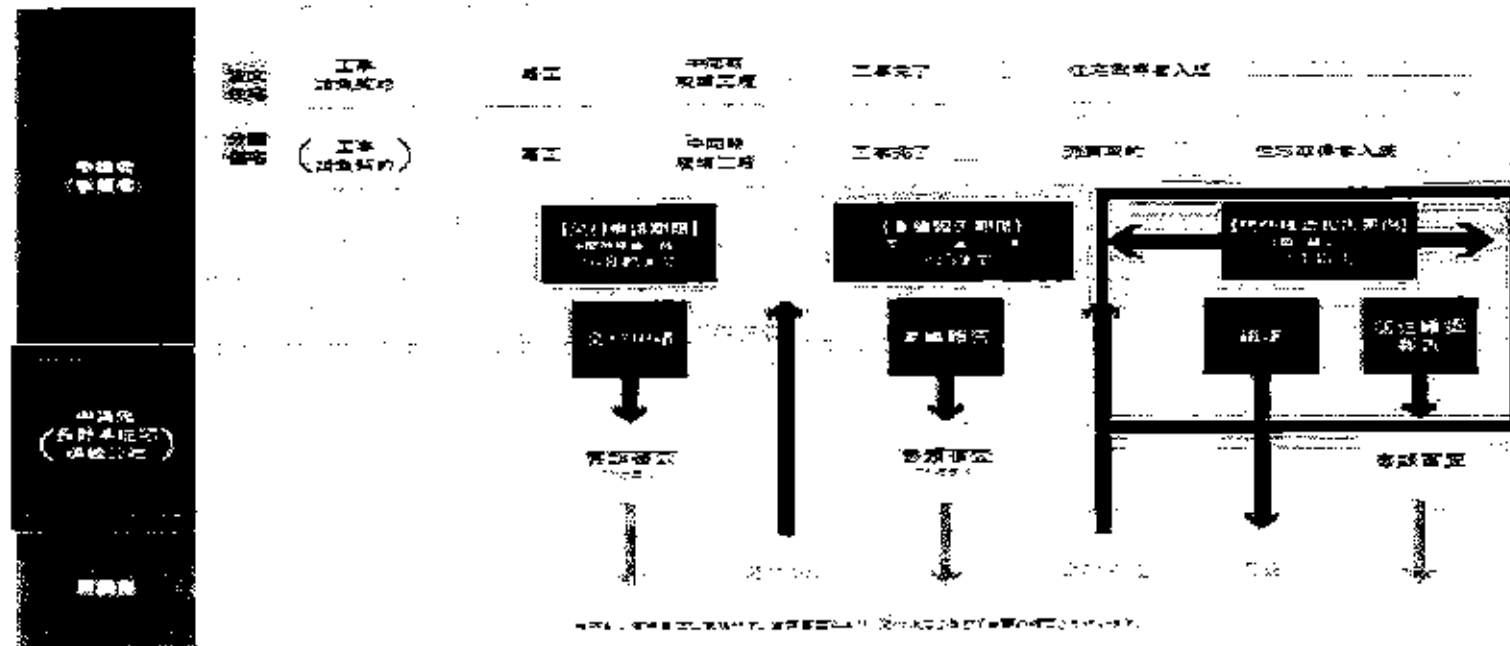
### 令和6年度

- ・太陽熱利用給湯システム(集熱面積4㎡以上) : 10万円
- ・蓄電池(蓄電容量4KWh以上) : 10万円
- ・V2H充放電システム(充電3kw以上、放電3kw以上) : 10万円
- ・地中熱ヒートポンプシステム(クローズドループ又はオープンループ) : 10万円

# 令和6年度 信州健康ゼロエネ住宅助成金の変更点【新築タイプ】

## 申請手続きの流れ【新築タイプ・リフォームタイプ共通】

申請手続きの流れ



### 令和5年度

- ・事業完了報告：額の確定から1年以内に入居を確認
- ・申請先：建設事務所建築課

### 令和6年度

- ・居住確認報告：額の確定から1年以内に入居を確認
- ・申請先：長野県住宅供給公社（長野市）

# 令和6年度 信州健康ゼロエネ住宅助成金の変更点【リフォームタイプ】

## 信州健康ゼロエネ住宅 賢くつかおう助成金

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の信州健康ゼロエネ住宅助成金（リフォームタイプ）の申請受付期間は、最大14.5万円（令和6年度）の補助額が適用となります。

**助成対象者** 以下の条件のうちいずれかに該当する県内に主たる居住所を置く事業体

- 1 信州健康ゼロエネ住宅助成金の申請する事業体（信託のリフォーム事業を行う事業体）
- 2 県内に主たる居住所を置く事業体と工事実施部分の自己所有者とが連帯して申請する事業体（信託で事業を行う場合）（リフォーム事業者が申請する場合、自ら施工者が信託事業の委託先となる事業体/信託委託先が事業の委託先となるリフォーム工事を信託事業委託先が実施する）

**助成対象住宅** 以下のいずれにも該当する住宅

- 新築に相当する程度（住居専ら用途に相当するもの） ● 再生可能なエネルギー設備等の導入に資するものであるもの

### 助成対象工事

県内事業体が施工する0.5又は以上のいずれかのリフォーム工事が必須

1	空調設備の設置	冷暖房システムが省エネ性能の高い冷暖房システム及びダクトレスエアコンの設置を行うこととする事業体である場合
2	断熱工（外断熱）	外断熱の断熱材又は省エネ効果の高い断熱材を断熱材として断熱材の厚さが断熱性能等（断熱性能係数）が同等以上のものとなるものとする（断熱材の厚さが同等以上のものとするものとする）
3	省エネルギー設備の設置	省エネ性能の高い省エネ設備を設置することとする（省エネ性能係数が同等以上のものとする）

0.5又は以上の断熱材の厚さを断熱材の厚さとして断熱材の厚さを断熱性能等（断熱性能係数）が同等以上のものとするものとする（断熱材の厚さが同等以上のものとする）

**助成金額** 次の金額のうち最も小さい額（1000円未満切り上げ）  
 必須工事に対して実施する下記の工事も助成対象とすることが可能

空調設備	冷暖房システムが省エネ性能の高い冷暖房システム及びダクトレスエアコンの設置を行うこととする事業体である場合	10,000円/㎡
断熱工（外断熱）	外断熱の断熱材又は省エネ効果の高い断熱材を断熱材として断熱材の厚さが断熱性能等（断熱性能係数）が同等以上のものとするものとする（断熱材の厚さが同等以上のものとする）	4,000円/㎡
省エネルギー設備	省エネ性能の高い省エネ設備を設置することとする（省エネ性能係数が同等以上のものとする）	7,500円

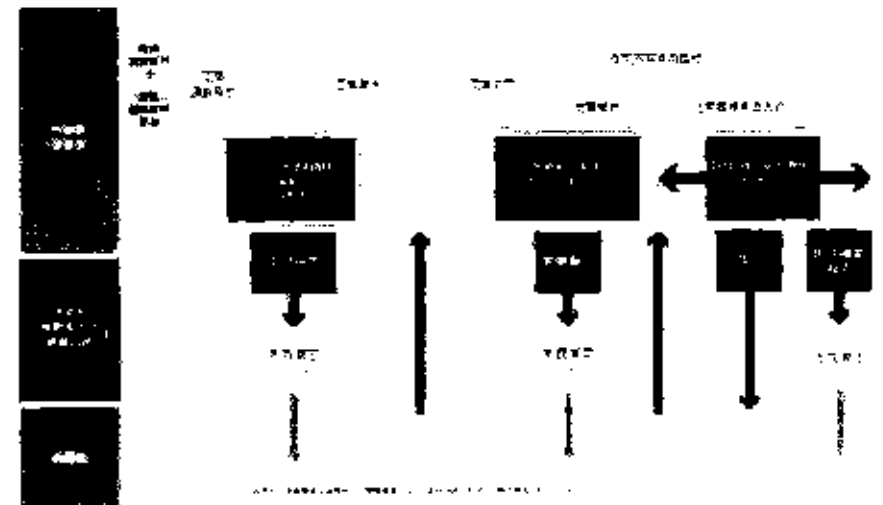
品名	内容	補助単価
窓断熱	外気等に接する窓、扉、戸及び障子の断熱処理	1,000円/㎡
	内気等に接する窓、扉、戸及び障子の断熱処理（断熱リフォームで断熱処理又は断熱材を施工）	4,000円/㎡
	外気等に接する窓の断熱処理	7,500円
バリアフリー	歩行困難者に対する（玄関）の段差解消（設置）	2,000円/箇所
	出入口の段差解消（出入口）の段差解消（設置）	10,000円/箇所
照明器具	電球の取り替え（電球からLED電球）	30,000円/箇所
	蛍光灯又は省エネ型LED電球の設置	30,000円/箇所
換気設備	天井付換気装置の設置（換気専用）	7,000円/㎡
	天井付換気装置の設置（換気専用）以外の設置	5,000円/㎡
低炭素設備	省エネ型LED照明器具の設置（天井付換気装置）	700円/箇所
	照明器具の設置、換気設備、断熱材等の断熱材等及び断熱材の厚さを断熱性能等（断熱性能係数）が同等以上のものとするものとする	100,000円

### 外気等に接する建具の断熱改善に係る助成単価

断熱材の厚さ（mm）	断熱材の断熱性能	補助単価（円）	断熱材の厚さ（mm）	断熱材の断熱性能	補助単価（円）
20mm以上	0.10以上	4,000円	100mm以上（気密性能0.5以上）		45,000円
15mm以上20mm未満	0.08以上	34,000円	100mm未満	気密性能0.5未満	40,000円
5.0mm以上15mm未満	0.04以上	20,000円	50mm以上100mm未満		

## 信州健康ゼロエネ住宅 リフォーム （まなこ）●信州

### 申請手続きの流れ



**注意事項**  
 申請書の提出は、申請書の提出後、申請書の提出日から10営業日以内に行ってください。申請書の提出後、申請書の提出日から10営業日以内に行ってください。申請書の提出後、申請書の提出日から10営業日以内に行ってください。

**申込書**  
 申請書の提出は、申請書の提出後、申請書の提出日から10営業日以内に行ってください。申請書の提出後、申請書の提出日から10営業日以内に行ってください。申請書の提出後、申請書の提出日から10営業日以内に行ってください。

**申請先**  
 必用いじりやで  
 今更からの大々やがてでして、  
 ご不明な事ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

**長野県住宅供給公社事務局 申請受付**  
 〒260-0836 長野県上田市中島町100-306  
**TEL.026-227-4322** FAX.026-227-4492  
 Mail: yamanaka@pref.nagano.lg.jp

信州健康ゼロエネ住宅助成金の  
詳しい情報はコチラ



**長野県住宅供給公社**  
 〒260-0836 長野県上田市中島町100-306  
 TEL.026-227-4322 FAX.026-227-4492  
 Mail: yamanaka@pref.nagano.lg.jp



# 令和6年度 信州健康ゼロエネ住宅助成金の変更点 ●リフォームタイプ

## 募集期間

第1期 2024.4.15 > 2025.2.14 - 令和6年度中に完成するものが対象 -

第2期 2024.12.1 > 2025.3.14 - 令和7年度中に完成するものが対象 -

## 助成対象工事

県内事業者が施工する①又は②のいずれかのリフォーム工事が必須

①	ZEH化リフォーム	住宅部分を信州健康ゼロエネ住宅設計の最低基準(外皮及び一次エネルギー消費量)以上に適合させる断熱改修等
②	健康省エネ リフォーム (アエロイ)	ア 浴室及び脱衣室又は寝室について 外気等に接する床、床、天井又は壁根の延床面積10㎡以上の部分を断熱改修(改修部分の合計で可) かつ、外気等に接するすべての建具の断熱改修(既に断熱性能がある建具の改修は不要)
		イ 住宅部分全体の外気等に接する床、天井又は壁根の断熱改修

※ZEH化リフォームは、断熱性能の基準として、外皮及び一次エネルギー消費量に関する基準(令和4年(2022年)国土交通省告示第1106号)を適用する。

### 令和5年度

- 健康省エネリフォーム：(イ) 住宅部分の外気等に接する全ての窓の断熱改修
- 断熱性能の基準：省エネ基準(平成28年国土交通省告示266号)

### 令和6年度

- 健康省エネリフォーム：(イ) 住宅部分全体の外気等に接する床、天井又は壁根の断熱改修
- 断熱性能の基準：ZEH基準(令和4年国土交通省告示1106号)



# 令和6年度 信州健康ゼロエネ住宅助成金の変更点【リフォームタイプ】

## 助成金額

### 助成金額

次の金額のうち最も小さい額(1,000円未満切捨て)  
 必須工事に併せて実施する下表の工事も助成対象とすることが可能

先導基準 140万円(ZEH化リフォーム)  
 推奨基準 120万円(ZEH化リフォーム)  
 最低基準 100万円(ZEH化リフォーム)  
 50万円(健康省エネルギーフォーム)

総工事費の20%

工事内容に応じた  
 下表の助成単価を合計額

区分	工事内容	助成単価
断熱改修	外気等に接する壁、床、天井又は屋根の断熱改修	3,000円/m <sup>2</sup>
	外気等に接する壁、床、天井又は屋根の断熱改修(ZEH化リフォームで先導基準又は推奨基準に適合)	4,000円/m <sup>2</sup>
	外気等に接する建具の断熱改修	下記参照

### 外気等に接する建具の断熱改修に係る助成単価

区分	建具の区分・面積		助成単価	
	面積	助成額	区分	助成額
窓	2.8m <sup>2</sup> 以上	31,000円	障戸:1.8m <sup>2</sup> 以上・引戸:3.0m <sup>2</sup> 以上	45,000円
	1.6m <sup>2</sup> 以上2.8m <sup>2</sup> 未満	24,000円	障戸:1.0m <sup>2</sup> 以上1.8m <sup>2</sup> 未満	40,000円
	0.2m <sup>2</sup> 以上1.6m <sup>2</sup> 未満	20,000円	引戸:1.0m <sup>2</sup> 以上3.0m <sup>2</sup> 未満	

## 令和5年度

- ・ ZEH化：上限額 100万円（最低基準以上一律）
- ・ 断熱改修助成単価：2,000円/m<sup>2</sup>、建具改修単価（省エネ基準想定）

## 令和6年度

- ・ ZEH化：上限額 先導基準 140万円、推奨基準 120万円、最低基準 100万円
- ・ 断熱改修助成単価：3,000円/m<sup>2</sup>又は4,000円/m<sup>2</sup>、建具改修単価（ZEH基準想定）

## ■ 信州健康ゼロエネ住宅助成金の申請実績

### 令和6年度 (令和6年6月28日時点)

#### 【新築】

- ・想定件数 255件 (現年分170件、債務分85件)
- ・実績件数 現年分:111件/170件 (70%)  
< 最低基準:32件、推奨基準:63件、先導基準:16件 >
- ・平均額 約130万円/件

#### 【リフォーム】

- ・想定件数 127件 (現年分110件、債務分17件)
- ・実績件数 現年分:27件/110件 (22%)  
< ZEH化リフォーム:3件、健康省エネリフォーム:24件 >

### 令和5年度 (令和6年5月20日時点)

#### 【新築】

- ・想定件数 255件 (現年分170件、債務分85件)
- ・実績件数 現年分:174件/170件 (103%)、債務分:79件/85件 (93%)  
< 最低基準:95件、推奨基準:137件、先導基準:21件 >
- ・平均額 約120万円/件

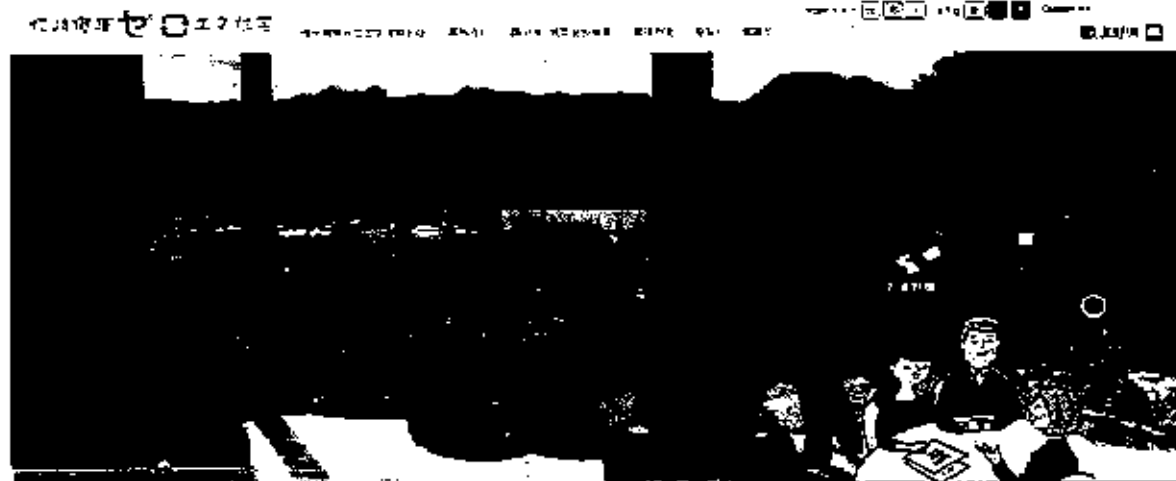
#### 【リフォーム】

- ・想定件数 127件 (現年分110件、債務分17件)
- ・実績件数 現年分:81件/110件 (74%)、債務分:11件/17件 (65%)  
< ZEH化リフォーム:10件、健康省エネリフォーム:82件 >

# ■ 信州健康ゼロエネ住宅の普及促進に向けて

## ■ 信州健康ゼロエネ住宅ウェブサイトについて

<https://www.shinshu0ene.jp>



21

- ・公開日 : 令和5年10月2日(月)
  - ・主な機能 : 信州健康ゼロエネ住宅の概要  
見学会・イベント情報・お知らせ  
**事例紹介**  
設計者・施工会社検索  
支援制度  
Q&A  
協議会
- 《指針・手引書/メリット・効果/助成金》
  - 《現場見学会・イベント等の情報掲載》
  - 《**施主・事業者/動画・静止画**》
  - 《新築/リフォーム/地域別》
  - 《信州健康ゼロエネ助成金/国/県/市町村》
  - 《よくあるQ&A 等》
  - 《会員構成/活動内容》

### <今年度予定>

- ・動画記事1件(施主想定)
- ・静止画記事1件(施主又は取組紹介想定)

### <取材先の決定方法(案)>

- ① 協議会会員に募集
  - ② 協議会へ照会・決定
  - ③ 取材・掲載
- ※ 引き続き、団体で作成、掲載することは可能

# 住宅分野におけるゼロカーボン実現に向けたロードマップ



令和6年度 地域を支える建設業検討会議  
第1回「施工・品質確保分科会」

次 第

日時：令和6年7月17日（水）13:30～15:00

会場：長建ビル5階会議室

1 開 会

2 あいさつ（長坂座長）

3 自己紹介

4 議 事

（1）県からの報告

- 1) ICT・BIM/CIM等の取組みについて
- 2) ICT施工に関するアンケート調査について
- 3) 第三次・担い手3法の公布・施行について
- 4) 工事書類の簡素化（様式の標準化）について
- 5) 工事開始後の手戻り防止について
- 6) 建築関係（信州ゼロエネ住宅普及促進協議会の状況等）
- 7) その他
  - ・入札参加資格の見直し（信州企業評価項目）について
  - ・優良技術者表彰制度の見直しについて
  - ・建設発生土関係について
  - ・電子納品保管管理システム構築について
  - ・令和6年度技術者セミナー開催について

（2）協会から報告

5 閉 会

令和6年度 地域を支える建設業検討会議  
第1回「施工・品質確保分科会」

県提出資料

- ・ ICT・BIM/CIM等の取組みについて
  - (農政部) . . . P1
  - (林務部) . . . P5
  - (建設部) . . . P7
  
- ・ ICT施工に関するアンケート調査について
  - (土木工事) . . . P9
  - (建築工事) . . . P21
  
- ・ 第三次・担い手3法の公布・施行について . . . P52
  
- ・ 工事書類の簡素化（様式の標準化）について . . . P59
  
- ・ 工事開始後の手戻り防止について . . . P61
  
- ・ 建築関係 . . . P62
  
- ・ 入札参加資格の見直し（信州企業評価項目）について . . . P64
  
- ・ 優良技術者表彰制度の見直しについて . . . P69
  
- ・ 建設発生土関係について . . . P70
  
- ・ 電子納品保管管理システム構築について . . . P72
  
- ・ 令和6年度技術者セミナー開催について . . . P73
  
- ・ 土地改良工事の積算等に関する改善策について . . . P74

## 地域を支える建設業検討会議

## 令和6年度「施工・品質確保分科会」名簿

(敬称略)

所 属	役 職	氏 名	備 考	
県建設業協会	副 会 長	長 坂 亘 治	座長	
	建設技術委員長	矢 野 健 太 郎		
	建設技術副委員長	黒 澤 和 彦	土木小委員会 委員長	
	//	中 村 正	建築小委員会 委員長	
	建設技術委員	小 河 原 嘉 彦	建築小委員会	
	//	両 角 博 行	土木小委員会	
	常 務 理 事	岩 下 康 之		
	技 術 部 長	川 住 淳 一 郎	事務局	
県	農地整備課	主任専門指導員	和 田 光 由	
	森林政策課	主任専門指導員	百 瀬 直 孝	
	建築住宅課	主任専門指導員	土 屋 剛	技術力の確保・向上分 科会
	契約・検査課	主任工事検査員	後 藤 謙 一	
	技術管理室	基準指導班 副主任専門指導員	石 坂 公 成	事務局
		準指導班 主 任	下 川 雄 央	
		入札・契約班 副主任専門指導員	山 口 恭 右	維持管理・ 危機管理分 科会
		入札・契約班 副主任専門指導員	竹 内 玉 来	維持管理・ 危機管理分 科会

注) 県の出席者は議題により変更となります。

ICT、BIM/CIM等の取組について

令和6年7月17日  
農政部農地整備課

【ICT活用工事の実施（予定含む）状況】

	区画整理工事	ため池工事	道路工事	水路工事	畑かん工事
R1	1		2		
R2	2(2)	2(1)	1	(1)	1
R3		1	1		
R4	(2)		2		
R5	4	4	5	3	2

※( )書は起工測量のみの件数

※R5欄は予定数で実績は現在調査中

【「ICT活用工事实施の手引き」を一部改定 R5.10】（以下、改定箇所を抜粋）

2 対象工事

長野県農政部が発注するすべての工事のうち、一定規模以上の工事を対象とする。

対象工種及び施工規模は下記のとおり。

（1）対象工種

- 共通工事（掘削、盛土、栗石基礎、砕石基礎、砂基礎、均しコンクリート）
- 管水路工事（管体基礎工（砂基礎等））
- は場整備工事（基礎造成、表土扱い、表土整地）
- 舗装工事（下層・上層路盤工、コンクリート・アスファルト・砂利舗装工、不陸整正）

（2）施工規模

- 1件の工事における掘り土量の合計が1,000m<sup>3</sup>以上となる工事
- は場整備工事で1件の工事における整地面積が1.0ha以上となる工事
- 1件の工事における施工面積が3,000m<sup>2</sup>以上となる舗装工事

（1）共通工事

対象工種：掘削、盛土、栗石基礎、砕石基礎、砂基礎、均しコンクリート

施工規模：1件の工事における掘り土量の合計が1,000m<sup>3</sup>以上

（2）管水路工事

対象工種：管体基礎工（砂基礎等）

施工規模：1件の工事における掘り土量の合計が1,000m<sup>3</sup>以上

（3）は場整備工事

対象工種：表土扱い、表土整地、基礎造成

施工規模：1件の工事における施工面積が1.0ha以上

（4）舗装工事

対象工種：下層・上層路盤工、コンクリート・アスファルト・砂利舗装工、不陸整正

施工規模：1件の工事における施工面積が3,000m<sup>2</sup>以上



(5) 水防工事

対象工事：堤防打込水路、鉄筋コンクリート大壁アリューム、鉄筋コンクリートL型水路  
施工規模：施工延長が100m以上

(6) 暗渠排水工事

対象工事：排水溝、集水溝、導水渠

施工規模：1区画ごとにおける施工延長が10mあたり100m以上かつ対象とする施工延長が1km以上

(7) たの池改修工事

対象工事：掘削工

施工規模：掘削15m未満の掘削

6 各段階におけるICT活用

(1) 3次元起工測量

受注者は、着工前の現場状況の把握及び設計照査のために行う起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記①～⑦の技術を選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

④ 無人航空機（以下「UAV」という。）を用いた起工測量

⑥ 地上型レーザースキャナ（以下「TLS」という。）を用いた起工測量

⑨ 出来形管理用トータルステーション（以下「出来形管理用TS」という。）を用いた起工測量

① 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

② 地上型レーザースキャナを用いた起工測量

③ TS等光波方式を用いた起工測量

④ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

⑤ RTK-GNSSを用いた起工測量

⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた起工測量

⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた起工測量

(3) ICT建設機械による施工

前述の(2)で得られた3次元設計データ又は施工用に作成した3次元データを用いて、下記①～④、⑥の技術を用いたICT建設機械による施工を実施する。

① 3次元MG（マシンコントロール）（ブルドーザ）技術

② 3次元MG（マシンガイダンス）（ブルドーザ）技術

③ 3次元MG（マシンガイダンス）（バックホウ）技術

④ 3次元MG（マシンコントロール）（モータグレーダ）技術

①～④以外のICT建機により施工を実施した場合も、協議により実績として認める。

#### (1) マシンコントロール (MC) 技術

本技術は、自動追尾型TSや衛星測位システム(GNSS)などの位置測定装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工箇所の設計データとバケット・掘土板等の刃先の位置との差分に基づき、建設機械の操作を自動制御する施工技術である。

#### (2) マシンガイダンス (MG) 技術

本技術は、自動追尾型TSや衛星測位システム(GNSS)などの位置測定装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工箇所の設計データとバケット・掘土板等の刃先の位置との差分をオペレーターに案内し施工を補助する施工技術である。

#### (4) 3次元出来形管理等の施工管理

前記(3)により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工管理を実施する。また、監督、検査及び各段階における適用工種については、表1に示すとおりであり、技術基盤関係に示す3次元データに対応した要領等により対応実施すること。

##### 【出来形管理】

次の技術を用いた出来形管理を行うものとする。(複数選択可)

※各技術については、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(農林水産省農林振興局 整備部設計課)を参照。

① UAVを用いた出来形管理技術

② TLSを用いた出来形管理技術

③ 出来形管理用FBを用いた出来形管理技術

④ 出来形管理用TS掃光方式を用いた出来形管理技術

⑤ TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理技術

⑥ 無人航空機による空中写真測量を用いた出来形管理技術

⑦ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術

⑧ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術

⑨ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術

⑩ 車載型GNSSを用いた出来形管理技術

⑪ 施工履歴データを用いた出来形管理技術

⑫ モバイル端末を用いた出来形管理技術

##### 【品質管理】

次の技術を用いた品質管理を行うことができるものとする。

① TS・GNSSによる締固め回数管理技術

#### (5) 3次元データの納品

前記(4)により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

## 7 技術基準関係

施工管理、監督及び検査に適用する技術基準は次の基準等を準用する。

- ① 情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）
- ② TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領（国土交通省）
- ③ TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領（国土交通省）
- ④ UAV を用いた公共測量マニュアル（案）（国土地理院）
- ⑤ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）（国土地理院）
- ⑥ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
- ⑦ 地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）（国土地理院）
- ⑧ UAV 搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）（国土地理院）
- ⑨ 閉路土地改良事業等における BIM/CIM 活用ガイドライン（案）（農林水産省）
- ⑩ 自動運転利用等に資する農地基盤整備データ作成ガイドライン（案）（農林水産省）

### 【令和6年度予定】

「長野県農政部が発注する業務・工事における BIM/CIM 活用ガイドライン」の策定に向けて検討中。

## ICT、BIM/CIM等の取組について

令和6年7月17日(水)

林務部 森林政策課

### 1 実施方針

- ・林務部が発注するすべての工事（森林整備業務を除く）を対象
- ・令和4年12月1日付け「ICT活用工事の実施方針（長野県林務部）」を一部改正

### 2 発注方式

林務部は受注者希望型を基本として発注

### 3 施工管理基準（令和4年12月1日改定版）

- ・遠隔現場に関する試行要領（R3.5.11）
- ・三次元データによる出来形管理（国土交通省の3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の規定を準用）

### 4 環境整備の状況（令和2～4年度）

- ・本庁（林務部）及び現地機関（10 地域振興局林務課）にインターネット専用 PC の設置と同線工事を実施
- ・インターネット専用 PC に三次元 CAD を導入し、現場で計測した三次元データを活用することにより、調査・測量・設計の省力化、情報通信技術による機械施工への対応、遠隔での打合せ、現場監督を実施可能とした

### 5 職員研修の実施状況（令和4年度～）

- (1) 現場見学会（R4.10.17 林道工事〔ICT 土工、信濃町〕）
- (2) "（R6.3.11 治山工事〔ICT 土工、南木曾町〕）
- (3) 三次元 CAD 職員対象操作研修（R4 年度以降 年1回開催）

### 6 ICT活用工事の実施状況（令和2年度～）

- (1) ICT活用工事（治山事業・林道事業）件数 ※ ICT 土工、作業上工（床掘）がほとんど

年度	契約工事件数	うち ICT 活用工事
R2	148 件	5 件
R3	101 件	17 件
R4	151 件	16 件
R5	84 件	19 件

#### (2) 遠隔現場の実施状況

- ・ R4：1 件（諏訪局：業者 PC 使用し段階確認実施）
- ・ R5：2 件（佐久局 1 件、諏訪局 1 件 段階確認実施）

#### 7 増加費用の計上について

受注者希望型の場合、当初積算では従来の歩掛で積算し、ICT活用工事として実施する場合、その項目を設計変更の対象とする場合、県の標準歩掛、国土交通省が定める「ICT活用工事積算要領（土工）他」によるほか、見積に基づき必要経費の計上を検討する。

発注者指定型の場合、ICT活用工事の実施を必須とし、必要な経費を当初設計から計上する。

#### 8 工事成績評定で加点

「ICT活用工事の証明について（通知）」令和3年3月9日付け2森政号外森林政策課長通知による。

- (1) ICT活用工事を実施した場合は工事成績での加点評価を行う
- (2) 発注者は、受注者がICT活用工事を実施した場合、工事成績評定通知書又は履行実績証明書によりICT活用工事の実施を証明するものとする。

# ICT活用工事の取組について

## ICT活用工事の方針・要領

長野県では、主に3つの方針・要領等を基に、ICT活用工事を適用・実施している。

### ICT活用工事の実施方針

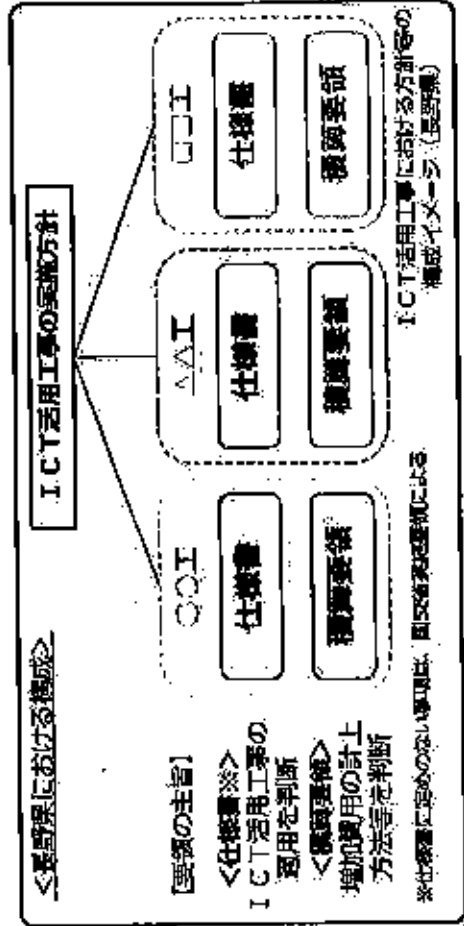
- ✓ 県におけるICT活用工事全般に係る基本的な方針。
- ✓ 本方針において、現場の生産性向上に効果がある場合、ICT技術の一部をICT活用工事として認めることとしている。(県独自)

### ICT活用工事 仕様書

- ✓ 発注時、現場説明事項・施工条件明示事項に添付する。
- ✓ 国交省の実施要領を抜粋して作成しており、本仕様書に基づいてICT活用工事を実施する。(仕様書に定めのない事項については、最新の国交省の実施要領等を参考に適用する)

### ICT活用工事 積算要領

- ✓ ICT活用工事の実施にあたり、必要となる増加費用の計上方法等について定めている。  
(国交省の積算要領を準用)

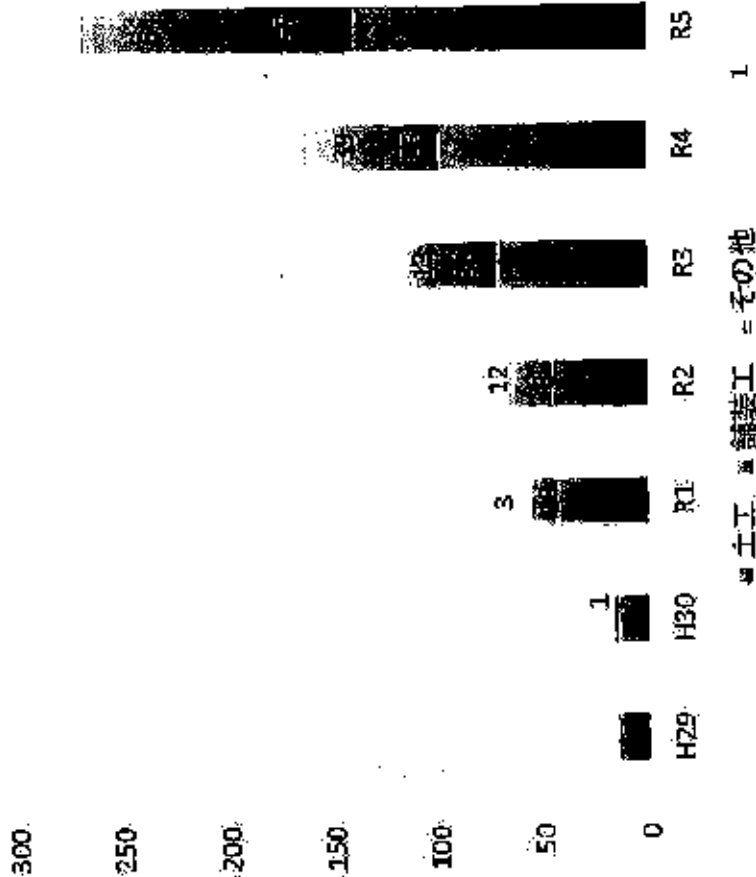


## ICT活用工事実施状況

長野県建設部におけるICT活用工事の実施件数は、以下のとおり。

年度	件数	(すべて土工)	舗装工	その他
H29年度	16件	(土工:16)	舗装工:1	その他:3
H30年度	17件	(土工:16)	舗装工:1	その他:12
R元年度	57件	(土工:44)	舗装工:8	その他:13
R2年度	68件	(土工:47)	舗装工:3	その他:39
R3年度	115件	(土工:72)	舗装工:2	その他:64
R4年度	165件	(土工:100)	舗装工:2	その他:64
R5年度	270件	(土工:141)	舗装工:5	その他:64

## ICT活用工事 実施件数



■ 土工 ■ 舗装工 ■ その他

# BIM/CIM の推進について

長野県建設部技術管理室

建設産業の生産性向上や魅力の創出による担い手確保のため、引き続き BIM/CIM の推進に取り組めます。

## 1 BIM/CIM 活用業務・工事の実績(予定含)状況

令和 5 年度 BIM/CIM 活用実施件数

市町村名	B2		B3		B4		B5		B6		B7		合計 (B2~B7)
	件数	うち設計	件数	うち設計	件数	うち設計	件数	うち設計	件数	うち設計	件数	うち設計	
安曇野	1	2	1	1	0	0	0	3	0	0	0	0	24
上田	14	5	7	3	2	1	1	1	0	25	0	7	14
岡谷	1	1	0	0	0	0	4	1	1	8	0	1	3
伊豆	0	4	3	1	1	4	0	0	2	8	0	0	21
飯田	2	4	7	10	3	3	0	1	1	18	0	0	12
諏訪	0	12	8	4	4	2	0	0	0	18	0	0	7
松本	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	13
未定	0	4	2	4	1	2	1	1	1	10	0	0	21
計	0	4	1	8	2	5	1	4	1	15	0	0	278

※未定数の記載数としてカウント

## 3 BIM/CIM 適用の実施方針

- ・令和 5 年 10 月～長野県建設部の実施方針を策定
- ・義務項目は大規模事業や条件・形状が特殊な構造物の工事での活用を基本とする。
- ・設計等の前段階で 3 次元モデルを作成している場合に実施する。
- ・3 次元モデル作成に必要な経費 (3 次元モデルの作成、ソフトウェアの調達等) は受注者からの見積もりにより計上する。
- ・実施内容及び費用については受発注者間で事前協議をし、発注者が必要と認めるものだけに費用計上の対象とする。
- ・BIM/CIM を実施した工事は「取組説明資料 (パワポ A4)」の作成、提出する。

## 4 信州 BIM/CIM 協議会の取り組み (令和 5 年度)

- ・建設業協会から 8 名参加
- ・トークライブ 全 22 回開催 (1~2 回/月)
- ・地産部会、建設部会、データ活用部会、測量・設計部会 各 1 回開催
- ・令和 6 年 3 月 21 日 実務者会議、総会開催

## 5 今後の取り組み予定

- ・信州 BIM/CIM 協議会の継続
- ・BIM/CIM ハンズオン研修の実施 (令和 6 年度下半期予定)
- ・BIM/CIM 取り組み事例の収集

# ICT活用工事の生産性に関する アンケートについて

令和6年7月17日

建設部 建設政策課 技術管理室

## ICT活用工事の生産性に関するアンケートの概要

### ■ 目的

ICT活用工事が目的とする「現場の生産性向上」の実効性の検証と改善に向けた取組を進めるための基礎情報を収集するため

### ■ 対象

令和4年度にICT活用工事を実施した実績のある会員

対象工事数：265件

対象業者数：146者

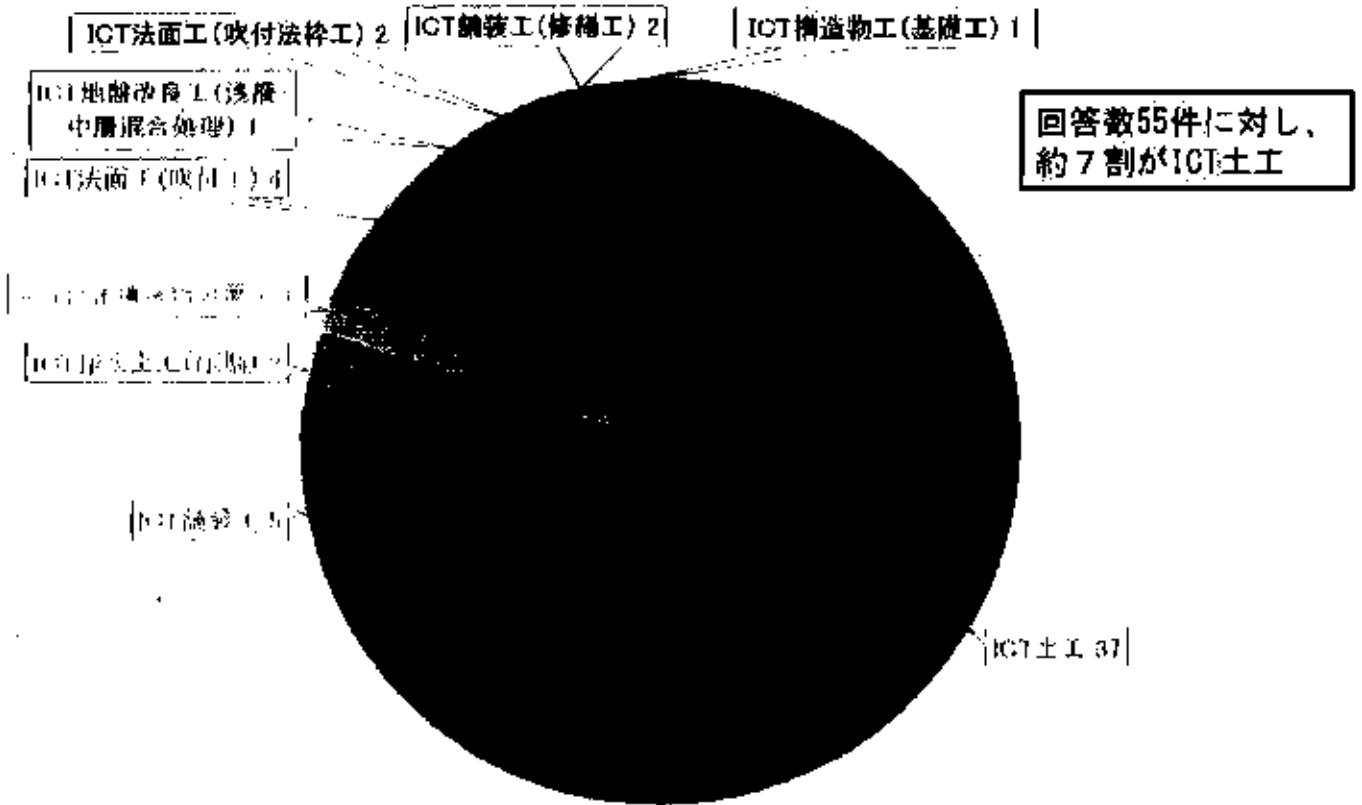
回答数：55件（回答率 20.8%）

### ■ 実施期間

令和6年（2024年）2月29日～3月25日

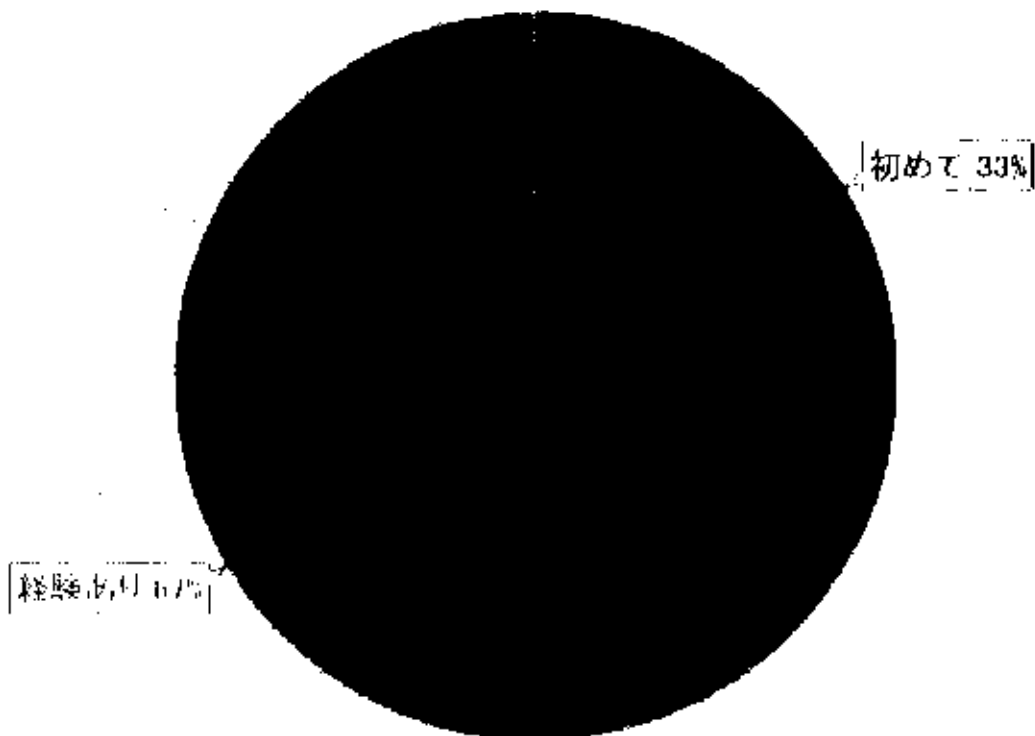


# 令和4年度に実施したICT活用工事の実績

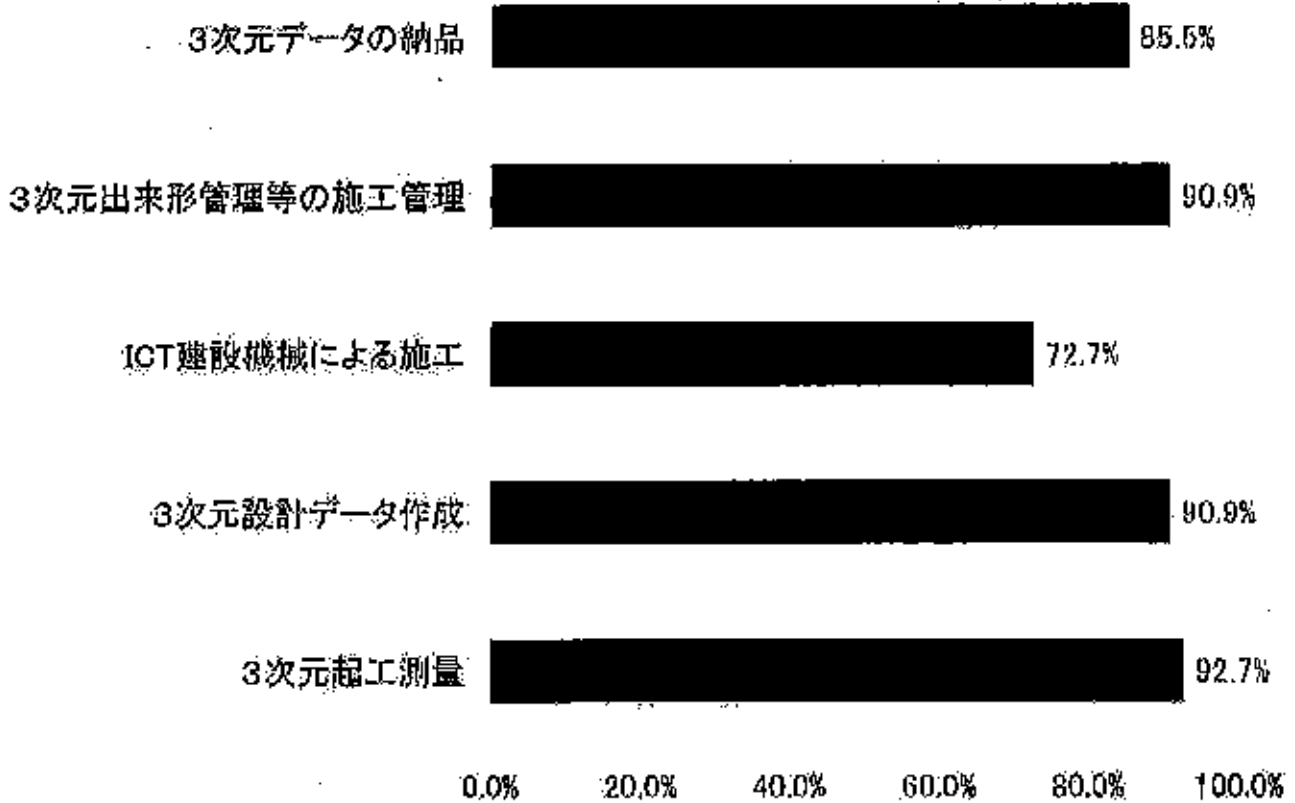


3

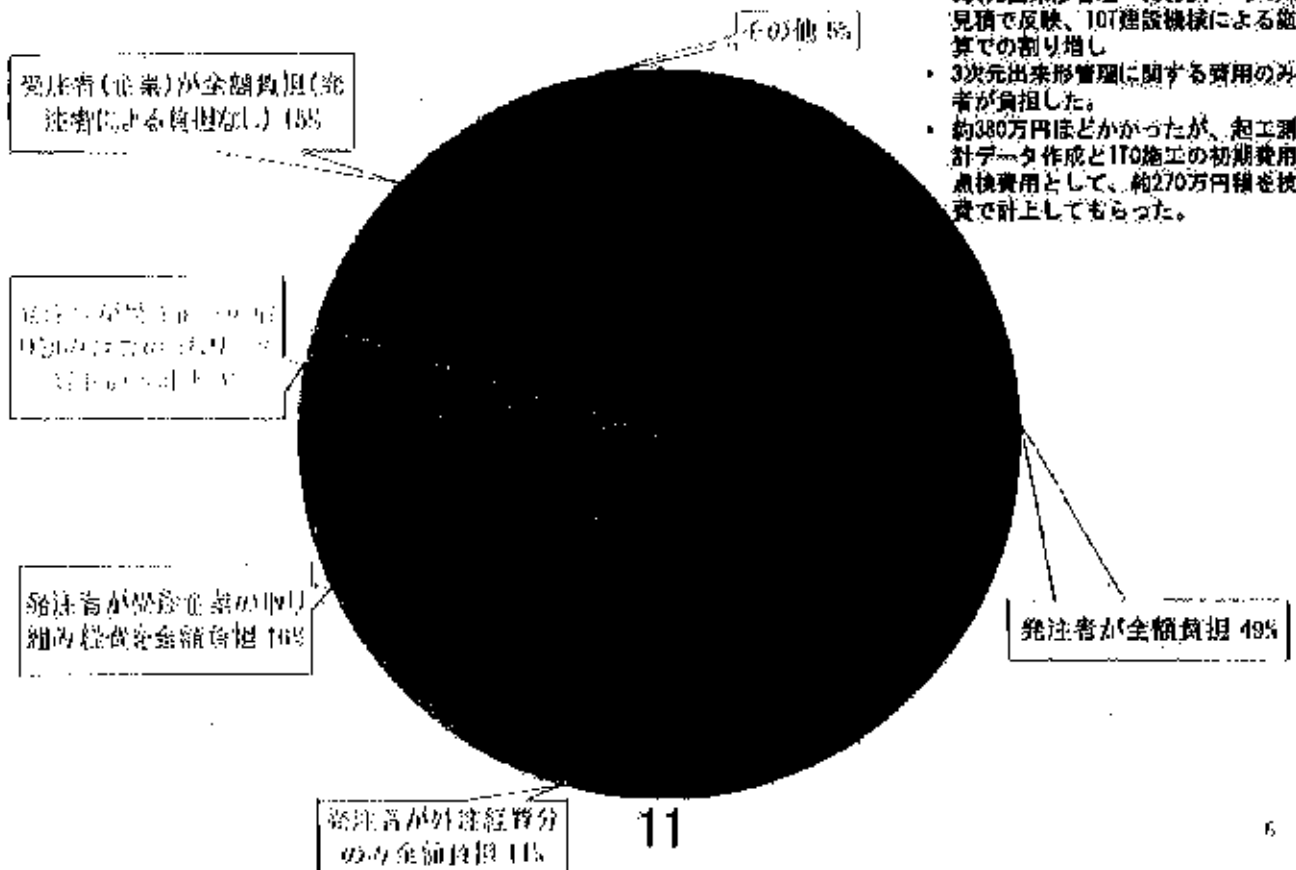
# 主任（監理）技術者のICT活用工事の経験



# ICT活用工事で実施したプロセス（複数回答）



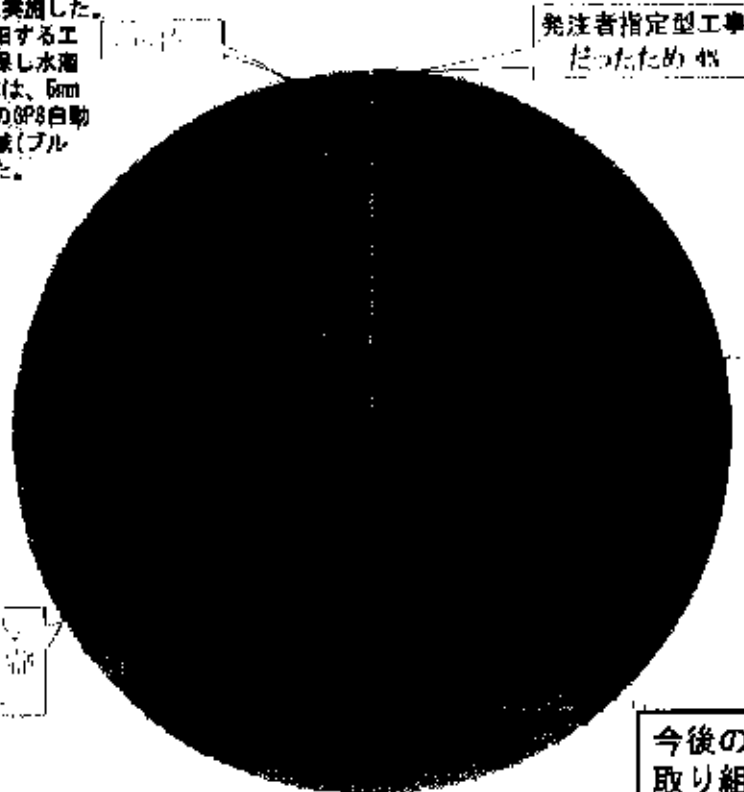
# ICT活用工事の費用負担状況



- 起工測量費・3次元設計データ作成費用・3次元出来形管理・3次元データの納品は見積りで反映、ICT建設機械による施工は積算での割り増し
- 3次元出来形管理に関する費用のみ、受注者が負担した。
- 約380万円ほどかかったが、起工測量・設計データ作成とIT0施工の初期費用、保守点検費用として、約270万円額を技術管理費で計上してもらった。

## ICT活用工事の実施理由

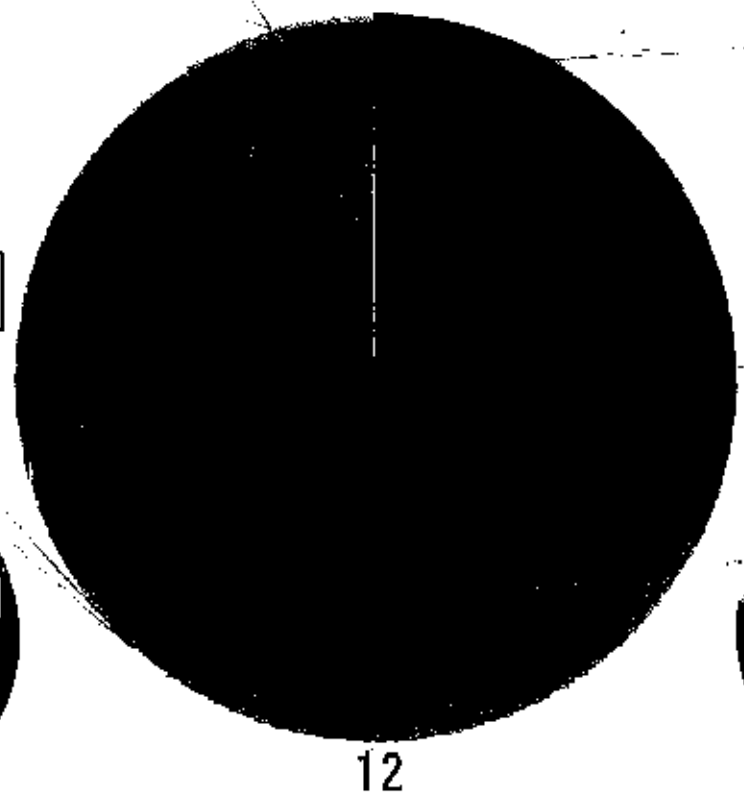
- ICT活用工事の対象で、ICT施工のほうが現場の効率化につながると考え実施した。
- 6,500m<sup>2</sup>のグラウンドを災害復旧する工事で、排水勾配5パーミリを確保し水溜りのできないように施工するには、5mmの精度で施工できる3次元対応のGNSS自動追尾型トランジット及びICT機械（ブルドーザ）による施工が必要だった。
- 生産性向上に繋がるため。
- 音效から活用している。



ICT活用工事の導入が、  
現場の効率化に繋がるため  
と決めたため 38%

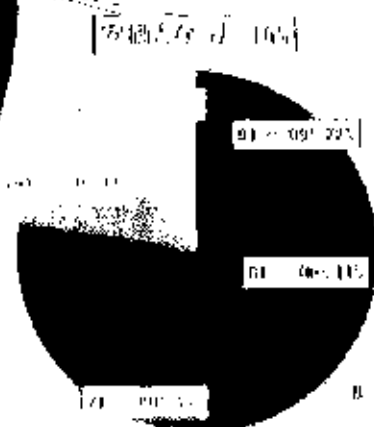
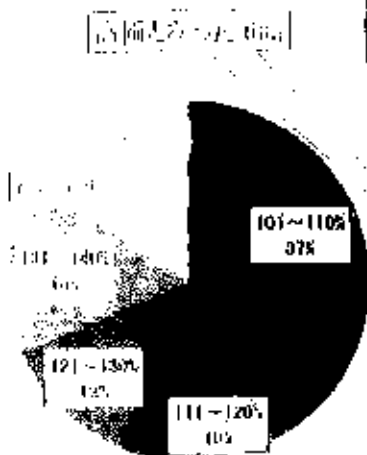
## ICT活用工事による経費

ICT活用工事による経費

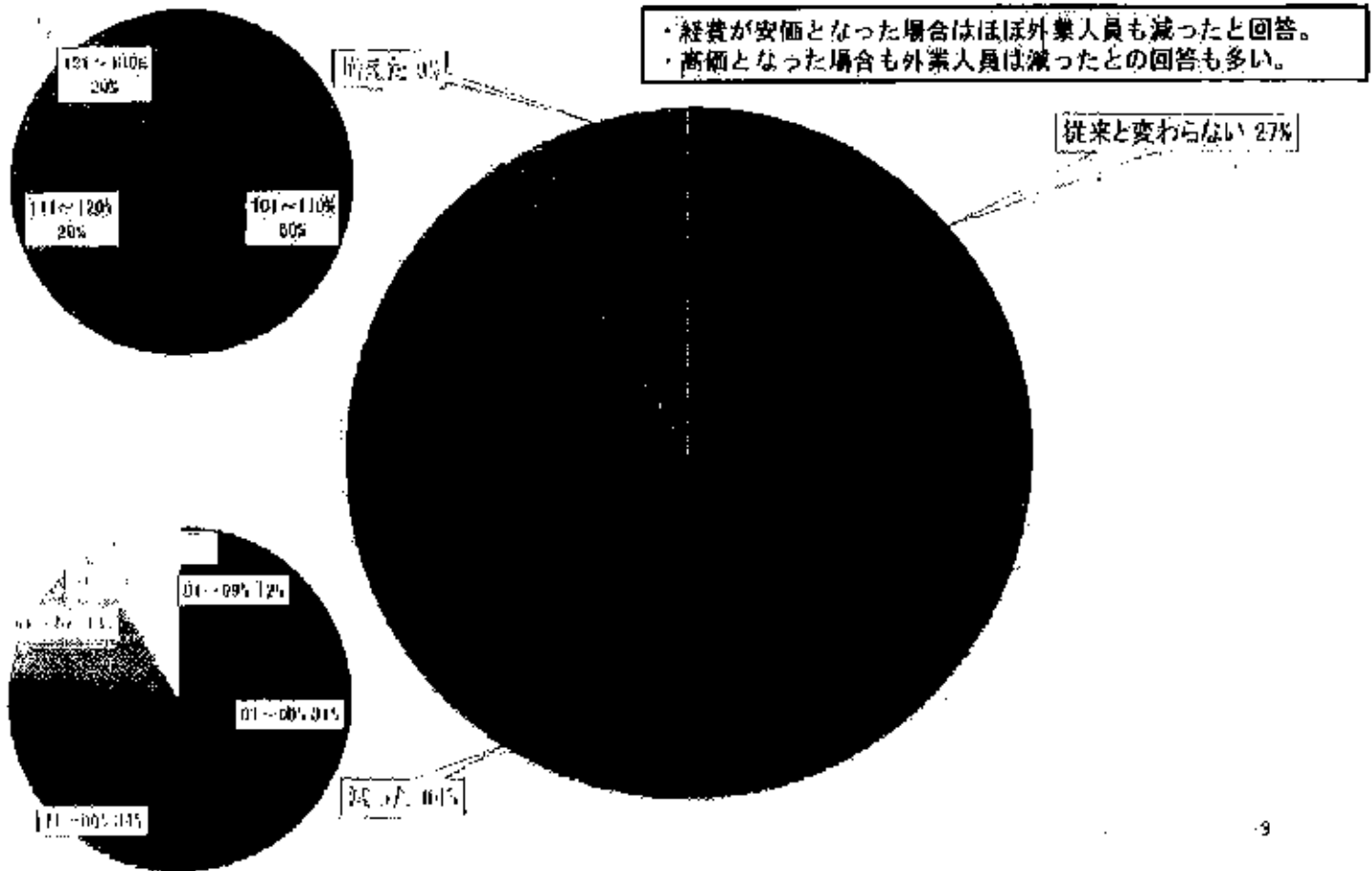


ICT活用工事経験なしが  
高価となる傾向

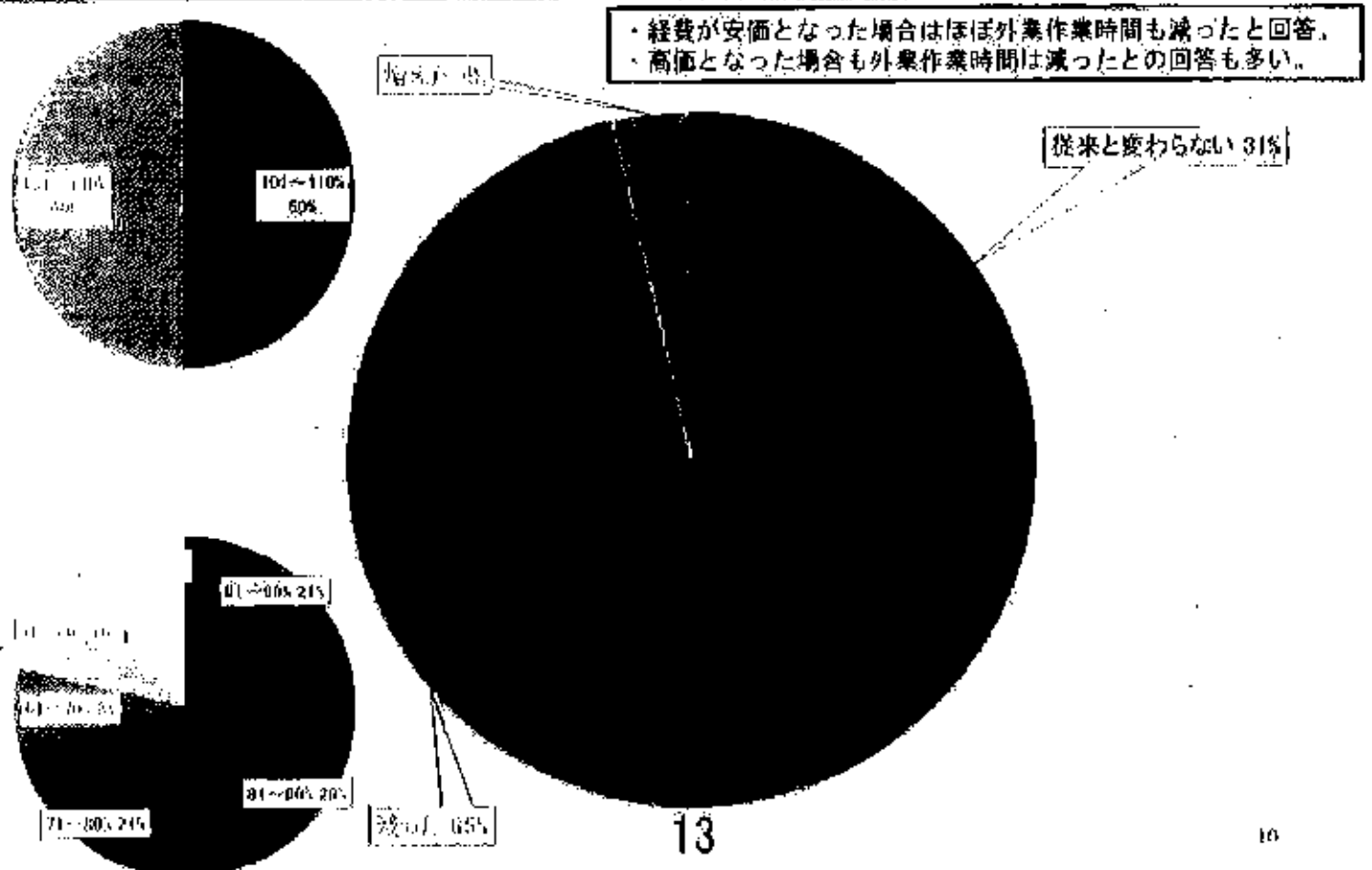
工種はすべてICT土工  
ICT活用工事経験ありが  
安価となる傾向



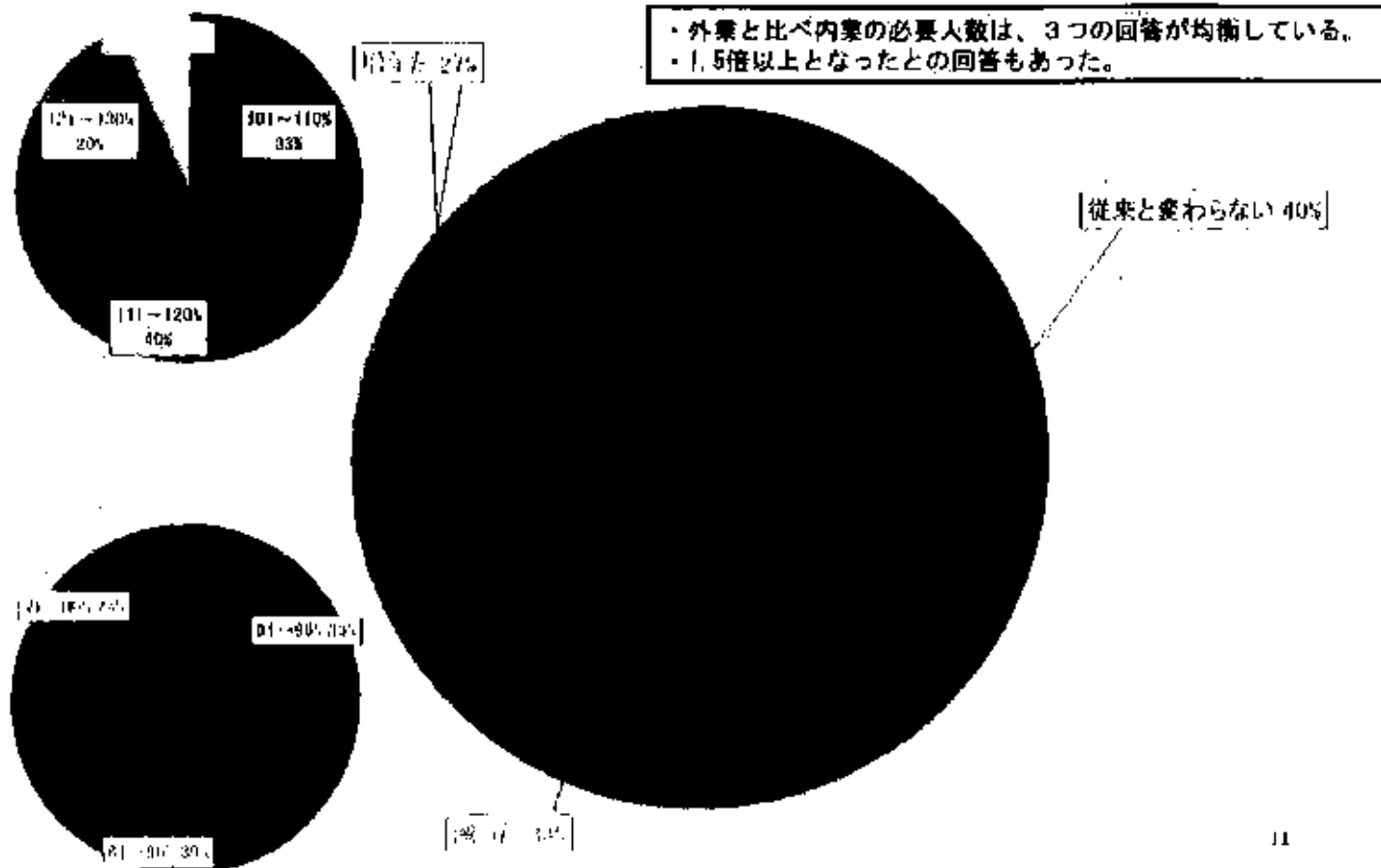
## ICT活用工事による外業での必要人員



## ICT活用工事による外業での作業時間

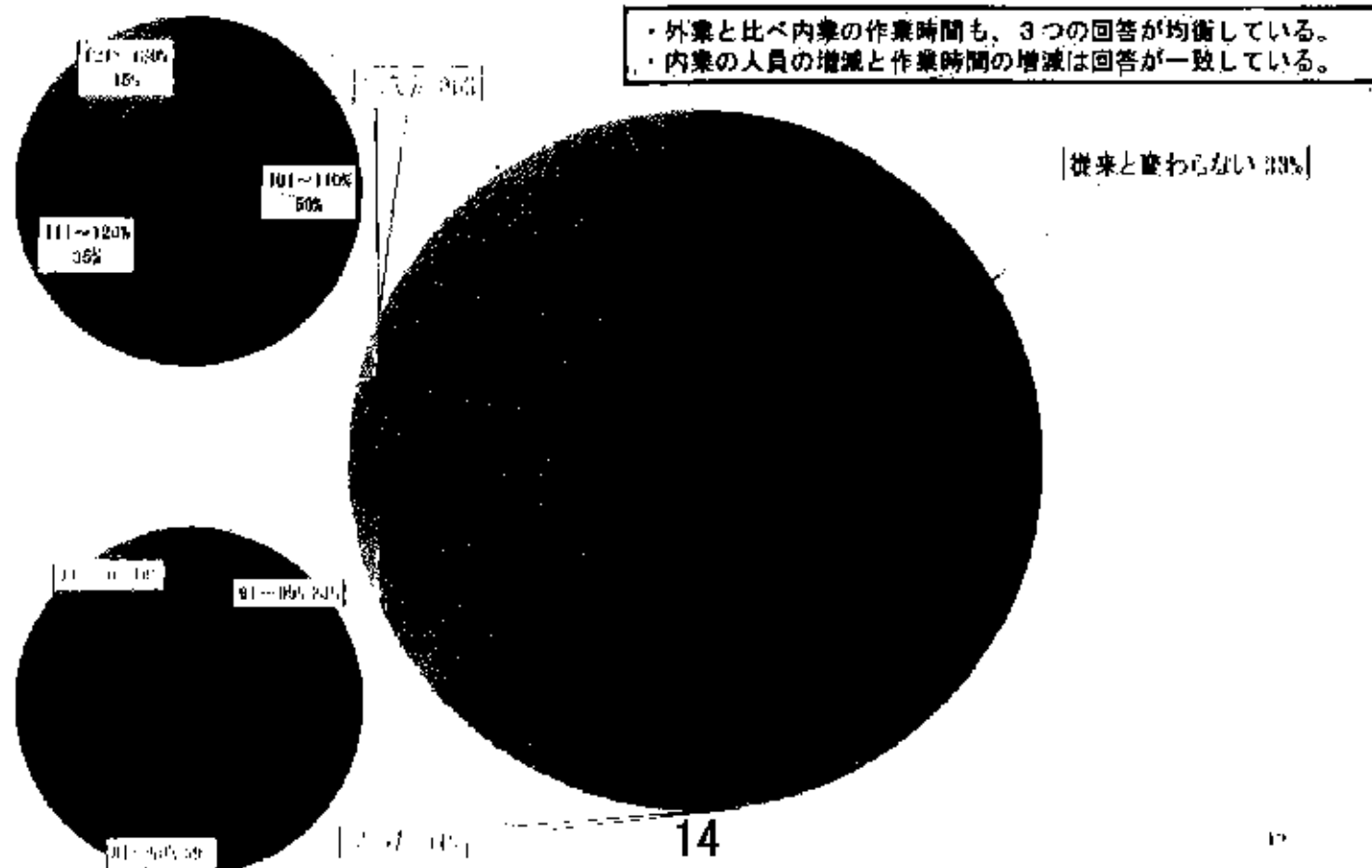


## ICT活用工事による内業での必要人員



11

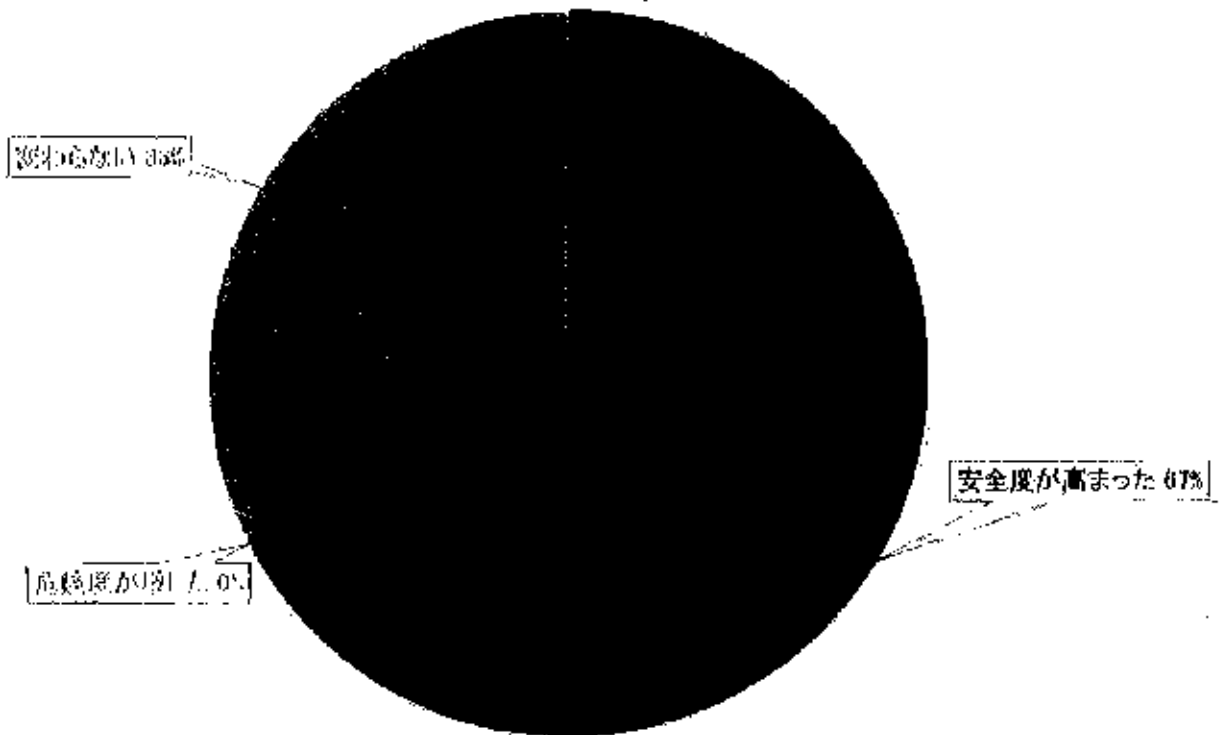
## ICT活用工事による内業での作業時間



14

12

約7割が安全度が高まったと回答



13

## その他ご意見 まとめ

### ■ ICT活用工事の適用について①

- 現在、ICT活用工事とする場合は、
  - (1) 3次元起工測量
  - (2) 3次元設計データ作成
  - (3) ICT建設機械による施工
  - (4) 3次元出来形管理等の施工管理
  - (5) 3次元データの納品5項目をすべて行わなければならない。
- しかし部分的な活用でも、ICT活用工事としていただけるようになれば、活用機会も増え、現場でのメリットもある。
  - ICT活用工事については、5段階の施工プロセスのうち、一部を実施する場合（一部実施）でも、現場の生産性向上に効果があることが協議により確認できれば、ICT活用工事として認めています。（ICT活用工事の実施方針（R5.10））
  - 協議により一部実施が認められた上で、関係要領類※に則ってICTの取組を実施した工事においては、積算要領に基づき、実施した施工プロセスの増加費用を計上することができます。また、ICT活用工事の実績としても認めています。

※関係要領類

ICT活用工事の実施方針、実施要領、積算要領、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）など  
（実施方針）<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijyukan/jot.html>（県HP）

（掲載先）[https://www.nlit.go.jp/tec/constplan/sosai\\_constplan\\_tk\\_000051.html](https://www.nlit.go.jp/tec/constplan/sosai_constplan_tk_000051.html)（国土省HP）

## その他ご意見 まとめ

### ■ ICT活用工事の適用について②

- ICT施工に関しても、経験が重要。それぞれの項目に対する方法の選択・組合せ方で、効果や精度に違いが出る。また、現場条件により向き不向きもある。社内や協力業者に経験者が増えるほど、的確な組合せを選択できるようになり、より生産性が向上すると思われる。そのため、ICT施工の部分適用や小規模工事への適用など、活用機会を増やして欲しい。
- ICT活用工事の実績について、実際にどのような場合が認められるのか、工種毎に具体的に教えてほしい。また、ICTの一部活用についての範囲も、具体的な施工プロセスを明示してほしい。
- 建設部の工事はもとより、農政部の工事でもICT活用を普及出来るようにしていただきたい。特に地元負担金が生じる事業の工事だと受発注者間での考えに食い違いが生じる恐れがあるため、事業費の中でもICT活用できるよう工面していただきたい。(受注：加点や施工性の主張。 発注：費用面での検討。)
- ICT建機での積極的な活用を推進するのであれば、3次元起工測量を除いて欲しい。3次元起工測量が外注で高価になる。それが無くても、ICT建機によるICT施工ができるし、TS出来形であれば、尚更3次元起工測量データは要らなくなる。
  - 現行においても、施工プロセスの一部実施の場合でも、ICT活用工事として認めています。(詳細はP14のとおり)

## その他ご意見 まとめ

### ■ ICT活用工事の費用負担について①

- 内業の作業量が増えてしまうが、その分を賄う施工性、安全性の向上はあるが、ソフトウェア、ハードウェアの導入やリース代が、かなりの金額になってしまい、ICT施工に躊躇してしまう。ソフトウェア、ハードウェアの価格が下がるか、発注者よりICT費用としてしっかりみていただければ、幅広く浸透していくと思う。
- 土工における丁張りはなくなるため外業の作業時間は減るが、精度を保つには要所で土工形状確認するため外業要員は減らすことは難しい。3次元設計データ作成や3次元測量の点群編集など内業の作業時間は増える。これらを外注で行えば作業時間をだいぶ減らすことができるが、外注経費はかさみ高価となる。現場の技術者に3次元データの作成編集、3次元測量を託すには負担が大きすぎるため、社内で専門の部署を設けることもしくは育成できる環境が望まれる。
  - 3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用は、見積にて技術管理費に積み上げ計上できます。(詳細はP14のとおり)
- もっと発注工事において、指定でICT活用工事を発注することによって機械経費の削減を図ってもらいたい。
  - 基本的には、発注者指定型、施工者希望型の費用計上方法に相違はありません。

## その他ご意見 まとめ

### ■ ICT活用工事の費用負担について②

- 今回取り組んだのは、河川の張ブロック積土工とL型擁壁の設置工に使用した。外注せずに自社でデータ作成から、設置据付まで、後に施工精度管理まで一貫として行いましたが・・・、慣れないせいか、従来のやり方とトータル的に時間は変わらなかった。いくつかこなして慣れてくれば、効果はあると思う。助かったのは、発注者が必要経費を見ていただくことで普及につながると思った。（これは大きい）
- ソフト類の操作等を学ぶ時間が多くなるため、自社の中で教育体制を充実させたい。また、現場地質・土質により大きく負担や手間が左右されることもあるため、費用の負担等は柔軟にお願いしたい。
- 施工内容及び規模によっては積極的にICT対象工事として頂きたいが、3次元測量とデータの作成及び対応するICT機械に係る費用はかなり高いのが現状。ICTを導入する現場では、見積による経費の計上をお願いしたい。
- ▶ 3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用は、見積にて技術管理費に積み上げ計上できます。（詳細はP14のとおり）

17

## その他ご意見 まとめ

### ■ ICT活用工事の費用負担について③

- 長野県の方針を考慮して建設ICT機器を購入し、社内で学習会を開催してようやく内製化出来たものの、令和5年の5月以降の県発注工事で建設ICTを採用したいとご相談差し上げても、工事金額内で建設ICT費用を考慮すると、工事の数量が減ってしまうという理由で快く費用を計上していただけなくなった。
- 3D測量やBIMなどの建設ICTを外注してその費用を全額請求する会社が増えすぎて、お金が足りないともお聞きした。長野県の新客観点数でも建設ICTの施工実績を問われるので、建設ICTの抑制は勘弁して欲しい。特に大変高額な建設ICT機器を購入して内製化している我々にとっても、せっかくお金をかけて切磋琢磨しても費用を見て頂けない状況が大変苦しい。



## その他ご意見 まとめ

### ■ 発注者の理解不足①

- 若手の技術者及び労働者が不足しつつある現在、今年の4月から開始する「2024年問題 働き方改革」の実施にあたり、人材不足・残業の削減・週休2日の完全実施に向けて、ICT活用が重要である。ICTに関わる費用について、もう少し低コストで出来れば、より多くの工事に適用が可能と考える。また、発注者(監督員)について、ICT工事への理解が必要ではないかと思う。
- 発注者側にICT活用工事についての理解が得られないケースが多々あり、特記仕様書に「ICT技術の活用が可能な建設工事である」と記載があるにもかかわらずICT活用の必要性の有無を問われることがある。
- 費用についても起工測量・3次元データ作成は見積もり、建機は単価変更、出来形管理及び納品は経費補正もしくは見積もりという仕組みを資料を作成して説明し、納得いただく必要のあるケースがある。
- 受注者としては「ICT技術の活用が可能な建設工事」と記載があり、生産性の向上および将来的な現場技術の発展を考え導入しているので発注者から必要性の有無を問われたり費用の計上が困難だと言われてしまうと活用の範囲が狭くなってしまう。

19

## その他ご意見 まとめ

### ■ 発注者の理解不足②

- ICT活用工事を実施しているにもかかわらず、無駄な丁張りを設置している現場が目立ち、せつかく先進的な取り組みをして建設業への入職者を増やしたい活動なのに、非常に残念。若手技術者は新しいことに順応するので、この丁張りの無駄を十分把握した上で作業し、残業している。
- 年配の技術者は、自分の得意分野で若手に指導したい、との思いから二重管理をしているのかもしれない。自分達が手書き図面からCADに変えたように、丁張りからICTに変更する事を受け入れる必要がある。
- 発注者にも同じ様なことを感じる。ICTが良くわからないとの理由から、スケールで計って検査している。結局アナログに戻しての検査となる。各発注機関にICT検査部署をつくり、そこで確認する事が必要。過渡期なのである程度は仕方ないが、考え方を変えていかないと若手がかわいそう。
- ICT活用工事の費用について、担当者により対応が異なる場面があるので統一してもらいたい。
- ICTに係る費用については発注者で負担して欲しい。他現場だが、小規模土工でICTを行うと協議したら、担当者より費用対効果が少ないので加点にならないと回答された。
- ICT施工に係る現場研修会の企画・開催や、国交省主催のWEB研修の周知等、引き続き、理解促進を図るための取組を行ってまいります。

## その他ご意見 まとめ

### ■ ICT活用工事の省力化に向けた制度設計①

- ICT活用工事の信頼性が高まれば、検査記録や竣工検査用の丁張を廃止して欲しい。
- 現時点においては、今後の流れの中でICTが必須となる思いから多少割高になっても経験を積むために取り組んでいるのが実情であるが、実際に生産性向上、工期短縮や時間、人員の削減に繋がらなければ意味がない。県においてはICTが地域の中小企業にまで幅広く浸透するよう、引き続き費用の発注者負担を継続していただくほか、ICT活用工事の出来形管理基準・品質管理基準の制定作業など更なる効率化を進めていただくようお願いしたい。
- 土工（1000m<sup>3</sup>未満）では、モバイル端末を用いた3次元計測技術による面管理が可能だが、土工（1000m<sup>3</sup>以上）では不可能。場所によっては、部分的に掘削となる場合があり、部分的に1000m<sup>3</sup>未満の場合もモバイル端末を用いた3次元計測技術による面管理も可能としていただきたい。
- ▶ 現行でも、工種によっては地上写真測量（モバイル端末）による面管理は可能です。（3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第2編 土工編 2-132）

21

## その他ご意見 まとめ

### ■ ICT活用工事の省力化に向けた制度設計②

- 事前確認書類や完成時確認書類が多く、ICT活用で得た省力化部分を食っている。民間工事ではICT施工やBIM活用が一気に進んでいる。ICTを根付かせるには書類に労力を使わせないことが重要と思う。ICT施工を行う際の、確認書類提出の削減をお願いしたい。（シンプルな施工計画書と成果品の提出のみとしていただきたい。）
- 例えば、
  - ・ ICT施工計画書（使用機器の点検表）
  - ・ ICT施工計画書（使用機器のカatalog類の添付）
  - ・ ・ ・ 従来管理で測量機の校正証明等の提出や提示は必要なく、確認不要ではないか
  - ・ 精度確認試験結果報告書
  - ・ キャリブレーション、ICT建機の精度確認等
  - ・ 三次元設計データチェックシート、図面へのチェック
- 官庁や団体からのアンケート類が非常に多く、内容についても検証が困難なものがある。（本アンケートでも、経費の削減割合等を選択するようになっているが、比較は困難）

## その他ご意見 まとめ

### ■ 発注図書（図面）のBIM/CIM化について

- 発注者より3次元設計データの提供があれば、より取り組みやすいと思う。測量機器や建設機械・データ処理ソフトが安価になることが普及につながると思う。
- まず発注図書（図面）のBIM/CIM化が大前提。R5より国交省が義務付けている業務委託の必須条件を県発注工事においても順次義務付けて欲しい。図面が3次元デジタル化されているかいないかで受注者の仕事量には雲泥の差がある。
- 国交省以外でも落札後、3次元データを発注者から確実に受領できるように進めてほしい。2次元データを3次元にする業務が時間的にもかかる項目であり、これが落札後受領できれば、設計照査、3次元起工測量結果との連動により設計数量の確認、施工計画への反映と利用の範囲が広がると共に、更なる効率化が期待できると考える。

23

## その他ご意見 まとめ

### ■ その他（ICT建機について等）

- ICT路盤工を実施し、マシンコントロールで敷き均しを実施した。自社で購入したバックホウ0.15級日立製を使用した。これからも実施回数を増やし内製化していきたい。
- 法面施工に伴う逆巻掘削でMG重機を使用した。稼働率で積算されリース料の3割程度のICT建機使用率となり、損料が賅えない。
- ICT搭載の重機のリースが現状では高価な部分があるため、実際に施工する量が多くなると金額面で合わない部分が出てくると思う。ICTの活用を反映させていくためにも今一度設計を見直して頂きたい。
- ICTを委託したが、ICTの経験としては何度も繰り返すことで今後のためにもなっていくので実施してよかった。
- 長野県と建設業協会でも共同で行われる技術者セミナーでもICT活用を普及できるような事例紹介等を織り込んだ発表があればよいと思う。

## 長野県内における建築BIMの活用状況等に関する調査結果

令和6年3月  
長野県建設部

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

建築分野（設計、施工、維持・管理）における現時点のBIMの活用状況、課題等を把握

- ・建築BIMの活用状況に関する調査
- ・今後の建築BIMの導入に関する調査

※令和3年10月に実施した同調査のフォローアップを兼ねる

### 【建築BIM (Building Information Modelling)】

コンピューター上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ材等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステム

#### 現在の主流 (CAD)

- ▶ 図面は別々に作成
- ▶ 壁や設備等の属性情報は図面とリンクは無し
- ▶ 竣工後は設計情報利用が難しい



平面図・立面図・断面図/構造図/設備図

#### BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス

- ▶ 1つの3次元形状モデルで建物を1から100%見える化し、コミュニケーションや理解度を向上
- ▶ 各モデルに属性情報を付加可能
- ▶ 建物のライフサイクルを通じた情報活用/IoTとの連携が可能



BIMモデル  
【建物全体】



BIMモデル  
【室内部分を拡大】

＜建物の属性情報＞  
 ・室名、下地材  
 ・構造  
 ・構造仕様  
 ・設備仕様  
 ・設備・配管・配線  
 ・空調機等の設置位置

＜付加属性情報＞  
 ・面積、材料  
 ・経路属性  
 ・上下、下向き  
 ・仕様・標準・仕様書

＜付加属性情報＞  
 ・経路属性  
 ・防火性能  
 ・耐震性能  
 ・仕様書、仕様書

## 2 調査の方法

### 1) アンケート名

長野県内における建築BIMの活用状況等に関するアンケート（令和5年12月）

### 2) 実施時期

令和5年12月8日～12月28日（～令和6年1月19日：延長）

### 3) 実施方法

県内建築関係団体（11団体）に、広く会員の回答を依頼

設計関係団体（5団体）
（一社）長野県建築士事務所協会
（公社）長野県建築士会
（公社）日本建築家協会 ・長野地域会 JIA長野県クラブ
信州建築構造協会
（一社）長野県設備設計協会

施工関係団体（6団体）
（一社）長野県建設業協会
（一社）長野県電設業協会
（一社）長野県空調衛生設備業協会
長野県工務店協会
長野県優良住宅協会
（一社）信州木造住宅協会

### 4) 回答数 120者

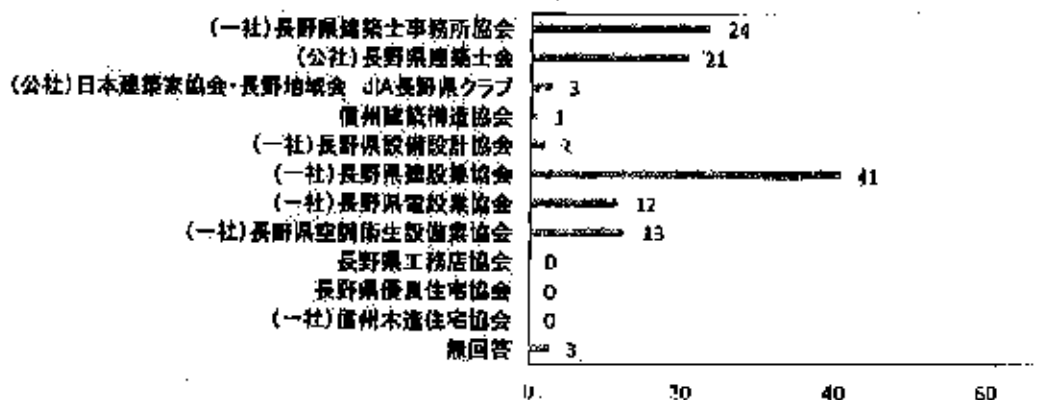
### 3 アンケート設問項目（自由回答を除く）

項 目	P.
<b>【基礎情報】</b>	
Q0 所属団体	4
Q1-1 企業の属性（大分類）	4
Q1-2 企業の属性（専門設計事務所）	4
Q2 企業の規模（従業員数）	5
Q3 令和4年度の受託した案件数	5
Q4 受託案件に占める公共工事の割合	5
<b>【BIMの導入状況】</b>	
Q5 BIMの導入状況	6
<b>【BIMの導入：導入している企業】</b>	
Q6 BIMを導入した時期	14
Q7 BIMを導入したきっかけ	15
<b>【BIMの活用：導入している企業】</b>	
Q8 BIMを活用している人数の割合	16
Q9 BIMを活用している案件の割合	16
Q10 BIMを活用する建築物やプロジェクトの特徴	17
Q11 BIMを活用する建築物の用途	18
Q12 BIMを活用する建築物の構造種別	19
Q13 BIMの活用状況	20
Q14 Q13で「②積極的に活用していない」を選択した理由	21
<b>【BIM活用のメリット・効果：導入している企業】</b>	
Q15 メリット・効果を得られたと実感できる場面	22
Q16 メリット・効果を得られていないと感じる場面	22

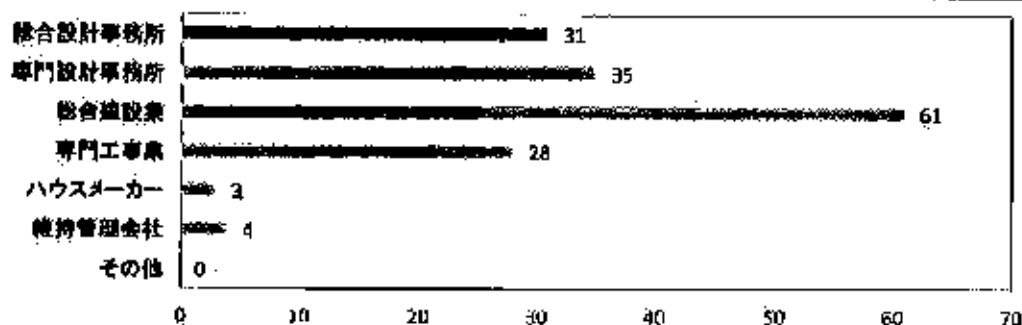
項 目	P.
<b>【BIMデータでの連携：導入している企業】</b>	
Q17 社外とのデータ連携	23
Q18 BIMデータの保管における社内のルール	23
Q19 BIMデータの権利（著作権や所有権）	23
<b>【BIMを活用する人材】</b>	
Q20 BIMを活用する人材	24
Q21 BIM活用を推進するにあたり求める人材についての意見	24
Q22 BIM活用を推進するにあたり求める人材	24
Q23 人材を育成するための必要な期間	24
<b>【BIMに関する社内の教育・環境整備：導入している企業】</b>	
Q24 BIMに関する教育の取組の有無	26
Q25 BIMに関する教育の取組	26
Q26 BIM活用推進のための取組の有無	28
Q27 BIM活用推進のための具体的取組	28
<b>【今後のBIMの属意設計結果：導入している企業】</b>	
Q28 今後のBIMの属意	29
Q5で「導入していない」を選択した場合の項目	
<b>【BIMの導入：導入していない企業】</b>	
Q11-1 今後のBIMの導入について	8
Q11-2 BIMの導入に至らない理由	9
Q11-3 BIMの導入を決定する要因	10
Q11-4 BIMの普及、拡大に向けた課題意見	11

## II 集計結果【基礎情報】

### Q0：所属団体（n=120/単一回答/件数）



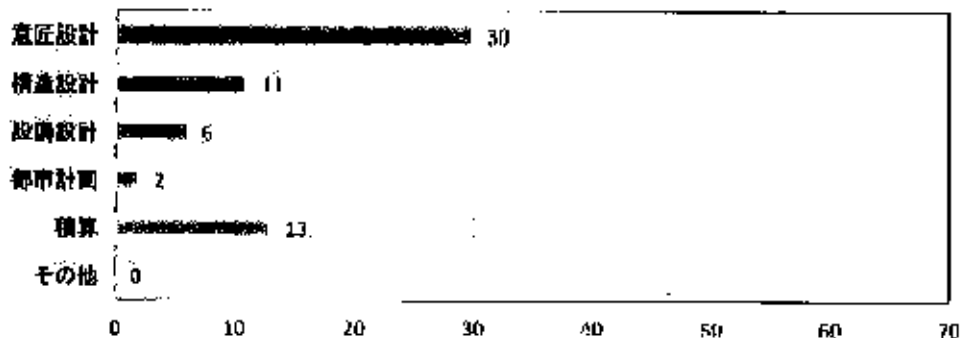
### Q1-1：企業の属性（大分類）（n=162/複数回答/件数）



○設計 66社（総合設計事務所と専門設計事務所、施工関係と重複あり）

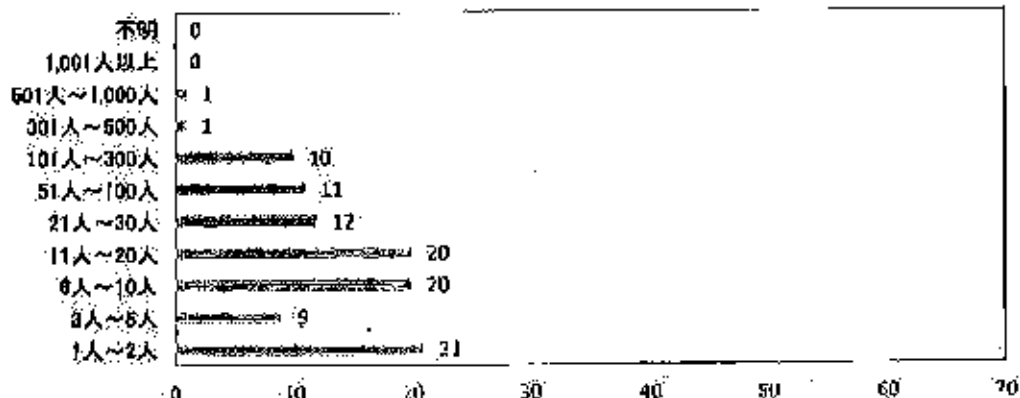
○施工 96社（設計等と重複あり）

### Q1-2：企業の属性（専門設計事務所）（n=62/複数回答/件数）



○意匠設計が48.4%、構造設計が17.7%、設備設計が9.7%、積算が21.0%

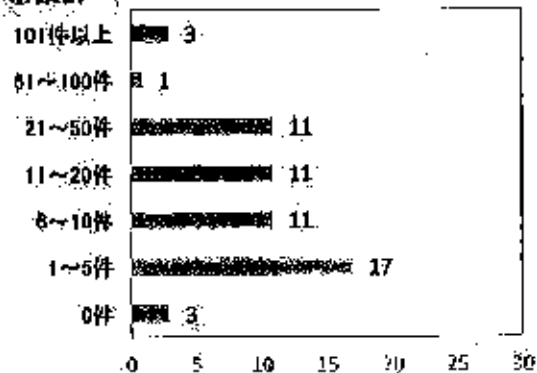
**Q2：企業の規模（従業員数）（n=120/単一回答/件数）**



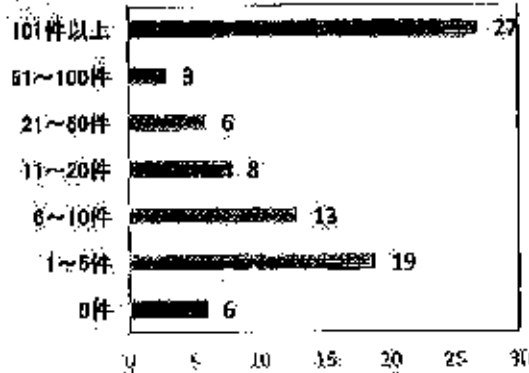
- 従業員数が10人以下の企業 41.7%
- 従業員数が30人以下の企業 68.3%
- 従業員数が100人以下の企業 90.0%

**Q3：令和4年度に受託した案件数（設計n=57 施工n=86/自由回答/件数）**

**①設計**



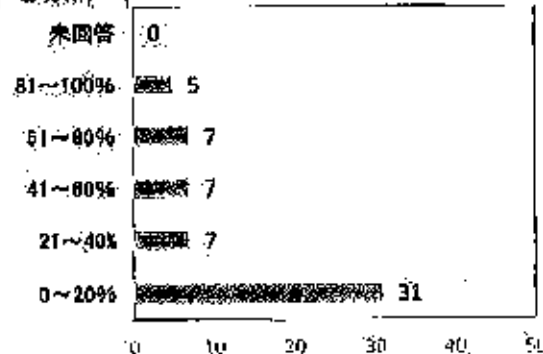
**②施工**



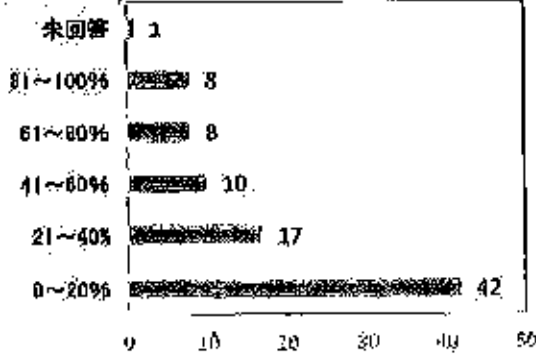
- 設計分野 年間受注件数 10件以下 64.4%
- 施工分野 年間受注件数 10件以下 46.3% (101件以上における設備会社の割合 77.2%)

**Q4：受注案件に占める公共工事の割合（設計n=85 施工n=100/件数）**

**①設計**



**②施工**

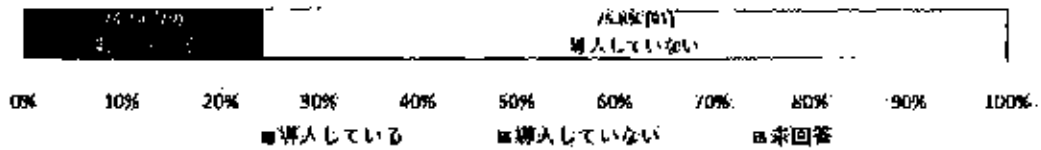


- 設計分野 公共工事の割合40%以下 66.1%
- 施工分野 公共工事の割合40%以下 67.5%



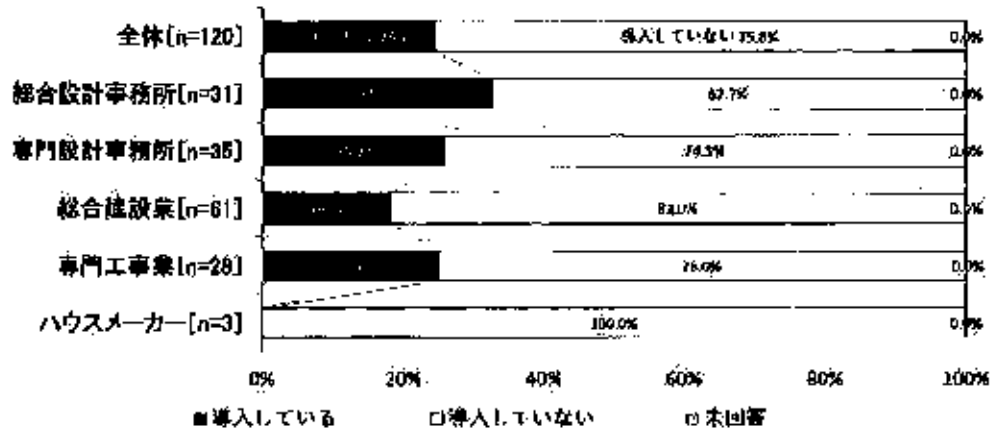
### Ⅲ 集計結果【BIMの導入状況】

Q5：BIMの「導入状況」（n=120/単一回答/件数、%）

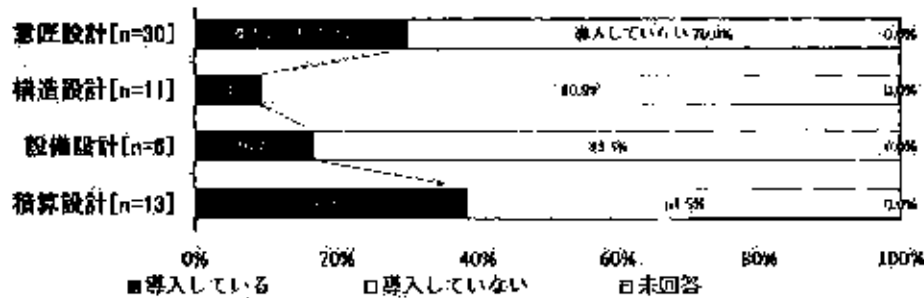


○BIMを導入している 24.2%      ○BIMを導入していない 75.8%

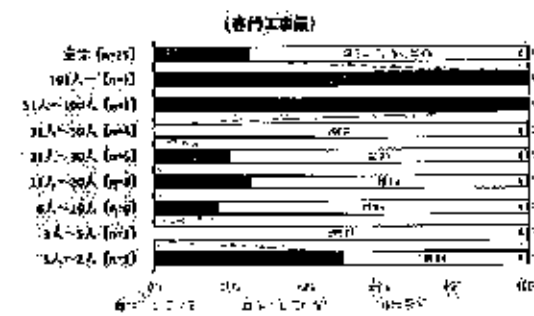
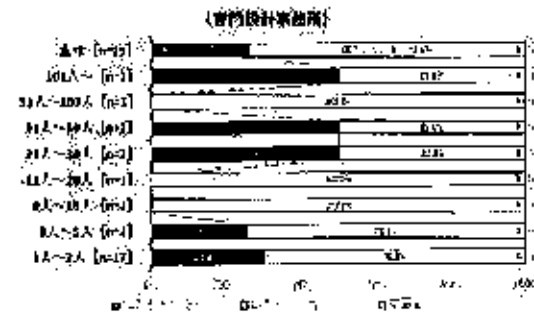
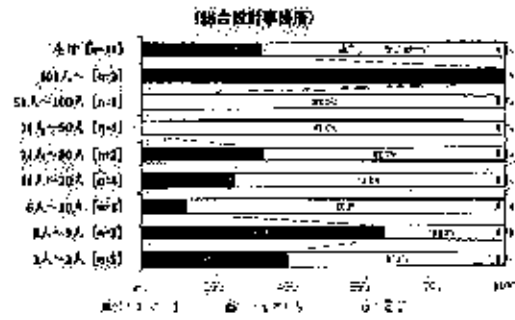
Q5-2（クロス集計 ×分界別）：BIMの「導入状況」（%）



<専門設計事務所の主な内訳>

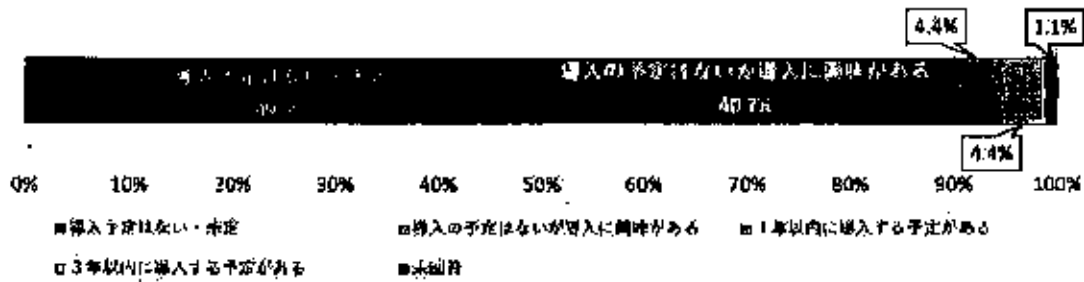


Q5-3 (クロス集計 × 属性Q1 × 企業規模別Q2) : BIMの導入状況 (%)



## IV 集計結果【BIMの導入：導入していない企業】

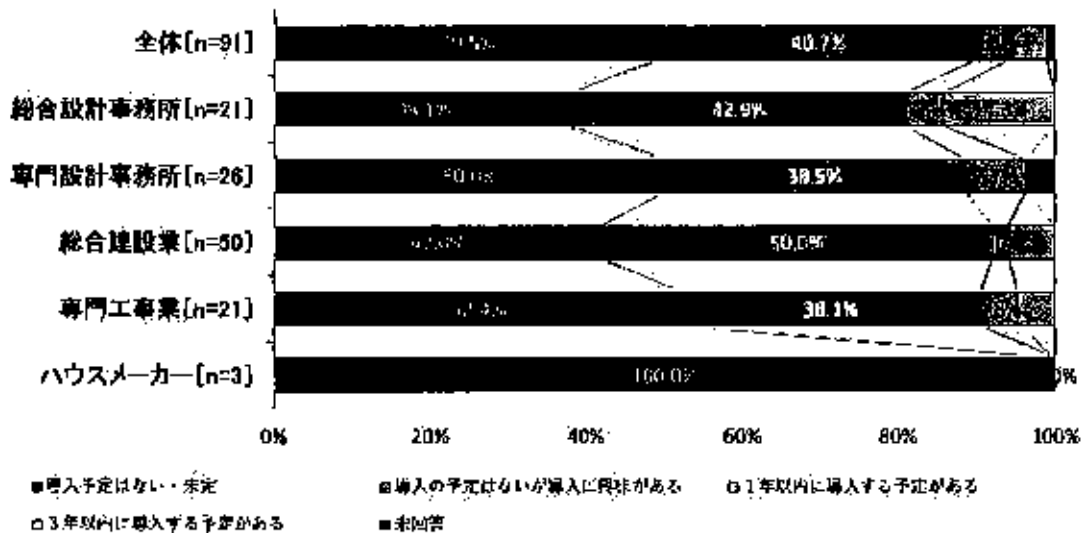
### Q II-1：「今後のBIMの導入」について（n=91/単一回答/%）



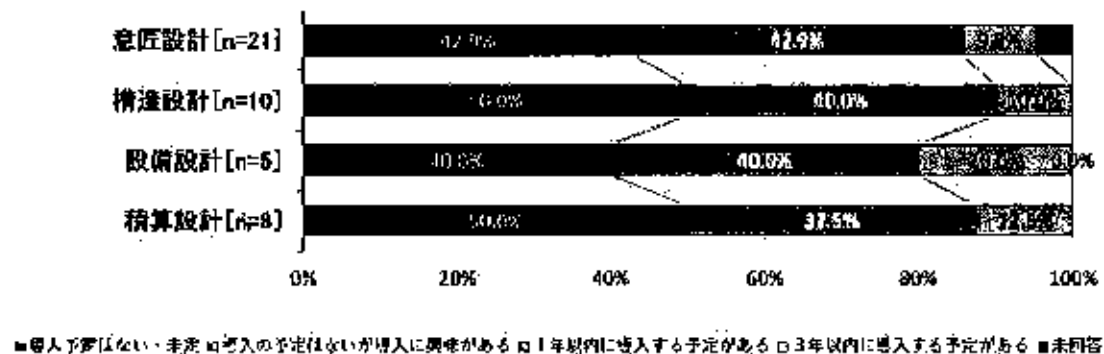
○約半数が「導入予定はない・未定」

○約4割が「導入に興味がある」「導入する予定がある」

### Q II-1-2（クロス集計 ×分業別）：「今後のBIMの導入」について (%)



#### <専門設計事務所の主な内訳>

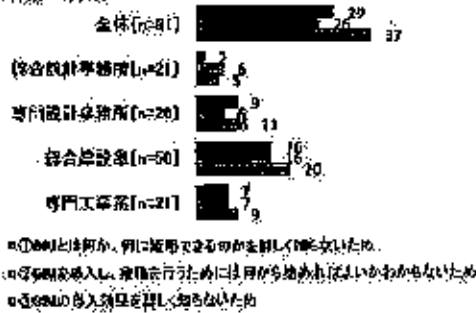


Q11-2: BIMの「導入に至らない理由」(n=91/複数回答/件数)

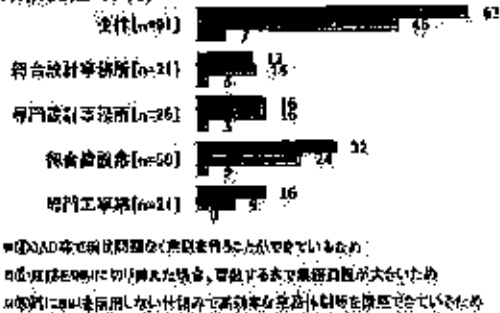


Q11-2-2 (クロス集計 × 分野別) : 今後のBIMの導入について (件数)

<業種・導入>



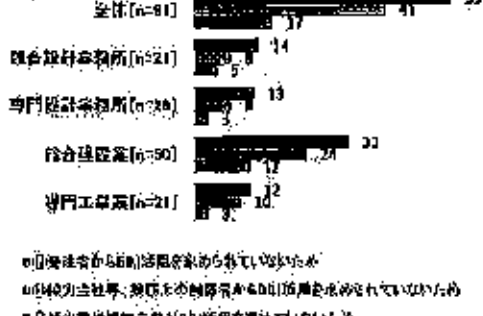
<業種員組・体制>



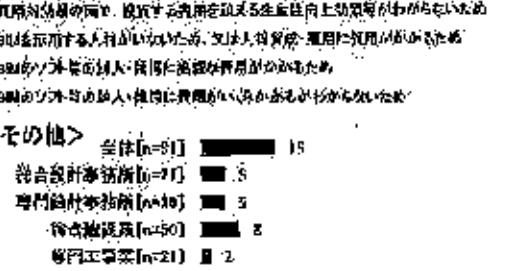
<費用負担・効果>



<環境>



<その他>



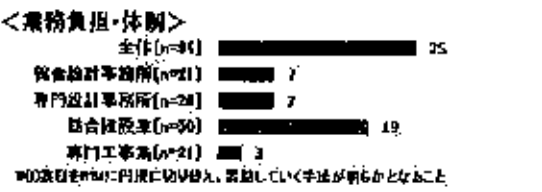
<主なその他意見>

- 下請けも含めて多額の導入費用がかかる。
- 建築の経営規模が小さく導入して活用する機会が少なく、その技術の習得等の負担感がある。
- BIMの意識案への効果がわからない。
- ソフトが多様あり、選択に迷う。互換性に問題がある。
- 設計者が高齢であり事務所の後継者がいない。
- BIM習得にかかる期間、人工、費用が膨大で、採算性や活用の有効性が見込める物件が少ない。

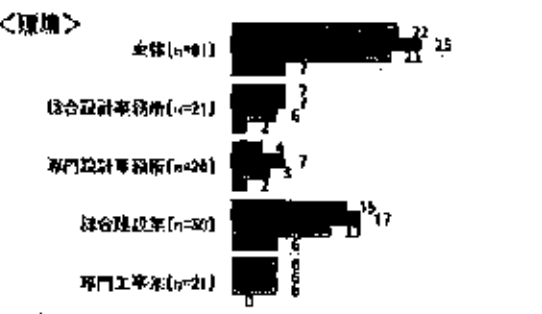
**Q11-3：BIMの「導入を決定する契機」**（n=132／複数回答／件数）



**Q11-3-2（クロス集計 × 分野別）：BIMの「導入を決定する契機」**（件数）



① BIMの導入による費用削減効果が図れること  
 ② BIMによるコスト削減・労務効率の向上が図れること



④ 設計業務でのBIM活用が求められること  
 ⑤ 公共団体のBIM活用が求められること  
 ⑥ 他社や会社等、業種上の関係者がBIM活用を勧めること  
 ⑦ 他社の事例や関係業者がBIM活用を勧めていること

- <主なその他意見>**
- 会社内でのBIM活用の為の人材が確保される。
  - 公共工事で受注要件にBIM使用を必須とした場合は業務費と工期を適正にして欲しい。
  - 公共物件について設計費の増額が求められます。
  - AIの進化と充実で建築の専門技術者は減少できると推測する。



⑧ メーカーの提供するBIMプロジェクト等の費用削減が実現すること  
 ⑨ BIMを進める技術者が業界に増えること  
 ⑩ 他社が先行導入した（得意先等）でBIMを採用し、競争力を向上させること  
 ⑪ 他社が先行導入した（得意先等）でBIMを採用し、競争力を向上させること  
 ⑫ データの活用や効率化、品質向上やセキュリティ対策等の効果が図ること  
 ⑬ BIMデータの長期的な蓄積や見直しが可能になること  
 ⑭ データレークが実現すること

【(一社)長野県建築士事務所協会】

○通常のCADデータも設計上の不備や不整合も多いまま設計者から提供を施工側が受け、そのまま現場から質疑、修正し施工計画するのが精一杯なところ。BIMデータであればそれがなくなるのか疑問である。設計の知識が乏しい中BIMを渡されても使えるのか。また、そのデータを受け施工計画や工事反映していくには関係先との連携や体制が整わないと実現できない。現状 BIMを使っている取引先が1件もないが導入し活用としても採算面、費用対効果が現状非常に見通せない。

もっとコストがかからず一般に普及していくことが国、業界全体の底上げとなると思う。

○具体的にどのようなもの(効果等)なのか、費用は、等知る機会(ZOOM等)があればお願いしたい。

○ソフトの導入、技術者の育成に補助制度の充実

○BIMを普及するためには高額な導入・維持費用について補助金等を検討して欲しい。(事務所内で複数導入が必須)

○建築BIMの普及・拡大を行うことで、お客様や社会的にどういった利点があるのかということは重々承知しています。しかし、それらを実行する建設業者、設計事務所にとっての金銭的な利益は行政すらも明らかにしていません。むしろ、業務は増え、金銭的な負担も増えるだけです。(現在ほとんどのソフトはサブスクリプションなもの一因です。)大阪万博のバビリオンも3DCADによる設計業務が義務付けられていましたが、計圖の遅延から、3DCADによる作図は後回しにされ、2DCADによる設計の完成と許可申請を急ぐ有様で、3DCADでの作図を義務付けた意義は形骸化しています。

(2DCADによる設計完了後、3DCAD作成という手順をとる案件が複数見受けられることになるでしょう) BIMを普及させることによる恩恵はソフト会社と補助金申請手続きを代行するコンサル、そして有効的な使い方として年度予算を確保する国土交通省の利権と影響力の確保くらいでしょうか。繰り返しになりますが、なぜ普及・拡大が必要かは重々承知していますし、10年後には使って当たり前になると思いますが、BIM普及について、設計事務所や建設会社の自助努力を期待されている状況は、様々な申請手続き(ZEHやZEBに代表される省エネ基準、都計法上の審査基準、建築基準法改正、都道府県や市町村で制定されている各種条例など)、つまり、多くのルールを乱発し、中小企業に押し付ける行政側の姿勢と同じように感じます。実質的な負担を軽減するのではなく、根本的に無くすくらいの姿勢でBIM普及をしていただきたいと考えます。つまり、BIMの無償化です。国策なり長野県の施策としてそこまでやれば普及するでしょう。

○BIMが標準化され安価で扱い易くなれば採用を検討します。

○昨年BIM導入の研究を行いました。また現在BIM対応ソフトを2ライセンス保有しています(ただし、3D作成に使っているのみ)。当社(高匠・構造設計)でBIMを導入したとしても、協力業者(設備設計等)や施工業者が導入していない限り、結局2D-CADでのやりとりとなり、結果、費用・労力もかけてもBIM活用の利点が現時点では得られないと判断いたしました。

○40年程前のCAD導入時を顧みたと、パソコンやソフトのグレードUPが早く採算が合わない。メーカーにより色々なソフトで互換性がなく、今後国で指導し共通のアプリや量子コンピューターにも対応でき国内で安価に共有できる施策ができないと導入は不可能。

【(公社) 長野県建築士会】

○BIMについては、建築士会の集まりなどで話題には上がっており、興味はありますが今の工事数・会社の規模で果たして必要かと考えて場合まだまだ検討していくのが良いと感じております。

○住宅でBIMが当たり前になるには、まだしばらく先かなという印象です。

○複数のBIMソフトがあるため普及・拡大には時間と手間がかかると思います。使用ソフトを統一して運用すれば解決すると思いますが現実的には難しいでしょう。

○BIMに関して費用と効果が見えない。

○小規模物件が全てなので必要性が感じられない。

【(公社) 日本建築家協会・長野地域会 JIA長野県クラブ】

○BIMについて、各種団体や自治体から、導入に対する講習やデモンストレーションを積極的に実施してほしい。実際に導入する為にも、どのソフトが実務の特性に合うかがわからない面はある。また補助金についても聞だけでなく、県や市といった自治体からもお願いしたい。現状はJWCADが県内は圧倒的に多いはずなので、そこから有料ソフトに切り替えるのはCADの導入費用だけでなく、PCの性能アップも大いに関係する為、導入の後押しをしてほしい。

【(一社) 長野県設備設計協会】

○BIMの今後の必要性や効果はある程度理解しているつもりであるが、現実1人での作業環境であり、費用面、時間面で導入することに躊躇しています。また、現在の仕事面で要求されておらず、必要性を感じないのが実情です。

【(一社) 長野県建設業協会】

○費用がかかる、大手のゼネコンでも大きな工事でない対象にしていけないと聞いてます。大手ゼネコンでも外注が多いとのこと。導入には時間とお金がかかるが、費用対効果はまだバランスしていないと考えてます。

○中小企業の就職者が極端に少なくもしくはいない中、社員も高齢化の現在新たなシステムの導入に無理がある。現状維持が精一杯である。

○現状出遅れ感が強い。かといって、すぐに取り入れるための資金的余裕もないのが実情。今後普及させるためには、安いコストで導入可能な物があればいいと思います。とにかく使用して慣れることが大事と考えます。そのためにもBIMに対する情報提供をもっと進めていただきたいし、もっと扱いやすい製品の開発及び安価なシステムの提供を考えて頂きたい。また、期間限定でも構わないから、現在のシステムで画面化された物を操作できる機会があったらいいと思います。とにかく操作して体感できる機会がほしい。

○小規模工事での費用対効果が得られないと導入は難しい。

○建築部門では2024年問題と人手不足で、現状の戦務で手一杯でBIMに取り組むことが非常に困難であると思います。働き方改革で若手技術者の入職率UPと離職率DOWNが達成できるかがカギを握っているとは思っています。

【(一社)長野県電設業協会】

○ソフト導入や、操作を覚えることについて十分な補助金等は必要になると思う。B補助金を導入した実績があるが、ソフト制作会社の補佐が無いと非常に大変だと感じた。また、その大変さにお金もかかり結果として十分な補助金をいただいた感覚がない。

○BIMについては興味があるが、活用について大規模物件のイメージが強く、当社の手がける物件において当てはまるものは年間数件と思われる。一方で元請や発注者からBIMの使用を求められることはこれまで1回もなく、当社としてBIMの必要性についての認識が薄い。国交省や県レベルではBIMの推進が始まったばかりだと思いますので、これが市町村や民間レベルまで浸透してくるまでもう少し時間がかかると思います。その間にBIMを導入するとどのようなメリットがあって、どのくらいコストがかかるかを確認しておきたいと思っています。

【(一社)長野県空調衛生設備業協会】

○BIMの活用をしていない事、BIMの必要性も知識不足もありあまりない状態です。施工図での3Dなどは現場施工側からすると大変便利なものだと感じますが、実際会社で使用となると費用面・人材が育てられるかとても不安です。誰でも簡単に使用できれば活用を検討したいです。またBIM活用現場での情報などを気軽に知れたらBIMについてもくわしくなれると思います。

○BIM自体を知らない業者もまだまだ多いと思う。業界団体を通じての広報などをしながら、費用対効果や業務の効率化などの導入モチベーションを高めていくことが必要だと思う。又BIMデータをどこで保管し、今後の保守、修繕をどう行っていくかがいまだ不明なので負担増と感じてしまうところを解消してほしい。

○設計事務所やゼネコンが導入し始めたら当社もすぐに導入したい。

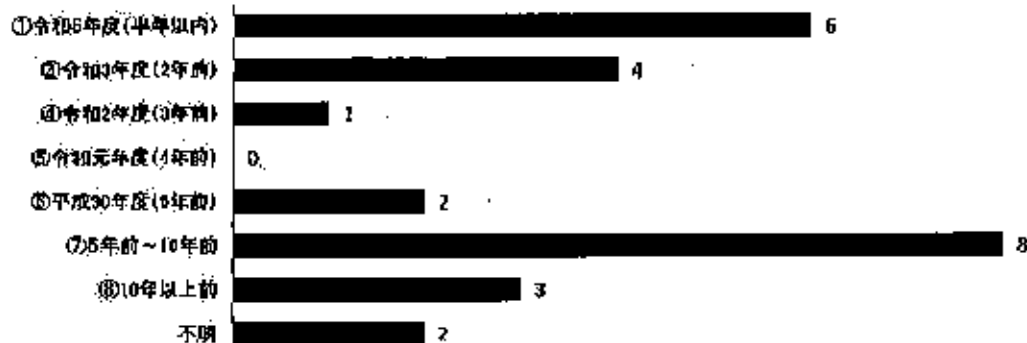
大妻サブコン(高砂熱学工業)からは「現在の3次元CADは2次元CADを発展させたモノでBIMとは相性が悪くうまく乗らない、BIMベースの新開発CADに順次乗り換えているところである、協力会社各社も準備を始めるように。」と内々に話が出ている。

重要なのは互換性なので、そこを見極めていきたいと思っている。



## V 集計結果【BIMの導入：導入している企業】

Q6：BIMを「導入した時期」（n=29／単一回答／件数）



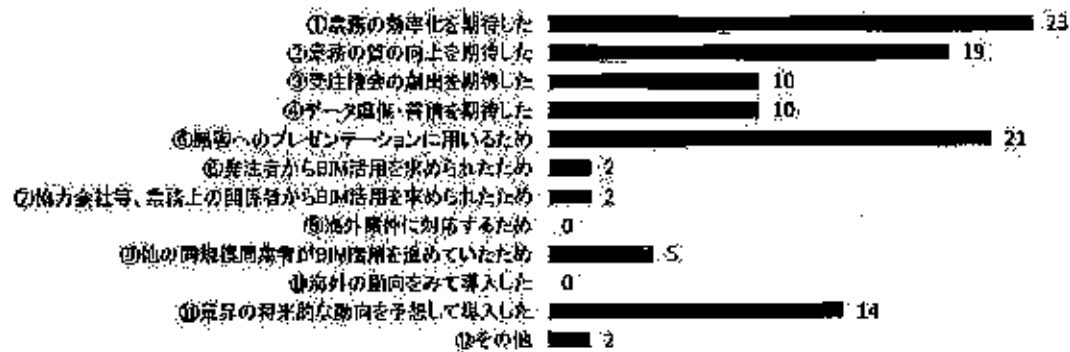
Q6-2（クロス集計 ×分野別）：BIMを「導入した時期」（件数）

総合設計事務所(n=10)	専門設計事務所(n=9)	総合建設業(n=11)	専門工事業(n=7)
①令和5年… 1	①令和5年… 3	①令和5年… 2	①令和5年… 2
②令和4年… 2	②令和4年… 0	②令和4年… 1	②令和4年… 0
③令和3年… 2	③令和3年… 1	③令和3年… 1	③令和3年… 1
④令和2年… 0	④令和2年… 1	④令和2年… 0	④令和2年… 0
⑤令和元年… 0	⑤令和元年… 0	⑤令和元年… 0	⑤令和元年… 0
⑥平成30年… 1	⑥平成30年… 0	⑥平成30年… 2	⑥平成30年… 0
⑦5年前… 3	⑦5年前… 2	⑦5年前… 3	⑦5年前… 2
不明 1	不明 0	不明 1	不明 1

<専門設計事務所の主な内訳>

建築設計(n=6)	構造設計(n=1)	設備設計(n=1)	積算設計(n=6)
①令和5年度… 3	①令和5年度… 1	①令和5年度… 1	①令和5年度… 2
②令和4年度… 0	②令和4年度… 0	②令和4年度… 0	②令和4年度… 0
③令和3年度… 1	③令和3年度… 0	③令和3年度… 0	③令和3年度… 1
④令和2年度… 1	④令和2年度… 0	④令和2年度… 0	④令和2年度… 0
⑤令和元年… 0	⑤令和元年… 0	⑤令和元年… 0	⑤令和元年… 0
⑥平成30年… 0	⑥平成30年… 0	⑥平成30年… 0	⑥平成30年… 0
⑦5年前～10… 2	⑦5年前～10… 0	⑦5年前～10… 0	⑦5年前～10… 0
⑧10年以上前… 2	⑧10年以上前… 0	⑧10年以上前… 0	⑧10年以上前… 2
不明 0	不明 0	不明 0	不明 0

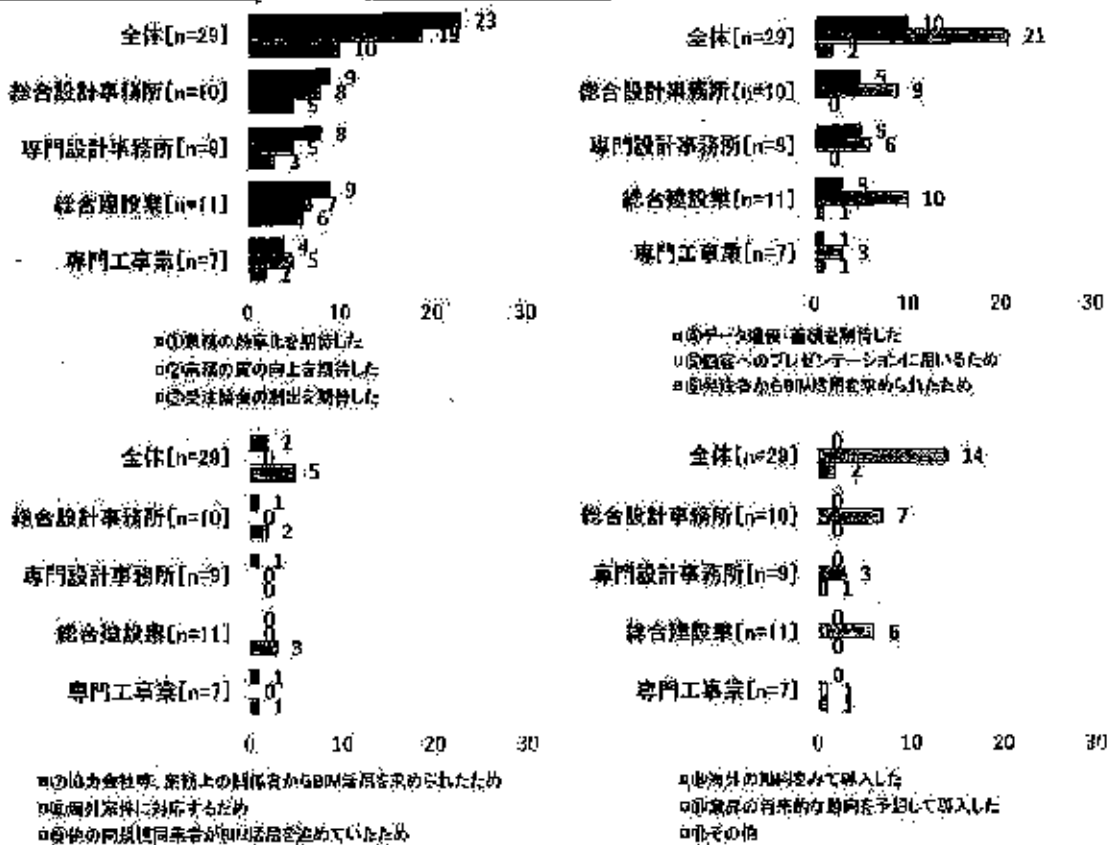
**Q7：BIMを導入した「背景・きっかけ」 (n=29/複数回答/件数)**



**【その他回答】**

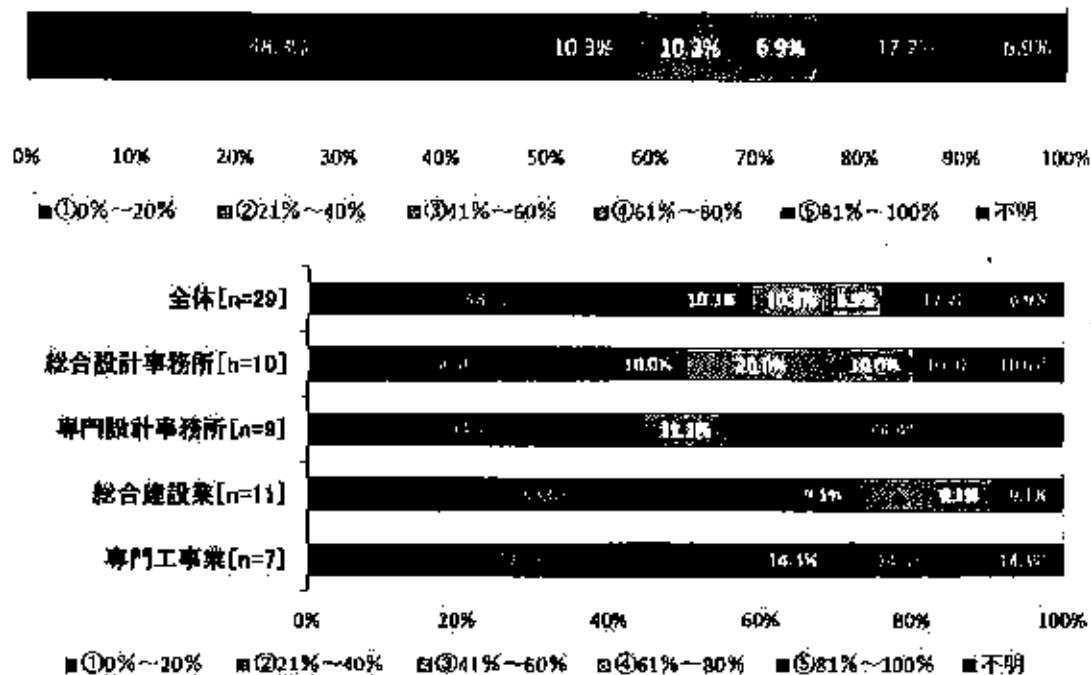
- 当初から利用しているCADソフトがBIMに対応しているため。
- 旧ソフトの更新時期となった為

**Q7-2 (クロス集計 ×分野別)：BIMを導入した「背景・きっかけ」 (件数)**

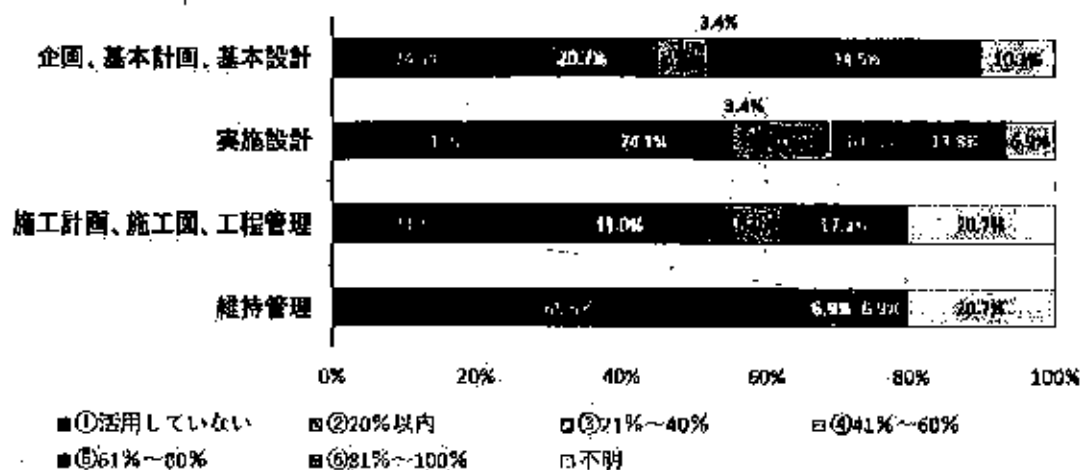


## VI 集計結果【BIMの活用：導入している企業】

Q8：BIMを活用している「人数の割合」(n=29/単一回答/%)

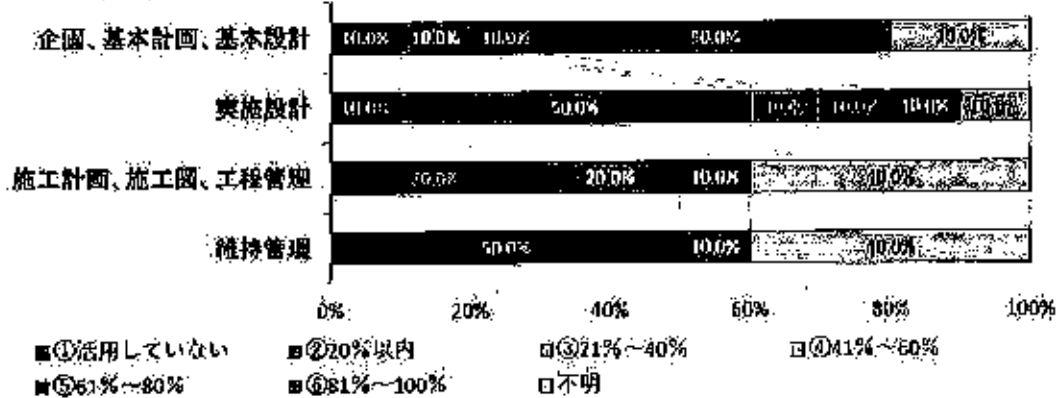


Q9：BIMを活用している「案件の割合」(n=29/複数回答/%)

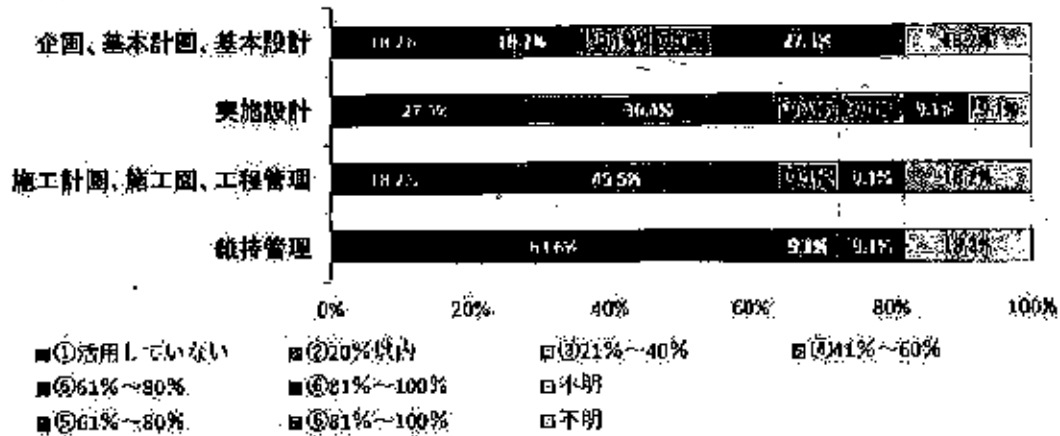


Q9-2 (クロス集計 ※分野別) : BIMを活用している「案件の割合」 (%)

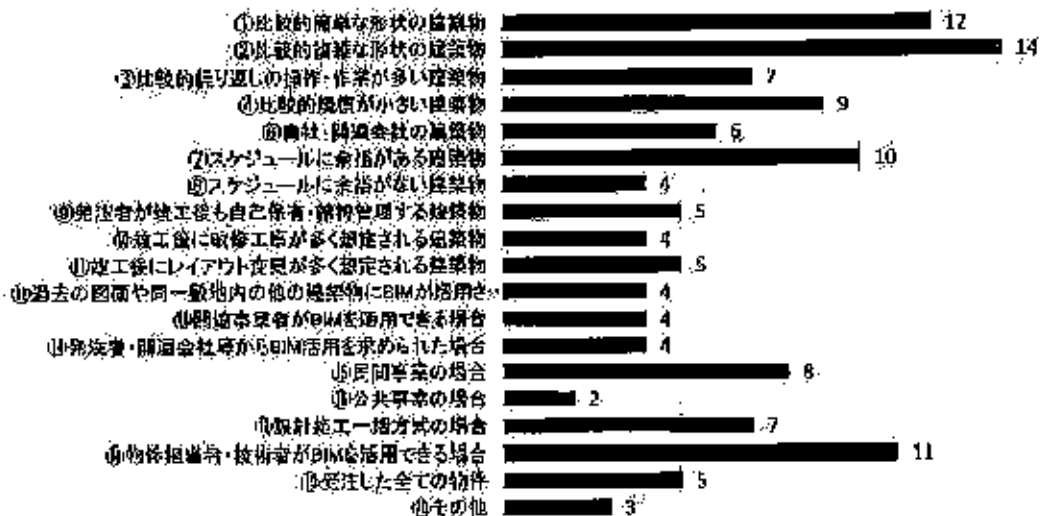
総合設計事務所 [n=10]



総合建設業 [n=11]



Q10 : BIMを活用する「建築物やプロジェクトの特徴」 (n=29/複数回答/件数)

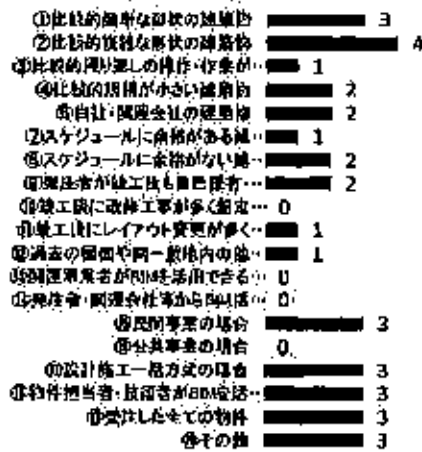


○順次行うものを増やしている。 ○木造以外の案件。

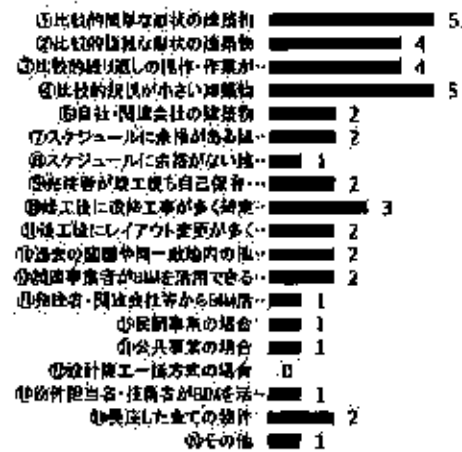
○BIMの活用まで至っていない。

Q10-2 (クロス集計 × 分野別) : BIMを活用する「建築物やプロジェクトの特徴」(件数)

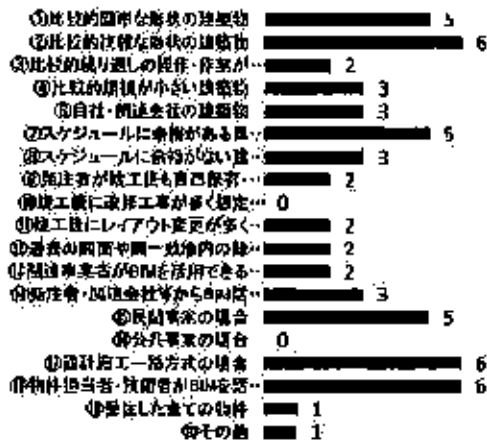
総合設計事務所 [n=10]



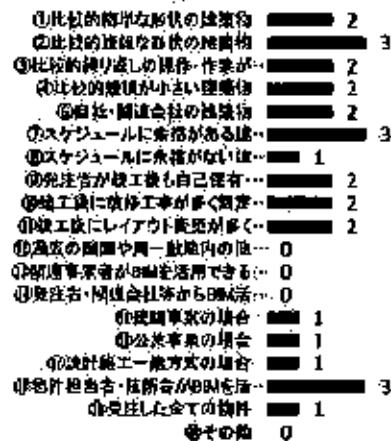
専門設計事務所 [n=9]



総合建設業 [n=11]



専門工務業 [n=7]

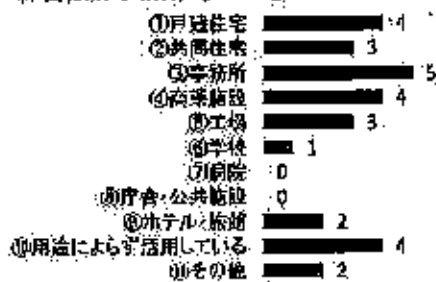


Q11 : BIMを活用する「建築物の用途」(n=29/複数回答/件数)

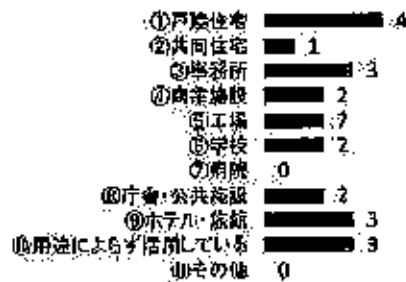


Q11-2 (クロス集計 ×分野別) : BIMを活用する「建築物の用途」 (件数)

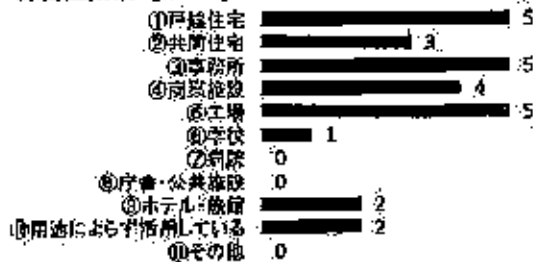
総合設計事務所 [n=10]



専門設計事務所 [n=9]



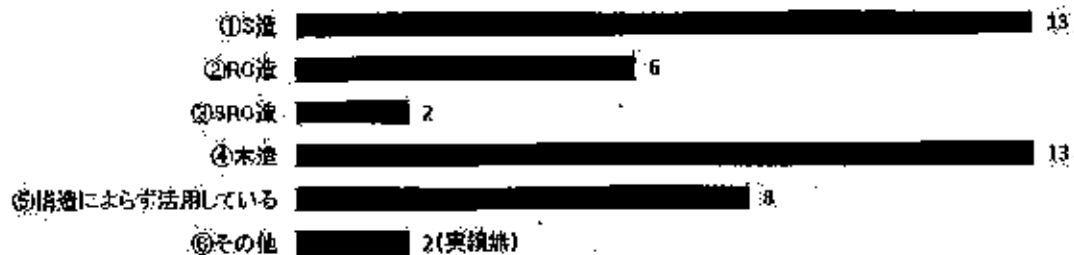
総合建設業 [n=11]



専門工事業 [n=7]

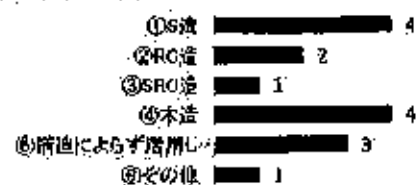


Q12 : BIMを活用する「建築物の構造種別」 (n=29/複数回答/件数)



Q12-2 (クロス集計 ×分野別) : BIMを活用する「建築物の構造種別」 (件数)

総合設計事務所 [n=10]



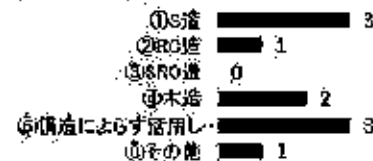
専門設計事務所 [n=9]



総合建設業 [n=11]



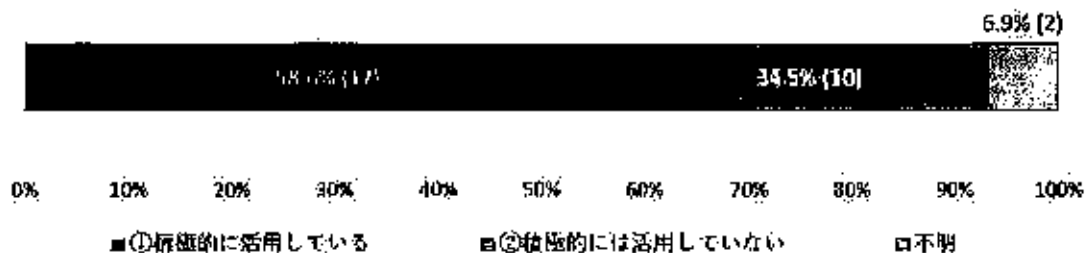
専門工事業 [n=7]



**Q12-3 (クロス集計 × BIM導入時期) : BIMを活用する建築物の構造種別 (件数)**

<p>1.令和5年度 (半年以内) [n=7]</p> <p>①S造 3 ②RC造 1 ③SRC造 0 ④木造 1 ⑤構造によらず活... 1 ⑥その他 1</p>	<p>2.令和4年度 (1年前) [n=4]</p> <p>①S造 1 ②RC造 0 ③SRC造 1 ④木造 0 ⑤構造によらず活... 1 ⑥その他 1</p>
<p>3.令和3年度 (2年前) [n=7]</p> <p>①S造 1 ②RC造 1 ③SRC造 0 ④木造 3 ⑤構造によらず活... 2 ⑥その他 0</p>	<p>4.令和2年度 (3年前) [n=1]</p> <p>①S造 0 ②RC造 0 ③SRC造 0 ④木造 1 ⑤構造によらず活... 0 ⑥その他 0</p>
<p>5.令和元年度 (4年前) [n=0]</p> <p>①S造 0 ②RC造 0 ③SRC造 0 ④木造 0 ⑤構造によらず活... 0 ⑥その他 0</p>	<p>6.平成30年度 (5年前) [n=0]</p> <p>①S造 0 ②RC造 0 ③SRC造 0 ④木造 1 ⑤構造によらず活... 1 ⑥その他 0</p>
<p>7.5年前~10年前 [n=4]</p> <p>①S造 5 ②RC造 1 ③SRC造 1 ④木造 4 ⑤構造によらず活... 3 ⑥その他 0</p>	<p>8.10年以上前 [n=5]</p> <p>①S造 3 ②RC造 3 ③SRC造 0 ④木造 3 ⑤構造によらず活... 0 ⑥その他 0</p>

**Q13 : BIMの「活用状況」 (n=29 / 単一回答 / 件数、%)**



**Q13-2 (クロス集計 × 分野別) : BIMの活用状況 (件数)**

<p>総合設計事務所 [n=10]</p> <p>①積極的に活用している 8 ②積極的に活用していない 1 不明 1</p>	<p>専門設計事務所 [n=9]</p> <p>①積極的に活用している 7 ②積極的に活用していない 2 不明 0</p>	<p>総合建設業 [n=11]</p> <p>①積極的に活用している 6 ②積極的に活用していない 4 不明 1</p>	<p>専門工事会社 [n=7]</p> <p>①積極的に活用している 3 ②積極的に活用していない 3 不明 1</p>
--	---	--	--

Q14：Q13で「②積極的に活用していない」を選択した理由（n=10/単一回答/件数）

- ①まだ導入したばかり又は習熟途中である 7
- ②活用したいが活用方法がわからない 2
- ③活用したいが活用できる人材が不足している 7
- ④協力会社からの実績があれば活用するが、その他では 0
- ⑤活用したが効果が出なかったため 0
- ⑥入力作業に手間がかかる、納期の制約で間に合わない 1
- ⑦業種や国産会社等から要求がない 1
- ⑧3DCAD等の実行ソフトの活用で支障がない(十分である) 1
- ⑨その他 0



## VII 集計結果【BIMの活用のメリット・効果：導入している企業】

### Q15：「メリット・効果を得られた」と実感できる場面（n=29/複数回答/件数）

- ①3Dでの可視化によるコミュニケーションや理解度の改善 23
- ②設計関係間での整合が取りやすくなった 12
- ③顧客に対して良い印象を与えられた 17
- ④設計変更に伴う手間やコストが減少した 7
- ⑤手戻りや納期の減少により計画(プロジェクト)が円滑に進む 6
- ⑥その他 2
- ⑦メリット・効果を得られたと実感できる場面はない 1

○難易度の高い現場状況の取まりの検討に役立った

○BIM習熟途中で効果まで至っていない

### Q15-2（クロス集計 ×分野別）：「メリット・効果を得られた」と実感できる場面（件数）

総合設計事務所(n=10)	専門設計事務所(n=9)	総合建設業(n=11)	専門工事業(n=7)
①3Dでの可… 7	①3Dでの可… 8	①3Dでの可… 6	①3Dでの可… 6
②設計関係… 4	②設計関係… 6	②設計関係… 4	②設計関係… 2
③顧客に対… 6	③顧客に対… 6	③顧客に対… 7	③顧客に対… 3
④設計変更… 0	④設計変更… 3	④設計変更… 2	④設計変更… 3
⑤手戻りや… 0	⑤手戻りや… 3	⑤手戻りや… 2	⑤手戻りや… 2
⑥その他 1	⑥その他 0	⑥その他 0	⑥その他 1
⑦メリット・効果… 0	⑦メリット・効果… 1	⑦メリット・効果… 0	⑦メリット・効果… 0

### Q16：「メリット・効果を得られていない」と感じる場面（n=29/複数回答/件数）

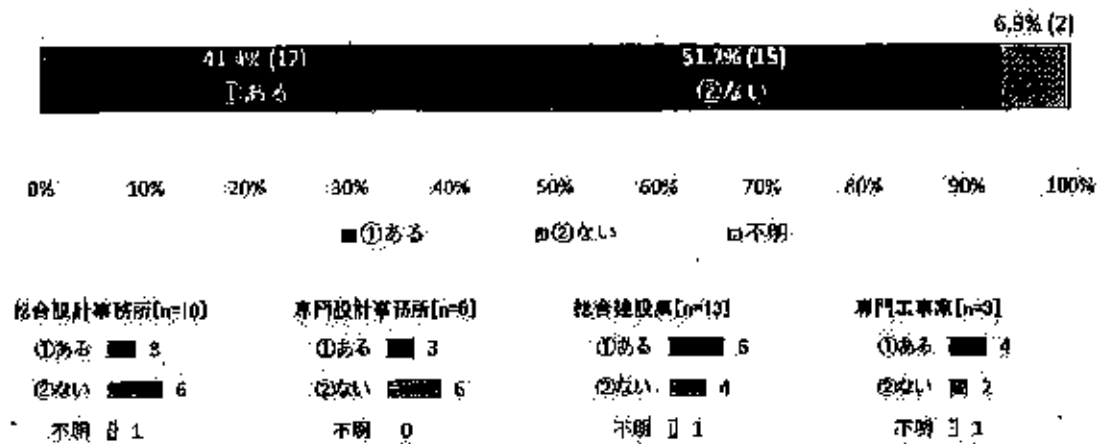
- ①現在のCAD等の集積に加えてBIMを活用しており、結果として二重作業 9
- ②確認申請のために紙やPDFへの出力が必要となり、結果として二重作業 5
- ③資料に同等の時間や作業手間に割って、現時点では得られるメリットが 9
- ④協力会社でBIMが導入されておらず、分野ごとの見直しが必要で 11
- ⑤ソフト・システム等の購買費が高値となっている 9
- ⑥効率的に活用するための自社でのシステム構築や標準化を図ること 6
- ⑦人材育成の費用・時間等が高額となっている 11
- ⑧人材等のBIMデータが流通していない 7
- ⑨BIM活用効果が取引先・プロジェクトごとになり、これに対応するた 4
- ⑩その他 1
- ⑪メリット・効果を得られていないと感じる場面はない 1

### Q16-2（クロス集計 ×分野別）：「メリット・効果を得られていない」と感じる場面（件数）

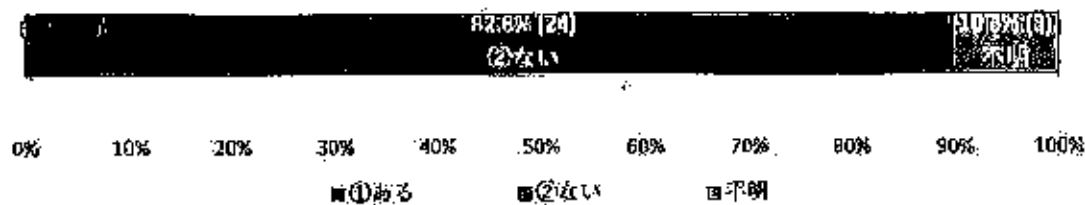
総合設計事務所(n=10)	専門設計事務所(n=9)	総合建設業(n=11)	専門工事業(n=7)
①現在のCAD等… 3	①現在のCAD等… 3	①現在のCAD等… 5	①現在のCAD等… 2
②確認申請のため… 4	②確認申請のため… 2	②確認申請のため… 1	②確認申請のため… 1
③資料に係る時… 2	③資料に係る時… 2	③資料に係る時… 3	③資料に係る時… 2
④協力会社で… 6	④協力会社で… 4	④協力会社で… 4	④協力会社で… 2
⑤ソフト・システ… 3	⑤ソフト・システ… 2	⑤ソフト・システ… 1	⑤ソフト・システ… 4
⑥効率的に活用… 1	⑥効率的に活用… 2	⑥効率的に活用… 2	⑥効率的に活用… 2
⑦人材育成の費… 3	⑦人材育成の費… 1	⑦人材育成の費… 5	⑦人材育成の費… 3
⑧人材等のBIM… 4	⑧人材等のBIM… 3	⑧人材等のBIM… 2	⑧人材等のBIM… 0
⑨BIM活用効果が… 3	⑨BIM活用効果が… 0	⑨BIM活用効果が… 2	⑨BIM活用効果が… 0
⑩その他 0	⑩その他 1	⑩その他 0	⑩その他 0
⑪メリット・効果… 0	⑪メリット・効果… 1	⑪メリット・効果… 0	⑪メリット・効果… 0

## VIII 集計結果【BIMデータでの連携：導入している企業】

### Q17：社外との「データ連携」（n=29／単一回答／件数、％）



### Q18：BIMデータの保管における「社内ルール」（n=29／単一回答／％、件数）



### Q18-2（クロス集計 ×分野別）：BIMデータの保管における「社内ルール」（件数）

業種	①ある	②ない	不明
総合設計事務所(n=10)	1	7	2
専門設計事務所(n=6)	1	7	1
総合建設業(n=13)	0	9	1
専門工事業(n=9)	0	6	1

### Q19：BIMデータの「権利」（著作権や所有権）（n=29／自由回答）

＜意見＞

○著作権や所有権の設定はいずれ必要と思う。一方でBIMデータの連携が進む（データ作成者の数が増える）と著作権の設定自体が当事者間では調整困難になることになり、悩ましいテーマだと思います。

○責任の所在、金銭的にどのような受け渡しをするのかのコンセンサスがとれていません。

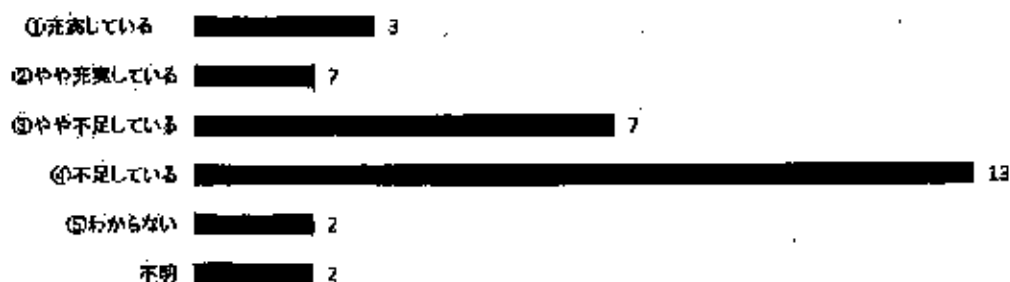
○権利譲渡のためは、BIM制作費用を設計業務費とは別に計上する必要があると考えます。

各社のBIMデータにおける互換性の低さも連携への障害になり得ると考えられます。

○弊社では、ご依頼頂いた見積物件（設計事務所様）においても外皮計算や壁量計算などにデータを入力し活用していますが、自社物件以外の物件においてはデータが独り歩きしてしまわないか心配な点もあります。

## IX 集計結果【BIMを活用する人材：導入している企業】

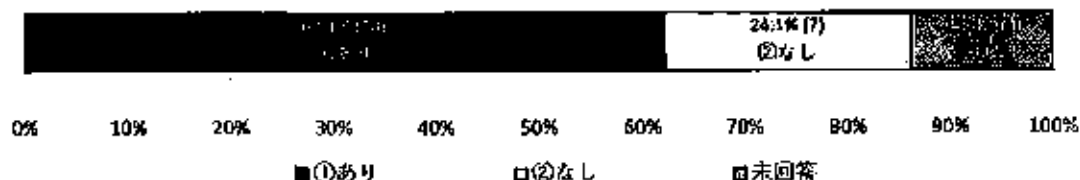
### Q20：BIMを活用する「人材」（n=29／複数回答／件数）



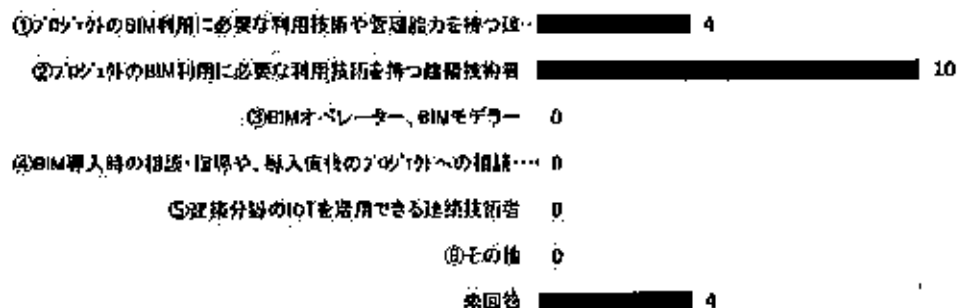
### Q20-2（クロス集計 ×分野別）：BIMを活用する「人材」（件数）

総合設計事務所 [n=10]	専門設計事務所 [n=9]	総合建設系 [n=11]	専門工事業 [n=7]
①充実して 2	①充実して 2	①充実して 0	①充実して 1
②やや充実 1	②やや充実 1	②やや充実 2	②やや充実 0
③やや不足 3	③やや不足 3	③やや不足 2	③やや不足 0
④不足して 3	④不足して 2	④不足して 6	④不足して 4
⑤わからない 0	⑤わからない 1	⑤わからない 0	⑤わからない 1
不明 1	不明 0	不明 1	不明 1

### Q21：BIM活用を推進するにあたり求める「人材」についての意見（n=29／％、件数）



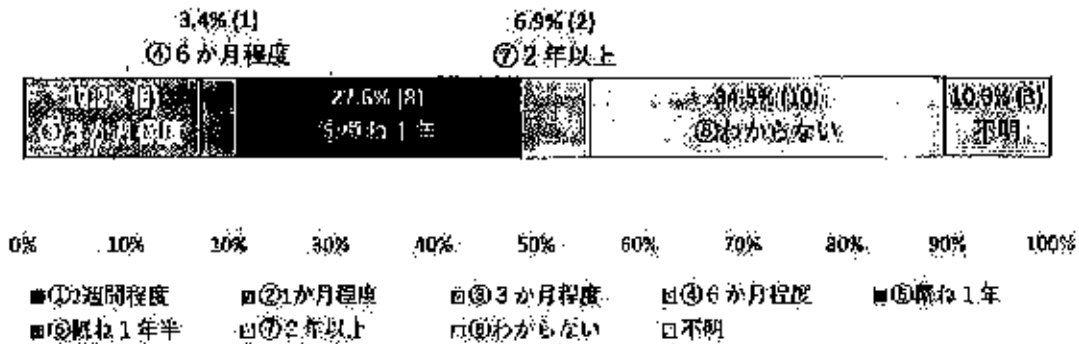
### Q22：BIM活用を推進するにあたり求める「人材」（n=18／件数）



**Q22-2 (クロス集計 ×分野別) : BIM活用を推進するにあたり求める「人材」 (件数)**

総合設計事務所 (n=6)	専門設計事務所 (n=4)	総合建設業 (n=8)	専門工事業 (n=4)
① 汎用分野 2	① 汎用分野 2	① 汎用分野 2	① 汎用分野 1
② 建築分野 3	② 建築分野 1	② 建築分野 4	② 建築分野 3
③ BIM分野 0	③ BIM分野 0	③ BIM分野 0	③ BIM分野 0
④ BIM導入時 0	④ BIM導入時 0	④ BIM導入時 0	④ BIM導入時 0
⑤ 建築分野 0	⑤ 建築分野 0	⑤ 建築分野 0	⑤ 建築分野 0
⑥ その他 0	⑥ その他 0	⑥ その他 0	⑥ その他 0
未回答 1	未回答 1	未回答 2	未回答 0

**Q23 : 活用する人材を育成するための「必要な期間」 (n=29 / 単一回答 / %, 件数)**

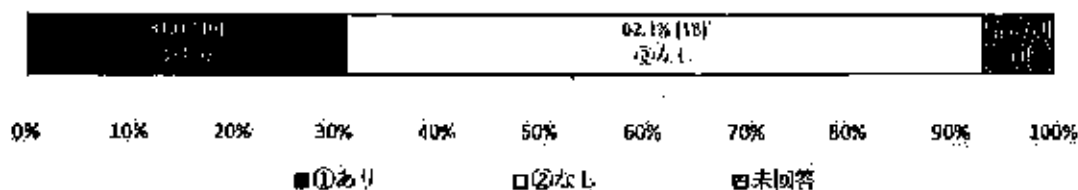


**Q23-2 (クロス集計 ×分野別) : 活用する人材を育成するための「必要な期間」 (件数)**

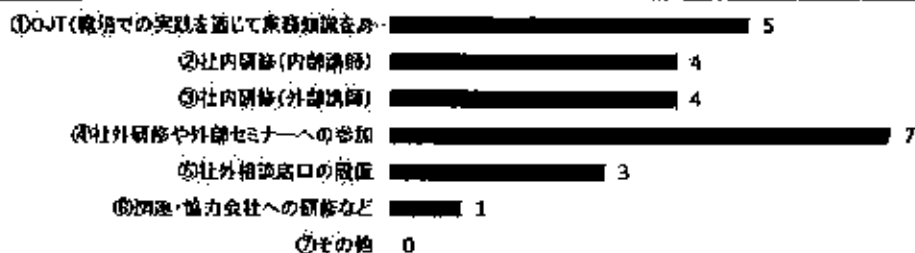
総合設計事務所 (n=10)	専門設計事務所 (n=8)	総合建設業 (n=11)	専門工事業 (n=7)
① 3か月程度 0	① 3か月程度 0	① 3か月程度 0	① 3か月程度 0
② 6か月程度 0	② 6か月程度 0	② 6か月程度 0	② 6か月程度 0
③ 概ね1年 2	③ 概ね1年 2	③ 概ね1年 1	③ 概ね1年 2
④ 概ね1年半 1	④ 概ね1年半 0	④ 概ね1年半 0	④ 概ね1年半 0
⑤ 概ね1年半 3	⑤ 概ね1年半 2	⑤ 概ね1年半 4	⑤ 概ね1年半 2
⑥ 2年以上 0	⑥ 2年以上 0	⑥ 2年以上 0	⑥ 2年以上 0
⑦ 2年以上 1	⑦ 2年以上 0	⑦ 2年以上 1	⑦ 2年以上 0
⑧ わからない 1	⑧ わからない 4	⑧ わからない 3	⑧ わからない 2
不明 2	不明 1	不明 2	不明 1

## X 集計結果【BIMに関する社内の教育・環境整備：導入している企業】

Q24：BIMに関する「教育」の取組の有無（n=29/件数）（n=29/%、件数）



Q25：BIMに関する「教育」の取組（n=9/複数回答/件数）



Q25-2（クロス集計 ×分野別）：BIMに関する「教育」の取組（件数）

総合設計事務所[n=3]	専門設計事務所[n=3]	総合建設業[n=4]	専門工務会社[n=2]
①OJT(職場) 2	①OJT(職場) 2	①OJT(職場) 1	①OJT(職場) 2
②社内研修 1	②社内研修 0	②社内研修 3	②社内研修 0
③社内研修 1	③社内研修 0	③社内研修 3	③社内研修 1
④社外研修 2	④社外研修 2	④社外研修 4	④社外研修 1
⑤社外相談 2	⑤社外相談 1	⑤社外相談 1	⑤社外相談 1
⑥関連・協力 1	⑥関連・協力 0	⑥関連・協力 1	⑥関連・協力 0
⑦その他 0	⑦その他 0	⑦その他 0	⑦その他 0

Q25-3 (クロス集計 ※BIM導入時期) : BIMに関する「教育」の取組 (件数)

1. 令和5年度(半年以内) [n=0]

- ①OJT(職場での実践を通じて) 0
- ②社内研修(内部講師) 0
- ③社内研修(外部講師) 0
- ④社外研修や外部セミナーへ 0
- ⑤社外相談窓口の設置 0
- ⑥関連・協力会社への研修など 0
- ⑦その他 0

2. 令和4年度(1年前) [n=1]

- ①OJT(職場での実践を通じて) 1
- ②社内研修(内部講師) 1
- ③社内研修(外部講師) 0
- ④社外研修や外部セミナーへ 1
- ⑤社外相談窓口の設置 1
- ⑥関連・協力会社への研修など 0
- ⑦その他 0

3. 令和3年度(2年前) [n=1]

- ①OJT(職場での実践を通じて) 1
- ②社内研修(内部講師) 0
- ③社内研修(外部講師) 0
- ④社外研修や外部セミナーへ 0
- ⑤社外相談窓口の設置 0
- ⑥関連・協力会社への研修など 0
- ⑦その他 0

4. 令和2年度(3年前) [n=0]

- ①OJT(職場での実践を通じて) 0
- ②社内研修(内部講師) 0
- ③社内研修(外部講師) 0
- ④社外研修や外部セミナーへ 0
- ⑤社外相談窓口の設置 0
- ⑥関連・協力会社への研修など 0
- ⑦その他 0

5. 令和元年度(4年前) [n=0]

- ①OJT(職場での実践を通じて) 0
- ②社内研修(内部講師) 0
- ③社内研修(外部講師) 0
- ④社外研修や外部セミナーへ 0
- ⑤社外相談窓口の設置 0
- ⑥関連・協力会社への研修など 0
- ⑦その他 0

6. 平成30年度(6年前) [n=1]

- ①OJT(職場での実践を通じて) 0
- ②社内研修(内部講師) 1
- ③社内研修(外部講師) 1
- ④社外研修や外部セミナーへ 1
- ⑤社外相談窓口の設置 0
- ⑥関連・協力会社への研修など 0
- ⑦その他 0

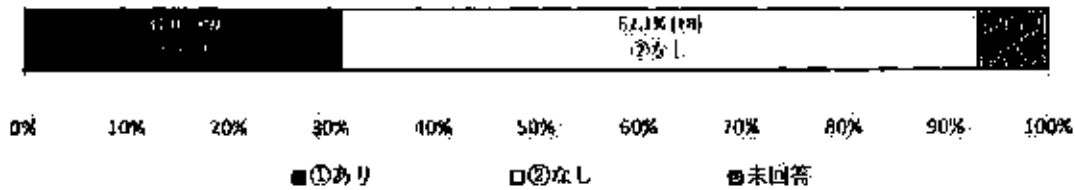
7. 5~10年前 [n=3]

- ①OJT(職場での実践を通じて) 0
- ②社内研修(内部講師) 1
- ③社内研修(外部講師) 1
- ④社外研修や外部セミナーへ 1
- ⑤社外相談窓口の設置 0
- ⑥関連・協力会社への研修など 0
- ⑦その他 0

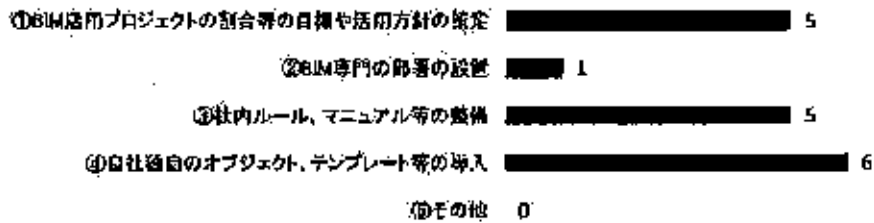
8. 10年以上前 [n=3]

- ①OJT(職場での実践を通じて) 2
- ②社内研修(内部講師) 1
- ③社内研修(外部講師) 1
- ④社外研修や外部セミナーへ 3
- ⑤社外相談窓口の設置 1
- ⑥関連・協力会社への研修など 0
- ⑦その他 0

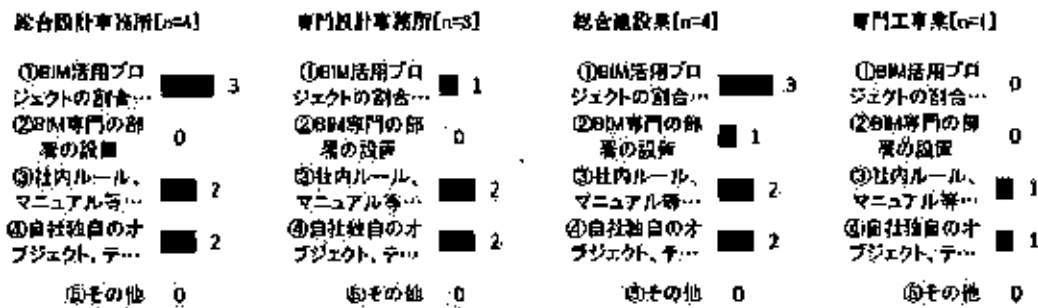
**Q26：BIM活用推進のための取組の有無（n=29/件数）（n=29/%、件数）**



**Q27：BIM活用推進のための具体的取組（n=9/件数）（n=9/%、件数）**



**Q27-2（クロス集計 ×分群別）：BIM活用推進のための具体的取組（件数）**



## IX 集計結果【今後のBIMの展望集計結果：導入している企業】

### Q20：今後のBIMの展望（n=29／複数回答／件数）



### Q28-2（クロス集計 × 分野別）：今後のBIMの展望（件数）

総合計事務所(n=10)	専門設計事務所(n=4)	総合建設業(n=11)	専門建設業(n=7)
①ライフサイク... 4	①ライフサイク... 2	①ライフサイク... 4	①ライフサイク... 0
②標準的な... 2	②標準的な... 1	②標準的な... 3	②標準的な... 0
③標準契約... 3	③標準契約書... 1	③標準契約書... 2	③標準契約書... 0
④BIMオブ... 5	④BIMオブジェク... 4	④BIMオブジェク... 4	④BIMオブジェク... 1
⑤BIMの属... 4	⑤BIMの属性情... 4	⑤BIMの属性情... 4	⑤BIMの属性情... 2
⑥BIMオブ... 4	⑥BIMオブジェク... 5	⑥BIMオブジェク... 4	⑥BIMオブジェク... 2
⑦BIMを活... 5	⑦BIMを活用し... 3	⑦BIMを活用し... 4	⑦BIMを活用し... 0
⑧分類体系... 3	⑧分類体系の... 1	⑧分類体系の... 2	⑧分類体系の... 0
⑨BIMを活... 3	⑨BIMを活用し... 3	⑨BIMを活用し... 2	⑨BIMを活用し... 0
⑩データ連... 4	⑩データ連携手... 2	⑩データ連携手... 4	⑩データ連携手... 2
⑪BIMデー... 1	⑪BIMデータを... 0	⑪BIMデータを... 4	⑪BIMデータを... 2
⑫データ真... 3	⑫データ真正性... 2	⑫データ真正性... 2	⑫データ真正性... 0
⑬BIM技術... 1	⑬BIM技術者資... 1	⑬BIM技術者資... 4	⑬BIM技術者資... 0
⑭BIM講習... 1	⑭BIM講習・研... 0	⑭BIM講習・研... 4	⑭BIM講習・研... 3
⑮ビッグ... 1	⑮ビッグデー... 1	⑮ビッグデー... 3	⑮ビッグデー... 0
⑯その他... 0	⑯その他... 2	⑯その他... 4	⑯その他... 0



## XII 集計結果【BIMの普及するための課題、課題の解決手法等】

### Q29 BIMの普及するための課題、課題の解決手法等 (n=29/自由回答)

#### 【(一社)長野県建築士事務所協会】

○発注案件に対して範囲を区切って(例えば基本設計のモデリング等から)BIMでの納品を義務付けると、皆さん取り組み始めると思います。

○意匠、構造、機械設備、電気設備、積算の各設計者へのBIMの浸透が必要。BIMによる設計者への業務の発注。そしてお互いの権利分岐ラインの確定。BIMによる図面作成者への業務報酬とそのデータ使用に対するペイの導入。

○メジャーなBIMソフトが数社あり、操作方法やデータ入力方法の統一が全くされていないため、普及は難しいのではないのでしょうか。私が作ったデータは私にしか修正できないと思います。建材メーカーがもっと乗り気になって欲しい。サッシ、住宅機器、照明等。上手く連携できれば省エネの計算まで一括で検討できる可能性がある。

○省力化が出来ないのであればメリットがありません。AIが今後どのように設計業務にかかわってくるのかも含めて考えていく必要があると思います。

○各メーカーのデータが標準化されていないため現在の普及程度では活用の意味が見いだせない。設計者の高齢化でBIMの活用意味が理解できない。個人の若い設計者ではBIMを導入し維持し習熟していくことが時間的・予算的に無理が多い。

解決法は手書きの図面が2次元CADに移行していくように、時間が解決すると思います。

県や市長村の委託業務をBIM対応に変更すれば、移行する業者は増えるのではないのでしょうか？

#### 【(公社)長野県建築士会】

○ソフトの価格、維持費が高額であることは普及させるための課題です。こんな便利なものを使わないで設計している方々は、いまだにガラケーを使っているのと同じです。

○まだBIMが開発期であり、色々な事ができません。故に私はベータテスターの感覚になっています。開発側が設計の実務を正確に把握しておらず、施工者に誤解を与える表現になっていたりします。先日、線一本の有無で伝わる内容がどう変わるかを小一時間説明しました。自動製図から修正が必要な現状を解決できないと、設計業務における本来のメリットが半減状態です。現時点ではQ16-①を避けるため、終盤までBIMで製作し、2DCADに変換して修正の上で提出しています。上記の影響でQ15-④と⑤の懸念は、現状受けづらい(使用ソフトによるかもです)。年間維持費用も人材育成費用も掛かりますので、そのためにもBIM製作費用の創設が必要だと思います。

既存改修時に活用できそうな3Dスキャナーとの連携も始まってきており、期待しています。

#### 【(公社)日本建築家協会・長野地域会 JIA長野県クラブ】

○長野県発注の設計業務にBIM活用を必須条件とすること。

BIM資格者を各主任技術者と同等の位置づけにより選任することを受注条件とすること。

BIM活用プロジェクトのKPIを設定し、発注者がプロジェクト完了後に評価・公表する。

BIMモデル作成に対する、告示96号の業務報酬の目安を定めること。

上記はいずれも、発注者から設計者に対する働きかけが最速の解決手法と考えます。

#### 【(一社)長野県設備設計協会】

○日々の業務に追われ、BIM習熟のための時間確保が難しい。

【（一社）長野県建設業協会】

○ソフトウェアとハードウェアのコスト

ソフトウェアやハードウェアの整備に伴うコスト負担が大きく、導入後も成果を定量的に測定しにくい面が普及が停滞している要因となっている。明確な成果を得るには導入から一般化まで最低でも数年～10年程度の継続的投資や人材育成が必要となるため、長期的な投資としての側面を持っている。県内においては、設計事務所・サブコンの導入率も低く協業をする上でのメリットを得にくい点も問題点と見える。海外ではBIM導入に対してハードルの低い補助金が設けられるケースもあり、企業努力のみではなく、行政レベルでの支援も必要となると思われる。

○各社開発ソフトウェア間のデータ互換性について、直訳変換やIFCデータ一部欠落などいずれもトラブルが多いため、ソフトウェアおよび一連のBIMデータの標準規格が策定されていけば、それに合うように各社ソフトウェア開発が進み互換性起因の問題が減り運用が浸透しやすくなると思います。現状は各ソフトウェアが特化した利便性よりも、なるべく同じソフトウェアでできるだけ対応する事が一番トラブルが少ないため運用回避で日々対応しているのが実情かと思います。

【（一社）長野県空調衛生設備業協会】

○本アンケートの回答は「Rebro」をBIMの一種として捉えた場合です。建築専門のBIMの導入という意味合いですと、当社では導入の必要はないと考えます。

○一般普及しているJWW-CAD等やその当時、高い金額を出して導入しているCADソフトが無効になるような状況は避けていかないと普及はあり得ないと思う。そもそも、CADの種類が多すぎて、設計事務所や発注者（各自治体）での導入や熟練度がない状況で業者から広めるのは難しいと思う。一部上場企業や大手から促進していったのは解るが、中小零細企業がコストをかけて導入しても、CADを使う人間が高齢化しているので乗り換えるのは難しいし、新人がなかなか入ってこない状況で新規に覚えさせたい人材すらない現実があります。働き方改革の促進で時間制約もある中、現場担当者も生産性が上がらなくなるので積極性を欠いてしまう。工期がある中での勉強はやはり今の書類納品の多い時代、状況では社員に言わずらいのが私的意見です。

# 第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**資料3**  
**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保 52	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>●賃金支払いの実態の把握、必要な施策</li> <li>●能力に応じた処遇</li> <li>●多様な人材の雇用管理の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●標準労務費の確保と行き渡り</li> <li>●建設業者による処遇確保</li> </ul>
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スライド条項の適切な活用（変更契約）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資材高騰分等の転嫁円滑化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約書記載事項</li> <li>- 受注者の申出、誠実協議</li> </ul> </li> </ul>
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休日確保の促進</li> <li>●学校との連携・広報</li> <li>●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格</li> <li>●測量資格の柔軟化【測量法改正】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工期ダブリング防止の強化</li> <li>●工期変更の円滑化</li> </ul>
	生産性 向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ）</li> <li>●新技術の予定価格への反映・活用</li> <li>●技術開発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ICT指針、現場管理の効率化</li> <li>●現場技術者の配置合理化</li> </ul>
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な入札条件等による発注</li> <li>●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）</li> </ul>	(参考) 公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注 体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発注担当職員の育成</li> <li>●広域的な維持管理</li> <li>●国からの助言・勧告【入契法改正】</li> </ul>	

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

概要

令和6年6月12日成立  
令和6年6月19日公布・施行  
改正法律第三の七五〇（改正法律第三の七五〇）

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

## 担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

## 地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

## 生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

## 公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、公共工事から取組を加速化・牽引することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

### 改正の概要

#### 1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保

・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

#### 4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

#### 2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

#### 3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ連携等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

### 測量業の 担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）

・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

## 背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業 417万円/年 2,022時間/年  
 全産業 494万円/年 (▲15.6%) 1,954時間/年 (+3.5%)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典：厚生労働省「毎月労働統計調査」(令和4年)

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労働者へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

## 概要

### 1. 労働者の処遇改善

○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○標準労務費の勧告

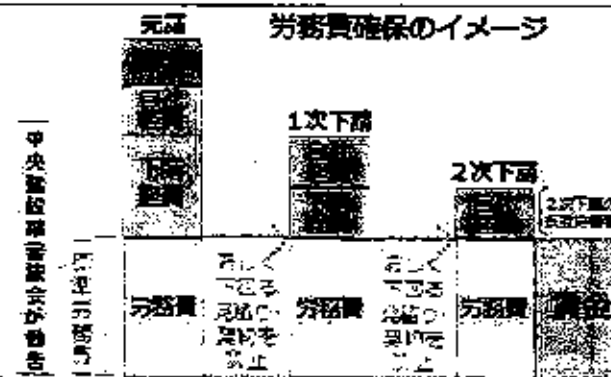
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

54 ➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



### 2. 資材高騰に伴う労働者へのしわ寄せ防止

○契約前のルール

- ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化
- ・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

- ・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務\*
- ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

### 3. 働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

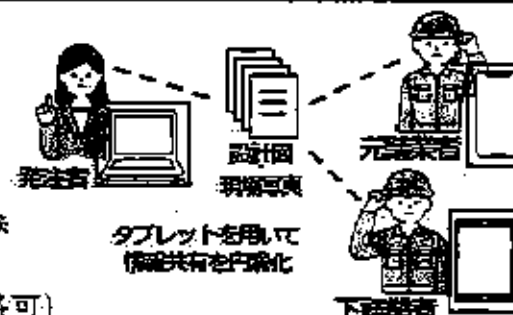
- ・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

○ICTを活用した生産性の向上

- ・現場技術者に係る専任義務を合理化(例:遠隔通信の活用)
- ・国が現場管理の「指針」を作成(例:元下間でデータ共有)
- ➡特定建設業者\*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を扱う建設業者
- ・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



現場技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

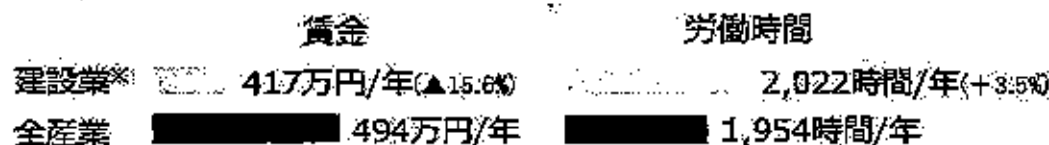


# 背景と方向性

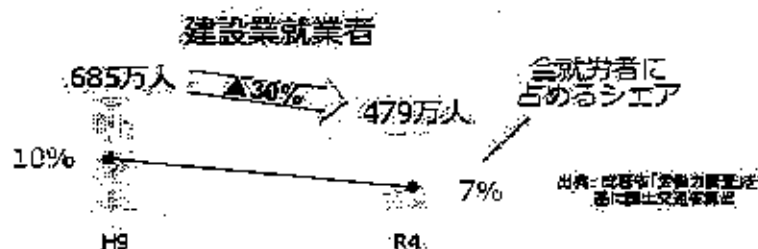
## 背景

○ 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

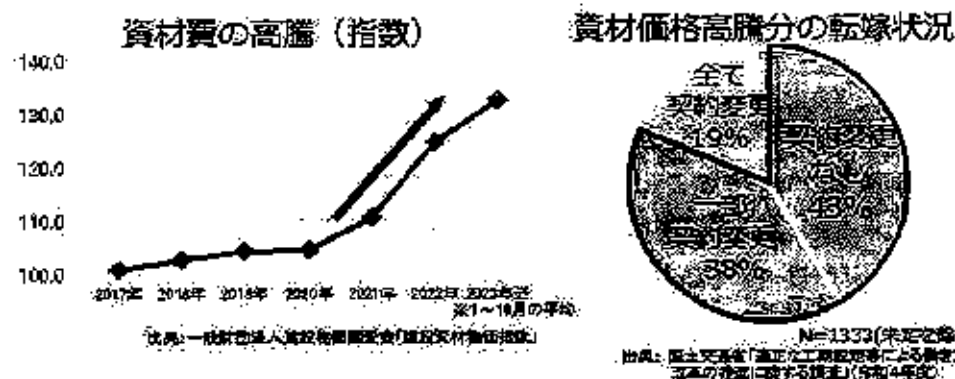
➡ 担い手の確保が困難



55



○ 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫



○ 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始

2024年  
4月から

## 方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に総合的に取り組む。

処遇改善

… 賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止

… 資材高騰分の転嫁

働き方改革  
生産性向上

… 労働時間の適正化  
… 現場管理の効率化

就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】  
給与がよい  
休日がとれる  
希望がもてる  
+ カッコイイ

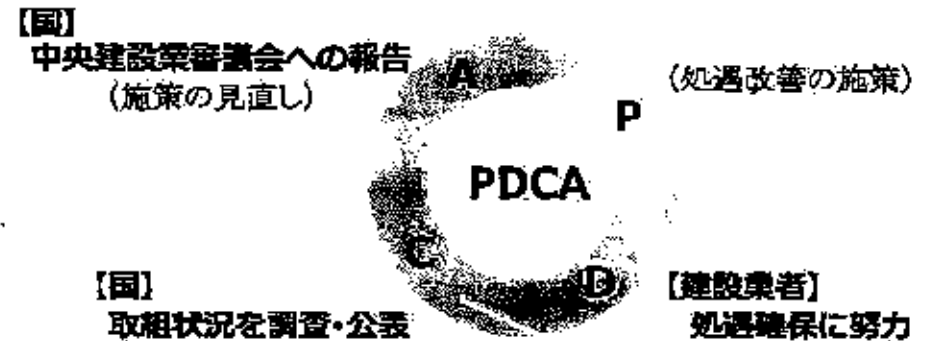
「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

# 1. 処遇改善

## (1) 建設業者の賃務、取組状況の調査

○ 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡ 国は、建設業者の取組状況を調査・公表、中央建設業審議会に報告

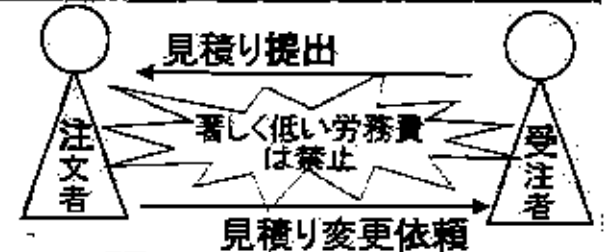


## (2) 労務費 (賃金等) の確保と行き渡り

59 ○ 中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○ 著しく低い労務費等\*による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を禁止 ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

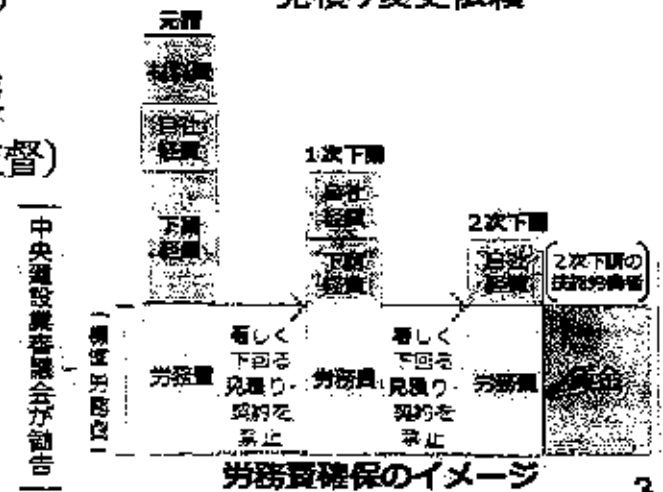
➡ 違反して契約した発注者には、国土交通大臣等が勧告・公表 (違反して契約した建設業者(注文者・受注者とも)には、現規定により、指導・監督)



## (3) 不当に低い請負代金の禁止

○ 総価での原価割れ契約を受注者にも禁止

(現行) 注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。



## 2. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

### 契約前のルール

- 資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項として明確化



(出典) 国土交通省「建設業工事協定書による請負代金等の増減に関する調査」(令和4年度)

#### 契約書

第〇条 請負代金の変更方法

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の変更を請求できる。
- ・ 変更額は、協議して定める。

- 受注者は、資材高騰の「おそれ情報」を注文者に通知する義務



### 資材高騰等が顕在化したとき

### 契約後のルール

- 契約前の通知をした受注者は、注文者に請負代金等の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務\*

\* 公共発注者は、協議に応ずる義務



「変更方法」に従って  
請負代金変更の協議

誠実な協議に努力



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止



### 3. 働き方改革と生産性向上

#### (1) 働き方改革

##### ① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約  
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

##### ○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

- |    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1位 | 作業員の増員 | 25% | } 4割超 |
| 2位 | 休日出勤   | 24% |       |
| 3位 | 早出や残業  | 17% |       |

(出典) 国土交通省「適切な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

58

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

##### ② 工期変更の協議円滑化

契約前 ○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

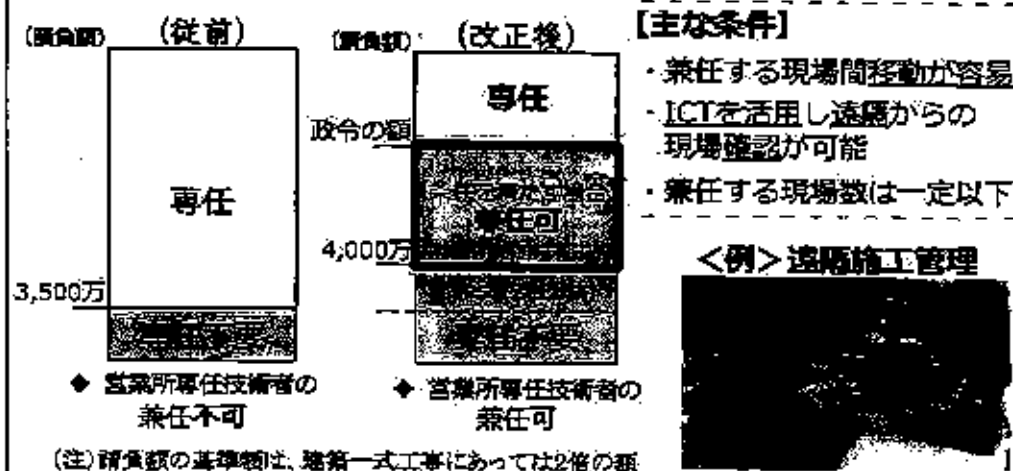
(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

契約後 ○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※  
※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

#### (2) 生産性向上

##### ① 現場技術者の専任義務の合理化

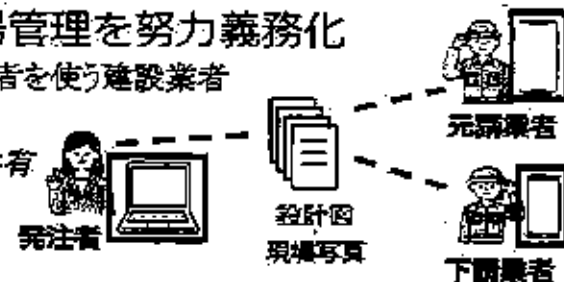


##### ② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、  
効率的な現場管理を努力義務化  
※多くの下請け業者を使う建設業者

＜例＞元下間のデータ共有



○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化  
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

## 1. 工事書類統一化の考え方(案)

- ・受注者で記載が必要な内容の統一化を行うものとし、様式番号、様式名、決裁欄の統一化までは行わない。
  - ・自治体で様式を定めていないもの(任意様式)は、国様式でも提出可であることから統一化済みとみなす。
- ※なお、自治体様式の方が簡素化されている場合は、地域の実情の配慮しつつ無理な統一は求めない。

## 2. 昨年度までの検討状況(経緯)

- ・平成29年度:自治体との工事書類標準化に着手
  - ・令和元年度:工事書類の一定の標準化が完了
  - ・令和4年度:埼玉県建設業協会からの要望を受け、更なる工事書類標準化に向けて埼玉県との調整を再開
  - ・令和5年度:埼玉県をモデルケースとし、工事書類の統一化の調整を実施
  - ・令和6年度:埼玉県との調整結果を基に、地域の実情等に配慮しながら各都県政令市へ同様の取組を展開
- ※従前まで本取組を「標準化」と称していたが、便宜上、埼玉県との調整以降「統一化」に言い替える

## 【参考】埼玉県との調整時の課題

- ・記載項目が大きく異なる様式の統一化(現場代理人等通知書、段階確認書 等)
- ・地産地消の観点から、工事で使用する材料は県産のものを使用するよう約款及び共通仕様書で謳っており、材料承諾書類ではその確認項目がある場合の統一化

## 3. 今後の作業スケジュール(案)

令和6年 5月:国・自治体の具体的な統一化スケジュール調整

令和6年 7月:国・自治体の工事書類突き合わせ  
各様式ごとに課題を抽出 及び 統一化可否(○、△、ー)を判断

令和6年 8月:関東ブロック技術管理等主幹課長会議にて経過報告

令和6年 9月:関東甲信ブロック土木・建築部等技術次長・技監会議にて経過報告

令和6年 9月:各都県政令市建設業協会へ要望をヒアリング(必要に応じて)

令和6年10月～:発注者協議会(幹事会、建設分科会)等にて経過報告(必要に応じて)

令和6年11月:自治体様式の統一化案を作成

令和6年12月:各都県政令市建設業協会へ調整状況について報告(必要に応じて国も同行)

令和7年 2月:統一化の調整結果及びExcel様式を作成・公表

※長野県においても、関東地整と調整を進めていくが、最終的に統一化様式とするかは、今後の調整次第。

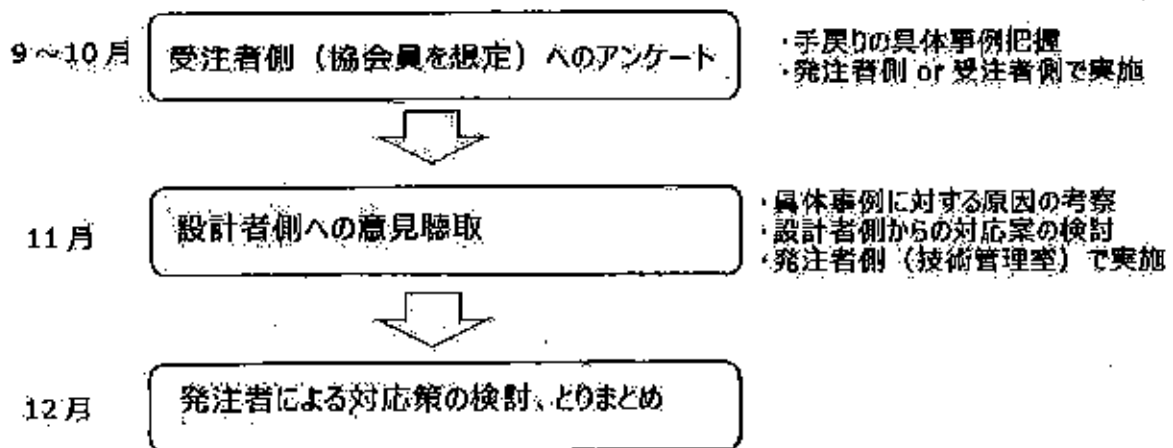
## 工事開始後の手戻り防止について

### 1 経緯

- ・ 長野県建設業協会青年部会・女性部会との意見交換会（R6.1.30）において、設計の手戻りに対し、「三者会議の実施」「設計成果の品質確保」など提案があったところ。
- ・ 建設コンサルタンツ協会長野地域委員会からも、受注者側との意見交換の提案をいただいているところ。
- ・ 手戻り防止は、生産性の向上にもつながることから、改善策を受発注者・設計者の3者で検討・共有していく。

### 2 進め方（案）

※ 測量設計業協会（建設コンサルタンツ協会に検討体制について調整）



# 住宅分野のゼロカーボンの推進について

建築住宅課

## 1 ゼロカーボン戦略における目標（住宅分野の目標）

- ・2030年度までに「全ての新築住宅のZEH化」
- ・2050年度までに「住宅ストック平均でのゼロカーボン化」

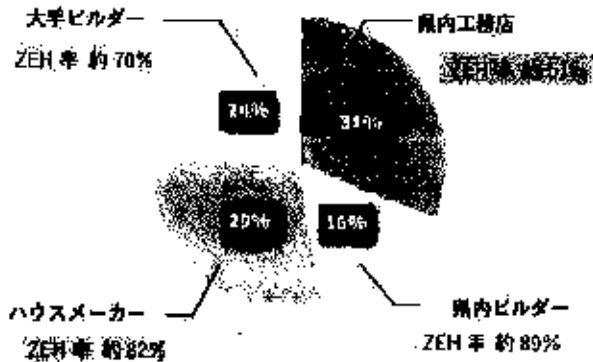
## 2 県内の状況

住宅ストックに占めるZEHの割合（2023年現在の推計）

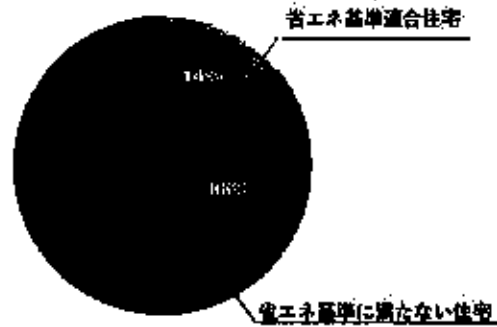
・2023年度の新築住宅のうちZEHの割合

約6割

新築戸建て住宅の施工区分別シェア及びZEH率



住宅ストックの省エネ基準適合状況



※ 施工区分別のシェアは、令和5年度の長野、松本、下田、飯田地域振興局管内の建築工事局より推計  
 ※ ZEH率は、令和5年度上半期の長野県地球温暖化対策条例による省エネ性能の届出・報告制度より推計

【施工区分の定義】  
 県内工務店：年間50棟未満の住宅供給事業者  
 県内ビルダー：年間50棟以上の住宅供給事業者  
 大手ビルダー：複数の都道府県に拠点を有する県外資本の年間数百棟以上の住宅供給事業者  
 ハウスメーカー：全国に拠点を有する県外資本の年間数千棟以上の住宅供給事業者  
 ※県内の区分はR7-5年度長野県住宅着工ランキングによる

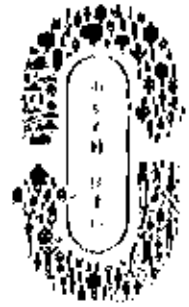
## 3 目標達成に向けたZEH化ロードマップ



## 4 R5年度 信州健康ゼロエネ住宅の普及促進の取組

### ■ 県による取組

項目	内容
様々な媒体を活用した一元的な情報発信	ブランディング力を高めるロゴデザイン
	専用ウェブサイトを稼働（10月～） （事例紹介、イベント・見学会情報、支援制度等を掲載）
	新聞紙面広告（7月・10月）、住宅専門誌広告（3誌）
	Web・SNS広告（Google、Instagram、LINE、YouTube）
	テレビスポットCM・ミニ番組放映、住宅展示場でのPR 市町村、金融機関等の窓口で助成金チラシ・ポスターを設置



### ■ 信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会<sup>※</sup>による取組

項目	内容
協議会の開催	協議会3回開催、専門部会7回開催
イベントにおける広報	南信州環境メッセ等 10イベントにおける広報
体感・体験できる場の設定	県内一斉現場見学会の実施（11月（強化月間）・32か所で開催）
光熱費の見える化	地域区分別・性能基準別の暖冷房をシミュレーション

※ 構成団体：設計・施工 10団体、木材供給 2団体、金融・公的 2団体、長野市、松本市、上田市、飯田市、県

## 5 住宅オールZEH化事業による取組

### ■ 信州健康ゼロエネ住宅普及促進の加速化（加速化事業）

「信州健康ゼロエネ住宅指針」に適合する住宅の新築又はリフォームに対する助成を行う。

#### 信州健康ゼロエネ住宅普及における課題と対応

課題	対応（助成制度拡充）
2050年ゼロカーボンの実現を見据え、既存ストックの性能向上の促進	<p>【ZEH化リフォーム】 断熱性能が「推奨基準」「先導基準」に適合する住宅にインセンティブを追加 助成額最大 140万円</p> <p>【健康省エネリフォーム】 住宅部分全体の外気等に接する床、天井等の断熱改修を助成対象に追加</p> <p>【共通】 断熱改修の積み上げ単価の見直し</p>
再生可能エネルギー設備等の導入促進	V2H充放電設備、地中熱ヒートポンプシステムを加算項目に追加

#### 信州健康ゼロエネ住宅普及促進加速化事業（信州健康ゼロエネ住宅助成金）

助成区分	助成額	予定件数
新築	最大200万円（170万円 <sup>※1</sup> ）	255件
リフォーム	最大140万円 <sup>※2</sup> 又は50万円 <sup>※3</sup>	127件

### ■ 新築戸建て住宅オールZEH化の推進（推進事業）

「全ての新築戸建て住宅のZEH化」を実現するため、施工者の技術力・価格競争力強化のためのZEH仕様書（令和5年12月作成）をもとに、各地で研修会等を行う。

→ ZEH基準適合義務化に向けた研修会等

## 建設工事入札参加資格審査に係る加点項目の見直し

建設部技術管理室

長野県の発注する建設工事業務の競争入札に参加する者に必要な資格の審査基準について、契約審議会での審議並びにパブリックコメント（令和6年1月31日～3月1日）を経て、下記のように見直します。

### 1 加点項目の見直し案（R7・8・9年度資格申請審査の案）

#### (1) 新規/変更項目

区分	変更内容	理由
新規 (ICT)	国及び県発注の「ICT 活用工事実績」への加点 【1件5点、最大15点】	建設工事におけるICT活用のすそ野を広げ、県内の建設DXを推進するため。
変更 (7-7-7-17-バ ランス)	「職場いきいきアドバンスカンパニー認証」の加点拡大 【7点→最大15点】	認証制度拡充(R3.10)へ対応し、誰もが働きやすい環境整備を促進するため。
変更 (週休二日等 休日制度)	「4週5休」及び「4週6休」を加点から除外、「4週8休」の加点拡大 【10点→15点】	若年入職者の増加に向けた環境整備を促進するため。
新規/変更 (環境配慮)	・「事業活動温暖化対策計画書」の提出への加点（10点） ・ISO14001、エコアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいおす21など)の認証登録（7点）への加点 【最大10点→最大17点】	「長野県脱炭素社会づくり条例（R2.10施行）」が目指す「2050年度までのゼロカーボン達成」に向けた県の取組を推進するため。

#### (2) 削除項目

内容	理由
「県新技術・新工法活用支援事業の登録」及び「NETIS 評価情報登録」	新技術の活用が業界に浸透したことを受け、県の新技術・新工法活用支援事業が平成29年度に終了している。技術登録から技術活用へと移っている時流を踏まえ、項目から削除する。
建設キャリアアップシステム（CCUS）導入	R5.1から経営事項審査の加点対象となったため。
次世代育成法に基づく専業主行動計画の策定	次世代育成法に基づく認定制度がR5.1から経営事項審査の加点対象となったため。
合併	過剰供給構造による倒産等の技術力減退を防ぐ目的は果たしたと考えられるため。

## 2. 参考

### (1) 加点名称の変更

変更内容	理由
「新客観点数」から「信州企業評価項目」に変更	入札参加申請システムの構築により、建設・森林・物品等業務に関する申請窓口を一本化する（R6）にあたり、申請者の混乱を防ぐため、加点名称を統一する。

### (2) 建設工事入札参加資格の要件・資格総合点数等

資格申請要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建設業法の規定による建設業許可を受けていること</li> <li>● 建設業法に規定する「経営事項審査」についての「総合評定値の通知」の請求をしていること</li> <li>● 直前2年間の各事業年度に完成工事高があること</li> <li>● 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。また、個人にあっては、個人の市町村・県民税(住民税)に未納がないこと</li> <li>● 暴力団員又は暴力団関係者でないこと</li> <li>● 社会保険に加入していること</li> </ul>
資格総合点数	申請業種ごとに経営事項審査の総合評定値と長野県内本店企業に限り「信州企業評価項目(旧:新客観点数)」について加点した資格総合点数を算出し、受注可能な諸員工事設計金額を区分する「格付け」を実施
信州企業評価項目の考え方	契約に関する条例を踏まえ、以下の点に配慮して設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県の施策と合致するもの</li> <li>● 経営事項審査と重複しないもの</li> <li>● 該当者が極端に多く(又は少なく)ないもの</li> <li>● 申請者が客観的かつ簡易な書類で証明し得るもの</li> <li>● 一過性でない(継続的な)もの</li> </ul>

### ■ 資格総合点数のイメージ

<b>【資格総合点数(A+B)】</b> <b>【A:信州企業評価項目】</b> 基準:長野県独自 対象:長野県内業者(希望者)	県内に本店を有する業者を対象に、工事成績、雇用環境の整備、地域貢献などの実績等に対し加点するもの。(現在の「新客観点数」にあたるもの)
<b>【B:経営事項審査の総合評定値】</b> 基準:全国一律 対象:公共工事受注者(義務)	建設業法に基づき、国土交通大臣または都道府県知事が建設業者の経営規模、施工能力、財務内容、社会性などの事項を審査するもの



令和7・8・9年度の建設工事入札参加資格審査に係る加点項目の見直し（案）

最大加点（経営事項審査の総合評定値25%以内）：【土・と・鋪】356点、【他】703点

技術力	工事成績	基準日直前3年間の「土・と・鋪」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加（減）点する。加（減）点 = (平均点 - 65点) × 3.5	
	優良工事等表彰	基準日直前4年間に於いて、国又は長野県による企業表彰であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等の対象となった場合、表彰1回につき10点（最大30点）	
	民間資格	基準日において、資格申請業種に経営に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点（最大30点）	
	ICT	基準日直前2年間のICT活用工事実績（国及び県発注工事）1件につき5点（最大15点）	新規
雇用環境	休業制度・実績	基準日直前4年間に於いて、育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合5点（取得者に男性含む場合、更に+5点）	
	ワーク・ライフ・バランス	・基準日において、「社員の子育て応援宣言」登録企業となっている場合3点 ・「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証毎に5点加点（Aワークライフバランスコース、Bダイバーシティコース、Cネクストジェネレーションコース）（最大15点）	変更
	労働安全衛生	基準日において、次のいずれかを取得している場合15点（ISO45001、COHSMS（NEW COHSMS、CompactCOHSMS）） 基準日を含む年度の前年度において、建設業労働災害防止協会長野県支部での活動企業5点	
	若年者雇用	基準日直前4年間に於ける新規学卒者の社員採用がある場合5点。なお、採用した社員に技術職がいる場合、+10点※該当者が2人以上いても重複加点はしない。	
	女性活用	基準日において、主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用している場合5点	
	障がい者雇用	・基準日直前の6月1日において、法定雇用率達成者10点 ・基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用した場合10点	
	雇用維持・安定雇用	基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている場合、割合により加算（50%以上80%未満：6点、80%以上：10点）	
	週休二日等休日制度	基準日において、「週休二日」等の休日に関する制度が就業規則に規定されている場合に加算（4週8休：15点）	変更
社会的責任・貢献	環境配慮	・基準日において、事業活動温暖化対策計画書を策定している場合10点（義務者を除く） ・基準日において、ISO14001、エコアクション21又は地域版環境プログラム（南信州いいむす21等）の認証登録を受けている場合7点 【上記2項目で最大17点】	変更
	産業廃棄物	基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定を締結している場合10点	
	SDGs	基準日において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合10点	
	防災	基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録企業の場合10点、また、長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞している場合は更に5点加点	
	協力雇用主	基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合3点	
	入札参加停止	基準日直前2年間に於ける停止月数 × (10)点 ※建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。	

【参考】令和4・5・6年度の建設工事入札参加資格審査に係る加点項目

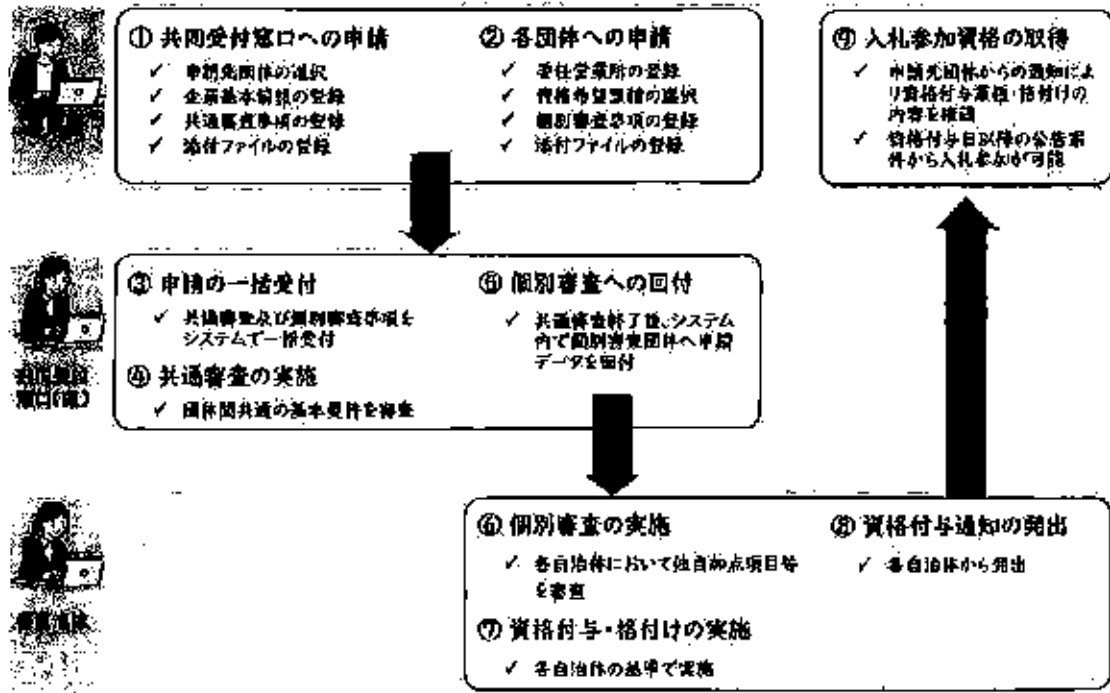
最大加点（経営事項審査の総合評定値25%以内）：【土・と・鋪】406点、【他】263点

工事成績	工事成績	基準日直前3年間の「土・と・鋪」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加（減）点する。加（減）点 = (平均点 - 65点) × 3.5	
	優良工事表彰	基準日直前4年間において、国又は長野県による企業表彰であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等の対象となった場合、表彰1回につき10点（最大30点）	
技術力	民間資格	基準日において、資格申請業種に経営に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点（最大30点）	
	新技術登録	基準日において、県新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又はNETIS評価情報登録が確認できる者に加点（1技術につき5点、NETIS申請情報登録は同3点）	削
	入札参加停止	基準日直前2年間における停止月数 × (-10)点 ※建設業法による監督処分に伴い、密観点数で減点された場合を除く。	

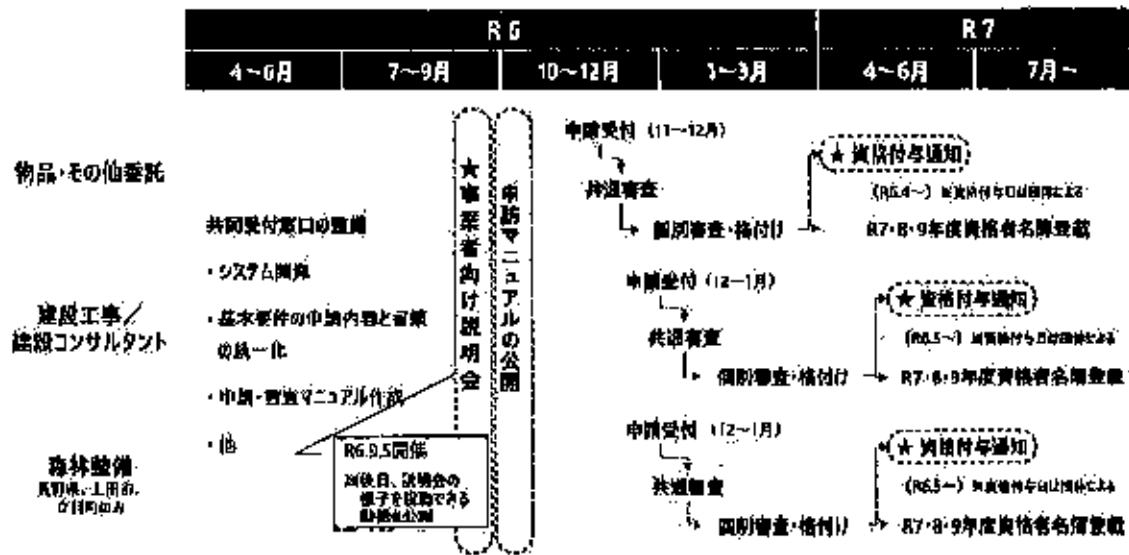
経営貢献	労働環境	基準日直前4年間において、育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合5点（取得者に男性含む場合、更に+5点）	
		・基準日において、「社員の子育て応援宣言」登録企業となっている場合3点 ・「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証企業の場合は更に7点を加点	
		基準日において、次のいずれかを取得している場合15点（ISO45001、COHSMS（NEW COHSMS、CompactCOHSMS））	
		基準日を含む年度の前年度において、建設業労働災害防止協会長野県支部での活動企業5点	
		基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用がある場合5点。なお、採用した社員に技術職がいる場合、+10点※該当者が2人以上いても重複加点はしない。	
		基準日において、主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用している場合5点	
		基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている場合、割合により加算（60%以上80未満：6点、80%以上：10点）	
		基準日において、建設キャリアアップシステム（CCUS）を導入している場合（事業者登録：10点、登録技能労働者割合により加点：最大5点）	削
		基準日において、従業員100人以下の企業が次世代育成法に基づく事業主行動計画の策定し、かつ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している場合10点	削
		基準日において、「週休二日」等の休業制度が就業規則に規定されている場合、区分に応じで加点（4週5休：3点、4週6休：5点、4週8休：10点）	
合併	基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する複数企業と合併が行われた場合50点（営業譲渡は除く）	削	
環境配慮	基準日において、エコアクション21又は地域版環境プログラム 南信州いいむす21等の認証登録（10点）※経営でISO14001が「有」とされている場合は対象外		
	基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者の場合10点		
SDGs	申請日において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合10点		

地域貢献	地域貢献	基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録企業の場合10点、また、長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞している場合は更に5点加点	
	労働福祉	基準日において、労務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合5点	
	労働福祉	基準日直前の6月1日において、障害者法定雇用率を達成している場合10点、基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用した場合10点	

## 共同受付窓口設置後の申請から資格取得までの流れ



## 共同受付及び資格付与のスケジュール



## 建設工事 優良技術者表彰制度の改定について

長野県優良技術者表彰は、県発注の建設工事及び委託業務においてその成績や取組が優れた技術者を表彰することにより、公共工事の品質向上と担い手の確保・育成を目的として平成16年度から実施しているところです。

企業の努力により成績評定点は上昇傾向にあるなど、品質向上については一定の効果がみられる一方で、地域インフラの整備、維持管理等を支えるとともに、災害時に安全・安心の確保を担う「地域の守り手」に対する評価がなされにくいため、近年、建設産業全体の重要課題となっている担い手の確保・育成に対し、より効果的となる制度に見直しをします。

### 1 現行 (R5 まで)

	建設工事 (知事表彰)	委託業務 (知事表彰)
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価委員会が成績評定点上位の建設工事の中から表彰対象技術者を選定・評価</li> <li>○ 審査委員会が評価委員会の総合評価結果に基づき審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業が82点以上の成績評定を受けた業務の技術者について申請</li> <li>○ 評価委員会が「品質向上における取組」等について、書類(1次)・面接(2次)で評価</li> <li>○ 審査委員会が評価結果に基づき審査</li> </ul>
表彰対象	一般部門 ・主任(監理)技術者 若手部門 (40歳未満) ・主任(監理)技術者 ・現場代理人	一般部門 ・管理(主任)技術者 若手部門 (40歳未満) ・管理(主任)技術者 ・担当技術者
募集	74名 (R5)	24名 (R5)
ポイント	総合評価方式での加点 企業：最大0.25点	(過去3年間) 技術者：最大1.0点 (過去5年間)

### 2 見直し内容 (R6 以降順次)

部門/見直し事項		現行	見直し
建設工事	選定方法	成績評定点の上位から選定	発注機関の推薦方式 インセンティブ：加点なし (R9から) 87点以上の成績評定を受けた業務の技術者 インセンティブ：難易度の高い業務を除き加点なし (R6から)
委託業務	申請基準	82点以上の成績評定を受けた業務の技術者	

※ 見直し後の表彰員数 建設工事：約120名、委託業務：約40名

### 3 実施時期

(建設工事) 令和7年度表彰より適用

(委託業務) 令和6年度表彰より適用

### 4 今後の予定 (建設工事)

- ～ 8月 「建設工事 推薦要領(案)」及び「推薦基準(案)」の作成
- (～10月 意見照会)
- 11月 分科会
- 12月 全体会議
- 「建設工事 推薦要領」の策定
- 令和7年度から適用

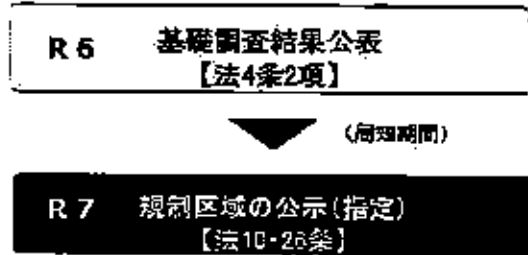
## 宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)

### 〇現状

- ・ 令和5年5月に危険な盛土等を全国一律の基準で規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)が施行
- ・ 令和5年1月に「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」を施行し、盛土等を規制する体制を整備

### 〇今後の取組

- ・ 盛土規制法に基づき、令和7年度の規制区域指定に向け、令和5~6年度に県内75市町村において基礎調査(規制区域指定調査)を実施 ※中核市(長野市、松本市)はそれぞれ単独で調査を実施



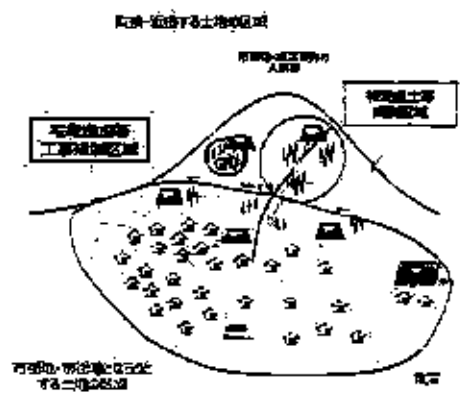
盛土規制法による  
規制開始

①宅地造成等工事規制区域(平地)  
市街地や集落で、盛土等の工事について規制を行う必要があるエリアを、宅地、農地、森林を含め広く指定

規制 < 盛土高さ2m超  
対象 < 盛土面積500㎡超 など

②特定盛土等規制区域(傾斜地)  
市街地や集落から離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼすエリア(山林等)を指定

規制 < 盛土高さ5m超  
対象 < 盛土面積3,000㎡超 など



○資源有効利用促進法省令の一部改正に伴い、令和6年6月1日から、元請企業は建設発生土を最終搬出先まで確認する必要があります。

(次の①から④の場合は、最終搬出先までの確認が不要となります)

- ①国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
- ②他の建設現場で利用する場合
- ③ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード・・・(R6.7.1時点で、県内で17箇所登録)
- ④土砂処分場（盛土利用等し、再搬出しないもの）



(登録条件)

- ①ストックヤードとは、再搬出することを目的に、外部から搬出された土砂を一時堆積する場所を指す。
- ②既に運営している、登録に合わせて運営を開始する予定でも登録可。
- ③営利・非営利の別は問わない。

○長野県内におけるストックヤードの登録事例（R6.5時点）

<A社のケース>

1.登録した理由

- ・近年特に、建設発生土の搬出先が見つからないことで、その確保に係る調整に時間を要し、工期内竣工を圧迫する原因となっていた。
- ・さらに、本省令改正に伴い、元請企業が最終搬出先まで確認する義務が生じたことで、元請企業が抱える悩みや負担の一つになりかねないと感じた。

ストックヤードに登録することで...

建設発生土の搬出先をスムーズに確保できることから、自社備員工事はもちろん、他の近傍工事の円滑な促進に繋がると考え、申請。

2.登録ストックヤードの概要

- ・自社資材置場の一部スペースをストックヤードとして活用。
- ・盛土規制法等の動向を踏まえ、あらかじめ測量や盛土設計、地質調査、法規制の確認等を行い、搬入可能な土量規模把握や実際の運用時の計画等を整理。
- ・運用を開始したあとは、日常的な土量管理や場内の維持管理が必要となることから、搬入時には搬入者に対して処理費用の納入を求める予定。

A社登録ストックヤード(登録直後)



3.登録にあたっての申請手続き

<申請書類>

- ①申請書兼変更届出書 ②誓約書 ③身分証明書
- ④役員の住所等に関する調書 ⑤登記事項証明及び定款
- ⑥法定代理人の登記事項証明 ⑦許可証等 ⑧土砂搬入搬出管理要

※建設業法許可や廃棄法許可など、特定の許可や登録、認可を有していれば①～⑧の提出を省略できる。

<申請先・申請方法>

受付：関東地方整備局（※長野県内の場合）

申請方法：申請書類のデータをメール提出（ktr-syard-touroku@mitt.go.jp）

(A社の例)

所要時間：事務員1名が概ね1日で申請書類を作成し、メールで提出

※提出後、登録までには約90日要します。

登録申請様式

# 電子納品保管管理システムの導入

取扱注意

## 現状と課題

- 平成15年度から「電子納品対応システム（以下、現行システム）」を活用
- 現行システムの納品データは、現地機関に設置されたHDDに保存されており、3次元化に伴うデータ量の増大やデータ消失リスク等が課題
- 受注者がアクセスできないため、受発注者間のデータ共有に手間が発生

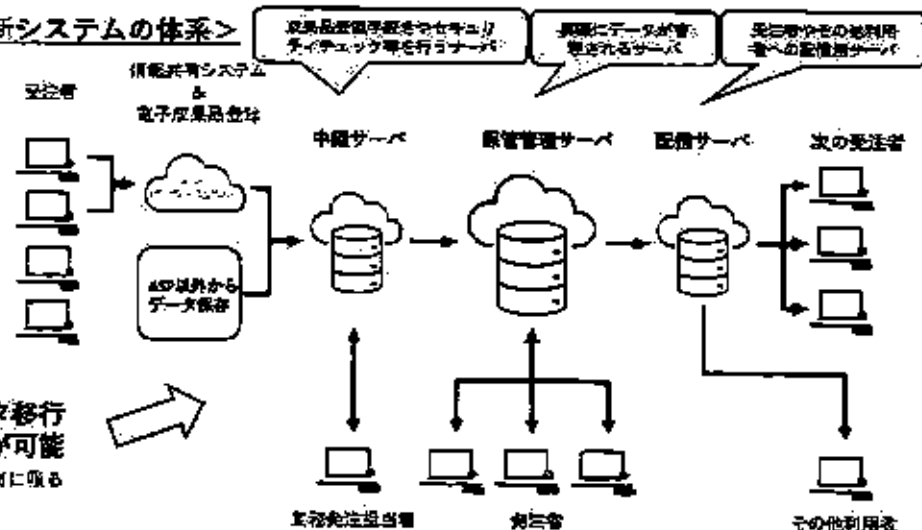
## 目指す姿

- 保存領域をクラウドにすることで、データ量の増大やデータ消失リスク等の課題が解消され、適切かつ安全な保管管理や、受発注者間の円滑なデータ共有が可能
- 「情報共有システム（ASP）※1」との連携により、協議に用いたデータをそのまま電子納品として移行でき、工事書類の作成作業が省力化

### <現行システムの体系>



### <新システムの体系>



クラウドに保存されるため、データ移行が必要なく、誰でも閲覧・保存等が可能  
※発注者がアクセス権限を与えた者に限る

## 主な取組

### 新システム（電子納品保管管理システム）の構築・運用

	令和5年度	令和6年度 ※2	令和7年度	令和8年度
新システム（電子納品保管管理システム）構築・運用	構築・運用	運用	運用	運用

※1：インターネットを通じて提供されるアプリケーション（ASP）を利用する方式で、受発注者の協議を電子データにより行うもの  
※2：現行システムの契約（運用）は令和6年度末まで

## 令和5年度技術者セミナーの開催状況について

長野県では、現場における技術者の役割を重視し、適切な施工体制の確保と安全対策、品質の向上等を目的として、公共工事に携わる技術者を対象とした『技術者セミナー』を開催しています。  
令和5年度の開催状況については、以下のとおりです。

### □開催状況

※開催順

開催事務所	開催日時	会場	参加人数
松本建設事務所	令和5年8月8日	長野県松本合同庁舎 講堂 (松本市)	約180名
木曾建設事務所	令和5年8月30日	長野県木曾合同庁舎 講堂 (木曾町)	約60名
岡川建設事務所	令和5年9月1日	小谷村役場 多目的ホール (小谷村)	約50名
土井川建設事務所	令和5年9月6日	長水連(会館) (長野市)	約70名
大町建設事務所	令和5年9月8日	サン・アルプス大町 (大町市)	約60名
千曲建設事務所	令和5年9月12日	長野県千曲庁舎 3階 大会議室 (千曲市)	約40名
安曇建設事務所	令和5年9月22日	長野県安曇新庁舎 講堂 (安曇野市)	約60名
伊那建設事務所	令和5年10月17日・18日	長野県伊那文化会館 小ホール (伊那市)	約320名
岡川建設事務所	令和5年10月24日	明神公民館 講堂 (安曇野市)	約60名
上田建設事務所	令和5年10月31日	長野県上田合同庁舎 講堂 (上田市)	約80名
佐久建設事務所	令和5年11月2日	佐久市交流文化館2階 穂の香ホール (佐久市)	約140名
長野建設事務所	令和5年11月14日	長野市東部文化ホール (長野市)	約110名
諏訪建設事務所	令和5年12月19日・20日	長野県諏訪合同庁舎 講堂 (諏訪市)	約160名
須坂建設事務所	令和6年1月23日	須坂市生涯学習センター (須坂市)	約50名
飯田建設事務所	令和6年1月29日・30日	エス・ハード 2Fホール	約370名
北信建設事務所	令和6年1月30日	長野県北信合同庁舎 講堂 (中野市)	約80名

＜開催日時・会場については、各事務所のHPでも情報を掲載しています＞

令和6年度技術者セミナー (7/17時点予定) ※詳細は、各事務所のHP等で確認ください

8/20：佐久建設事務所 8/21：松本建設事務所 8/27：長野建設事務所 8/28：木曾建設事務所  
9/5：千曲建設事務所、大町建設事務所 9/19：土井川建設事務所 (その他の事務所は調整中)



# 土地改良工事の積算等に関する改善策について

農業農村整備事業の工事は採算が合わないとの声を受け、全国の都道府県及び県建設業協会に対してアンケート調査を実施。また、課題を詳細に把握し改善策を検討するための意見交換を実施。頂戴した御意見を元に、以下の項目について改善。引き続き、意見交換を続け、改善策を検討。

## 【改善項目】

- 1 歩 掛：工事現場と合わない歩掛の見直し
- 2 労務、材料単価：労務単価の改正、材料単価を毎月調査し改正、単品スライドの運用を見直し
- 3 諸 経 費：国交省と諸経費率を共同調査し統一、ため池工事の諸経費率を設定  
中山間地域における補正係数の見直し
- 4 設 計 変 更：設計変更の徹底を都道府県に周知
- 5 対 応 経 費：農家調整に係る経費を設定
- 6 調 査 方 法：歩掛等の調査方法の見直し
- 7 そ の 他：意見交換会で示された要望への対応

令和6年4月

農村振興局整備部設計課 施工企画調整室

## 1 工事現場の条件と合わない歩掛の見直し

### (1) ほ場整備工

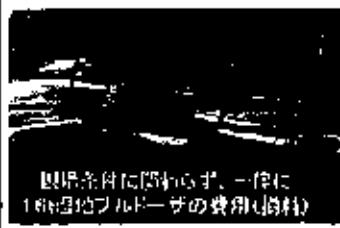
#### 【課題】

全国一律の標準的な現場条件を対象としており、狭小部、小規模、軟弱地盤等での施工において、現場と積算上の使用機械が相違していることが原因で、現状の歩掛と乖離が生じていた。

#### 【対応】〔ほ場整備工の歩掛を見直し〕

- ・中山間地域等の狭い区画(0.3ha未満)で活用できる歩掛を制定〔令和3年度から適用〕
- ・運土作業の計上方法の明確化〔令和3年度から適用〕
- ・畦畔整形工の歩掛を制定〔令和4年度から適用〕
- ・狭小部等で、ブルドーザ施工が困難な場合に活用できる歩掛を制定〔令和6年度から適用〕

#### 現状



標準条件に問わず、一律に1ha当たりブルドーザの費用(積算)



現場条件に問わず、一律に1ha当たりブルドーザの費用  
現場条件に問わず、一律に1ha当たりバックホウの費用

#### 改善策

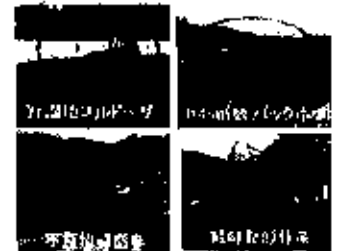
##### ○リース費用の計上

施工業者が、ブルドーザ等の重機を自社保有していない実態を反映。

区分	ブルドーザ(積算)	バックホウ(積算)
—	面積1割	0.8割

区分	ブルドーザ(積算)	バックホウ(積算)	見直し
0.3ha未満	面積7割	0.4割積算	約1.2倍
0.3ha以上	面積2割	0.45割積算	約1.1倍

※見直しは、改善入力条件の中間値での対比



##### ○運土費用の計上

現場条件に応じた運土作業の計上方法を基準書に明記。

##### ○畦畔整形工の制定

別途計上としている畦畔築立後の整形作業の歩掛を制定。

##### ○バックホウ施工による歩掛の制定

標準区画0.3ha未満において、狭小部等でブルドーザ施工が困難な場合に活用できるバックホウ施工による歩掛を制定。

※〔ブルドーザ+バックホウ〕に比べて、約1.2倍



# 1 工事現場の条件と合わない歩掛の見直し

## (2) 暗渠排水工

### 【課題】

暗渠排水工について、現場と積算上の使用機械、施工手順が相違していることが原因で、現状の歩掛と乖離が生じていた。

### 【対応】

- ・施工実態(保有量)を考慮した標準機種の見直し(令和4年度から適用)
- ・施工歩掛をサイクルタイム(一連の作業を日単位で施工)に見直し(令和6年度から適用)

### 現状

○掘削の標準機種になっているトレンチャーを手配できない現場が多いにも関わらず、トレンチャーを標準機械として設定。



区分	機種名
標準	トレンチャー
上記以外	バックホウ

(注)上記以外とは、砂礫地盤等によりトレンチャーが不適と判断される場合である。

○掘削～暗渠管布設～被覆材投入～埋戻しの工程について、作業毎に標準作業量を決定。

作業	作業日数				
	①	②	③	④	⑤
掘削	(1)	(2)	(機械施工)		
管布設	(3)	(4)	(5)	(6)	(7) (人力施工)
被覆材投入	(機械施工)				
埋戻	(8)	(9)	(機械施工)		

### 改善策

○近年、標準機種であるトレンチャーを保有する業者が少ない実態を踏まえ、地盤特性、作業効率、入手容易性等を総合的に評価し、適正な機種(トレンチャー又はバックホウ)を選定できるよう見直し。



○掘削～暗渠管布設～被覆材投入～埋戻しの工程について、標準作業量をサイクルタイム(一連の作業を日単位で施工)に見直し。日標準作業量は、人力施工である暗渠管布設により決定。

作業	作業日数					人力施工 機械施工
	①	②	③	④	⑤	
管布設	管布設	管布設	管布設	管布設	管布設	人力施工 機械施工
管布設以外	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	

※現行に比べて、約1.1倍

## 2-1 労務単価の改正

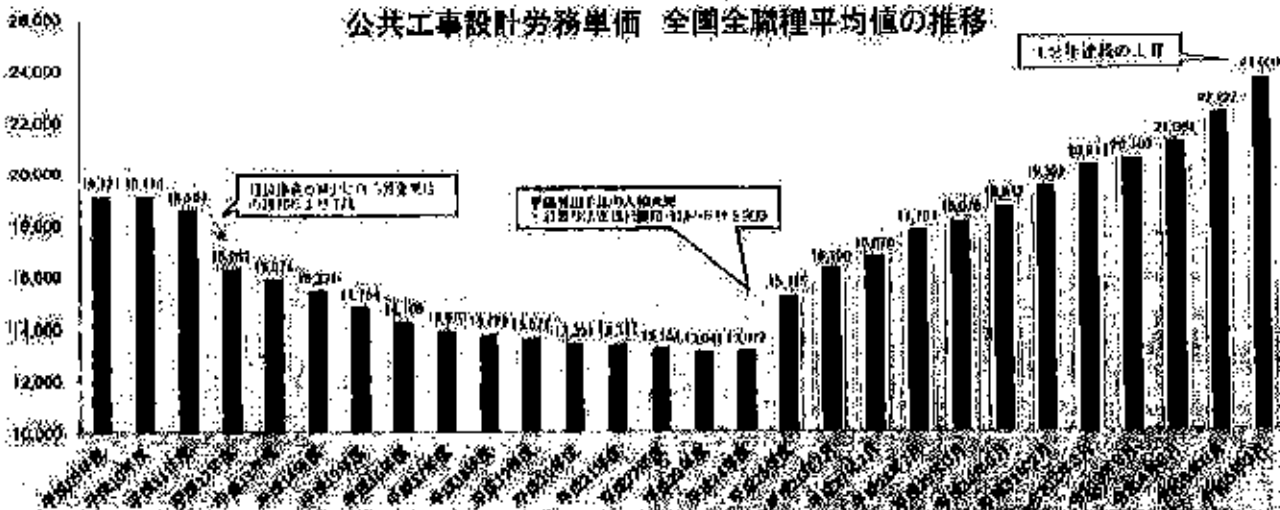
### 【課題】

直接作業に従事する労務者の単価について、実勢価格を適切かつ迅速に反映すべきとの声。

### 【対応】

[令和6年3月から適用]

- ・実勢価格を適切に反映するため公共事業労務費調査を実施して決定。令和6年4月の適用を3月に前倒し。全国全職種平均単価(23,800円) 令和5年3月比: +5.9%



参考: 近年の労務単価の単価率の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+3.3%	+4.3%	+2.5%	+1.2%	+2.6%	+6.2%	+5.9%

(注)伸び率は前年対比より算出

## 2-1 材料単価を毎月調査し改正

### 【課題】

予定価格の作成時に使用する材料単価と競争参加者が積算する時点の材料単価に差が発生。

### 【対応】〔令和2年度から適用〕

・材料単価を「3%以上の変動で四半期ごと」から「実勢価格で毎月」の改正に変更。

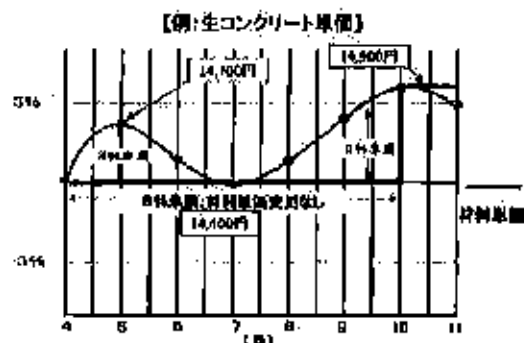
### 現状

- 材料単価のうち、よく使用されるものについては、毎月の価格調査によりモニタリングを行い、価格変動率を算出。  
四半期ごとに3%以上の価格変動が確認された場合のみ改正。
- よく使用されるもの以外の材料は、年1回改正。

◆よく使用されている材料  
管材(鋼鉄管等)、橋梁用鋼材、二次製品、鋼材類、地料、油類類、道路舗設材、生コンクリート、骨材・土石類等

### 改善策

- 全ての材料単価について、価格調査を毎月実施し、実勢価格にて改正。



【現状】変動3%未満では材料単価変更なし  
【改善】毎月の変動が材料単価(円)別

※現状14,000円(3%変動がなければ改正なし)  
改善14,200円(1.4%変動で改正)

4

## 2-2 単品スライドの運用を見直し

### 【課題】

工事請負契約書に基づき工事材料について単品スライドを適用する際、発注者の積算単価への反映に時間差が生じ、受注者の購入単価と乖離が発生。採用する単価は、受注者の購入単価と比較し安い発注者の積算単価となることが多い。

### 【対応】〔令和4年8月から適用〕

・採用する単価を「受注者の購入単価と発注者の積算単価の比較」から「受注者の購入単価」の採用が可能となるよう見直し。

### 現状

- 工事に使用する主要な材料について、受注者の「実際の購入単価」と発注者の「積算単価」を比較し安い方の単価を用いて請負代金額を変更。

◆単品スライド  
工事請負契約書第24条第6項に基づき、工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動が生じ、積算代金額が不適当になったとき、発注者が、請負代金額の変更を請求することができるもの。

### 改善策

- 工事に使用する主要な材料について、受注者が「実際の購入単価」を適当な金額であることを証明<sup>※</sup>できれば、発注者の「積算単価」より高い場合であっても受注者の「実際の購入単価」を用いて請負代金額の変更が可能。

※実際の購入単価と2者以上の見積単価を比較し、実際の購入単価が最も安価となることを確認

- 商慣行により、受注者が「実際の購入単価」を提出できない場合でも、購入時刻を証明できれば、購入した月の発注者の「積算単価」を用いて請負代金額の変更が可能。

### 3-1 国土交通省と類似工種の諸経費率を共同調査化し統一

#### 【課題】

国土交通省の土木工事に比べ、農業農村整備事業の工事の諸経費率が低いとの声。

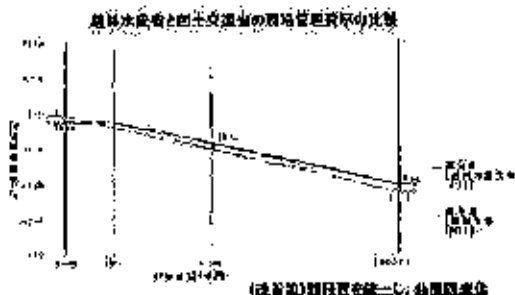
#### 【対応】〔令和2年度から諸経費率を統一、令和3年度から共同調査化〕

類似する「農道工事」、「河川及び排水路工事」について、国土交通省と諸経費率を統一し、共同調査化。

#### 現状

類似工事を実施するにも関わらず、2省がそれぞれ調査を実施し、異なる諸経費率を適用（農林水産省の方が低い傾向）。

【農林水産省】	【国土交通省】
・農道工事	・道路改良工事
・河川及び排水路工事	・橋梁工事
	・河川工事

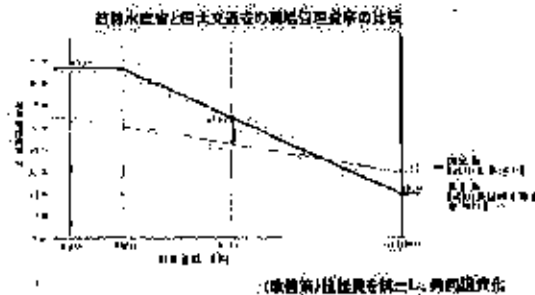


#### 改善策

2省の直轄事業のデータを用いて共同で諸経費率を算定し一本化する共同調査化。

【農林水産省・国土交通省の2省共同工種】

- ・道路改良工事
- ・橋梁工事
- ・河川工事
- ・管渠生工事



### 3-2 ため池工事の諸経費率を設定

#### 【課題】

ため池工事については、今後、耐震対策工事の実施に伴って、現場条件に応じてこれまで以上の施工管理が求められることが想定されるため、独自の諸経費率を設定すべきとの声。

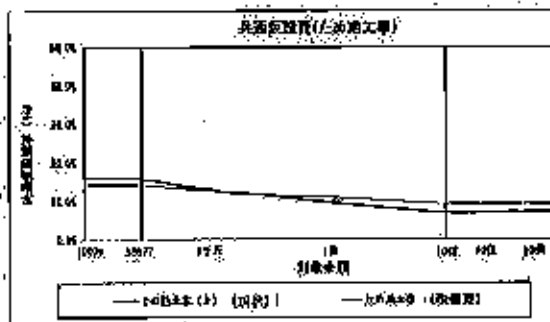
#### 【対応】〔令和4年度から工種区分を設定〕

- ・諸経費（共通仮設費率＋現場管理費率）について、工種区分「ため池工事」を設定。
- ・現状と比較すると、工事費が4,000万円の場合、諸経費は200万円程度（約3%）の増額。

#### 現状

「その他土木工事(2)」を使用  
(工種区分)

他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事  
沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修  
工事用ボーリンググラウト、ため池

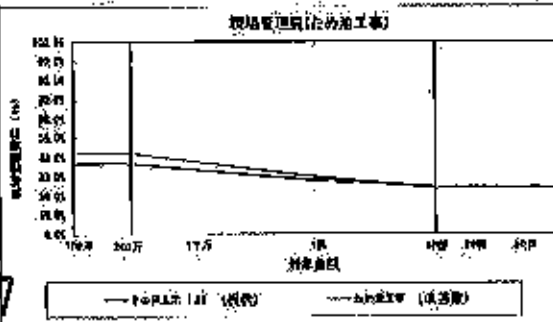


#### 改善策

「ため池工事」を設定

(工種区分)

ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事  
・灌漑、洪水吐き、取水施設、土砂吐き、緊急放流施設及びこれらに類する工事  
ただし、ため池廃止、ため池附属構造物(安全施設工事)に類する工事を主体とする工事は、「その他土木工事(2)」。



### 3-3 中山間地域における諸経費率の補正係数の見直し

#### 【課題】

中山間地域においては、現地条件が厳しく平地に比べて経費が掛かることから、諸経費率を見直すべきとの声。

#### 【対応】〔令和6年度から適用〕

・中山間地域における諸経費率（共通仮設費、現場管理費）の補正係数を見直し。

#### 現状

##### ○中山間地域における補正係数

- ・共通仮設費＝対象金額×（共通仮設費率×1.1）
- ・現場管理費＝対象金額×（現場管理費率×1.0）

#### 改善策

##### ○中山間地域における補正係数

- ・共通仮設費＝対象金額×（共通仮設費率×1.2）
- ・現場管理費＝対象金額×（現場管理費率×1.1）

※工種区分「ほ場整備」において、直接工事費5,000万円  
の工事では、共通仮設費及び現場管理費で220万円  
程度の増

#### ◆備考

中山間地域における補正係数は、全ての工種に適用（コンクリートダム及びファイナルダム工事を除く）  
中山間地域とは、農林統計上用いられる地域区分のうち、中山間農業地域及び山間農業地域をいう。  
中山間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官庁統計部で公表している「農業地域類型一  
覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。

<http://www.maff.go.jp/j/okai/chiiki/ryuiki/astama/astama.htm>参照。



### 4 設計変更の徹底を都道府県に周知

#### 【課題】

地方公共団体の発注工事において、長年の積算慣行、積算担当者の判断の相違等により、必要な仮設工が未計上であったり、契約変更が行われない事案が発生。

#### 【対応】〔令和2年度に通知発出、継続的に都道府県へ周知〕

・職員間で異なる対応とならないよう判断基準を明確にするとともに、適切な積算を行う旨を通知。  
引き続き、都道府県積算担当部局との意見交換等を通じて周知。

#### 確認された事案

- ・敷設板、仮設道路等の一部を積算しない慣行がある。
- ・休日作業による交通誘導費の増分を契約の対価としてもらえなかった。
- ・人力掘削が必要となったが、機械掘削（標準歩掛）からの変更を認めてもらえなかった。
- ・災害復旧工事で、仮設道路の追加を認めてもらえなかった。

#### 改善策

品確法には、発注者として適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定、適切な設計変更を行うことが明記。職員間で異なる対応とならないよう周知するため、通知文書を発出。  
引き続き、都道府県積算担当部局との意見交換等を通じて周知。

#### 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第19号）

##### 第3条（基本理念）第3項

公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

##### 第6条（国及び地方公共団体の相互の連携及び協力）

国及び地方公共団体は、公共工事の品質管理の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の趣意を踏まえ、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

#### 第7条（発注者の責務）第1項1号

公共工事を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を踏まえ、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実際等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

#### 同条同項6号

設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状況が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予測することができない特別な状況が生じた場合において、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる積算は表の額又は工額の変更を行うこと。

#### 同条第9項

発注者は、発注関係事項を適切に実施するため、必要な職員の配置その他①体制整備に努めるとともに他の関係者と情報交換を行うこと等により連携を確保するよう努めなければならない。

## 5 農家調整に係る経費を新設

### 【課題】

国土交通省の土木工事 비해、農業農村整備事業の工事は農家との調整など地元対応の負担が大きいとの声。

【対応】〔令和2年4月から適用、令和4年度からは実績を踏まえた率調整を開始。

令和6年度も率調整を継続〕

・農家との調整等に係る経費を「現場環境改善費」として新たに経費率を定め加算。

### 現状

工事地域における関係農家、周辺住民との調整に関する費用の平当でない。

### 改善策

関係農家や周辺住民との調整等にかかる費用を「現場環境改善費」として加算。

現場環境改善費の率について実績を踏まえ調整（直接工事費5,000万円、10万円程度であったものが4万円程度に増額）

### 地元説明会



### 農家の立会確認



### 農家との現場での打合せ



## 6 歩掛等の調査方法の見直し

### 【課題】

これまでの歩掛調査は、主に国営事業における標準的な現場条件の工事を対象に行っているため、補助事業の現場条件には適合しない場合がある。

【対応】〔令和2年6月から実施〕

・現場条件や作業内容を踏まえ、都道府県営事業の工事を含め、条件に合致した工事を調査対象に選定。

### 現状

#### 【歩掛調査】

- 現行歩掛と施工実績の検証を行い、乖離が見られる歩掛について、調査対象工事の調査結果を基に解析を行い改正。
- 調査対象工事は、標準的な歩掛を使用している国営事業の工事から主に選定。

#### 【諸経費調査】

- 調査対象工事は、国営事業や補助事業の工事を対象に選定されており、直轄事業を対象とした国土交通省の諸経費率に比べて低くなっている。
- 農家対応に係る経費を対象とした詳細な調査を行うことができる調査項目となっていない。

### 改善策

#### 【歩掛調査】

- 補助事業等の現場状況に歩掛の現場条件、作業内容を合致させ、標準的な歩掛に加え、新設、細分化を実施。
- 調査対象工事は、補助事業での適用を視野に現場条件、作業内容に合致している工事を選定。

#### 【諸経費調査】

- 国土交通省と協議し、二省共同調査化。
- 農家対応に係る経費に着目した経費率を「現場環境改善費」として算定するとともに、現場での適用実態を点検し、更なる内容の充実に向けた調査を継続。

7 その他要望への対応(都道府県建設業協会等との意見交換より聞き取り)

※以下の項目は意見が多かったもの、これ以外の要望についても検討して改善。

(1) 共通仮設費(運搬費、準備費)

【課題】

ほ場整備工事では、①施工箇所に仮設の資材置き場を確保できないなどの制約条件により、資材、施工機械の運搬回数が多い、②農家との調整により除根・除草を行う面積が大きいこと、により手間と経費が高むが、当初積算の共通仮設費率に含まれているため契約変更に応じてもらえないとの意見が多数。

【対応】〔令和3年度から適用〕

・施工機械の運搬回送費、除根・除草に要する費用を示し、各工事で実際に係る経費が積算を上回る場合には、設計変更の対象とするよう通知。

運搬等の運搬回送



点在現場間で重機を移動  
(一般道通行のため、移動のたびにトレーラーに積み・積卸、積算上は共通仮設費率に含まれている。)

除根・除草等



準備工として行う除根・除草等  
(積算基準では、除根・除草等に基ずる費用は共通仮設費率に含まれている。)



例) ほ場整備工事における共通仮設費(率計上)に占める割合 運搬回送費 19.55%、除根・除草 2.39%

7 その他要望への対応(都道府県建設業協会等との意見交換より聞き取り)

(2) 1日未満で完了する作業の積算

【課題】

現場では1日未満の作業の場合においても、機械は1日分のリース代で調達している。積算では1日分の半分、場合によっては切り捨てられ過小となっていた。

【対応】〔令和3年度から適用〕

・「1日未満で完了する作業の積算基準」を制定し、実際の経費を積算し、設計変更するよう通知。

1日未満で完了する小規模作業



1日未満で作業が完了する進入路の舗装  
(積算では、材料費、人件費、施工機械賃料等が一日分の半分、場合によっては切り捨てられていた。)

→材料費は実際に準備した量、施工時間は0.5日未満の場合は0.5日分、0.5日以上1日未満の場合は1日分を積算するよう改善。



(3) 硬質ポリ塩化ビニル管の継手箇所数

【課題】

現行歩掛には、ソケット等の継手接合に要する手間等が含まれているが、継手箇所数が明示されておらず、曲がり等の継手箇所が多い場合、積算と実情が乖離している。

【対応】〔令和6年度から適用〕

・継手箇所が10m当たり3か所を超える場合の1か所当たり設置歩掛を制定。  
(歩掛には、10m当たり継手箇所3か所の設置歩掛が含まれている。)



## 7 その他要望への対応(都道府県建設業協会等との意見交換より聞き取り)

### (4)プレキャストコンクリート製品の導入促進

#### 【課題】

工事現場における技能者不足、令和6年4月から建設業においても時間外労働の上限規制が罰則付きで適用されることを踏まえ、品質確保、施工性の向上を図る観点でプレキャストコンクリート製品の活用を進めてほしいとの声。

#### 【対応】〔令和4年11月から適用〕

・事業実施地区及び現場条件等を考慮して、車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物については、原則、プレキャストコンクリート製品とすることを通知。

### プレキャストコンクリート製品の活用事例

#### ○大型フリームによる開水路の更新



- ・大型フリームは、型枠・足場スペースが不要で施工幅を抑えられ、隣接する集落道への影響が小。
- ・大型フリームは、現場打ちに比べ施工期間が短く隣接する集落道の影響期間が小。

#### ○門型カルバートによる農道橋の更新



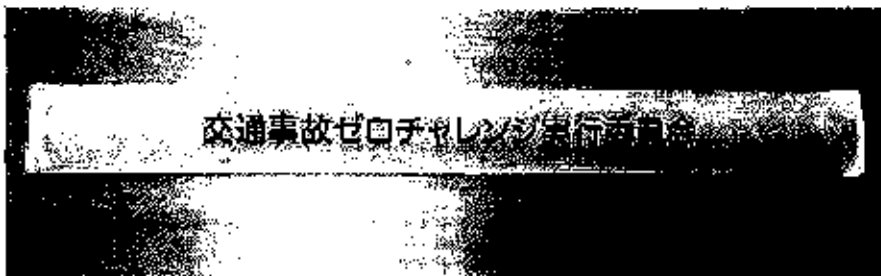
- ・現場打ちは、工程上、非出水期内で施工を終えることが困難。
- ・門型カルバートは、施工期間が現場打ちより短く、非出水期内での施工が可能。



## タックルバンド 仕様書

建設部 技術管理室

- 1 調達商品           P.V.C、スチール銅板
  - ・幅 300 mm以上×高さ 30 mm以上
  - ・高輝度マイクロプリズム
  - ・表面はフルカラー印刷
  - ・裏面は白P.V.C
  - ・個包装
- 2 商品の色           協議により決定とする
- 3 プリントするイラスト、文字  
                          協議により決定とする
- 4 校正               1回行うこと
- 5 見本商品の写真



建設部 技術管理室 担当 滝澤  
電話：026-235-7294 (直通)

「地域を支える建設業」検討会議  
第45回 維持管理・危機管理分科会

日時：令和6年7月22日（月）

10時00分～12時00分

場所：長建ビル3階会議室

会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事内容

(1) 県からの報告

- ・総合評価落札方式の令和6年4月からの見直し事項について (技術管理室)
- ・第三次・担い手3法の公布・施行について (技術管理室)
- ・ICT施工に関するアンケート調査結果について (技術管理室)
- ・長野県インフラデータプラットフォームの活用について (技術管理室)

(2) 協会からの報告

(3) 意見交換

4 その他

5 閉会

「地域を支える建設業」検討会議  
第45回維持管理・危機管理分科会

出席者名簿（案）

第46回維持管理・危機管理分科会（令和6年7月22日）

	参加者			備考	
	所属	役職	氏名		
維持管理・ 危機管理分科会	(一社)長野県 建設業協会	副会長	深澤 信治	座長	
		建設政策委員長	北條 將隆		
		同 副委員長	笹崎 俊一		
		同 副委員長	大原 篤		
		特任理事	大月 昭二	欠	
		常務理事	岩下 康之		
		労働安全部長	宮尾 賢治	※	
	長野県建設部	建設政策課 技術管理室	副主任専門指導員	山口 恭右	※
			副主任専門指導員	小西 陽子	
			専門指導員	茅野 拓也	
			専門指導員	後藤 庸介	欠
		主任	黒岩 楠央		
		道路管理課	企画幹兼 安全防災係長	関 貴幸	
			課長補佐兼 維持舗装係長	小宮山 秀一	

※：運営責任者

## 意見・要望（入札制度）

項 目	概 要
評価項目（加点）の適用期間延長について	<p>・工事成績点の対象となる期間について、特殊専門分野工種【とび・土工（橋梁工・橋梁補修工・法面工）：舗装工】における基準の期間が、過去2か年/4か年と定められているため、成績点の保持が困難になっている現状です。会社規模の大小もありますが、昨今の建設産業の問題点である担い手（就労者）・技術者不足等を踏まえて頂き、基準算定期間の（廻り延長）を要望いたします。</p> <p>※専門分野工種の発注は、一般土木工事より少ない為、ただでさえ受注が難しい。</p> <p>・技術者要件で、週休2日工事やIC工活用工事の実績ですが、現在2年以内となっていますが、過去4年間で82点ある者と同様に、過去4年若しくは5年にならないか？</p>
評価項目（減点）の廃止について	<p>・経営審査上の加点対象となる保有機械の種類拡大に伴い、地域貢献等簡易型における評価方法が見直しとなり感謝します。一方で手持ち工事に伴う減点評価に伴い、地域外の業者が受注するケースが多く、入札方式本来の趣旨である地域に根ざした地元業者が受注しづらい状況となっている。</p>
工事成績評定点の格差について	<p>・工事成績評定点については、地域等（現地機関、発注元）により比較的大きな差があると思われる。企業にとっての評定点は、受注機会に直結するものであるため、出来る限り公平性を保てる様にして頂きたい。</p>
低入札調査の廃止について	<p>・低入札調査は、品質確保、適正な見積り、実行予算の確保といった点に関しては、これまで一定の役割を果たしてきたことは事実です。</p> <p>しかし、その調査には受発注者ともに大変な労力を要するとともに、調査対象となる基準価格は応札業者数により変動するという、本来の目的とは別の次元で決まることから、低入札調査の廃止を要望します。</p>

意見・要望（災害情報共有システム）

項 目	概 要
Survey123のシステムについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アプリ立ち上げ後、サインしないで続行したあと、以下の画面が表示されるが、実際の災害の際にはどれを使用し、訓練ではこれを使用するなど分かりづらいので表示を分かり易くして欲しい。また、削除していい項目があれば教えて欲しいです。</li> <li>○大規模地震道路パトロールVer2.0</li> <li>○建設業協会災害時緊急調査（初動対応）</li> <li>○建設業協会災害時緊急調査（初動対応）Ver2.0</li> <li>○訓練・練習用</li> <li>○訓練・練習用Ver2.0</li> <li>・訓練で、山間地での写真（情報）を送信しても届かなかったケースがある。 （各種災害に備え、システムの操作方法を老若男女が簡略に操作できるようになると、もっと利用すると思う）</li> <li>・全県ではエリアが広すぎて見づらい。</li> </ul>
システムの利用促進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧用のライセンスが各支部に一つしか与えられていないため、支部では登録内容を確認できるが、現場（登録者）では見られないようです。全ての登録者が見られるようにしなければ活用は難しいと思う。複数班で動いた時に他の場所の状況が分らず連携しづらい。グループラインで各エリアを確認している。</li> <li>・LINEの様にグループ（支部）単位で使える機能もあれば良いと思う。（位置情報、写真、メッセージが送れる）。LINEとシステムが連携出来ると使いやすい。</li> <li>・地域差なのかシステムについては浸透していない（システム運用方法自体知らない）状況です。</li> </ul>

平常時、小破修繕への利用について

- ・テンプレートに小破修繕項目を追加してもらいたい。
- ・県の担当者も小破修繕工事のときに「サーベイ123で送って」と言ってもらえればもっと身近で使えるのでは。送った後どのように反映しているか等が気になる・・・
- ・災害発生箇所、災害の状況・規模、交通への影響の把握とその後の対応までの情報が常に発注者・事業者間で共有できることが大切だと思いますので、小規模維持補修工事ではこのシステムを使用して実施するのが、活用できる方法だと思います。

意見・要望（除雪業務）

項 目	概 要
融雪剤の納入先について	<p>昨年は融雪剤が県外業者からの納入でした。価格競争の観点もあろうかと思いますが、緊急時の即時対応として地元の業者の方が圧倒的に対応が早く、地産地消という事もふくめ、地域業者からの納入を希望したい。</p>
経費の増額と補正の見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械管理費を増額してほしい。除雪の少ない年では、経費倒れになります。</li> <li>・ 温暖化の影響で除雪出動の回数が非常に少なくなってきています。しかし気象予報に合わせ待機は減る事が無く、最終的には大きな赤字となってしまいます。待機料の大幅増額をお願いします。</li> <li>・ 木曾地域は、油脂類の単価が長野県で一番高く、積算単価と乖離している。地域価格に合わせた単価設定をお願いします。</li> <li>・ 特定の機械（ドーザー0.7級）では、排ガス規制が1次までしか単価が設定されていません。このため、新車を導入しても単価が安いままで。見直しをお願いします。</li> <li>・ 貸与の機械の保険の金額の見直しを願いたい。</li> <li>・ 交通量の多い路線についての補正割増を要望いたします。</li> </ul> <p>※雪寒（山間）地域と市街（DID）地域での、交通量の差（除雪作業の難易度）は、歴然にあるので、補正率（DID地域）について要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単価について、昼間の経費率が「1」の世話役が夜間になると係る率が「1」以下になる。入札金額が93%でないとう注できないので、さらに低くなる。世話役が行くだけで赤字になる。計算式等の見直しをしてほしい。</li> <li>・ 手持ち機械の維持管理・更新にはそれなりの費用負担も発生します。機械管理費をもう少し増額等考慮願えればと思います。最低保証額も必要だと思います。廃業など業者数が減少するといずれこの制度そのものの維持が難しくなるかもしれません。冬季閉鎖路線の増加も今後考えないといけないかもしれません。</li> </ul>

A

除融雪の発注について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模補修（JV）と完全に一緒にするのは難しい。（現行のとおり）</li> <li>・凍結防止剤散布について、複数業者による入札参加がある工区を除雪JVに組み込むのはJV内での調整が困難な状況となる懸念が拭えません。</li> </ul> <p>JVで今後対応することとなると、企業のインセンティブがまたこれでなくなっていく。総合評価で加点となるから無理して契約しているが、メリットが無ければ今後やらない業者も増えていくと思われる。</p>
オペレーター不足解消について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的除雪出動回数の少ない地区ですが、今後、機械の維持管理の負担増、オペレーター不足が予想されます。除雪業務の地位向上をめざして広報の活性化、管理費、労務費の上昇をお願いしたい。</li> <li>・働き方改革が進むため、除雪業務に支障が出る場合がある。除雪請負事業者の工期面での優遇が必用。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度、除雪ステーションで塩カルを運搬した委託業者が除雪車を破損させたと思われる例が発生した。そのため事故防止・事故状況の確認の為に除雪車にドライブレコーダーの設置をお願いしたい。</li> <li>・降雪量（スケールアップ）はいらないと思う。</li> <li>・借用される端末での、各段階での写真ですが、フラッシュを光らせても暗いとの理由で却下になる場合がある。</li> <li>・貸与機械がとても古く（20数年たっている）いつ壊れてもおかしくない。機械の予備もないため、除雪及び散布ができなく恐れがあることから、常に更新して頂きたい。</li> <li>・稼働費の支払いについて、稼働費が『県の予算が終わってしまった』と書われ数千万円の支払いが2から3ヶ月後の支払という例がありました。契約書の通り請求書発行日から30日以内の支払いをお願いします。</li> <li>・作業の参考にするため、ライブカメラの増設をお願いしたい。</li> </ul>



その他

- ・各月の精算時において、稼働時間の切り捨てを10分単位ではなく5分単位にできないか。複数台で連携をとり作業しているので、工区境での待ち時間や吹雪での待機時間、シャーピン交換などの整備時間がカットされてしまっている。実際は運転手・助手が拘束されているため、「作業中」のはず。その時間を切られ、さらに月合計も10分以下は切り捨てられてしまい赤字になる。
- ・GPSロガー、およびスマートホンの貸与により、除雪作業終了後の月報等の書類作成が本当に楽になった。
- ・弊社は貸与での除雪業務を行っていますが、できれば自社で大型の除雪機械を導入し除雪業務を行いたいと考えています。ただ、弊社の地域は稼働が年に1回等の場合があり導入に及び腰となります。除雪機械導入への補助金制度の確立を検討していただきたいです。
- ・スマートフォンカメラで雪道巡回撮影時、山間地域電波通信が悪い場所は、電源を電波受信地から電源（ON）にしないと、写真撮影できないので、電池消費が早くなり困る。

意見・要望（その他）

項 目	概 要
除雪路線における工事発注のアドバンテージについて	<p>・路線の維持管理や除雪を行っている業者は、緊急出動や深夜施工など会社を上げてお金だけではない協力・苦勞をしています。同じ路線での工事についてはアドバンテージを持たせるなど検討頂きたい。</p> <p>（長期に亘り道路状況や施工履歴、関係する地元住民とも関係が深く、スムーズで適切な工事が期待される）</p>
工事成績評定点について	<p>・舗装工事・とび土の工事成績点数をもう少し考えてもらいたい。</p> <p>・100点満点でない工事の工事成績点のつけ方を考えてもらいたい。</p> <p>（管理測点10点未満の現場については再考をお願いしたい）</p> <p>・1件の86点と5件の86平均点の違いがあっても良いのでは。</p>
ICT施工取組への評価について	<p>・県ではICT施工を強く推奨していますが、担当レベルだと費用対効果及び個々による考えの違い、費用の見方の違いなど多く見られますので、しっかりとした見解を示し、出先機関及び担当レベルに到達していただきたい。その上で、工事成績の加点や費用の増額などお願いしたい。</p> <p>・建設ICTが少子高齢化に伴う建設業従事者の減少対策の一助になると良いですが、きめ細かい小規模な部分では依然としてアナログな経験・知識・技術が必要と思います。今その人材も徐々に少なくなってきていると感じます。肝心の時にそう言った方々が引退していった時のことを考えると少し怖い気がします。</p>
維持管理予算の確保について	<p>・小規模維持補修工事の予算が近年減少傾向にあるように思えます。過去に植樹等した樹木が成長し、管理が地元住民だけではできない状況であり、住民よりの多くの要望が寄せられていますが、道路の維持工事（沿道美化）等の予算が大変少ないと感じます。</p> <p>予算の確保を要望するとともに、小破・沿道美化・交通安全維持・側溝整備といった予算内の流用は難しいのでしょうか。</p>

枯れ木等の事前の除去について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山間除雪箇所は枯れ木及び竹林等が積雪により倒れて、除雪機械の走行に支障が生じ対応が大変なので、事前に枯れ木と竹林の倒れそうな箇所を除去等の処理を願いたい。 (夏季共同企業体草刈時に除去等の処理対応をお願いしたい)</li> </ul>
スリット堰堤の材料単価の計上方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スリット堰堤のスリットについては、鋼橋門扉等工事原価ではなく材料費計上として頂きたい。また、特殊材料を変更可能な材料に検討して頂きたい</li> </ul>
入札情報システムの常時閲覧について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県電子入札システムスタートページの、入札情報システムを24時間閲覧できないでしょうか。</li> </ul>

「地域を支える建設業」検討会議  
令和6年度 第1回 技術力の確保・向上分科会

日 時：令和6年7月24日（水）  
13時15分～14時45分  
場 所：長建ビル 5階会議室

【 次 第 】

1 開 会

2 あいさつ

座 長 （一社）長野県建設業協会 依田 幸光 副会長

3 議 事

(1) 建設現場の働き方改革について

・ 週休2日工事について

・・・県資料1

・ 第3次・担い手3法の公布・施行について

・・・県資料2

(県資料2 P.11～15省略)

(2) 建設業における就労促進について

・ 就労促進に係る取組等について

・・・県資料3

(3) 建設業協会における就労促進の取組について

・・・協会資料

(4) その他

4 閉 会

## 出席者

### 一般社団法人 長野県建設業協会

副会長	依田 幸光
総務委員長	青木 孝尚
総務副委員長	増田 正
総務副委員長	長坂 広明
専務理事	小林 敏昭
総務部長	永原 祐二

### 長野県

#### 建設部建築住宅課

主任専門指導員	土屋 剛
---------	------

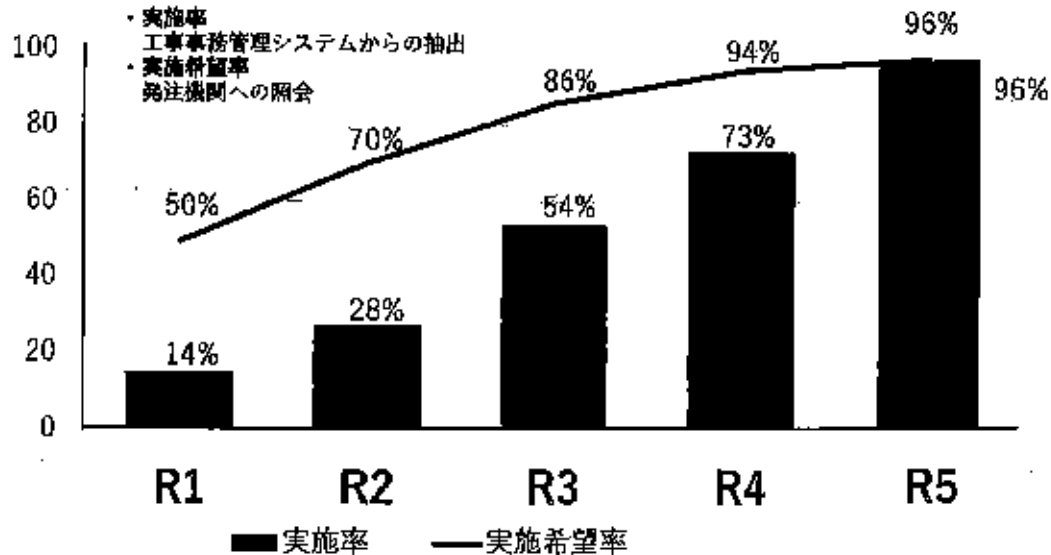
#### 建設部建設政策課技術管理室

主任専門指導員	玉川 博之
(企画班) 副主任専門指導員	大田 幸太郎
主任	滝澤 達彦
(入札・契約班) 副主任専門指導員	山口 恭右
(基準指導班) 副主任専門指導員	小西 陽子

建設部の週休2日工事の実施状況について (R6.3 末現在)

長野県建設部技術管理室

1 実施状況の推移 (施工者希望型) 令和6年3月末現在



※実施率は、分母の数値が当該年度公費案件、或いは当該年度竣工案件など集計条件が異なる場合があるため公表資料によって数字が多少異なる場合があります。

2 実施状況の推移 (発注者指定型)

発注者指定型工事：R1年度16件、R2年度8件、R3年度5件、R5年度429件

3 週休2日工事の主な取組の推移

- 平成30年4月 ・施工者希望型導入
- ・4週8休の場合、変更で経費補正、工事成績点加点
- 平成31年4月 ・4週6休、4週7休についても変更で経費補正
- ・4週8休以上の場合、履行実績証明を発行
- 令和元年 9月 ・発注者指定型導入 (当初から経費補正)
- 令和2年 4月 ・災害復旧工事も施工者希望型の対象とする
- ・補正係数の改定
- 令和2年 9月 ・週休2日工事の実績企業・技術者に総合評価の加点を実施
- 令和2年10月 ・施工者希望型も当初から経費補正
- 令和3年 4月 ・市場単価も経費補正の対象
- 令和5年10月 ・原則発注者指定型による発注に移行
- 令和6年 4月 ・発注者指定型を原則 (施工者希望型を廃止)
- 令和6年10月 ・月単位の週休2日工事に移行予定

4 希望したが実施できなかった主な理由 (R5工事)

- ・舗装補修工事で現場施工期間が短いため
- ・天候の状況等により休日の作業が必要になったため
- ・資材等の確保が難航したため

## 週休2日工事の取り扱いについて

令和6年度国土交通省工事・業務の積算基準等の改定に伴い、週休2日工事の取り扱いについて下記のとおり予定しています。

### 1 国の改定

- ・令和6年度から原則月単位の週休2日工事（本官工事は発注者指定、分任官工事は受注者希望）
- ・工期全体で週休2日を標準化するため、これまでの週休2日の補正係数を以下のとおり見直し

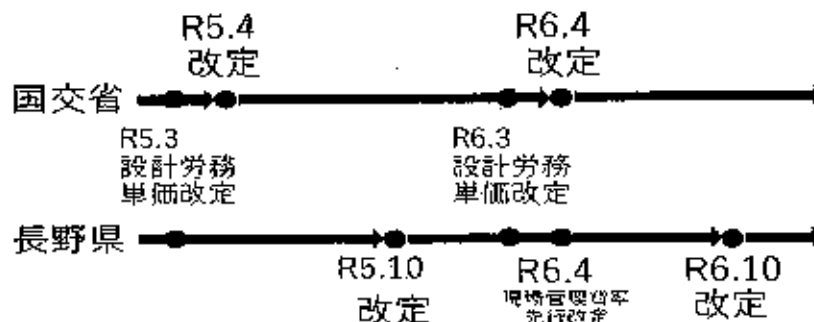
補正係数	工期全体（通期）の週休2日	月単位の週休2日
R 5	労務費：1.05	柔軟な休日の設定や 経費補正の修正を検討
	機械経費（賃料）：1.04	
	共通仮設費：1.04	
	現場管理費：1.06	
R 6	労務費：1.02	労務費：1.04
	機械経費（賃料）：1.02	機械経費（賃料）：1.02
	共通仮設費：1.02	共通仮設費：1.03
	現場管理費：1.03	現場管理費：1.05
R 7以降	—	実施状況等を踏まえ数値を検討

R5と比べ、補正係数が1～2%低減されていることから、R6設計労務単価に時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映、現場管理費率の改定（約1%増）に加えて、歩掛見直しにより総合的に割増しているという考え方（R7以降の数値は実施状況を踏まえ検討）。併せて、成績評定による加点・書類作成負担減等をセットで適用される。

### 2 長野県建設部発注工事の予定

- ・現場管理費率の増、労務単価改定は実施済
- ・週休2日補正率は令和6年10月の歩掛改定にあわせ国と同じに改定予定

#### 積算基準及び標準歩掛等の改定時期



## 工事成績評定要領の改訂について

令和6年4月から適用する工事成績評定について、働き方改革への取組の評価が改定されました。

別紙-1② (改訂版)

審査項目別運用表

審査項目	備 考	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	I. 施工管理	<input type="checkbox"/> 適切である <b>「評価対象項目」</b> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものである。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 <input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう管理している。 <input type="checkbox"/> 日常の出席形態等を、設計図書及び施工計画書に基づき選定及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき選定及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 <input type="checkbox"/> 指定材料の品質証明書及び検査書を管理している。 <input type="checkbox"/> 工事打合せ等を、事前協議会に基づき、不足無く実施している。 ※「電子納品・電子検算・事前協議会システム」(土木工務用) (改訂) <input type="checkbox"/> 建設現場物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 工事全般において、各種車型、信濃動機、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input type="checkbox"/> 働き方改革等において、現場要員の休日稼働の切り替え作業(作業手帳の運用方法等)を適切に行っている。 <input type="checkbox"/> その他(理由: _____)	<input type="checkbox"/> ほぼ適切である	<input type="checkbox"/> 他の事項に該当しない	<input type="checkbox"/> やや不備である  <input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 不適切である  <input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に伝わらなかった。	
	<p>●評価基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・b</p> <p>評価値が80%未満・・・c</p>		<p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。</p> <p>②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> <p>④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>				
	II. 工程管理	<input type="checkbox"/> 適切である <b>「評価対象項目」</b> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 工程に与える影響を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 <input type="checkbox"/> 重要工程の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の滞りが見られない。 <input type="checkbox"/> 時間調整や片側交互通行等の各種規制への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 <input type="checkbox"/> 適切な工程管理を怠らない。工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 現場の整理整頓が適切である。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の作成及び管理が適切であり、作業の滞りを防いでいる。 <input type="checkbox"/> 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 <input type="checkbox"/> その他(理由: _____)	<input type="checkbox"/> ほぼ適切である	<input type="checkbox"/> 他の事項に該当しない	<input type="checkbox"/> やや不備である  <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 不適切である  <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に伝わらなかった。	
		<p>●評価基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・b</p> <p>評価値が80%未満・・・c</p>		<p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。</p> <p>②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> <p>④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>			



審査項目別運用表

審査項目	組別	工 事 事 項	【その他】
6. 建設工事	1. 建設工事	<p>【既設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工事又は作業終了後の状態確認に関する工事。</li> <li>□ コンクリート二次製品などの作製物の利用に関する工事。</li> <li>□ 土工、地盤改良、補強試験、掘削、コンクリート打設等の構工に関する工事。</li> <li>□ 部材並びに構材等の選定及び吊り方などの取組方法に関する工事。</li> <li>□ 既設工事における加工や増設又は撤去工事における配線や配管等に関する工事。</li> <li>□ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の取組停止、設置のつなぎ等に関する工事。</li> <li>□ 防火などの境界の確保に関する工事。</li> <li>□ 仮排水、仮道敷、巡回路等の計画的な取組に関する工事。</li> <li>□ 運搬車両、施工機械等に関する工事。</li> <li>□ 足場工、架橋工、足場工、仮橋脚、覆工板、山留め等の仮設工に関する工事。</li> <li>□ 既設の構面、仮の構面等の管理に関する工事。</li> <li>□ 取組計画書の作成、管理に関する工事。</li> <li>□ 出張所又は仮設の計画、集計、管理等に関する工事。</li> <li>□ 施工管理ソフト、土量管理システム等の取組に関する工事。</li> <li>□ 本点（前掲の既設等）を適用し、かつ併用して取組られた工事。→ 本項目は2点の加点とする。</li> <li>□ 本点（既設等）を適用し、かつ併用して取組られた工事。→ 本項目は2点の加点とする。</li> <li>□ 既設工事の取組点として取組計画から取組計画書の取組点として指定された工事。（取組計画のみは無く）※本項目は1点の加点とする。</li> <li>□ 既設工事の取組点として取組計画から取組計画書の取組点として指定された工事。※本項目は2点の加点とする。</li> <li>□ 特殊な工法や材料を用いた工事。</li> <li>□ 既設に技術力又は能力として評価する取組を用いた工事。</li> <li>□ 従来の取組より大きく工法や材料の工夫による取組に関する取組の進捗化工事。</li> </ul> <p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 土工、設備、電気の新設取組に関する工事。</li> <li>□ コンクリートの材料、打設、養生に関する工事。</li> <li>□ 鉄筋、P Cケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工事。</li> <li>□ 掘削、掘削作業等に関する工事。</li> </ul> <p>【安全管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 重大事故防止対策の取組が定まる前段階に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。</li> <li>□ 安全を確保するための取組等に関する工事。（落下物、墮落、転落、転倒、誘引、立入禁止等、手すり、足場、掘削養生など）</li> <li>□ 安全教育、現場向上委員会、安全パトロール等に関する工事。</li> <li>□ 現場事故防止、労働者健康の確保及び危険防止に関する工事。</li> <li>□ 有毒ガス及び可燃ガスの処理及び危険防止並びに作業中の換気等に関する工事。</li> <li>□ 一般作業従事者の作業従事力又は一般取組の安全管理に関する工事。</li> <li>□ 厳しい作業環境の改善に関する工事。</li> <li>□ 設備保全に関する工事。</li> </ul> <p>【働き方改革】</p> <p>【働き方改革】では、当該工事に伴って、他の課題となるような取組を、以下の項目により、取組計画を記載するが、重大な取組計画の取組点と、取組の取組点に向けた取組が認められる。</p>	<p>【その他】</p> <p>→ 本項目は2点の加点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ その他（理由：_____）</li> <li>□ その他（理由：_____）</li> <li>□ その他（理由：_____）</li> <li>□ その他（理由：_____）</li> <li>□ その他（理由：_____）</li> <li>□ その他（理由：_____）</li> </ul> <p>※本項目では、他の項目となるような受注企業の働き方改革に基づき取組は、建設工事において実施した場合に評価する。</p> <p>【働き方改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 若年や女性労働者の雇用など、若い世代に向けた取組が認められている。</li> <li>【その他】</li> <li>□ その他（理由：_____）</li> </ul> <p>※若年や女性労働者の雇用の取組は、若い世代に向けた取組のほか、【その他】においてインフラの取組、情報通信技術の活用及び性別平等の取組などにより、労働力確保の取組や多様な働き方の実現に向けた取組等として他の項目となるような、受注企業の取組を、当該工事でも実施した場合に評価するものとする。</p>
	<p>添削評価 【Vマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細に記述】</p>	<p>評点 _____ 点</p>	<p>建設工事の取組評価</p>
<p>※1. 既設評価するべき建設工事事例を定める取組は、取組一貫性確保はするものの他、取組項目を限定する。</p> <p>※2. 評価は各項目において1つしかなかった場合は1点、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。</p> <p>※3. 取組する点と重みで取組を評価する。1項目1点を取組とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。</p> <p>工事現場の安全管理の効率化のため、必要以上の書類作成を理由に加点評価はしない。</p> <p>働き方改革の観点から、建設工事の実施状況の交付は、1工事につき7項目を上限とする。</p>			

### 審査項目別運用表

審査項目	種別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	<input type="checkbox"/> 優れている	<input type="checkbox"/> やや優れている	<input type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> やや劣っている	<input type="checkbox"/> 劣っている
		<p><b>●評価対象項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> 地質及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行なったことにより、体自や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</li> <li><input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書に定められた日進率のとおり、仮日の進捗を行うことに加え、他の機関と交渉し、必要に応じて取組を実施した。</li> <li><input type="checkbox"/> 別途追加工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもちて工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事の工程所が危険箇所等に所在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもちて工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> 評価対象となる事項が評価対象となる。評価対象項目は、評価対象項目である。</li> <li><input type="checkbox"/> 評価対象となる事項が評価対象となる。評価対象項目は、評価対象項目である。</li> <li><input type="checkbox"/> 評価対象となる事項が評価対象となる。評価対象項目は、評価対象項目である。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> その他（理由：_____）</p>				
		<p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <p>※一層評価項目を複数実施し、評価対象項目、完全要件を評価対象とした場合は、a評価とする。              評価対象項目が複数ある場合は、a評価とする。</p>				
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>一層評価項目は、予選段階で評価する。                  一層の評価となる場合は、工程管理に係るアジャイルやシステム連携などによるインの取組、社員教育及びPMの活用等を行う。                  □ 本選管理に係る積極的な取り組みが見られた。                  □ 施工計画書に定められた日進率のとおり、仮日の進捗を行うことに加え、他の機関と交渉し、必要に応じて取組を実施した。</p> </div>				
	Ⅲ. 安全管理	a	b	c	d	e
		<input type="checkbox"/> 優れている	<input type="checkbox"/> やや優れている	<input type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> やや劣っている	<input type="checkbox"/> 劣っている
		<p><b>●評価対象項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公共災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の機関となるような組織に積極的に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全管理に関する技術開発や調査工事に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全衛生と関係法令等での活動に積極的に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全管理に係る取り組みが地域から評価された。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> その他（理由：_____）</p>				
		<p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>				

審査項目別運用表

審査項目	種別		
4. 工事特性	I 施工条件等への対応	II 新しい自然・地盤条件等への対応	<p>(11. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-河川内の掘削工事において地下水位が高く、ウェルポイント工事などによる湧水や大規模な山留めなどが必要工事。</li> <li>-支那地盤の形状が複雑なため、掘削工事等に地質調査を実施するなど更替地盤を把握しながら再設計した工事。</li> <li>-掘削不可掘日が多いことから、掘削機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。</li> </ul> <p>(12. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-震害・雪害の特に厳しい地域で、雪氷の積雪などへの対応が必要となった工事。</li> <li>-河川区域内のため、設計書で計上する以上に雪害等の影響で不可掘日が多く、主に作業船を使用する工事。</li> <li>-湧水味を多量した工事又は湧水や水位変動が大きいため作業船等を除棄した工事。</li> </ul> <p>(13. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-急峻な地形に於ける二次的災害の発生防止に関する注意が喚起される工事。</li> <li>-急峻な地形のため、作業船や作業床の設置が制限される工事。もしくは、人命を使用する必要があった工事（法面工は除く）。</li> <li>-斜面土又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地盤り防止対策等の安全対策を必要とした工事。</li> <li>-土石元を確保系に指定された区域内における工事。</li> <li>-山崩等発生危険区域に指定された区域に於ける工事。（指定外の危険区域は除く）</li> </ul> <p>(14. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-イヌワシ等の国鳥類などの貴重な動植物への保護のため、工程や施工方法に制限を受けた工事</li> </ul> <p>(15. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-当初設計の考え方と設計条件を再確認して、適切な設計変更「協議」を実施し、施工方法、工程等が評価できる工事。</li> </ul> <p>(16. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-掘削掘削工事の発生を抑制して掘削作業の効率化を図る工事。</li> </ul> <p>(17. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。</li> <li>-その他、災害等における各種の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。</li> <li>-その他、技術的に特殊な現場条件への対応が必要であった工事。</li> </ul> <p>※1 適用工事（20点）を（17）の工事数に算入して（20点）×（20点）×（17）の比率により（17）を算出し全体的な評価を行う場合、（17）を算出する。</p>
		<input type="checkbox"/> 11. 特殊な地盤条件への対応が必要工事	
		<input type="checkbox"/> 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きい工事	
		<input type="checkbox"/> 13. 急峻な地形及び土石元確保系等での工事	
		<input type="checkbox"/> 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならぬ工事	
		<input type="checkbox"/> 15. 条件明示の河川に係らず、当初設計時点で考慮しなかった土壌条件、地下水位変動等の発生等のために現場で確認される等の理由により、大幅な変更が必要となった工事	
		<input type="checkbox"/> 16. 掘削掘削工事現場内において地盤崩壊等の危険が大きい工事	
		<input type="checkbox"/> 17. その他 ( )	
		III 評点 ____点（上記の対応事項に1つ以上し点が付けば4点の加点）	
		IV 掘削工事における安全管理への対応	
		<input type="checkbox"/> 17. 12ヶ月を超えたる工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※同日、文書注意に至らない事故は除く。	
		<input type="checkbox"/> 18. その他 ( )	
		IV 評点 ____点（上記の対応事項に1つ以上し点が付けば6点の加点）	
		V 連休2日への取組み	
		<input type="checkbox"/> 19. 連休2日を確保する工務計画を立て、連休2日を確保した。（10点） <input type="checkbox"/> 20. 1日、連休2日を確保する工務計画を立て、完全連休2日（土日）を確保した。（3点）	<p>(19、20. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-19日の確保は、2日工事実施要領による</li> <li>-週末2日確保は、10点で評価</li> <li>-完全連休2日確保は、10点で評価</li> </ul>
		V 評点 ____点（上記の対応事項の合計点を加点 最大6点）	
	評価	評点合計 ____点	合計が20点以上の場合は20点とする

※1 工事特性は、最大20点の加点とする。  
 ※2 評価にあたっては主任監査員等の意見も参考に評価する。

審査項目

7. 労働安全

審査内容	減点
1. 入札参加停止3ヶ月以上	-20点
2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
5. 文書注記相当	-8点
6. □票注記相当	-6点
7. 工事関係者事故又は公害被害が発生したが、当該事故に係る安全管理の基礎の不備切実程度が軽微なため、□票注記以上の減点が行われなかった場合	-3点
8. その他	
9. 票面該当なし	

- ① 本審査項目（7. 労働安全等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の罰則事例で上記の減点があつた場合に適用する。
- ② 「施工」とは、建築協約書の建築内容（工事名、工期、竣工場所等）を履行することと規定する。
- ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に拘束する現場代理人、監理技術者、原簿作成者、主任技術者、品質保証員、過去5年の現場監督職員及び当該工事にあつては下請負人として契約し、それを行つたために発生する罰に該当する。
- ④ 総合評価方式における総合評価項目（E型含む）の該当項目が、発注者の票により履行されなかった場合は、右表でチェックの上、原則として1項目につき3点の減点を行う。  
総合評価方式において、監理技術者を途中で変更する際、当該監理技術者の減点項目（資格等、業績等、経歴等、電子履歴）を1項目でも満足できなかった場合は、3点の減点を行う。なお、減点項目を満足しない場合の減点の標準は行われず、上記については、8. その他の項目で減点を行う。
- ⑤ 工事関係者（現場監督）が、当該項目（4. 労働安全等）の該当事例に該当しない場合は、当該事例に該当しない限り、当該事例に該当しない限り、減点を行わず。

【上記で評価する場合の適用事例】

1. 入札前に提出した書類内容などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2. 票面なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり返却された。
4. 関係関係者も違法に違反する不法行為、労働関係法に違反する関係労働関係の関係を違法に違反する事実が判明した。
5. 当該事実関係が事実関係などにより変更又は否認された。
6. 一連の下請や技術者の専任違反等の関係違法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法行為者が判明し、返却された。
8. 労働関係法に違反する事実が判明し、返却された。
9. 監理又は検査の義務を、不当な力を用いるなどにより履行した。
10. 下請代金を適時に支払っていない、不当に下請代金の額を知っているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する関係関係者の適用事項に違反する行為がある。
11. 労働関係法の適用違反により、変更又は返却された。
12. 発注者の役員に「指定協力員」又は「指定協力員の傘下組織（団体）」に所属する関係員、関係職員、企業者等の役員関係者がいることが判明した。
13. 下請に暴力団関係者が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に規定されている拳銃、銃、防弾チョッキ、銃手等の物品の購入、土不存役員やガードマンの受け入れ、土木作業用の自動車関係の整備等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理の不備であったことから労働安全衛生法第57条第2項第1号に規定する重大な被害を予見させた公害被害事故を起した。
15. 発注者が社会保険未加入等の事実の下請負人と早期に判明し、（罰則内容については、入札参加停止等の区分による）。

総合評価方式における総合評価項目（E型含む）の該当項目で、発注者の票により履行されなかった項目

□01 ( \_\_\_\_\_ )

□02 ( \_\_\_\_\_ )

□03 ( \_\_\_\_\_ )

□04 ( \_\_\_\_\_ )

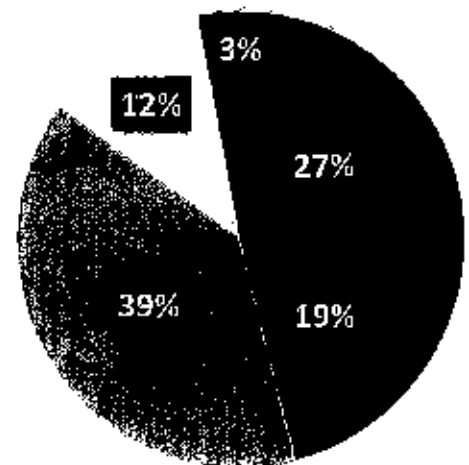
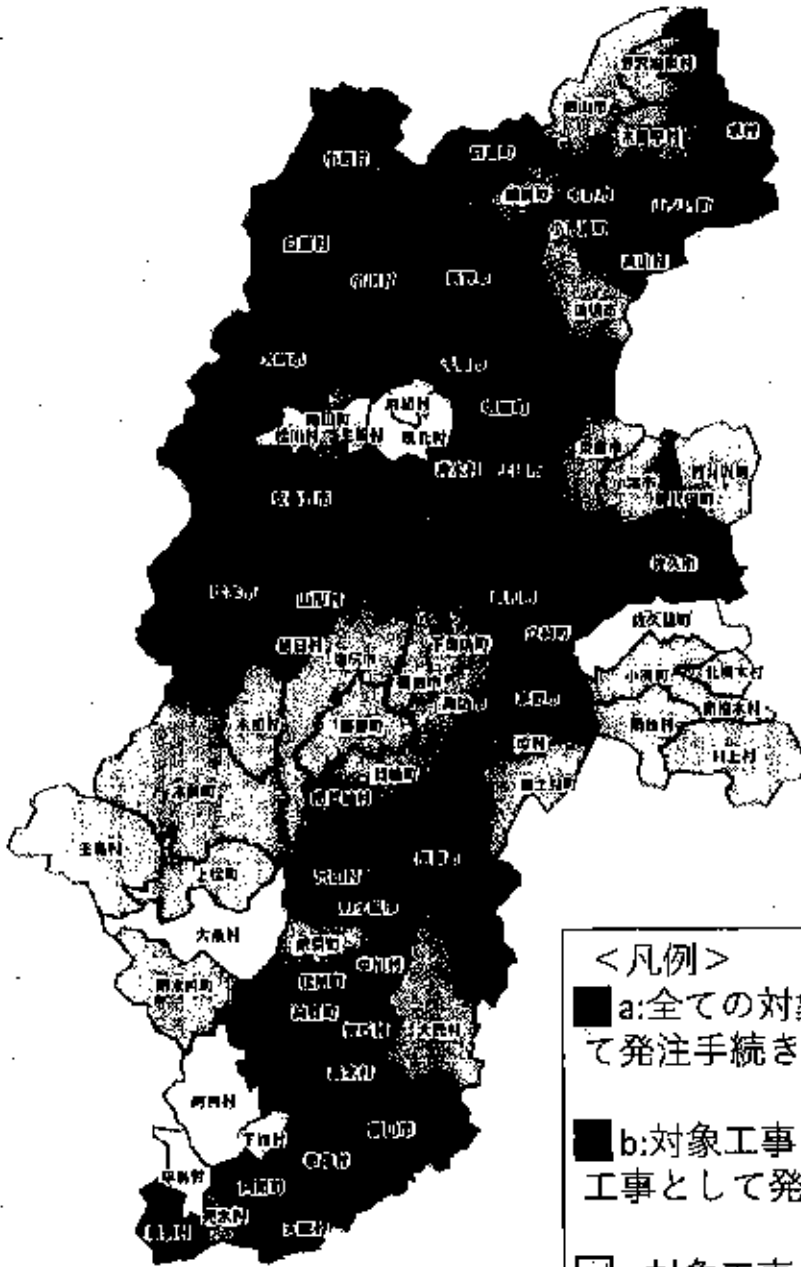
□05 ( \_\_\_\_\_ )

□06 ( \_\_\_\_\_ )

# 市町村における週休2日工事の実施状況

(2024年度の実施見込み)

関東ブロック協議会資料より



### <凡例>

- a:全ての対象工事を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している。(21市町村)
- b:対象工事の半数程度以上を、週休2日制対象工事として発注手続きをしている。(15市町村)
- c:対象工事の一部(半数未満)を、週休2日制対象工事として発注手続きをしている(30市町村)
- d:週休2日制対象工事を導入していないが、導入に向けて検討を実施している(概ね1年以内に試行を実施する予定)(9町村)
- e:週休2日制対象工事を導入しておらず、導入に向けた検討も実施していない。(2町村)

対象工事：全工事から災害復旧工事等を除いたもの

## 第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、担い手3法を改正

県資料2

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策</li> <li>● 能力に応じた処遇</li> <li>● 多様な人材の雇用管理の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標準労務費の確保と行き渡り</li> <li>● 建設業者による処遇確保</li> </ul>
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スライド条項の適切な活用（変更契約）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資材高騰分等の転嫁円滑化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約書記載事項</li> <li>- 受注者の申出、誠実協議</li> </ul> </li> </ul>
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 休日確保の促進</li> <li>● 学校との連携・広報</li> <li>● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格</li> <li>● 測量資格の柔軟化【測量法改正】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工期ダンプ防止の強化</li> <li>● 工期変更の円滑化</li> </ul>
生産性 向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICT活用（データ活用・データ引継ぎ）</li> <li>● 新技術の予定価格への反映・活用</li> <li>● 技術開発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICT指針、現場管理の効率化</li> <li>● 現場技術者の配置合理化</li> </ul>	
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適切な入札条件等による発注</li> <li>● 災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）</li> </ul>	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事品質確保法等の改正                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ）</li> <li>・誘導的手法（理念、責務規定）</li> </ul> </li> <li>◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ）</li> <li>・規制的な手法など</li> </ul> </li> </ul>
	公共発注 体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発注担当職員の育成</li> <li>● 広域的な維持管理</li> <li>● 国からの助言・勧告【入契法改正】</li> </ul>	

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要

令和5年6月12日成立  
令和5年6月19日公布・施行  
（改正法律第18号、同日施行部分を除く。）

## 背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保	地域建設業等の維持	生産性向上
働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁	適切な入札条件での発注、災害対応力の強化	新技術の活用促進、技術開発推進

## 公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、公共工事から取組を加速化・牽引することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

## 改正の概要

### 1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

**休日の確保の推進**（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

**処遇改善の推進**（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保

・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

**担い手確保のための環境整備**（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施  
※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

### 2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

**適切な入札条件等での発注の推進**（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

**災害対応力の強化**（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

### 3. 新技術の活用等による生産性向上

**新技術の活用・脱炭素化の促進**（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ連携等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

**技術開発の推進**（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

### 4. 公共工事の発注体制の強化

**発注者への支援充実**（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

**入札契約の適正化に係る実効確保**（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

## 測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）

・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

建設産業における担い手確保・育成と生産性の向上について

施策の視点	事業・取組	R4年度	R5年度	R6年度	
		実績	実績	実施予定	
担い手の確保・育成	<b>【就労促進】</b> ・建設系学科高校生を対象とした就労促進事業 ・建設技術実践プロジェクト事業 ・2級土木・建築施工管理技士・測量士補試験準備講座 受贈者の合格率 ・建設現場への中学校職場体験学習の受入 ◎小中学生及びその保護者向け現場見学会 ◎首都圏等の大学生向け合同企業説明会 ・木造建築物の担い手確保に向けた啓発事業	12校(1,933人) 4校(51人) 6会場(86人) (土木3,建築1,測量2) 土木39.2% 建築25.8% 4中学校(270人) — — 7校 187名 535人	14校(2,066人) 5校(84人) 7会場(132人) (土木3,建築2,測量2) 土木24.1% 建築62.0% 4中学校(230人) — — 7校 147名 376人	14校 5校 7会場 (土木3,建築2,測量2) 目標70% 1市2村(4中学校) 2回 1回 25名	
	<b>【週休二日】</b> ・入札参加資格で加点 ・週休2日工事の拡大実施 実施工事数(割合) ・週休2日の確保を評価する入札(総合評価 R2年9月~)	1,082者 加点 1,985件(97.1%) 469件	1,080者 加点(R5.11) 発注者指定型を基本(R5.10.1~) 419件	継続 発注者指定型を基本 継続	
	<b>【労働環境・処遇改善】</b> ・現場環境の改善(快適トイレ、更衣室等)、誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事(R5.7~執行) ・公共工事設計労務単価の改定(県内主要8職種単純平均) ・建設キャリアアップシステム(CCUS)の登録促進 登録状況※1 ・CCUSの活用を評価する入札(総合評価) R2~ ・CCUSの登録を新客観点数の加点項目(入札資格)R4~	現場点検実施(5現場) 快適T. 132件 23,175円(R5.3) 2,754業者(36.6%) 590件 512業者	現場点検実施(4現場) モデル工事(32現場) 24,463円(R6.3) 3,298業者(43.9%) 512件 512業者(R5.11)	現場点検実施(4現場) モデル工事(80現場) 継続 継続 継続 継続	
	・担当した技術者の名前を刻もうプロジェクト ・優良技術者表彰 一般部門 ・ " 若手部門 ◎若手技術者の配置を総合評価で加点評価	2件 70人 26人 20件	2件 75人 23人 26件	継続 継続(委託は87点以上) 継続(委託は87点以上) 女性技術者へも拡大	
人材の育成	・担当した技術者の名前を刻もうプロジェクト ・優良技術者表彰 一般部門 ・ " 若手部門 ◎若手技術者の配置を総合評価で加点評価	2件 70人 26人 20件	2件 75人 23人 26件	継続 継続(委託は87点以上) 継続(委託は87点以上) 女性技術者へも拡大	
経営環境の安定	・失格基準等、低入札価格調査の改善 ・適正な工期設定 ・適時適切な設計金額の算定	低入札価格調査67件 継続 実勢価格変動時改定	77件 工程表明示に向けた取組 単価の毎月改定	継続 工程表明示に向けた取組 単価の毎月改定	
平準化	・ゼロ負債の活用 ・債務負担行為の活用 ・早期契約制度、フレックス工期の活用 ・平準化率※2	14億円を設定 864億円(実績) 工事 335件 0.95	23億円を設定 960億円(実績) 工事 319件 —	継続 継続 継続 継続	
生産性の向上	・ICT活用工事の実施拡大 ・ICT活用工事を評価する入札(総合評価 R2年9月~)	12工種に拡大 165件 224件	15工種に拡大 270件 64件(上半期)	継続 (通年300件) 継続	
	・建設工事及び地質調査業務での遠隔現場の実施(試行)(受注者の遠隔現場活用協会の創出) ・BIM/CIMの実施拡大 ・BIM/CIM活用事業(取組件数) ◎建設DX職員向け講習会 ◎BIM/CIMハンズオン講習会	33件 実務者会議・部会・現場見学会・総会 105件 — —	25件 地質調査業務試行開始 会議・部会・現場見学会等実施 88件 — —	150件 会議・部会・現場見学会等実施 推進 5回 1回	
	規格の標準化	・コンクリート規格の標準化等による省力化	継続	継続	継続
	その他	長野県建設産業担い手確保・育成地域連携ネットワーク会議 工事書類の簡素化・標準化の取組	3月開催(書面開催) ガイドラインの点検	7月24日開催 <簡素化>検討・調整 <標準化>市町村の状況・意向確認	7月開催予定 <簡素化>R6.4改定 <標準化>検討・調整

※1 (一財)建設業振興基金の建設キャリアアップシステム公開事業者情報の検索結果より【R4はR4.11.30時点時点、R5はR6.3.31時点】  
 ※2 平準化率=(4~6月の工事平均単価件数) / (年度の工事平均単価件数)



令和6年度 就労促進に係る取組の概要 (実施予定・実績報告)

令和6年4月19日時点までの

実施場所	実施施設	項目	実施内容	時期(月)	頻度	対象学年	卒業人数	参加人数	場所	協力団体	
佐久	佐久平総合技術高校	現場見学	建設現場見学等(農村整備・インフラ整備等)	6月	半日	3年	18		佐久市域	建設業協会 南佐久支部	
		実務実習(測量設計等)	建設現場見学等(農村整備・インフラ整備等)	9月または11月	半日	2年	21		佐久市域	建設業協会 佐久支部	
		企業実習(インターンシップ)	建設関係企業等	10月8日～10日	3日	2年	120		佐久・南佐久地域	建設業協会 南佐久支部	
上田	上田千歳高校	現場見学	現場見学	23日(木)10月	各1日	1年・2年	各40		東北信	建設業協会 上小支部	
		企業実習(インターンシップ)	インターンシップ	7月下旬～8月上旬	2～3日	1年・2年	各40		各事業所	学校、ハローワーク、建設業協会	
		資格関係講習(施工管理)	学習成績評価講座(資格取得支援事業) 2級建築施工管理技士補(学科)	8月上旬	3日	1～3年	希望者		長野市内	建設業協会 本部	
		企業説明会	企業説明会	11～12月	2時間	1～2年	各40		校内	建設業協会 上小支部	
		意見交換・交流等	意見交換会	11～12月	2時間	職員	6		上小建設会館	建設業協会 上小支部	
		丸子修学館高校	現場見学	現場見学	9月～11月 4月～6月	半日	新2年 新3年	24 19		上田市内	建設業協会 上小支部 会員企業
		実務実習(測量設計等)	三次実習、OIM講習(室内外)	9月～11月	半日	新2年	24		校内	測量設計業協会 東信支部	
		資格関係講習(施工管理)	2級土木施工管理技士(学科) 2級建築施工管理技士(学科)	8月上旬	6日間	新2年 新3年	10 8		長野市	建設業協会 本部	
	諏訪	富士見高等学校	実務実習(測量等)	測量実習、ドローン測量・実習	7月		3	8		富士見高等学校	長野県測量設計業協会(南信支部)
			現場見学	建設現場(未定)	11月	半日	2年	20		調整中	建設業協会 伊那支部
伊那	上伊那県南高校	現場見学	伊那事業建設現場見学会	6月21日	半日	3年	18		伊那市(伊)南沢	建設業協会 伊那支部	
		現場見学	建設現場(未定)	11月	半日	2年	20		調整中	建設業協会 伊那支部	
		実務実習(測量設計等)	先端測量技術の実習体験(TS、デジタルレベル実習、3次元測量、ドローン体験)	10月	半日	2年	20		本校校内	測量設計業協会 東信支部	
		建設技術実践プロジェクト	インターロッキングブロック舗装	5月～7月	6日	3年	19		伊那市春日公園	建設業協会 伊那支部	
箕輪高等学校	現場見学	建設現場(未定)	11月8日	2h	1年	20		調整中	建設業協会 伊那支部		
飯田	飯田OMDE長尾高校 (社会福祉工学科)	現場見学	土木の日 建設現場見学会	11月	半日	2年	39		下伊那地区	建設業協会	
		実務実習(測量設計等)	最新測量機 実務講習会	6月	1日	3年	38		校内・周辺	測量設計業協会	
		実務実習(工事施工等)	松川アダプトプログラム	8月～12月	1回 半日	3年	8		松川河川敷		
		実務実習(重機操作等)	建設重機操作 体験講習会	12月or1月	半日	1年	39		校内	建設業協会	
		企業実習(インターンシップ)	インターンシップ	8.27, 28	2日	2年	39		下伊那地区	建設業協会 測量設計業協会	
		行政職場体験	インターンシップ	8.27, 28	2日	2年	6		飯田県庁事務所	飯田県庁事務所	
		専門講習(工事施工等)	刈払機作業安全衛生教育講習	8月	1日	2年	39		校内	建設業協会	
		一般講習(全般)	建設現場安全衛生教育実務講習会	7月	半日	3年	35		校内	建設業協会	
		資格関係講習(施工管理)	2級土木施工管理技士補 試験準備講座	8月	1日	2年	39		校内	建設業協会 飯田建設事務所	
		建設技術実践PJ	松川おいでなんしょプロジェクト (松川河川敷ランニングロード舗装施工)	6月～1月	1回 半日	3年	6		松川河川敷	建設業協会 測量設計業協会	
		飯田OMDE長尾高校 (建築学科)	現場見学	土木の日 建設現場見学会	11月	半日	2年	41		下伊那地区	建設業協会
			企業実習(インターンシップ)	インターンシップ	8.27, 28	2日	2年	35		建設会社など	建設業協会 測量設計業協会
			行政職場体験	インターンシップ	8.27, 28	2日	2年	6		飯田市 飯田県庁事務所	飯田市 飯田建設事務所
専門講習(工事施工等)	内務講習会		6月	半日	3年	35		校内	建設業協会		
専門講習(工事施工等)	瓦葺講習会		9月	半日	1年	41		校内	建設業協会		
一般講習(全般)	建設関係講習会		12月	半日	全学年	127		校内			
資格関係講習(施工管理)	2級建築施工管理技士補 試験準備講座		8月	1日	2年	39		校内	建設業協会		

開催 事務局	実施高校	項 目	実施概要	時 間(月)	開 閉	対象年 級	予定 人数 (人)	参加 実績 (人)	場 所	協力団体
木曾	木曾青峰高校	実務実習 (工事施工等)	測量、丁張実習	8月	1日	3年	23		木曾町内	建設業協会 木曾支部
		専門講習 (測量設計等)	CAD実習	6月	2日	8年	15		校舎内	建設業協会 木曾支部
		実務実習 (基礎操作等)	測量機操作実習	8月	2日	1年	26		学校敷地内	建設業協会 木曾支部
		実務実習 (測量設計等)	測量技術講習	10月	2日	2年	14		学校敷地内	測量設計業協会 木曾支部
		現場見学	工事現場見学	未定	2日	2年	14		未定	建設業協会 木曾支部
安曇野	南安曇商業高 校	工事現場見学	工事現場見学	7月29日	1日	1	41		別荘地区 (市内)	建設業協会
		資格関係講習	2級土木施工管理技士補 試験準備講座	7月~8月	3日	3	29		校内	-
		企業実習	インターンシップ	7月~8月	3日	2	19		中国地区	-
		行政現場体験	県・市町村	7月~8月	3日	2	19		中国地区	-
		現場実務実習	鉄筋結束・型枠製作	8月28日	半日	2	19		校内	建設業協会
		専門分野講習	測量技術講習会、GNSS基準点測量	8月12日	1日	2	29		学校の 第2農場内	測量設計業協会
		実務実習	地盤測量の運転実習	8月20日	午後	2	19		学校の 第2農場内	建設業協会
		現場実務実習	U字溝設置	11月7日	半日	2	19		学校の 第2農場内	建設業協会
		展示	学校祭への参加	10月	3日	-	-		学校	-
		施設技術実習PJ (要員登)	(要員登)	(要員登)	3日	3	29		長岡麓	測量設計業協会
大町	池田工業高校	現場見学	工事現場見学	10月	半日	2年	20		未定	建設業協会大北 支部
		専門講習(室内)	CADソフト体験学習	10月	半日	2年	20		池田工業高 校	建設業協会大北 支部
		一般講習(室内)	長野県職員(補給)の業務紹介	10月	半日	2年	20		池田工業高 校	建設業協会大北 支部
須賀	須賀町成高校	実務実習 (工事施工等)	コンクリート打設体験	8月以降	3日	2年生 3年生	20 17		校舎内	建設業協会 須賀支部
		実務実習 (工事施工等)	インターロッキング舗装	8月以降	1日	2年生 3年生	20 17		校舎内	建設業協会 須賀支部
		施設技術 実習プロジェクト	県立公園地帯移設	10月~12月	5日	2年生 3年生	20 17		臥竜公園	建設業協会 須賀支部
長野	長野高専	現場見学	県内施工現場見学	4月、11月	1日	3年生	40		県内	建設業協会 長野支部
		実務実習 (測量設計等)	土木建設の測量実習	11月	1日	3年生	40		県内	測量設計業協会
		企業実習 (インターンシップ)	企業実習(インターンシップ) 長野県、建設業、測量設計業等	8月~9月	6日間	4年生	40		県内	建設業協会 長野支部
		その他 (出前授業)	施工特種の視察(10回)	11月~1月	90分/ 回	4年生	40		長野高専	建設業協会 長野支部
	長野工業高等 学校 土木工学科	現場見学	土木工事現場見学	毎年	半日	全学年	各40		中国地区	建設業協会 長野支部
		実務実習 (測量実習等)	最新測量技術講習	10月	1日	2年	39		北信地区	測量設計業協会
		企業実習 (インターンシップ)	企業実習	夏期休業中	1~3日	2年	希望者		北信地区	建設業協会 長野支部
		行政現場体験	職場体験	夏期休業中	1~3日	2年	希望者		県・市	長野県・長野市
		専門講習 (測量設計等)	最新測量技術講習	10月	1日	2年	38		北信地区	測量設計業協会
		専門講習 (測量設計等)	丁張設置研修	6月	1日	8年	38		校内	建設業協会 長野支部
		専門講習 (測量設計等)	土質試験機研修	6月	1日	8年	38		校内	建設業協会 長野支部
		専門講習 (工事施工等)	配筋研修	10月	半日	2年	39		校内	長野県建設業協 会
		資格関係講習 (施工管理)	2級土木施工管理講習	8月	3日程度	2~3年	希望者		校内・市内	建設業協会 本部
		資格関係講習 (測量士補)	測量士補講習	4月	2日程度	2~3年	希望者		校内・市内	測量設計業協会
企業説明会	測量設計分野、施工分野、公務員分野	10~11月	1時間/ 回	2年	38		校内	建設業協会 本部		
施設技術実習プロ ジェクト	洞花川河川敷整備	6月~12月	3h/日	3年	14		校内・校外	長野県、長野県 建設業協会長野 支部、長野県測		

担当 本種名	実施高校	項 目	実施概要	時期(月)	時間	対象年 次	定 員 (人)	参加 費 (円)	場所	協力団体
		意見交換・交流等	女性技術者との交流による入職促進	不定期	半日	全学年	希望者		校内・校外	建設業協会 女性部会
	長野工業高等 学校	現場見学	中～小規模の建築現場見学	11月22日	半日	1年	41		北信地区	建設業協会 長野支部
	建築学科	企業実習 (ウォークアップ)	企業実習	夏期休業中	1～3日	2年	32		北信地区	建設業協会 長野・更埴支部
		資格取得講習 (施工管理)	2級施工管理技士学科	5月8,9日	2日制	2・3年	希望者		長野市内	建設業協会
		意見交換・交流等	青年技術者との交流	未定	1時間	未定	希望者		校舎内	建設業協会 青年・女性部
北信	中野立志館高 校	現場見学		5月	半日	2年	17		北信管内	建設業協会中高 支部
		現場見学		10月	半日	3年	17		北信管内	建設業協会中高 支部
		実務講習 (測量設計等)	外業でのデータ取得から整理、活用まで一連の 流れを体験	6～7月	計3日	3年	17		校内	測量設計業協会 北信支部
	下高井農林高 校	現場見学		8～9月	半日	3年	17		飯山市内	建設業協会飯山 支部
		実務講習 (重機操作等)	除雪機操作体験	8月	半日	2年	28		校内	建設業協会飯山 支部

建設系学科高校生等の建設産業への就労状況について(令和5年度)

令和6年4月1日現在

※ 農業科、工業科、総合学科のある高校等に対して、「土木系」、「農業土木系」、「建築系」、「造園系」の科目を専攻した生徒を対象に回答を依頼

高校名	学科名	就労先 進学率 更新状況	次世代を担う 人づくり推進事業		卒業生 計 (1)+(2)+(3)	(1) 進学希望			(2) 就職希望										建設系への 進学-就労	建設 産業 への 入職数		建設系・ 建設系以外 の3% 以内 就職 割合									
			建設 技術 養成 N	実務 経験 学習 機会		進学先専攻科目内訳		うち建設系(①+②+③+④)				建設系以外(⑤+⑥+⑦)			建設系以外 への進学希望 (⑧+⑨+⑩)		その他 (11)	その他 (12)		人数	割合										
						技術系 (土木系 等)	その他	就職先				就職先			建設 系以外 (13)	建設 系以外 (14)							建設 系以外 (15)								
								技術 系 (1)	技術 系 (2)	実務 系 (3)	その他 (4)	技術 系 (5)	実務 系 (6)	その他 (7)																	
1	信州短期大学附属高校	建築クリエイト科 環境共生コース	○		24	11	0	11	13	6	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	20.8%	5	38.5%	80.0%			
2	上田千重高校	建築科	○	○	39	24	15	9	15	6	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	53.8%	6	40.0%	83.3%			
3	天子橋学園高校	総合学科	○	○	21	8	4	4	13	7		6		1	1	1								14	66.7%	10	76.9%	87.5%			
4	上野建設高校	コンピュータ・ビル 設計コース	○	○	18	11	0	11	5	1	1				1	1								0	0	0	2	12.5%	2	40.0%	100.0%
5	飯田OBC学院高校	社会福祉工学科	○	○	△ 中止	38	12	5	7	24	15	4	1		10	2	2			2		2	1	6	0	28	68.9%	18	75.0%	41.2%	
		建築学科	○		○	32	24	13	11	9	8	4	1		3	0				4	4	1	0	0	0	22	68.7%	9	100.0%	82.5%	
6	木曾青森高校	森林建築科	○		33	20	1	19	13	2	1	1	0	0	0	0	0	0					0	11	0	3	9.1%	2	15.4%	100.0%	
7	南安曇野高校	建築クリエイト科	○	○	○	38	16	4	12	22	7	5		2	2		0	9	9	9	3	10	1	16	42.1%	12	54.5%	100.0%			
8	池田工業高校	建築科	○		△ 中止	20	9	9		11	8	9	5		0								0	3	0	17	85.0%	8	72.7%	100.0%	
9	須賀川南高校	環境造園科	○	○		28	18		18	10	3	3			0								0	7	0	9	10.7%	9	90.0%	100.0%	
10	長野工業高校	土木科	○	○	○	38	10	5	5	29	19	16	1	0	2	3	3	0	0	9	18	18	0	7	0	27	68.2%	22	75.8%	80.9%	
		建築科	○		○	39	20	14	6	19	17	10	5	0	2	0	0	0	0		1	1	0	2	1	37	79.5%	17	89.5%	88.2%	
11	夏井原南高校	高度実践系、総合科学系、 グリーンデザイン科、環境建築科				131	61		61	70	3	1	1	1		1	1						66	1	4	3.1%	4	5.2%	100.0%		
12	中野立安南高校	総合学科 (土木・建築系)	○		○	11	4	3	1	7	4	2	2	0	0	0	0	0	2	2	0	3	1	7	63.6%	4	57.1%	100.0%			
13	下諏訪緑林高校	グリーンデザイン科、 アグリサービス科	○			53	19	0	19	34	6	4	2	0	0	0	0	0				0	28	1	6	11.3%	6	17.6%	100.0%		
13校 小計		12校 14学科	5校	6校	561	267	73	194	284	111	58	29	3	20	10	10	0	0			7	166	5	201	35.8%	128	49.5%	83.6%			
14	長野工業高等専門学校	環境造園工学科	○		35	16	16	0	20	6	1			5	5	0	0	5				8	1	0	39	97.2%	19	95.0%	3.1%		
14校 合計		13校 15学科	5校	6校	597	283	89	194	314	117	60	29	3	25	15	10	0	5			15	167	5	236	39.5%	147	46.8%	77.3%			
次世代を担う人づくり推進事業 更新校					300	147	53	84	153	87	50	16	2	15	8	8	0	0	20	45	47	7	90	3	166	55.3%	103	97.9%	80.2%		

## 「地域を支える建設業」検討会議

### 令和6年度 第1回技術力の確保・向上分科会

#### ○ (一社)長野県建設業協会の取組について

- 1 令和6年4月新規学卒者他採用状況等の調査結果について …………… 1
- 2 令和6年度中学生「職場体験学習・防災学習」実施状況について ……… 5
- 3 「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動について …………… 10

※ 1～3の資料内容については常任理事会に報告済みのため添付を省略します

## 令和6年度 第2回総務委員会 会議次第

日 時：令和6年7月24日（水）  
午前10時00分～  
場 所：長建ビル 5階 会議室

### 1. 開 会

### 2. 換 拶

- ・ 依田担当副会長
- ・ 青木委員長

### 3. 会議事項

- (1) 総務委員会 委員名簿について . . . . . 資料 No. 1
- (2) 各小委員会の活動計画について . . . . . 資料 No. 2
- (3) 総務委員会年間活動予定について . . . . . 資料 No. 3
- (4) その他

### 4. 閉 会

# 令和6年度 第2回総務委員会

令和6年7月24日 10:00～

長建ビル 5階 会議室

		氏 名	小委員会	出欠	昼食	
担当副会長		依田 幸光		○	○	
東信	南佐久	中島 剛	次世代	○		
	佐 久	栗田 直輝	働き方	○	○	
	上 小	石塚 博敏	働き方	○	○	
南信	諏 訪	宮坂 直志	次世代	web		
	伊 那	山浦 正貴	次世代	web		
	飯 田	西村 勉	働き方	web		代理:小澤悟(大協建設株)
中信	木 曾	青木 孝尚		○	○	委員長
	松 筑	増田 正	次世代	○	○	副委員長
	安曇野	藤原 昌利	次世代	○	○	
	大 北	太田 具英	働き方	web		
北信	更 埴	長坂 広明	働き方	○	○	副委員長
	須 坂	山本 仁一	働き方	○	○	
	中 高	土屋 徹	働き方	欠		
	長 野	小池 毅夫	次世代	○	○	
	飯 山	福澤 直樹	次世代	○	○	
事務局	専務理事	小林 敏昭		○		
	総務部長	永原 祐二		○		
	主 任	中澤 瑞恵		○		

※ 小委員会 働き方:働き方改革、担い手確保小委員会 次世代:次世代人財づくり小委員会

○ 働き方改革、担い手確保小委員会

1 実施体制 (案)

- ・小委員会に (株) 新建新聞社も加わってもらい、資料作成等の協力を得る。

2 スケジュール (案)

令和6年

○ 9月 第1回小委員会

- ・「信州で暮らす働くフェア」の報告、来年に向けた課題検討
- ・建設部主催「首都圏等での建設合同就職説明会」への参加内容検討
- ・建設部が実施する「学びの建設コンテンツ (建設産業への理解を深める動画、冊子) 作成」への協力内容検討

○ 10月 第2回小委員会

- ・建設部主催「首都圏等での建設合同就職説明会」の資料、当日の役割分担確認

○ 11月 ・「首都圏等での建設合同就職説明会」への参加

令和7年

○ 1月 ・時間外労働の上限規制に関する課題等の情報収集、整理

○ 3月 ・第3回総務委員会へ報告、常任理事会へ報告

※ 賃上げ、労働時間に関する課題への対応について

- ・全建本部が7月に「労働環境の整備に関するアンケート」を実施しており、その結果も参考に、今後の取組を検討することとしたい。



## ○ 次世代人財づくり小委員会

### 1 実施体制（案）

- ・小委員会に（株）新建新聞社も加わってもらい、資料作成等の協力を得る。

### 2 スケジュール（案）

令和6年

- 8月 信大吉谷教授と打合せ（構成、内容等）  
長野工業高校、佐久平総合技術高校との打合せ（構成、内容等）  
松本大学への説明

- 8月 第1回小委員会
  - ・信大意見交換会の資料構成、担当検討
  - ・佐久平総合技術高校講義内容の中間報告

- 9月 第2回小委員会
  - ・信大意見交換会の資料完成、当日の役割等確認
  - ・佐久平総合技術高校講義内容の報告

- 9月17日  
佐久平総合技術高校講義（新任教員等対象）

- 10月2日（水）  
信大水環境・土木工学科との意見交換会開催

令和7年

- 3月 ・第3回総務委員会へ報告、常任理事会へ報告

（参考）令和5年度 信大小委員会の開催状況

- ・第1回小委員会：R5.5.16
- ・第2回小委員会：R5.7.13
- ・資料作成打合せ：R5.8.22
- ・ICT 建機用現地測量：R5.9.5
- ・第3回小委員会：R5.9.13
- ・意見交換会：R5.9.27

## ○ 協会の課題(総務委員会全体)

### 1 検討項目(案)

#### ○協会の会費等について

- ・令和2年度の総会での会費値上げから5年目を迎える。  
当時の議案書には、5年を目途に会費の見直しを行うことが記載されている。

#### ○予算収支の現状

- ・コロナ禍が終息し、委員会をはじめとする協会の各種事業も活発化、対面による活動も増え、2～3年前に比べ必要経費が増加している。
- ・収入面においては、各種助成金、事務手数料等も減少傾向にある。
- ・令和6年度予算では、これらの状況を勘案、会議や行事の実施方法、回数等の工夫を行い支出の縮減に努めている。

#### ○今後の方針

- ・事務局で令和2年度以降の収支の分析を行い、総務委員会の全体会議に報告し対応について検討していただく。

令和6年度総務委員会の活動予定について(案)

令和6年

- 6月21日 ● 合同委員会(第1回総務委員会)
  - ・正副委員長指名
  - ・小委員会の設置、所属決定
  
- 7月10日 ● 第1回役員会
  - ・各小委員会の活動計画について
  - ・総務委員会年間活動計画について
  
- 7月24日 ● 第2回総務委員会
  - ・各小委員会の活動計画(活動内容、今後の日程、役割分担等)について
  
- 8月 ● 信大吉谷教授打合せ(7/25)
  - 長野工業高校清水校長打合せ
  - 佐久平総合技術高校打合せ
  - 松本大学への説明
  - 第1回次世代人財づくり小委員会
  
- 9月 ● 第1回働き方改革・担い手確保小委員会
  
- 9月 ● 第2回次世代人財づくり小委員会
  
- 9月17日 ● 佐久平総合技術高校講義(新任教員等対象)
  
- 10月2日 ● 信州大学水環境・土木工学科との意見交換会
  
- 10月 ● 第2回働き方改革・担い手確保小委員会
  
- 11月 ● 「首都圏等での建設合同就職説明会」への参加

令和7年

- 1月 ● 時間外労働の上限規制に関する課題等の情報収集、整理
  
- 3月 ● 第3回総務委員会
  - ・令和6年度活動報告
  - ・令和7年度活動計画(案)

## 会 員 異 動

令和6年7月

7月25日現在 508社

## 《代表者変更》

支 部	会 社 名	変 更 前	変 更 後
飯 田	小池建設 株式会社	鶯巢 宏臣	小池まなみ
松 筑	株式会社 村瀬組	村瀬 直美	村瀬 陽一
松 筑	ハシパテクノス 株式会社	西沢 正之	田口 京弥
長 野	長電建設 株式会社	宮下 和彦	関 秀希
長 野	藤森建設工業 株式会社	藤森 将一	小黒 公洋
長 野	株式会社 守谷商会	吉澤 浩一郎	伊藤 由郁紀

## 《所在地変更》

支 部	会 社 名	変 更 前	変 更 後
安曇野	有限会社 藤原興業	安曇野市豊科田沢 5406-1	安曇野市豊科田沢 5305-1
諏 訪	株式会社 今井緑化総業	茅野市城山 16-5	茅野市豊平 1956-8

★ 顧問  
 ◎ 会長  
 ○ 副会長  
 ▲ 担当副会長  
 ※ 常任理事

△ 担当常任理事  
 ◇ 特任理事  
 ● 専務理事  
 ■ 常務理事  
 □ 監事

## 7月行事予定表

7月25日現在

日	曜日	協 会	関 連
16	火		
17	水	▲ 施工・品質確保分科会 (協会)	
18	木		▲ 信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会 10:30(県庁特別会議室)
19	金		
20	土		
21	日		
22	月	▲ 維持管理・危機管理分科会10:00 (協会)	技士会正副会長会議10:00 (協会)
23	火	▲◇■ 佐久穂町打合(中学校聯場体験学習) 10:30 (佐久穂町役場)	
24	水	▲● 第2回総務委員会10:00 (協会) ▲● 技術力の確保・向上分科会13:15 (協会)	
25	木	◎○◇●■ 正副会長会議 10:00 (協会) ◎○※◇●■ 常任理事会 13:30 (協会)	
26	金		■ 全建社会貢献活動推進月間中央行事 14:00 (経団連会館) ● 国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会準備委員会第9回総会 14:20(web)
27	土		◎ 山岸喜昭氏 県議会議長就任を祝う会 11:00 (小諸市)
28	日		
29	月	◎○◇●■ 見坂茂範氏への推薦状手交16:00(協会) 2級土木施工管理技士試験準備講座(~30日)(南安農農業高校)	
30	火		
31	水		

- |         |          |
|---------|----------|
| ★ 顧問    | △ 担当常任理事 |
| ◎ 会長    | ◇ 特任理事   |
| ○ 副会長   | ● 専務理事   |
| ▲ 担当副会長 | ■ 幹務理事   |
| ※ 常任理事  | □ 監事     |

8月行事予定表

7月25日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	木		
2	金		◎○△ 南信ブロック正副支部長会議（飯田市） 技士会新旧役員会議 15:00（協会）
3	土		
4	日		
5	月		
6	火	◇●■ 少子化・人口減少対策戦略方針策定に向けた意見交換会 10:30（県庁議会議棟403）	
7	水		
8	木	◎○◇●■ 地域を支える検討会議（全体会議）10:00（長野県土地改良会館） ◎○◇●■ 正副会長会議 15:00（J・ホム'ラン長野） ★◎○◇●■ 暑気払い17:30（J・ホム'ラン長野） 2級土木施工管理技士試験準備講座（～9日）（協会会議室） 2級建築施工管理技士試験準備講座（～9日）（長野工業）	
9	金		
10	土		
11	日	山の日	
12	月	山の日振替休日	
13	火	休業（一斉休暇）	
14	水	盆休み	
15	木	盆休み	

- |         |          |
|---------|----------|
| ★ 顧問    | △ 担当常任理事 |
| ◎ 会長    | ◇ 特任理事   |
| ○ 副会長   | ● 専務理事   |
| ▲ 担当副会長 | ■ 常務理事   |
| ※ 常任理事  | □ 監事     |

8月行事予定表

7月25日現在

日	曜日	協 会		
16	金	盆休み		
17	土			
18	日			
19	月	2級土木・建築施工管理技士試験準備講座(～20日)(飯田OIDE長雄)		
20	火			
21	水			
22	木			
23	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関プロ専務会議 11:00 (東京建設会館)</li> <li>◎● 関プロ会長会議 12:00 (東京建設会館)</li> <li>▲■ 女性部会役員会 13:30 (協会)</li> </ul>		
24	土			
25	日			
26	月			
27	火	第二次1級土木施工管理士技術検定講習会(～28日)(松筑建設会館)		
28	水			
29	木			
30	金		●	県道路整備期成同盟会総会 14:30 (厚北館)
31	土			

- ★ 顧問 会長及理事
- ◎ 副会長
- 担当理事
- ▲ 常務
- △ 担当理事
- ◇ 特任事務
- 常務
- 常務
- 監事

9月行事予定表

7月25日現在

日	曜日	協	会	開	速
1	日				
2	月	▲◇■	青木村中学「職場体験・防災学習」12:00 (青木村中学校)		
3	火	◎○●■	保証事業長野協議会 11:00 (未定) 正副会長会議 13:30 (協会)		
4	水	◎◇●■	契約審議会事前説明 9:30 (協会) 第一次・二次2級土木施工管理技術検定講習会 (~8日) (松筑建設会館)		
5	木				◎X
6	金				
7	土		上期 建設業経理検定試験準備 (松筑建設会館)		
8	日		上期 建設業経理検定試験 (松筑建設会館)		
9	月				
10	火				
11	水				
12	木				
13	金	◎●	令和6年度第2回契約審議会 午後 (未定)		
14	土				
15	日				



9月行事予定表

- |   |      |      |   |      |
|---|------|------|---|------|
| ★ | 副会長  | 副会長  | △ | 担当理事 |
| ◎ | 副会長  | 副会長  | ◇ | 特任理事 |
| ▲ | 担当理事 | 担当理事 | ● | 専任理事 |
| ※ | 常任理事 | 常任理事 | ■ | 常務理事 |
|   |      |      | □ | 監事   |

7月25日現在

日	曜日	協 会	開 会	連
16	月	敬老の日		
17	火	佐久平総合技術高校講義pm 経理事務士特別研修(4級) (松筑建設会館) (~18日)		
18	水		◎	全建協職員会13:30(東京2'リンス行)
19	木		◎▲	労災互助会理事会11:30 (グランドビル市ヶ谷)
20	金			
21	土			
22	日	秋分の日		
23	月	振替休日		
24	火		◎	全国産産連会長会議 (福井市)
25	水			
26	木	◎◇●■ 正副会長会議 10:00 (協会) ◎○※◇●■ 常任理事会 13:30 (協会) ◎○◇●■ 入札制度研究会との意見交換会 17:00 (新国際21)		
27	金			
28	土			
29	日			
30	月			

- |         |          |
|---------|----------|
| ★ 顧問    | △ 相当常任理事 |
| ◎ 会長    | ◇ 特任理事   |
| ○ 副会長   | ● 専務理事   |
| ▲ 担当副会長 | ■ 常務理事   |
| ※ 常任理事  | □ 監事     |

10月行事予定表

7月25日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	火		
2	水	◎○◇●■ ▲● 正副会長会議 10:00 (協会) 信大水環境・土木工学科との意見交換会pm(信大工学部)	
3	木	◎○◇●	全国建設業労働災害防止大会 13:15 (東京ビッグサイト) ~4日
4	金		
5	土		
6	日		
7	月		
8	火	◎○●	関東甲信越地方地域懇談会・ブロック会議 13:30 (経団連会館)
9	水	◎○●	全建協連正副会長会議 (長野県開催) (~10日)
10	木		
11	金		
12	土		
13	日		
14	月	(スポーツの日)	◎★▲ 全建協連 東ディモール訪問 (~20日)
15	火		

- ★ 顧問
- ◎ 会長
- 副会長
- ▲ 担当副会長
- ※ 常任理事
- △ 担当常任理事
- ◇ 特任理事
- 専務理事
- 常務理事
- 監事

10月行事予定表

7月26日現在

日	曜日	協	会	閉	連
16	水				
17	木				
18	金				
19	土	/			
20	日	/			
21	月	◎○◇●■ ◎○※□◇●■ ◎□●■	正副会長会議 10:00 (協会) 常任理事会 13:30 (協会) 中間監査 15:00 (協会) 経理事務士特別研修(3級)(松筑建設会館) (~23日)		
22	火				◎×
23	水				◎×
24	木				◎×
25	金				
26	土	/			
27	日	/			
28	月				
29	火	◎●	全連北陸地域懇談会 (新潟市)		
30	水				
31	木				

☆ 取 関  
 ◎ 会 会  
 ○ 副 会  
 ▲ 担 担  
 ※ 常 任 理 事  
 △ 担 担  
 ◇ 任 任  
 ● 務 務  
 ■ 務 務  
 □ 監 事  
 理 事 理 事  
 理 事 理 事  
 理 事 理 事  
 理 事 理 事  
 理 事 理 事

11月行事予定表

7月25日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	金		建災防全国支部事務局長会議 13:30
2	土		
3	日		
4	月		
5	火	◎○◇●■ 正副会長会議 10:00 (協会)	
6	水		
7	木		
8	金		●■ 建退共関東甲信越ブロック担当者会議14:00(メトロポリタン長野)
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		
13	水		◎▲ 労災互助会理事会11:30 (グランドヒル市ヶ谷)
14	木		
15	金		

11月行事予定表

7月25日現在

- ★ 顧問
- ◎ 副会長
- 会長
- ▲ 担当理事
- ※ 常務
- △ 専任理事
- ◇ 持任理事
- 専務
- 事務
- 監事

日	曜日	協	会	関	連
16	土				
17	日				
18	月				
19	火	◎●	全建全国会長会議 13:20 (経団連会館) 関プロ会長会総談会 17:00 ( )		◎×
20	水	◎●			◎×
21	木			◎●	全建協連 正副会長会議 13:30 理事会 14:30 専務理事・事務局長等会議 14:00 (如水会館)
22	金				
23	土				
24	日				
25	月				
26	火				
27	水	◎○◇●■ ◎○※◇●■ ◎○※□◇●■	正副会長会議 9:30 (ホテル国際21 葉) 常任理事会 10:30 (ホテル国際21 千歳) 理事会 12:30 (ホテル国際21 千歳)	◎○※□◇●■	建炭防安全大会 13:30 (ホテル国際21 千歳)
28	木				
29	金				
30	土				

事務連絡

令和6年7月吉日

各 位

「足立敏之君と語る会」事務局

謹啓 皆様にはご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のご高配を賜り心より感謝申し上げます。

さて、本年も「足立敏之君と語る会」を開催いたしたく準備を進めさせていただいております。

国会が閉会しましたので、これより皆様にご案内の連絡をさせていただきますが何分、期日が迫っておりますので、先ずは、開催日時、場所などについてご連絡をさせていただきます。

- 日 時 令和6年9月3日(火) 午後6時 開会
- 場 所 東京プリンスホテル 鳳凰の間 (2F)  
東京都港区芝公園3-3-1 Tel 03-3432-1111
- 会 費 20000円

※本会は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティで開催します。

なお、入場券が準備できましたら、改めて、事務局よりご連絡を取らせていただきますので宜しく願いいたします。

《事務局》 参議院議員足立敏之事務所  
国 会事務所：本田 03-6550-0501  
e-mail : office2@adachi-t.jp  
後援会事務所：岡本 03-6256-8336  
e-mail : office15@adachi-t.jp

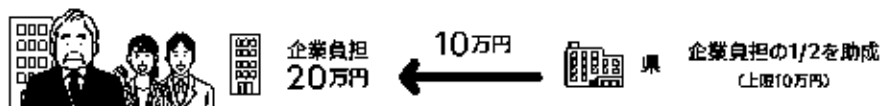
Supporting corporate social responsibility activities

# 法人の奨学金返還費用を 県が肩代わり。\*

社会的責任活動（CSR）へ積極的に取り組む  
法人向け補助制度のご案内

従業員への奨学金返還支援の負担額を助成します。

年間20万円の返還支援してる法人の例



進学率の上昇や進学費用の高騰により、新社会人の半数以上が進学時の奨学金を返還しています。その負担が社会問題となっており、法人が自ら返還を肩代わりする時代となっています。これに対応して、県や一部の市町村では奨学金返還費用の一部を補助する制度を実施しています。自社のCSR活動の拡大や継続に向け、この補助制度の利用をご検討ください。

詳細・申請書等はウェブサイトをご覧ください。

「ニューカ」/NAGANO <https://www.shukatsu-nagano.jp/scholarship>

長野県奨学金返還支援制度 検索



〒380-8570 長野市大字南長野字榎下692-2  
TEL:026-235-7118 FAX:026-235-7327  
E-mail: nodokoyo@pref.nagano.lg.jp

## 長野県の補助 他の支援(補助金・助成金等)制度との併用が可能です。

### 補助対象企業

長野県に本社等  
資本金10億円未満

県内に本社等を置く資本金10億円未満の中小企業、NPO、社会福祉法人、公益法人等

就業規則社内規定等

奨学金返還支援制度を設けている

県「職場いきいきアドバンスカンパニー」に1コース以上認証されている

国の認定制度「くるみん」「えるほし」「ユースエール」を取得の場合、実施報告の時点において、「職場いきいきアドバンスカンパニー」を取得することを前編に申込みが可能です。

- 同一の大企業又はその支配下にある企業が発行済株式の総数又は出資額の総額の2分の1以上を保有していない
- 大企業の役員又は職員を兼ねる者が役員総数の2分の1以上を占めていない
- 国又は地方公共団体が補助事業者の発行済株式の総数又は出資額の総額の2分の1以上を保有していない
- 国又は地方公共団体の職員を兼ねる者が役員総数の2分の1以上を占めていない
- 雇用関係の適用事業主である
- 専業の未だがない
- 事業分野が、日本経済連盟分類の大分類(公称)に属さない
- 事業分野が、住民生活関連(児童・高齢者)若しくはこれらの一部を業務とする営業を行っていない又は公共施設に属さない
- 暴力団との関係がない
- 申請日から過去3年間に労働関係法令その他の法令に係る重大な違反をしていない

### 補助内容

- 対象経費 従業員の奨学金返還を代理して、企業が学生支援機構に対し直接返還するが、企業が奨学金返還費用を対象従業員に給付した額
- 補助割合 1/2 ●上限額 10万円(支援対象従業員1人あたり・年額)
- 上限人数 3人(1社あたり・各年度)

【次に該当する場合は5人(1社あたり・各年度)】

いずれか1つ取得 もしくは 各認証を2つ以上取得

例1

例2

●補助期間 入社した年度を含め5会計年度(支援対象従業員1人あたり)

例:20万円/年の代理返還を行った場合

企業負担 20万円 ← 10万円 県 企業負担の1/2を助成(上限10万円)

例:毎年3名が対象となり、交付申請を行った場合の補助金額

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
計30万円	計60万円	計90万円	計120万円	計150万円

### 対象従業員

- 対象企業が返還支援制度を創設後、採用された者(中途採用者を含む)
- 雇用期間の定めのない正社員である者

### お手続きの流れ

採用決定例に申請手続きをお願いたします。

採用決定 → 交付申請 → 交付決定 → 入社後最初の手当支給(給与) ※交付決定前の支給分は補助対象外です。 → 実施報告 → 補助金交付

補助金の申請手続きは毎年度行う必要があります。

### 市町村の補助

支援対象が企業が個人であるかなど条件等詳細は各市町村の奨学金返還支援担当課へお問い合わせください。

他の支援(補助金・助成金等)制度の手続きの流れ

### 奨学金返還支援を実施している長野県内市町村

長野市/松本市/上田市/岡谷市/飯田市/駒野市/須坂市/小穂市/伊那市/駒ヶ根市/大町市/飯山市/塩尻市/佐久市/千曲市/小海町/南相木村/北相木村/佐久穂町/立科町/下諏訪町/富士見町/箕輪町/飯島町/南箕輪村/中川村/宮田村/松川町/阿南町/阿智村/下條村/荒木村/天麻村/妻小村/善本村/豊丘村/王滝村/大泉村/木曾町/生坂村/白馬村/小谷村/山/内町/信濃町/大鹿村

令和5年6月1日現在



他の都道府県、市町村の情報は <https://www.chisou.jp/eousei/about/shougakukin/index.html> 奨学金 地方定着 デジタル田園 検索 地方創生

お問い合わせ先 0120-640-234 syokuba@ecure.co.jp 平日9時-17時 次項目を記載しお送りください。法人名/名前/連絡先/支援・相談の内容

制度導入検討などお気軽にご相談ください。奨学金返還制度の導入のほか、職場いきいきアドバンスカンパニー認証の申請の支援、制度等のアドバイスや事例のご説明など専門のアドバイザーをご利用いただけます。費用は必要ありません。



奨学金返還をサポートする法人の負担を助成する制度の利用をご検討ください。

**長野県の補助** 他の支援(補助金・助成金等)制度との併用が可能です。

**補助対象企業**

長野県に... 資本金 10万円以上  
本社等... 未定

県内に本社等を含む資本金10万円未満の中堅企業、NPO、社会福祉法人、公益法人等

**就業規則**  
社内規定等

奨学金返還支援制度を実施している

県内最大規模のアドバンスカンパニーに10コース以上認定されている

国の認定制度「くもみん」に認定されたコース  
「アドバンスカンパニー」を申請することにより認定を受けることが可能です。

※1-1000円以上の奨学金返還を行う企業は、その返還額が100万円以上であることが必要です。  
※2-1000円以上の奨学金返還を行う企業は、その返還額が100万円以上であることが必要です。  
※3-1000円以上の奨学金返還を行う企業は、その返還額が100万円以上であることが必要です。  
※4-1000円以上の奨学金返還を行う企業は、その返還額が100万円以上であることが必要です。  
※5-1000円以上の奨学金返還を行う企業は、その返還額が100万円以上であることが必要です。  
※6-1000円以上の奨学金返還を行う企業は、その返還額が100万円以上であることが必要です。  
※7-1000円以上の奨学金返還を行う企業は、その返還額が100万円以上であることが必要です。  
※8-1000円以上の奨学金返還を行う企業は、その返還額が100万円以上であることが必要です。  
※9-1000円以上の奨学金返還を行う企業は、その返還額が100万円以上であることが必要です。  
※10-1000円以上の奨学金返還を行う企業は、その返還額が100万円以上であることが必要です。

**補助内容**

●対象従業員 従業員の奨学金返還を代理して、企業が学生支援機構に対し負担返還するが、企業が奨学金返還費用を対象従業員に給付した事

●補助割合 1/2 ※上限額 10万円(奨学金返還額1人あたりの年間)

●上限人数 5人(1社あたり・各年度)  
[次に該当する場合は5人(1社あたり・各年度)]

いずれか1つ適用 各認定書2つ以上取得  
例1 (株)ABC株式会社 (株)DEF株式会社  
例2 (株)GHI株式会社 (株)JKL株式会社

●補助期間 入社した年度を含め5会計年度(支援対象従業員1人あたり)  
例: 20万円/年の代理返還を行った場合  
企業負担 20万円 ← 10万円 → 企業負担の1/2を助成 (10万円)

例: 毎年2名が対象となり、実付金額を行った場合の計算書

30万円 → 30万円 → 30万円 → 30万円 → 30万円 → 30万円  
計30万円

30万円 → 30万円 → 30万円 → 30万円 → 30万円 → 30万円  
計60万円

30万円 → 30万円 → 30万円 → 30万円 → 30万円 → 30万円  
計90万円

30万円 → 30万円 → 30万円 → 30万円 → 30万円 → 30万円  
計120万円

30万円 → 30万円 → 30万円 → 30万円 → 30万円 → 30万円  
計150万円

**対象従業員**

●対象企業が奨学金返還制度を適用していること(申請承認済企業等)  
●雇用期間の定めのない正社員であること

**お手続きの流れ**

1. 申請書提出 (企業) → 2. 受理 (県) → 3. 審査 (県) → 4. 承認 (県) → 5. 入金 (県) → 6. 支給 (企業) → 7. 返還 (学生)

※1-1000円以上の奨学金返還を行う企業は、その返還額が100万円以上であることが必要です。

**市町村の補助**

奨学金返還支援制度を実施している長野県内市町村

支援対象が企業か個人かであるか  
など条件等詳細は各市町村の奨  
学金返還支援担当課へお問い合わせ  
ください。

他の支援(補助金・助成金等)制度との併用の流れ

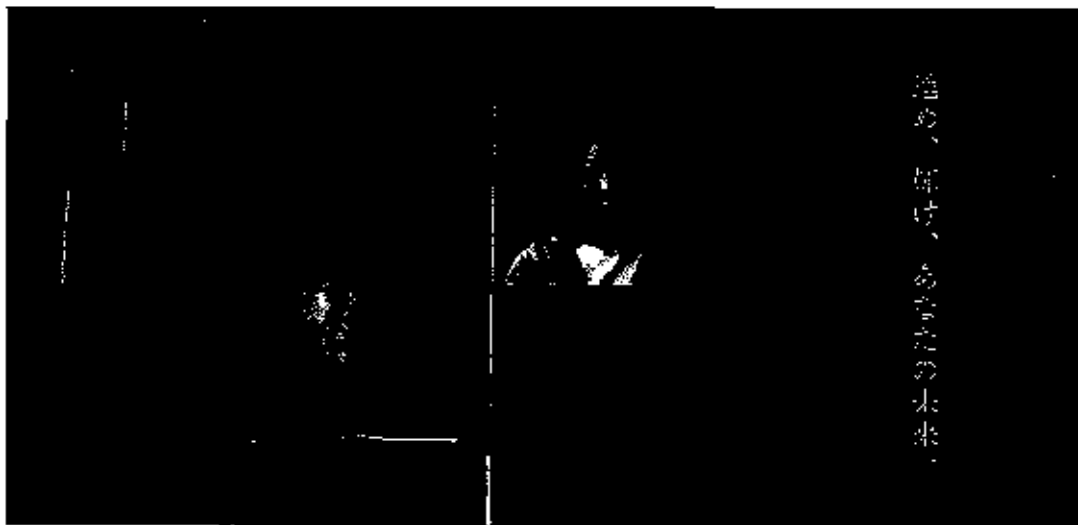
市町村 企業支援課 奨学金返還支援課 奨学金返還支援課 奨学金返還支援課  
市町村 個人支援課 奨学金返還支援課 奨学金返還支援課 奨学金返還支援課

※詳細は各市町村へご確認ください。

他の長野府県、市町村の情報は 奨学金 地方支援 アドバンスカンパニー 検索 地方創生  
内閣府のウェブサイトをご覧ください。 <http://www.chiku.go.jp/irun/chaan/chaan/chaan/index.html>

制度導入検討などお気軽にご相談ください。  
奨学金返還制度の導入のほか、毎月1回アドバンスカンパニー認定  
の申請の支援、認定書のアドバイスや事例のご紹介など専門のアド  
バイザーをご利用いただけます。費用は必要ありません。

# 学生時代の奨学金 会社が肩代わり。



企業 企業の奨学金返還支援 (代理返還)  
制度導入のご案内





## 企業の奨学金代理返還が広がっています。

奨学金返還支援制度を早めにご導入しましょう

従業員が学生時代に借りた奨学金を企業が返還する「奨学金代理返還制度」の導入が全国的に広がっています。奨学金返還支援制度は企業が社会人としてスタートする際に大きな負担となり、社会負担にもなっています。

勤続期間や賞与額に追加で、スピーディーに利便を導入できます。コンパクトな様式を使用すればA4片面に収まります。



### メリット

#### 企業の社会的取組CSR

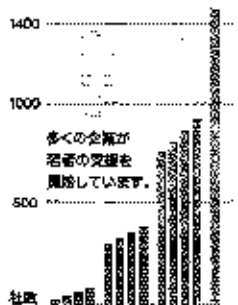
奨学金が豊富の中で、従業員への福利は社会的責任とされています。そのため、奨学金の返還支援制度の導入が企業の社会的責任であるCSRの一環として広がっています。

#### 就職先選択の新たなポイント

奨学金返還支援制度への学生の注目は高まっており、採用力にプラスとなります。導入企業は、シューカツナGANOの特典ページで紹介されます。シューカツナGANO

#### 「人材の定着」で更なる価値

企業の従業員は奨学金の返還を支援することで、従業員の帰属意識が高まり、離職率の低下が期待できます。



多くの企業が若者の定着を期待しています。  
R3/4 R4/4 R5/1 R5/2  
日本学生支援機構の奨学金返還支援制度の導入企業数

### 奨学金返還の3パターン

**① 返還制度なし**

日本学生支援機構等  
手取りの給与から返済  
奨学金を借っている従業員  
給与

企業は従業員の奨学金返還申請に関係せず、従業員が手取り給与から奨学金返還を行います。

**② 給与・返還費用を支給**

日本学生支援機構等  
手取りの給与・手取から返済  
奨学金を借っている従業員へ返還費用を支給  
奨学金返還支援手当として支給

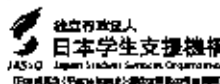
給与(手当)として支給される場合、従業員の所得税や住民税、社会保険料の増加と、労務上に社会保険料が増加する可能性があります。

**③ 代理返還**

日本学生支援機構等  
奨学金返還支援(代理返還)制度  
奨学金を借っている従業員  
企業が借主に返済  
企業が借主に返済  
代理返還分は所得とみなされないうえ全額控除が適用可能です。従業員の所得税や住民税、社会保険料の増加が避けられ、支援を行うことができます。

### 企業の奨学金返還支援(代理返還)制度について

企業の奨学金返還支援(代理返還)制度は、雇用する従業員の奨学金返還を企業が日本学生支援機構(以下省略)に直接返還する仕組みです。



#### 返還費用は損金算入

企業によって、代理返還は従業員の奨学金返還を行うための支出と見なされ、給与として処理されます。また、「課税対象」の対象となる支給額に該当するため、一定の要件を満たす場合には、法人税の税額控除を受けられることができます。

#### 標準報酬月額には変わらない

標準への返還金は、通常は報酬に含まれないため、社会保険料の算定基準となる標準報酬月額に変更はありません。すでに手当として支給している場合は、代理返還に切り替えることで、労務者と企業の間での社会保険料負担を減らす可能性があります。

#### 従業員の税負担軽減へ

企業が直接日本学生支援機構に返金することで、従業員の通常の給与と返還額が区分されます。このため、返還額に相当する所得税や住民税などの給与に基づく税金は非課税または控除される場合があります。

### 返還に必要な年間費用(大学学部・院部部)

区分	学業			下宿・アパート・その他		
	国立	公立	私立	国立	公立	私立
学費	473,100円	586,800円	1,178,700円	582,400円	559,000円	1,336,100円
生活費	624,800円	802,100円	842,400円	1,099,400円	1,024,400円	1,065,700円
計	1,297,900円	1,390,900円	2,021,100円	1,681,800円	1,583,400円	2,403,800円
4年の合計	5,191,600円	5,563,600円	8,084,400円	6,727,200円	6,333,600円	9,615,200円

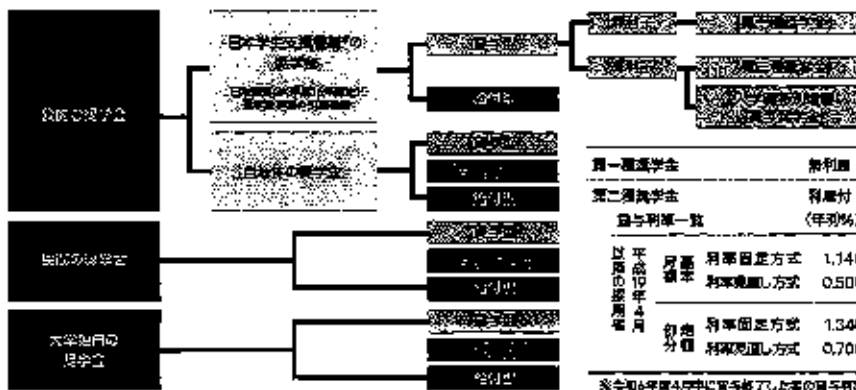
※1: 奨学金/1ヶ月の返済額/学費/生活費/下宿費/その他  
※2: 国立/公立/私立  
※3: 国立/公立/私立  
※4: 国立/公立/私立  
※5: 国立/公立/私立  
※6: 国立/公立/私立  
※7: 国立/公立/私立  
※8: 国立/公立/私立  
※9: 国立/公立/私立  
※10: 国立/公立/私立

### 奨学金を返給している学生の割合

区分	年度	返給率	返給率の向上に期待	
			返給率向上	返給率向上
大学(院部部)	令和2年	49.4	28.60	42.3
	令和4年	53.0	28.33	39.3
短大(院部部)	令和2年	56.9	28.50	38.5
	令和4年	61.5	28.28	37.9
修士課程	令和2年	49.5	27.77	40.6
	令和4年	51.0	30.60	37.7
博士課程	令和2年	62.2	30.84	35.7
	令和4年	58.9	28.47	34.1
専門学位課程	令和2年	37.1	10.2	40.6
	令和4年	41.4	11.54	45.8

※1: 日本学生支援機構の奨学金返還支援制度の導入企業数

### 奨学金の種類



### 返還時の金額等

返還形態	返還形態	貸付月額	返済回数	返済月額	返済回数(年数)	
						返還形態
国・公立	自宅	45,000円	48か月	2,160,000円	12,857円	168回(14年)
	自宅外	51,000円	48か月	2,448,000円	13,600円	180回(15年)
私立	自宅	54,000円	48か月	2,592,000円	14,400円	180回(15年)
	自宅外	64,000円	48か月	3,072,000円	14,222円	216回(18年)
貸付月額	貸付月額	返還月額	返済回数	返済月額	返済回数(年数)	
	30,000円	1,440,000円	1543,214円	9,892円	156回(13年)	
	50,000円	2,400,000円	2,597,188円	14,428円	180回(15年)	
	80,000円	3,840,000円	4,257,117円	17,737円	240回(20年)	
100,000円	4,800,000円	5,321,420円	22,172円	240回(20年)		

※1: 日本学生支援機構の奨学金返還支援制度の導入企業数

6 労雇第 200 号  
令和 6 年（2024 年）7 月 18 日

東京事務所長  
介護支援課長  
産業政策課長  
山岳高原観光課長  
国スポ・全障スポ準備課長 様  
農村振興課長  
信州の木活用課長  
建設政策課長  
技術管理室長

労働雇用課長

「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」の周知について（依頼）

当課では、人口減少が進む中で、企業の若者人材の確保が特に難しくなると考えられることから、新卒等学生の県内企業への就職促進について重点的に取り組んでおります。

県内企業の魅力を高め、学生から「選ばれる」企業を増やすため、企業選定の理由として上位に挙げられることの多い「福利厚生」を向上させる取組の一環として、奨学金返還支援制度を設ける企業に向けて、標記事業を実施しています。

については、より多くの企業に本事業をご利用いただき、学生に選ばれる企業を 1 社でも増やすため、お忙しい中お手数をおかけしますが、貴課（所・室）においてつながりのある企業・団体に対し、本事業について、情報提供いただきますようお願いいたします。

○ 添付資料

- ・奨学金返還支援制度サポート事業に関するチラシ（企業向け概要版 A 4）PDF
- ・奨学金返還支援制度サポート事業に関するチラシ（企業向け詳細版 A 3）PDF
- ・情報配信「案内文」（※メール等で情報配信をする場合に御活用ください。）

（問合せ先）

担 当	労働環境係 櫻井、目下部
電 話	026-235-7118(直通)
F A X	026-235-7327
電子メール	rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

(情報配信「案内文」)

## 奨学金返還支援制度導入企業サポート事業についてのご案内

(対象となる団体・業界等の名称を入力) 企業のみなさま

※本事業は資本金 10 億円未満の中小企業のみなさまを対象としています。

県では県内企業の魅力を高め、学生から「選ばれる」企業を増やすための支援を行っています。

この一環として、奨学金返還支援制度を設ける企業に向けて、「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」を実施しています。

この事業は、学生が企業を選定する際の理由として上位に挙げられることの多い「福利厚生」を充実させる取組として、従業員への奨学金返還支援制度を設けるなど所定の要件を満たした県内の中小企業等に対して、負担額の一部を助成するものです。

制度導入により、企業ブランド力向上や人材確保の面で効果が期待できるほか、導入企業は専用サイトで紹介され、学生等求職者への PR を行うことができます。

詳細は別添チラシ<sup>※</sup>をご覧ください。

また、専用サイトでも情報を掲載しておりますが、不明な点がございましたら下記担当までお気軽にお問い合わせください。

専用サイト URL : <https://www.shukatsu-nagano.jp/scholarship>

〈奨学金返還支援制度の導入に関するお問合せ・相談〉

イーキュア株式会社 (令和 6 年度 選ばれる職場づくり推進事業受託者)

☎0120-640-234 ✉syokuba@ecure.co.jp

〈補助金に関するお問合せ〉

長野県産業労働部労働雇用課労働環境係 (担当: 櫻井、日下部)

☎026-235-7118 ✉rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

◆◆すでに奨学金返還支援制度を導入している企業を県の専用サイトで紹介しています◆◆  
掲載を希望される企業は長野県産業労働部労働雇用課 (☎026-235-7118) へご連絡ください。  
企業掲載サイト URL: [www.shukatsu-nagano.jp/scholarship-student](http://www.shukatsu-nagano.jp/scholarship-student)